



東北大学

2025年度
(令和7年度)

学 生 便 覧

東北大学大学院農学研究科
東北大学農学部

2025年度

(2025. 4~2026. 3)

4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土	
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	1	2	3	4	
	6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25	
	27	28	29	30	…	…	…		26	27	28	29	30	31	…	
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…	
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土	
	…	…	…	…	1	2	3		…	…	…	…	…	…	1	
	4	5	6	7	8	9	10		2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	
	…	…	…	…	…	…	…		30	…	…	…	…	…	…	
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	7		…	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27	
	29	30	…	…	…	…	…		28	29	30	31	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…	
7月	日	月	火	水	木	金	土	2026年1月	日	月	火	水	木	金	土	
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	…	…	1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17	
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31	…	…		25	26	27	28	29	30	31	
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…	
8月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土	
	…	…	…	…	…	1	2		1	2	3	4	5	6	7	
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14	
	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21	
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28	
	24	25	26	27	28	29	30		…	…	…	…	…	…	…	
	31	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…	
9月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土	
	…	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	
	7	8	9	10	11	12	13		8	9	10	11	12	13	14	
	14	15	16	17	18	19	20		15	16	17	18	19	20	21	
	21	22	23	24	25	26	27		22	23	24	25	26	27	28	
	28	29	30	…	…	…	…		29	30	31	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…	

2026年度

(2026. 4~2027. 3)

4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4		…	…	…	…	1	2	3
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	…	…		25	26	27	28	29	30	31
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	1	2		1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14
	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	30	…	…	…	…	…
31	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	3	4	5	6		…	…	1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	28	29	30	…	…	…	…		27	28	29	30	31	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
7月	日	月	火	水	木	金	土	2027年1月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4		…	…	…	…	…	1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	…		24	25	26	27	28	29	30
…	…	…	…	…	…	…	31	…	…	…	…	…	…	…	
8月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	1		…	1	2	3	4	5	6
	2	3	4	5	6	7	8		7	8	9	10	11	12	13
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27
	23	24	25	26	27	28	29		28	…	…	…	…	…	…
30	31	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
9月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5		…	1	2	3	4	5	6
	6	7	8	9	10	11	12		7	8	9	10	11	12	13
	13	14	15	16	17	18	19		14	15	16	17	18	19	20
	20	21	22	23	24	25	26		21	22	23	24	25	26	27
	27	28	29	30	…	…	…		28	29	30	31	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	

学 校 教 育 法 (抜 萃)

(昭 和 22 年 3 月 31 日 法 律 第 26 号)

大 学 は、学 術 の 中 心 と し て、広 く 知 識 を 授 け る と
と も に、深 く 専 門 の 学 芸 を 教 授 研 究 し、知 的、道 徳
的 及 び 応 用 的 な 能 力 を 展 開 さ せ る こ と を 目 的 と す
る。(第83条)

大 学 院 は、学 術 の 理 論 及 び 応 用 を 教 授 研 究 し、そ
の 深 奥 を き わ め、又 は 高 度 の 専 門 性 が 求 め ら れ る
職 業 を 担 う た め の 深 い 学 識 及 び 卓 越 し た 能 力 を 培
い、文 化 の 進 展 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る。
(第99条)

2025年度(令和7年度) 授業日程

学期	区 分	全学教育	農 学 部	農学研究科
第 一 学 期	入 学 式		4月3日(木)	4月3日(木)
	新入生オリエンテーション		4月3日(木)	4月7日(月)
	2年生オリエンテーション		4月3日(木)	
	3年生オリエンテーション		4月3日(木)	
	授 業	4月8日(火)～8月7日(木)	4月8日(火)～8月7日(木)	4月8日(火)～8月7日(木)
	(第1クォーター)	4月8日(火)～6月10日(火)	4月8日(火)～6月10日(火)	4月8日(火)～6月10日(火)
	(第2クォーター)	6月4日(水)～8月7日(木)	6月4日(水)～8月7日(木)	6月4日(水)～8月7日(木)
	創 立 記 念 日	6月22日(日)	6月22日(日)	6月22日(日)
第 二 学 期	夏 季 休 業	8月8日(金)～9月30日(火)	8月8日(金)～9月30日(火)	8月8日(金)～9月30日(火)
	授 業	10月1日(水)～2月3日(火)	10月1日(水)～2月3日(火)	10月1日(水)～2月3日(火)
	(第3クォーター)	10月1日(水)～12月1日(月)	10月1日(水)～12月1日(月)	10月1日(水)～12月1日(月)
	(第4クォーター)	11月27日(木)～2月3日(火)	11月27日(木)～2月3日(火)	11月27日(木)～2月3日(火)
	大学祭実施に伴う休業	10月24日(金)	10月24日(金)	10月24日(金)
	冬 季 休 業	12月27日(土)～1月4日(日)	12月27日(土)～1月4日(日)	12月27日(土)～1月4日(日)
	大学入学共通テスト実施に伴う休業	1月16日(金)	1月16日(金)	1月16日(金)
	学 期 末 休 業	2月4日(水)～	2月4日(水)～	2月4日(水)～

※ 補講及び試験はそれぞれの授業期間中に適宜行う。

目 次

1. 沿革と概要	
• 沿革と概要	1
• ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー	6
• 農学研究科の専攻	11
• 農学研究科附属施設	12
• 農学研究科の組織と構成	20
• 農学部組織と構成	21
• 学科及び研究室の内容	22
• 主な研究装置	50
2. 学部教育課程及び履修方法等	
• 教育課程	51
• 全学教育科目表及び履修方法	56
• 専門教育科目表及び履修方法	63
• 履修手続等	76
• 学科及びコースの定員・所属決定	81
• 「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づく単位互換制度について	84
3. 大学院教育課程及び履修方法等	
• 大学院（農学研究科）の授業科目, 単位数及び履修方法	87
• 前期課程及び後期課程の修了要件	93
• 履修手続等	94
• 修士論文	97
• 博士論文	98
• 大学院共通科目	99
• 研究科横断科目	100
• 学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する博士前期2年の課程 の1年次学生の皆さんへ	101
• 学際高等研究教育院における学生等に対する支援について	102
• 国際共同大学院プログラムについて	105
4. 学生生活	
• クラス担任, コース代表及び専攻長	125
• 農学部・農学研究科学生心得	127
• 学生支援関係	135
• 国際交流支援室	135
• 海外留学について	136
5. 資格等	
• 教育職員免許状の取得について	139
• 食品衛生監視員並びに食品衛生管理者の資格取得について	151

6. 諸規程等

(学部関係)

• 東北大学学部通則	157
• 東北大学学部通則細則	173
• 東北大学全学教育科目等規程	176
• 東北大学農学部規程	180
• 東北大学農学部履修内規	187
• 農学部における全学教育科目等の履修に関する申し合わせ	191
• 全学教育科目表及び履修方法	192

(大学院関係)

• 東北大学大学院通則	198
• 東北大学大学院通則細則	225
• 東北大学大学院共通科目規程	228
• 東北大学大学院農学研究科規程	231
• 東北大学大学院農学研究科履修内規	239

(共通)

• 農学部・農学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ	247
-------------------------------------	-----

(学位関係)

• 東北大学学位規程	248
• 東北大学大学院農学研究科修士学位論文審査内規	257
• 東北大学大学院農学研究科課程博士審査内規	259
• 東北大学大学院農学研究科論文博士審査内規	261
• 学位論文等予備審査会に関する申合せ	264
• 学位論文提出に係る公表論文に関する申合せ	265
• 大学院の課程を経ない者の論文博士審査に係る公表論文に関する申合せ	266
• 農学研究科 学位論文に係る評価に当たっての基準	267

(その他)

• 東北大学研究生規程	271
• 東北大学研究生規程細則	274
• 東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	275
• 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	279
• 学生団体・集会・掲示・印刷物配布等の内規	287
• 農学部・農学研究科国際交流室使用内規	290
• 東北大学附属図書館農学分館利用規則	291
• 東北大学大学院農学研究科・農学部学生事故処理指針	296
• 国立大学法人東北大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程	297
• 東北大学大学院農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館におけるハラスメントの防止等に関する内規	303
• 東北大学農学部翠生会会則	306
• 東北大学農学部同窓会会則	309

7. 教職員一覧

• 東北大学大学院農学研究科・農学部教職員一覧	313
-------------------------------	-----

1. 沿革と概要

- ・ 沿革と概要
- ・ ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー
- ・ 農学研究科の専攻
- ・ 農学研究科附属施設
- ・ 農学研究科の組織と構成
- ・ 農学部組織と構成
- ・ 学科及び研究室の内容
- ・ 主な研究装置

1. 沿革と概要

東北大学農学部は旧制の東北帝国大学の5番目の学部として、終戦直後の1947年に創設された。1946年11月に文部省の省議で設置が決められ、翌年2月勅令第139号をもって、農産学科4講座、畜産学科2講座、水産学科1講座の合わせて7講座が承認された。学部新設にあたっては、東北の自然環境条件の特殊性、農・畜・水産業の発展による開発・振興、食糧増産による国民生活の安定など、地理的・自然的条件に加え、終戦直後という時代の要請を色濃く反映している。

東北大学における農学部の歴史は、1907年札幌農学校を母体に開設された東北帝国大学農科大学に始まる。これは東北帝国大学の創立でもあり、東北大学の誕生でもあった。しかしながら、東北帝国大学農科大学は、1918年に北海道帝国大学農科大学に分離され、以降終戦まで農学部の再設置は強く要求されたものの東北帝国大学に農学部が設置されることはなかった。

一方、1939年第6代総長本多光太郎在任時に、農学部とは別に農学研究所が東北帝国大学に設置された。そして、農学部の創設は終戦直後の社会情勢、中でも深刻な食糧難が大きく関係し、平和国家建設のためには科学技術の振興発展が不可欠になるとして、戦前からの東北帝大の農学部設置運動も功を奏し、既設の帝国大学農学部の型や枠にとらわれない、しかも東北の地域に根差した独特の農学部が発足することになった。初年度は、女子1名を含む43名の新入学生を迎えた。初代農学部長には、東京帝国大学教授で本学部の兼務教授となった佐々木林治郎教授が就任した。しかし、終戦直後のきわめて厳しい国家財政のもと、研究室や実験設備はすべて他学部のものを借り、予算も他学部からの支援に頼るなど、教育研究環境は非常に劣悪であった。また、7講座の設置は認められていたものの、創立時の専任教員は藤原彰夫教授一人だけであった。

学部創設2年後の1949年3月に第1回の教授会が開催され、第2代学部長に福家豊教授が就任した。同年5月に新制東北大学が発足し、農学部の拡充改組も行われ、農産学科6講座、畜産学科7講座、農芸化学科4講座、水産学科4講座の合わせて21講座となった。一方、キャンパス整備に関しては、当初は盛岡農林専門学校（後の岩手大学農学部）との合併も検討されたが、進駐軍の大学設置に関する軍指令により実現せず、宮城県との交渉を経て、1949年より1953年にかけて北六番丁雨宮地区の旧制第二高等学校跡地にキャンパスを整備することとなった。しかし、雨宮地区には戦災で校舎を失った宮城県立第一女子高等学校のキャンパス設置も進められており、また同じく戦災で校舎を失った宮城県立女子専門

学校との包括問題と併せて、宮城県と協議が行われた。その結果、新制農学部は宮城県立女子専門学校を家政学科として受入れることになり、第一女子高等学校は現在の八幡1丁目に移転することとなった。農学部には家政学科3講座が加わり、5学科24講座となった。家政学科は、生活科学科を経て1960年食料化学科に改組され、農芸化学に1講座、水産学科に1講座、食料化学科に2講座が増設され、5学科28講座となった。そして、1961年に農学部と工学部の青葉山に総合移転する計画が立案され、1965年には全学の青葉山移転計画推進本部によって農学部の青葉山第一陣移転が決定されるが、実現には至らなかった。以後、雨宮地区で施設整備を進め、活発な研究教育活動を展開していくことになった。

一方、大学院の設置は、1953年に農学の理論や応用を研究し、広く文化の発展に貢献することを目的に、農学、畜産学、農芸化学、水産学の4専攻からなる大学院農学研究科が設置された。続けて1962年に食糧化学専攻が加わり、学部5学科に合わせた大学院5専攻がそろった。

1992年、東北大学の全学教育を担ってきた教養部の廃止に合わせて学部一貫教育の強化が要請される中、農学部は、従来の産業対応的な5学科編成を改め、生物生産科学科と応用生物化学科の2学科に改組した。より幅広い農学教育と、新しく発展が期待される諸科学を理解する能力を獲得させることが目的であった。この学部編成は現在の2学科6コース体制となっている。併せて、各講座名の大幅な変更やカリキュラム、その履修方法などの変革も行なわれた。

学部の改組充実を図ったことを受け、大学院の教育研究強化も検討された。今後の地球環境問題に対応し、かつ農学の知の蓄積を生かした新たな教育研究の必要性が論議され、1995年環境修復生物学専攻が学部組織を持たない大学院独立専攻として増設された。その後、1997年から3か年計画で大学院重点化が進められ、資源生物科学、応用生命科学、資源環境経済学、環境修復生物学の4専攻に整備された。それに伴い従来の講座制は廃止され、19大講座44分野に拡充した大学院教育が開始された。2001年には東北大学に大学院生命科学研究所が新設され、本研究科の4分野がこれに移行した。さらに、2003年には、農学を「人類の生存基盤である食料・健康・環境問題に取り組む生物産業科学」と位置づけ、従来の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻に、新たに編成した生物産業創成科学専攻を加えた3専攻12講座45分野へ再編した。続けて2010年に、挑戦的・戦略的研究拠点となる附属先端農学研究センターを設置し、農学研究科の組織を一部再編し、3専攻12講座41分野に整備した。これら一連の大学院改組では、農学領域の細分化、産業対応的教育研究を見直し、生物の本質を究明する独創的かつ萌芽的な基礎研究を重視した分野融合

型大学院に改組する目的があった。

しかし、農学を取り巻く状況はさらに大きく変化しつつあることから、農学研究科の大学院組織そのものを、学問的深化と周辺学問領域との融合展開の両方の急激な進展に対し迅速かつ的確な対応が可能な体制へ再編すべき時期にあると判断した。

そこで、従来の3専攻を組み替え、入学定員と教育・研究対象、社会課題等を総合的に勘案するとともに、「農業分野」「バイオテクノロジー分野」において、自ら社会的・学問的課題の抽出ができ、かつ世界の食料問題の解決と日本の農林水産業・食品産業の発展を先導する人材を養成するために、農林水産業分野の「生物生産科学専攻」とバイオテクノロジー分野の「農芸化学専攻」の2専攻を柱とする新たな大学院組織に再編し、以下の新組織で2022年4月よりスタートすることになった。新組織では、「生物生産科学専攻」に4講座（植物生命科学講座、動物生命科学講座、水圏応用科学講座、農業経済学講座）が、「農芸化学専攻」に2講座（生物化学講座、食品天然物化学講座）がそれぞれ配置されることにより、大学院の6講座と学部6コースを直結させ、学部・大学院の一貫教育が実現されることになる。

附属施設としては、宮城県大崎市鳴子温泉にある旧陸軍鍛冶谷沢軍馬育成所が、1947年の東北帝国大学農学部設置に伴い、宮城県の管理を経て、東北大学附属農場となった。1948年12月には正式に東北大学農学部附属農場となり、2000年には農学研究科附属施設となった。附属農場は大学農場としては全国最大規模を誇り、2215 ha の広大な敷地面積は東北大学が所有する全敷地面積の85% に相当する。一方、1936年に宮城県女川町に東北大学理学部附属女川海洋水産化学研究所が開設された。同研究所は1947年に理学部、農学部および農学研究所の3者共同運営施設となり、1953年に農学部附属女川水産実験所となった。その後、1997年の大学院重点化に伴い、海洋生物資源教育研究センターに改組された。

2004年、多様な生態フィールドを総合的・体系的に研究する組織が必要との認識が高まり、フィールドを最大限に活用した教育研究を展開する組織として、附属農場と附属海洋生物資源教育研究センターが「附属複合生態フィールド教育研究センター」として拡充統合された。同センターは、大崎市に位置する複合陸域生産システム部、女川町に位置する複合水域生産システム部、そして仙台市雨宮地区（現在は青葉山新キャンパス）に位置する複合生態フィールド制御部から構成される。2011年に、複合陸域生産システム部が「食と環境のつながりを学ぶ複合生態フィールド教育拠点」として全国大学教育関係共同利用拠点到認定された。この拠点は、2016年から「複合生態フィールド教育関係共同利用拠点

形成」として継続認定されている。女川町の複合水域生産システム部は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、2014年に新施設を建設し、教育研究を再開している。

2009年には、農学に関わる基礎研究をさらに集中的かつ効率的に推進するため農学研究科の組織を一部改編し、「文理融合」、「農工連携」、「産業革新」を戦略的キーワードとする3部門9分野からなる「附属先端農学研究センター」を設置した。その後、先導的な研究活動により、本研究科全体に融合研究と挑戦的な教育研究を推進する意識が醸成され、所期の目的を達成したとの判断から、同センターは2016年3月に廃止された。一方で、社会課題に対応可能な産学官連携並びに国内外の学際連携を強化するために、農学研究科は先行して複数の附属センターの再編に取り組んだ。「附属先端農学研究センター」の発展的解消と前後して、新たな社会課題対応型組織として、2014年4月に「東北復興農学センター」（3コア11部門：文学研究科等学内10部局と連携）を、2015年4月に「食と農免疫国際教育研究センター」（4部門10ユニット）を、2016年6月に「生物多様性応用科学センター」（4部門9ユニット）を、それぞれ設置した。

その他、2014年3月には本学の未来科学技術共同研究センター及び宮城県食品産業協議会と連携協定を結び、「食品の産学連携研究開発拠点（食品研究開発プラットフォーム）」を築いている。

「東北復興農学センター」の目的は、被災地の農業・農村の復興を先導する人材育成と大規模自然災害・環境劣化・感染症等の諸課題を学際的視点から教育・研究することである。「食と農免疫国際教育研究センター」の目的は、農林水産物の育成・増産を生物の免疫機構の強化によって図り、安全性・機能性を診断・評価するシステムの研究開発である。そして、「生物多様性応用科学センター」の目的は、持続的で安全・安心かつ競争力のある生物生産関連産業による自然共生型の社会の実現に向けて、生物多様性を活かした新たな生物生産技術の開発である。いずれのセンターも専攻横断的分野融合型の組織に編成し、それぞれの課題解決と社会実装を目指してきた。また、「食品の産学連携研究開発拠点」では、農林水産物を原料とする効率的かつ高品質・高機能・高生産性を併せ持つ生物生産・食品加工技術の開発を目指してきた。

しかしながら、急速に変化する社会情勢から農学に求められる新たな課題に対応するため、学部・研究科内においてコース・専攻横断的に融合研究を推進しつつ、国際的な学術活動を展開する拠点として、新たに2021年4月より「次世代食産業創造センター」（「東北復興農学センター」、「生物多様性応用科学センター」および2022年4月より「食品の産学

連携研究開発拠点」の発展的融合), 2021年9月より, 「放射光生命農学センター」を設置し, 「食と農免疫国際教育研究センター」と共に3つのセンターにより, 産官学の連携と, 海外の教育研究機関との交流を組織的に推進し, そこで開発された技術と社会実装を幅広く教育にも反映し, いわゆる T 型人材育成において, 農と食を取り巻く社会課題を俯瞰的視野で捉え解決できる能力を伸ばすことを目指している。

そして, 2016年には, 研究科長直轄の戦略統括部門を設置すると共に URA を配置しており, これら3つのセンターと1つの開発拠点の産学連携・社会連携活動の戦略的推進を図っている。

その他の附属施設としては, 附属無菌植物実験施設が1972年に設置され, 1995年に植物環境応答実験施設と名称を変更した。放射性同位元素実験室は1981年に, 動物飼育実験棟は1984年に, 水産生物飼育実験棟は1993年にそれぞれ設置され, 農学教育研究の実験施設として有効利用されている。また, 1974年には, 東北大学附属図書館農学部分室が農学分館として機能整備された。

2024年10月より, 食科学国際共同大学院プログラム (GP-Food) の開始が認められ, 世界の食料問題を克服するための教育・研究環境を国際的に構築しながら, 次世代の食科学研究に関わるグローバル感覚を有した若手人材 (食のエキスパート) の育成を推進している。

以上のように, 農学部・農学研究科は, 急速な科学技術の進歩発展のもとで幅広い社会的要請に応えるため, 「食料・健康・環境問題に取り組む生物産業科学」の創設を理念に掲げ, 21世紀の農学のフロントランナーとして, 教育・研究活動を展開してきた。そして, 2017年に, 農学部創立70周年を節目に, 雨宮地区から青葉山に総合移転した。68年間かけて雨宮地区に整備してきたすべての施設・機能を拡充整備し, 世界最高峰の教育研究施設を青葉山新キャンパスに建設した。仙台市営地下鉄青葉山駅からキャンパスモールを西側に向かって徒歩5分の立地にあり, 完全免震設計による本棟と別棟からなる農学系総合研究棟, 植物実験フィールド, 動物研究棟, および講義室と附属図書館農学分館および厚生施設からなる青葉山コモンズなどの施設により構成されている。

ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー

東北大学農学部学士課程

ディプロマ・ポリシー

東北大学農学部では、次に掲げる目標を達成した学生に学士の学位を授与します。

1. 農学を通じた社会的貢献

- ①食料，健康，環境に関する広範な知識と技術を理解・習得し，豊かな農学的思考と教養に基づく幅広い視野を持ち，社会に貢献できる能力を有している。
- ②高い倫理性を有し，科学技術の進展と，世界の持続的な社会の実現に寄与する能力がある。

2. 国際的な教養と汎用的技能

- ①全学教育で得た自然科学，人文科学，社会科学の基本的な知識をもとに，専門教育で農学における先端的な研究内容を理解する。
- ②グローバル社会において，指導的・中核的役割を果たす自覚と展望を持つとともに，そのための基礎能力を備えている。

3. 専門分野の知識と研究能力

- ①食料，健康，環境に関する専門的知識を有し，研究実践に携わる能力を有する。
- ②日本語及び英語で適切に情報を収集し，それらを活用できる基礎的な語学力を身に付け，農学における先端的研究内容を，説明できる能力を身に付けている。
- ③自然科学分野，社会科学分野の高い知識と研究能力を基に，社会ニーズに応じて様々な問題の解決に主体的に取り組む社会のリーダーとなり得る。

カリキュラム・ポリシー

東北大学農学部では，ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう，以下の方針に基づき教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成の方針

- ①人類の生存基盤である食料，健康，環境に関する基盤的知識を習得させる専門教育科目と幅広い知識や素養を育成する全学教育科目を有機的に関連させたカリキュラムを提供します。
- ②自律的・能動的な学習能力と国際的視野を持って活躍できる能力を育成するための，実践的な実習および研究遂行カリキュラムを提供します。

③シラバスに基づく授業，厳格な学修成果・成績評価，自己評価，授業評価アンケートのサイクルを教育改善に活用します。

2. 教育・学習方法に関する方針

- ①生物の本質を究明する独創的かつ萌芽的な基礎研究を推進し，それを発展させるための実習，卒業研修を設定します。
- ②グローバル社会において，指導的・中核的役割を果たす学生を育成するために，英語教育および留学生との共修授業を行います。
- ③卒業時に到達すべき学習目標を各自が設定できるように，履修内容を明記したシラバスを提供し，各科目の関係を可視化したカリキュラムマップを策定します。
- ④教育方法の開発と教育システムの整備を不断に進めます。

3. 学修成果の評価の方針

- ①各科目の成績評価は，出席状況，定期試験及びレポート等のシラバスに記載の成績評価方法により，学生便覧に記載の到達度を確認できる成績評価区分に基づいて成績を評価します。
- ②実習，卒業研修は，農学の理解を促進させる実践型教育を通じて，学生の自律的・能動的学習力を育成・評価し，卒業論文では，これまでの学習で培った専門分野の知識と研究能力及び自身の研究内容を説明できる能力を評価します。

博士課程前期 2 年の課程

ディプロマ・ポリシー

博士課程前期 2 年の課程では，農学に関連する幅広い学術研究機関，民間企業，地方公務員・国家公務員等で，教養ある専門職業人として活躍できる人の養成を目指しています。このため，次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与します。

- ①食料，健康，環境に関する高度な専門的知識と学識を備え，バイオサイエンス，バイオテクノロジーなどの先端技術を活用でき，専攻分野において独創的な農学研究を行う能力を有している。
- ②社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ，常に高い目的意識と責任をもって，社会の発展に貢献することができる。
- ③新しい生物産業の創成を国際的な視野から発信できる。

博士課程前期 2 年の課程

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう，以下の方針に基づき教育課

程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成の方針

食料、健康及び環境に関する幅広い専門的知識と学識を備え、独創的な農学研究を行う能力を養うための基盤科目、そして農学全般及び関連領域を含める総合基礎科目を置きます。さらに、社会課題解決と社会実装を目指す研究科共通科目として新たに先端農学実践科目と学術実践活動科目を置きます。また、高度な専門的知識とバイオサイエンス・バイオテクノロジーなどの先端技術を学ぶ専門科目を提供し、論文作成等に係る研究指導体制を整備し、専攻分野に関する深い知識と高い研究技能を獲得する修士論文研修を置きます。そのため、研究遂行に求められる高い目的意識を育てる機会と、自然との生産環境、安全性、生命倫理に根ざした幅広い農学に関する実践的な教育の場を提供します。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

基盤科目では、研究科共通の必修科目として、生命に携わる科学技術者の倫理観を学ぶ「生命圏倫理学」と、自校教育と研究・進学の励めをテーマに学生の躍動的な本学への帰属意識と研究に対する好奇心を育む「大学院農学研究科で学ぶ」の2科目を置きます。

総合基礎科目では、専攻・研究科をまたいで複数教員で担当する総合講義や合同講義を開講し、担当教員の専門分野を含む最先端領域の教育を幅広く行います。

先端農学実践科目では、国際競争力のある農林水産業の実現に向けてAIやIoT技術、最新のエネルギー関連技術を包含する農業のスマート化が求められているといった新たな社会課題に対応するために、農工連携型の実践的カリキュラムをはじめ、社会課題対応型科目を提供します。

学術実践活動科目では、英語力の向上を目指し、ネイティブスピーカーの教員による「実践科学英語」と、国際的視野から研究発信の基礎を学ぶ「国際活動実習」及び「インターンシップ実習」を開講します。

専門科目では、各専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目を配置します。

研修科目では、「修士論文研修」を置き、所属分野と基幹講座内の複数教員による先端領域指導を行い、学生の研究推進能力を俯瞰的かつ緻密に養成します。

3. 学修成果の評価の方針

学修成果の評価基準を明示するとともに、修士論文については、「学位論文評価基準」に基づき、社会的・学術的な意義、新規性・創造性及び応用的価値、論理展開の整合性、研究推進能力、広範な専門知識及び倫理性を論文審査及び最終試験により、総合的に評価します。

博士課程後期3年の課程

ディプロマ・ポリシー

博士課程後期3年の課程では、農学に関連する幅広い学術研究機関の研究者、各種農学関連団体や民間企業の研究者・高度専門職業人として活躍できる人の養成を目指しています。このため、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与します。

- ①食料、健康、環境に関する高度な専門的知識と学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用でき、専攻分野において自立して独創的な農学研究を行う卓越した能力を有している。
- ②社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、常に高い目的意識と責任をもって、社会の発展に貢献することができる。
- ③国際的視野と高度なコミュニケーション能力を有し、新しい農林水産業及び生物産業の創成を世界的水準で先導的に推進できる。

博士課程後期3年の課程

カリキュラム・ポリシー

博士課程後期3年の課程では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成の方針

世界的水準での博士論文作成ができるよう、論文作成等に係る研究指導体制を整備し、食料、健康、環境に関する高度な専門的知識と高い研究技能の獲得を促進します。また、研究遂行に求められる高い目的意識とリーダーシップを育てる機会と最先端の国際的な研究成果を学ぶ場を提供します。さらに、「基幹講座研修」において、研究の中間審査を行い、教員や関連する研究者との討論を通して自らの研究を発展させ、自立して世界的水準で独創的な研究を進めるための指導を行います。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

基盤科目では、必修科目として、自立して成熟した研究倫理を持つための「研究倫理学」を置きます。

総合基礎科目では、専攻・研究科をまたいで複数教員で担当する総合講義や合同講義を開講し、担当教員の専門分野を含む最先端領域の教育を幅広く行います。

先端農学実践科目では、国際競争力のある農林水産業の実現に向けてAIやIoT技術、最新のエネルギー関連技術を包含する農業のスマート化が求められているといった新たな社会課題に対応するために、農工連携型の実践的カリキュラムをはじめ、社会課題対応型科目を提供します。

学術実践活動科目では、英語力の向上を目指し、ネイティブスピーカーの教員による「実践科学英語」と、国際的視野から研究発信の基礎を学ぶ「国際活動実習」及び「インターンシップ実習」を開講します。

専門科目では、各専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目を配置します。

研修科目では、学問体系を基本に再編された基幹講座で担当する「基幹講座研修」を開設し、講座内の複数の研究室の教員により、組織的な論文指導を行う。また、自立して独創的な論文研究を行う基礎力を養うための「博士論文研修」を置きます。

3. 学修成果の評価の方針

学修成果の評価基準を明示するとともに、博士論文については、提出時に基礎となる公表論文を必須とするとともに、「学位論文評価基準」に基づき、社会的・学術的な意義、新規性・創造性及び応用的価値、論理展開の整合性、研究推進能力、広範な専門知識及び倫理性を論文審査及び最終試験により、総合的に評価します。

農 学 研 究 科 の 専 攻

生物生産科学専攻

本専攻には、植物生命科学講座、動物生命科学講座、水圏生産科学講座及び農業経済学講座の4基幹講座と、栽培植物環境科学および沿岸フィールド生物生産学の協力講座、農業政策学連携講座、生殖技術開発講座 Repro-SOLEIL、動物粘膜免疫学共同研究講座を置き、農作物生産、畜産、水産及びそれらに関連する環境・経済に関する高度な専門教育と農業、林業、食料生産に関連する幅広い先端技術を活用した農林水産業のイノベーションを目指す最先端研究を行っている。

また、世界の食糧問題解決や日本の農林水産業の発展に資するべく、関連する幅広い産業・製造業の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体の研究・企画・開発部門などにおいて、国際的な視野から研究成果の発信と社会実装できる人を養成している。加えて、独創的かつ先導的な研究をおこなうことができ、新たなイノベーションを起こすべく、新しい農林水産業の創成を世界的水準で推進できる人を養成している。

農芸化学専攻

本専攻には、生物化学講座と食品天然物化学講座の2基幹講座と発酵微生物学寄附講座、およびJ-オイルミルズ油脂イノベーション共同研究講座を置き、食料及び有用物質や生物生産に関する高度な専門教育と食のバイオテクノロジーを活用した独創的な最先端の研究を行っている。

また、人類の食料や有用物質生産に関する技術革新に貢献すべく、農学における基礎学術分野及び食品製造業や製菓業等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や産業界において、国際的な視野から研究成果の発信と社会実装できる人を養成している。加えて、バイオテクノロジーやバイオサイエンスの先端技術を活用し新しい生物産業の創成を世界的水準で推進できる人を養成している。

農学研究科附属施設

○複合生態フィールド教育研究センター

これまでの食料生産は生産性を重視し、それぞれ個々の生態系の中でその効率性を高めることが求められてきた。その結果、1つの生態系が他の生態系に大きな負荷を与え、そのことが地域環境・地球環境の劣化の一因ともなっている。一方、依然として増加する地球の人口を支えていくためには、食料生産性を高めていくことが必要である。持続的かつ環境保全的な食料生産システムの構築していくためには、個々の生態系のみならず隣接する生態系やそれらを結ぶ流域、空域、人間生活域を含む高次の複合生態フィールドにおいて、環境に調和する生物生産システムを構築することが重要である。

そこで、東北大学大学院農学研究科では、陸域での生物生産の中心であった附属農場と海域での生物生産を目的としてきた附属海洋生物資源教育研究センターを統合するとともに、さらに、複合生態を俯瞰的に研究する複合生態フィールド制御部を新設し、平成15年4月、「複合生態フィールド教育研究センター」を開設した。

本センターは、複合陸域生産システム部（旧・附属農場、川渡フィールドセンター）と三陸海岸に位置する複合水域生産システム部（旧・海洋生物資源教育研究センター、女川フィールドセンター）、ならびに仙台（青葉山新キャンパス）に位置する複合生態フィールド制御部から構成されている。川渡フィールドセンター（4研究分野）は、2,215ha（東京都千代田区の約2倍）という広大なフィールドに森林域から中山間域にかけて林地・草地・耕地がバランス良く配置され、大学附属農場としては全国一の規模を誇っている。女川フィールドセンター（1研究分野）は寒流と暖流が出会い、世界有数の漁場となっている三陸沿岸に位置し、持続的な生物生産システムを目指した教育研究を展開している。さらに、仙台に位置する複合生態フィールド制御部では、これら山から海に至る多様な農林水産業に関わる生態系を、リモートセンシング技術等による高次元から俯瞰的な視点から、また社会経済学的な視点から教育研究を行っている。

また、この三点を結ぶ領域を農学研究科のキャンパスの延長上と考え、隣接する国公立試験研究機関の生物生産フィールドと地域連携フィールドを形成し、さらには生態系を異にする海外学術交流協定校の生産フィールドとの間と研究ネットワークを形成している。

複合生態フィールド制御部

所在地：〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1

複合する多様な農業生態系の実態を広域的に捉えるために、人工衛星画像や航空写真などを利用したりリモートセンシング技術の利用が欠かせない。さらに、持続的な農業生産のためには、その基盤として環境と経済が両立する社会の構築が必要となる。本部門では、人工衛星、航空機、およびドローン（Unmanned Aerial Vehicle : UAV）で撮像された画像を用いた空域からの生態系解析法をもとに、森林域から中山間域、沖積域、沿岸域、海洋域と人間生活域、流域を含む複合生態系のエネルギーや物質移動をモニタリングする。さらには森林、農耕地、河川、用排水、生活などのさまざまな環境条件に配慮した農村諸資源の適正な配置、土地利用、地域計画づくり、生物多様性の変動などについて教育研究を行っている。

複合陸域生産システム部

（川渡フィールドセンター・大崎市）

所在地：〒989-6711 宮城県大崎市鳴子温泉字蓬田232の3

Tel 0229 (84) 7311 Fax 0229 (84) 6490

複合陸域生産システム部は仙台市の北西約70kmにある大崎市鳴子温泉を中心に、加美町、栗原市の2市1町に及んでいる。

広さは東北大学の保有する総面積の86%を占める2,215haで森林生態、黒ボク畑生産、水稲生産及び草地畜産を主体とする我国一の大規模大学農場である。この広大な敷地は耕地・草地・混牧林・林地などに区分され研究教育に利用されている。ここには草食反芻動物である肉用牛、乳牛、綿羊など約150頭が飼養されている。さらに、場内には各種広葉樹林や自然草地在り保存され、クマ、カモシカなどをはじめとする鳥獣、昆虫類などの動物相も豊かで類の無い自然の景観が保たれている。

本部門では、「食」「農」「環境」を巡る複雑な問題に俯瞰的に対応できる人材を育成するために、川渡フィールドセンターの自然条件を活かしたさまざまな実習教育を実施して

いる。作物栽培，乳牛・肉牛管理，森林植生調査などの個別専門的なフィールド生産実習とともに，最新の学際的研究の成果を積極的に教育プログラムに導入している。すなわち，生物多様性，地球温暖化といった重要な環境問題が「食」の場と深く関連していることを，「田んぼの生き物調査」・「有機性廃棄物のバイオガス利用」等を通して学ぶとともに，畜産の分野で国際的に求められている「家畜福祉（アニマルウェルフェア）に配慮した家畜管理」を講義・実習に導入している。また，農業に関連する大規模な牛ふんコンポスト施設（320頭の牛ふん処理に対応）や人工湿地による污水浄化施設などの環境保全施設多く保有し，これらを用いて教育研究を展開している。

本部門は，「食と環境のつながりを学ぶ複合生態フィールド教育拠点（川渡フィールドセンター）」として，文部科学省から教育関係共同利用拠点に認定されており，東北大学の学生のみならず広く学外の学生にも，広大なフィールドを活かした「食」の生産と「食」を支える環境，そしてそれらのつながりを学ぶ場を提供している。

こうした教育研究を推進するために，陸域生産システム部内には大学院農学研究科生物生産科学専攻の栽培植物環境科学講座，植物生命科学講座の森林生態学分野，動物生命科学講座の動物環境管理学分野および草地—動物生産生態学分野が開設されている。

更に本敷地内には，国際生物計画のススキ野草地，非アロフェン質黒ボク土の国際模式断面，遺伝子組換え植物隔離圃場，宮城県自然環境保全地域や学術参考保護地域，地震・噴火予知観測センターの地震観測壕，気象庁気象観測所，木星電波観測所などが設置され，国内外の学生，研究者に広く利用されている。

このように本フィールド施設は，農学・畜産学・林学・環境科学・生態学などの各分野の総合的教育・研究が実施できるわが国では数少ない貴重な野外教育研究施設である。

複合水域生産システム部（女川フィールドセンター・女川町）

所在地：〒986-2248 宮城県牡鹿郡女川町小乗2丁目10-1

Tel 0225 (53) 2436 Fax 0225 (53) 2303

複合水域生産システム部は、親潮（寒流）と黒潮（暖流）が出会う世界三大漁場を沖合に望む三陸沿岸基部の女川町に設置されている。リアス式海岸特有の様々な沿岸環境と多様な生物が生息する沿岸海洋フィールドが主な活動の場である。本システム部は昭和8年に設置された東北帝国大学理学部化学教室の研究施設に端を発する。その後、農学研究所女川水産実験所（昭和14年）が併設された後、昭和31年に農学部附属水産実験所として統合され、平成8年に附属海洋生物資源教育研究センターとなった。大学院重点化（平成12年：農学研究科附属）を経て、平成15年4月に附属農場と一体化して「複合生態フィールド教育研究センター」を構成することになった。

本システム部は沿岸海洋域での教育研究を行うことを目的としており、沿岸海洋環境の保全と有効利用、海洋生物資源の持続的生産と保全に関する教育研究を行っている。本部門には生物生産科学専攻の沿岸フィールド生物生産学講座が附置されており、教授1名、准教授1名の専任教員による教育体制を整えている。また、船外機付きの小型作業船「海生」、屋内外の飼育実験施設、各30台の実習用実体顕微鏡と生物顕微鏡、40名が実習できる実習室と宿泊施設などが整備され、沿岸海洋域における環境調査と生物生産に関する実習が行われている。

本システム部で行われている主な教育活動としては、（1）農学研究の目的と重要性を実感し、水産学を含む農学全般の意味と意義を思考することを目的とした「水圏環境コミュニケーション論」（農学部1年生対象、必修単位、4月下旬～5月上旬）、（2）沿岸海洋生物の多様性を実感し、総合的視点で持続的な生物生産を思考することを目的とした「臨海実習」（農学部1年生対象、選択単位、8月または9月）、（3）沿岸生物資源の生産構造とその利用に関するシステムを理解するための「生産フィールド実習Ⅰ」（海洋生物科学コース2年生対象、必修単位、8月）と「生産フィールド実習Ⅱ」（同コース3年生対象、必修単位、6月）が行われている。

附置された沿岸フィールド生物生産学講座では、牡鹿半島周辺の沿岸海洋域における環境動態、沿岸生物の進化および集団構造といった基礎的研究ならびに水産資源の増養殖技術の開発を目指した応用研究が行われている。さらに本研究科教員や大学院生によって女川湾における底生生物のモニタリング、漁業対象種の資源変動や養殖対象種における成熟機構の解明を目指した研究が展開されている。さらに日本各地の大学や研究機関からも研究者が来訪し、発生やゲノム研究に必要な実験生物の採集や沿岸生物の生態に関する調査も行われている。

○食と農免疫国際教育研究センター

(International Education and Research Center for Food and Agricultural Immunology (CFAI))

作物、畜産、水産など農学分野が対象とする主要領域における免疫機構研究を分野横断的に展開し、食の安全性や機能性を解析・評価するシステムの開発を行う。これらの研究開発を通して薬に頼らない農畜水産物の健全育成とこの研究成果を基盤とする新たな食の安全システムを創出する。また、アメリカ、オランダ、中国、アルゼンチン、台湾などに海外拠点を設置し若手研究者の相互交流を積極的に行い、次世代のワールドクラスの農免疫と食科学研究を担う研究者を育成することにより、東北大学のグローバル化に貢献する。

センターは、以下の4部門で構成されている。

「農免疫：Agricultural Immunology」部門

家畜動物、作物、水産生物に基本的に備わっている生体防御システムの分子基盤研究を行い、農畜水産物の健全育成基盤技術を開発する。新学問領域「農免疫学」を創出し、農免疫研究を担う若手研究者の育成を行う。

「安全・機能評価：Safety and Function Evaluation」部門

農免疫システムにかかわる環境および生体に含まれる有害物質（農薬、抗生物質など）の変動を検出・評価するとともに、食品機能性成分や鮮度・呈味成分の評価技術を開発する。さらに、本システムを有効に農畜水産物の生産に適応するために、生産環境中の生物・化学的要因を診断・評価する一次産業技術基盤を構築する。

「社会連携：Cooperation with Society」部門

センターで開発した新技術の有用性を連携先の農場や企業等で実証し、それに基づき新技術のアウトプット（商品化）を図るとともに、インターン制度等を活用して技術開発から商品化に至るまでのプロセス管理等を先導的に行える人材を育成する。

「企画管理：Research and Administration」部門

センターにおけるプロジェクト全体の企画管理と研究成果の公開推進を担当する。

以下の英語による講義を行う。

「Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」（前期共通2単位）

「International Food & Agricultural Immunology Lecture」（後期共通2単位）

センター主催の国際シンポジウムや「サーモン型授業」の他、国内外で行われる国際会

議や外国人講師による講義に出席して学んだ内容をレポートにして提出。

また、上記講義を履修し選抜された学生は、海外拠点校への留学（「International Internship for Food & Agricultural Immunology」（前期あるいは後期の研修科目の単位を含む））を実施する。

○次世代食産業創造センター

(Innovation Center for Future Agricultural Production and Food Industry (ICAF))

本センターのミッションと体制は、以下の通りである。

<ミッション> 少子高齢化や人口減少、過疎化が急速に進むなかで、東北の農林水産業と食品産業の発展と自然共生による生物多様性の維持を両立させながら、及び農学以外の学問領域や他産業分野の関係者等との連携を図りながら、持続可能で自立した地域社会の構築に向けた教育研究に取り組む。

<教育研究体制> ミッションを遂行するために、次の5つの部門による教育研究を推進する。

[次世代農業創造部門]

- ・農業・農村インフラ開発：農地、農業用排水、農地に関する構造物等の農業・農村インフラの維持・管理等に関する研究開発
- ・エネルギー自給：バイオマス、太陽光、風力、地熱等の再生可能エネルギーの自給と、その供給に必要な不可欠なバッテリー等の蓄電器の研究開発
- ・スマート農業：ロボット技術(RT)や情報通信技術(ICT)を活用した超省力・高品質生産を可能とする中山間地域等でのスマート農業に関する研究開発
- ・地域マテリアル：農林水産業で産出される副産物や廃棄物を含む様々な地域資源（バイオマス）を原料に付加価値の高い商品を製造・供給する研究開発

[フード・マテリアル部門]

- ・農林水産業の現場で作り出される様々な副産物・廃棄物、および地域資源等を原料に、付加価値を高めた製品を開発することで有効利用を図る研究開発を推進
- ・最先端の分析装置を駆使して評価・解析し、食品の色・味・香り・物性・食感・栄養価・機能性等に関する新規知見を得て、健康で美味しく魅力あふれる食品の創出を推進

[水圏産業創造部門]

- ・水産業基盤整備：養殖海域の生産環境の管理と養殖における高度生産技術の導入や各

種関連作業の省力化・無人化等の研究開発

- ・水産プロダクト：水産物の品質評価と加工技術，副産物の有効利用等，及び高付加価値化を目指した水揚げ後・収穫後の水産物加工・製品化の研究開発

〔環境・生物多様性部門〕

- ・生物多様性の保全と生産性の向上を両立させるとともに，持続的で安全・安心な生物生産技術に関する研究開発

〔復興農学部門〕

- ・東日本大震災及び福島原発事故の被災地における農林水産業・農山漁村の復興を先導する人材育成，及び被災地支援および防災に直結する研究開発

〔企画運営部門〕

- ・センターの運営や教育研究に関する戦略と企画の立案，及び産学官連携に関する対外調整や研究費獲得支援等

○放射光生命農学センター

(Center for Agricultural and Life Sciences using Synchrotron Light ; A-Sync)

東北大学青葉山新キャンパスに，次世代放射光施設“Nano Terasu”が設置されました。NanoTerasu に最も近い東北大学部局として，また東北地域における食・農関連産業の重要性に鑑みて，本農学研究科における次世代放射光の積極的な活用が期待されています。そこで，農学・生命科学領域における NanoTerasu 利活用に向け，2021年9月に放射光生命農学センター (A-Sync) が農学研究科に設置されました。A-Sync は，東北大学国際放射光イノベーション・スマート研究センター (SRIS) および光科学イノベーションセンター (PhoSIC) と連携し，食料・健康・環境を中心とした農学・生命科学領域の諸課題に放射光技術を活用して取り組み，農学研究科の研究教育および産学官連携を推進することを目指します。また，放射光生命農学という新規な学際領域において，国際的に活躍できる人材を育成します。さらに国内外の研究拠点とのネットワークに基づく「放射光生命農学国際教育拠点の形成～食料安全保障と健康長寿社会のための新技術・産業創成と国際人材育成～」プロジェクトを構想しています。

A-Sync は以下の5部門で構成されています。

- ・産学官連携部門
- ・学術・国際連携部門

- ・地域産業・資源部門

- ・広報・教育部門

- ・運営・連携調整部門

それぞれの部門の下には、農畜水産，食品科学，生命科学の3つのセクションが置かれ，これらの部門・セクションに所属する教職員が，学術・産学連携・地域連携における NanoTerasu 活用に向けた活動を展開しています。

農学研究科の組織と構成

2025.4.1 現在

研究科

農学

研究科

専攻

講 座

分 野

生物生産科学専攻

基幹講座

植物生命科学

動物生命科学

水圏生産科学

農業経済学

協力講座

連携講座

寄附講座

共同研究講座

栽培植物環境科学

沿岸フィールド生物生産学

農業政策学

生殖技術開発講座 Repro-SOLEIL

動物粘膜免疫学

栽培植物環境科学

沿岸フィールド生物生産学

農業政策学

生殖技術開発講座 Repro-SOLEIL

動物粘膜免疫学

植物栄養学

分子生物化学

酵素化学

応用微生物学

生物有機化学

植物細胞生化学

真核微生物機能学

食品化学

栄養学

天然物生命化学

食品機能分析学

テラヘルツ食品工学

発酵微生物学

J-オイルミルズ油脂イノベーション

J-オイルミルズ油脂イノベーション

共 通

グローバル農学教育ユニット

食と農免疫国際教育研究センター

次世代食産業創造センター

放射光生命農学センター

※グローバル農学教育ユニット教員の兼務

農学部 of 組織と構成

2025.4.1 現在

学 部	学 科	コ ー ス	研 究 室
農 学 部	生 物 生 産 学 科	植物生命科学コース	作物学
			園芸学
			土壌立地学
			植物遺伝育種学
			植物病理学
			応用昆虫学
			環境適応植物工学
			森林生態学
			栽培植物環境科学
		農業経済学コース	環境経済学
			地域資源計画学
			国際開発学
			農業経営学
		動物生命科学コース	動物生殖科学
			動物栄養生化学
			動物遺伝育種学
			動物生理科学
			動物機能形態学
			動物微生物学
			動物食品機能学
			草地・動物生産生態学
			動物環境管理学
		海洋生物科学コース	水圏動物生理学
			水産資源生態学
			水圏植物生態学
			水産資源化学
			生物海洋学
			海洋生命遺伝情報学
			沿岸フィールド生物生産学
			国際海洋科学※
	応用生物化学科	生物化学コース	植物栄養学
			分子生物化学
			酵素化学
			応用微生物学
			生物有機化学
			植物細胞生化学
			真核微生物機能学
		生命化学コース	食品化学
			栄養学
			天然物生命化学
			食品機能分析学
			テラヘルツ食品工学
			応用生命分子解析◎
			活性分子動態◎
			分子情報化学◎
			生命構造化学◎

(◎ 印は、生命科学研究科からの協力分野)

(※ 印は、グローバル農学教育ユニット教員の兼務)

学 科 及 び 研 究 室 の 内 容

生物生産科学科

本学科は、地球の陸圏と水圏に生息する生物の生産過程について、細胞、個体、生態、環境レベルで理解するとともに、これらの動植物資源の維持、保全、利用性と人類の福祉について、自然科学的ならびに社会科学的教育および研究を行っている。例えば、有用な動物や植物の機能開発、食糧やエネルギーの安定供給、地球環境の維持強化、環境にやさしい持続的農業の展開などの分野で多くの研究成果を上げている。特に最近は、バイオテクノロジーや各種先端技術を取り入れた研究成果の情報が発信されている。

本学科は、教育と研究の対象別に、植物生命科学コース、農業経済学コース、動物生命科学コース、海洋生物科学コースという4つのコースに分かれ、30の研究室で構成されている。各コース及び研究室の教育および研究内容は下記のとおりである。

植物生命科学コース

植物生命科学コースには、作物学、園芸学、土壤立地学、植物遺伝育種学、植物病理学、応用昆虫学、環境適応植物工学、栽培植物環境科学、森林生態学の9研究室がある。

主として、農作物、園芸作物の栽培の特性、良品質安定多収を目的とした生理生態、形態と機能、土壌・大気・水・光など環境因子との相互作用や環境保全・管理、有用特性の遺伝現象の解明、植物遺伝子の発現と機能の解析、ウイルス、微生物や昆虫と植物との相互作用、抵抗性増強や環境適応機構の解明、栽培・施肥管理、森林生態、林地・耕地の環境計測などの教育・研究を行っている。

作物学研究室

食用作物・資源作物・飼料作物など土地利用型作物の生産に関する教育と研究を行っている。

研究の対象は多岐にわたるが、日本およびアジアで最も重要な作物であるイネ、ダイズを中心に、作物の生育と環境並びに栽培条件や品種などの遺伝子型との関係を解明し、作

物の生産増大と品質向上の技術確立を目指している。リモートセンシングやシミュレーションモデルの利用や、生理・生態的解析も行い、日本や東南アジアにおける現地圃場調査にも積極的に取り組んでいる。

園芸学研究室

果樹、野菜、花きなど園芸作物に共通する発育生理・生態、形態形成、繁殖、鮮度保持などに関する生理・生態学的な教育と研究を行っている。

園芸作物の主要作物について、それぞれの生産に直接かかわる重要形質である花芽形成、開花・結実、果実の発育・成熟、樹木の成長と休眠、野菜や果実の機能性成分・糖、挿し木発根性などについて、環境条件に対する反応を主として、生理・生態学および遺伝子工学的手法で研究を進めている。

土壌立地学研究室

土壌は食料生産と居住を支える場、大気や水などと共に生物生存の基盤となる環境因子のひとつである。東北地方に広く分布している「黒ボク土」をはじめとした、さまざまな土壌の特性や生成過程を理解し、安全な食糧生産の維持・向上、農業環境の保全や気候変動の緩和につながる研究をおこなっている。農業生態系における窒素やリン、硫黄、マンガン、ケイ酸などの養分動態解明、およびカドミウムやヒ素など有害元素のリスク低減の研究を進めている。また、土壌中の養分動態を駆動する生物群集に着目し、それらの多様性や土壌肥沃度との関連性を研究している。

植物遺伝育種学研究室

栽培植物の遺伝的特性の改良（育種）のために、植物遺伝子の研究を行っている。主として、イネとアブラナ科植物を研究材料とし、遺伝子とその機能に関する基礎研究と遺伝子変異解析による育種技術の開発を行っている。具体的には、1. アブラナ科植物におけるゲノム研究基盤構築と育種への応用、2. アブラナ科植物の生殖機構解明の研究、3. 環境ストレス耐性の遺伝機構の解明、4. 実用的な育種技術の開発の4つが主要なテーマである。本分野では更に、アブラナ科作物と近縁種を遺伝資源として多数保存し、研究に

利用している。

植物病理学研究室

植物病害の発生原因究明と防除原理確立のための基礎的な研究・教育を行っている。すなわち病原体の病原性遺伝子の構造と発現，病原体遺伝子と植物遺伝子発現とのかわり合い，および植物の病害抵抗性の発現機構の解明が研究の中心となっている。

具体的には，本分野ではウイルス病について重点的に研究し，特に，世界的に発生率の高いクモウイルスについて，ゲノム構造，感染と増殖の機構，感染植物の代謝変動，および病徴の発現の分子機構の解明が進められている。さらに，ウイルスと植物の相互関係を分子レベルで解明し，防除に応用することを目的とする。また遺伝子工学的手法による病害抵抗性植物の作出も試みられている。

応用昆虫学研究室

昆虫にとって化学情報はきわめて重要であり，餌（寄主）や交尾相手を探す上で重要な役割をしている。そこで本分野では，昆虫の行動を制御するアレロケミクスに関する化学生態学的研究を行なっている。主な研究内容は，害虫の寄主植物探索・選択行動に関与する機能解析が中心で，とくに植物の化学因子に対する農業害虫や貯穀害虫の嗅覚・味覚応答の解明や，植物の害虫に対する抵抗性機構の解明などの研究を行なっている。また，光も多くの昆虫にとって重要な役割をしており，昆虫の行動や生理反応は光に大きな影響を受ける。そこで，本分野では光が昆虫の生理機構に与える影響を解析するとともに，それを利用した光による新たな害虫防除技術の開発も行っている。

環境適応植物工学研究室

バイオテクノロジーを駆使しながら，植物の環境適応に関わる遺伝子に注目し，植物が奏でる不思議な生命現象の仕組みを解明し，それらの情報を利用して有用形質を付与した新しいバイオテク作物の開発研究を行っている。具体的にはイネを材料にして次のような研究・教育を行っている。（１）花粉発達とミトコンドリアの環境適応に関する分子遺伝学的研究（２）有用形質を付与したバイオテク植物の開発（３）新たな植物遺伝子工学技術の開発

(4) 細胞培養による食料生産を目指す植物細胞農業の研究

森林生態学研究室

複合生態フィールド教育研究センター（川渡フィールドセンター）に研究室がある当分野では、主に森林分子生態学および森林微生物生態学に関する教育研究を行っている。前者では、世界の森林植物・絶滅危惧種などを対象として、それらの種多様性・遺伝的多様性の保全を目的とした研究などを行っている。また後者では、森林微生物を対象として、それらの群集構造・分布・気候変動との関係・他生物との相互作用などについて研究している。その他、新しいDNA分析技術の開発や、高精度DNA識別技術を日本の農林水産業の発展に活かすための研究なども行っている。これらにより、地域・日本国内・世界に残された生物の生態と多様性を理解し、その豊かさと共生する次世代の構築を目指している。

栽培植物環境科学研究室

当分野は複合生態フィールド教育研究センター・複合陸域生産システム部門（大崎市鳴子）にある。フィールド研究を基本とし、農作物栽培における環境負荷を軽減し、かつ土壌生産力と作物の生産性を高め、さらにその持続性を高めることを目的として研究を進めている。すなわち、作物の安定生産、有機資源の循環利用、生物多様性の保全、さらには地球温暖化防止の視点から、1）農業生態系における養分動態とその作物への影響の解明、2）生物多様性の維持向上のための水稻栽培技術、3）環境保全型農業における根の役割、等の研究を行っている。

農業経済学コース

農業経済学コースには、環境経済学、地域資源計画学、国際開発学、農業経営学の4研究室がある。

本コースは、人類の生存にかかる資源・環境・食料問題について、アジアをはじめグローバルな領域でその発現機構を解明し、環境と調和した持続的農業生産や社会システムの構

築に向けた政策・制度・経営・地域のあり方について、経済学や経営学をはじめ、社会技術の視点や倫理的発想も取り入れて教育・研究を行っている。

環境経済学研究室

本研究室では、自然環境問題、食に関する問題に対し、社会経済学的手法を適用し、私たちの身近な問題解決に向けた研究を行っている。有機農業や農業の環境保全に関する国際比較研究に取り組むとともに、社会調査とデータ解析を主な手法とし非顕示的な人々の選好を明らかにすることで、より良い制度や合意形成を可能とする方法を探索している。具体的な研究内容は以下の通りである。

- 1) 農業生産と環境保全の調和に関する社会経済的研究
- 2) 有機農業振興の国際比較研究
- 3) 環境保全型農業における技術と組織のイノベーション研究
- 4) 景観・観光・生物多様性から探る、自然環境と経済の両立研究
- 5) 環境意識や野生生物管理を基にした、自然環境への意識と行動の解明
- 6) 食・自然環境・幸福を結ぶ研究

地域資源計画学研究室

日本やアジアを中心とした農村地域を対象に、「環境と経済の両立」、「日本の農業・農村の再生」という観点から、農業・農村問題や環境問題等について、社会科学と自然科学の両面からの分析・評価を取り入れながら、教育・研究をおこなっている。社会科学としては主に経済学・政策学的な手法、自然科学としてはリモートセンシング・GIS（地理情報システム・地理情報科学）の技術等を用いる。主な教育・研究内容は以下のとおりである。

- 1) 農村諸資源の賦存状況の把握と適正な配置・利用計画づくり
- 2) 農業政策の分析と評価
- 3) 空間情報科学による環境評価および農林水産業への貢献
- 4) デジタルフィールドセンターの構築
- 5) 衛星データによる耕作放棄地の検出、水田作付面積計測
- 6) 社会科学と自然科学が融合した「環境と経済の両立」する地域社会システムの構築

国際開発学研究室

国際開発学研究室は、「開発途上国」、「開発」、「資源」、「食料」、「農業」、「政策・制度」、「アグリビジネス」を主たる研究対象として、食料・農業・環境問題の解決を図るために必要な政策・制度のあり方について教育・研究を行っている。本学の他の研究科や海外の大学・研究機関とも連携し、貧困問題や人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）など学際的研究・教育にも取り組んでいる。本分野では、学生も開発途上国や先進国の現地に直接赴いて実証的、分析的研究を行うことで、国境を超えた広い視野から課題に取り組み、国際感覚と実践的素養をそなえた人材の育成を目指している。主な教育・研究内容は以下の5点である。

- 1) 開発途上国における食料・農業問題、開発政策と開発に伴う諸問題
- 2) 諸国間の食料・農業政策とその国際的調整
- 3) 日本及び開発途上国における農産物・食品の流通市場とアグリビジネスの活動
- 4) 開発途上国における持続可能な農業発展と資源利用のあり方
- 5) 国際協力の制度と理論および日本の役割

農業経営学研究室

日本および諸外国の農業問題・食料問題・農業環境問題について、歴史的な発展過程を踏まえつつ現状の問題構造を分析し、持続性の高い循環型農業・農村の構築およびそれを支援する農業政策・制度や情報・物流に関するネットワークのあり方について、教育・研究している。主な教育・研究内容は以下のとおりである。

- 1) 資本主義諸国の農業問題・食料問題・農業環境問題に関する教育・研究
- 2) 農業経営の発展と農村社会構造の変化に関する教育・研究
- 3) 循環型社会の構築と経営政策・制度のあり方に関する教育・研究
- 4) マーケティングと農村産業化に関する教育・研究
- 5) 農的資源を活用したコミュニティ・ビジネスの振興に関する教育・研究

動物生命科学コース

動物生命科学コースには、動物生殖科学、動物栄養生化学、動物遺伝育種学、動物生理科学、動物機能形態学、動物微生物学、動物食品機能学、草地—動物生産生態学および動物環境管理学の9研究室がある。

主として家畜・家禽などの動物から、乳・肉・卵・衣料・薬品などのより品質の優れた生産物を効率よく作り出し、高度に利用してゆくことを目指した広範囲の教育と研究を行っている。そのために動物の生理生態免疫機能を解明し、広範な技術を駆使して生産能力を向上させ、その動物生産物の高度利用をめざすと共に、さらに新しい動物資源の開発を行い、人間生活を一層豊かなものにするための研究を続けている。

動物生殖科学研究室

本分野は、動物の生殖と発生のおもしろさを明らかにするとともに、生殖と発生の人為的操作法を開発し、優良家畜、実験動物（モデル動物）、希少動物（霊長類を含む）の増殖に貢献することを目標としている。このような内容の基礎と応用について、動物資源開発学、動物生殖科学、動物発生工学、家畜人工授精論等の講義を開講している。

雌雄の性をもつ高等動物では受精により、次世代の個体をつくる。すなわち、精子と卵子の合体により胚をつくり、さらに始原生殖細胞を誕生させる。始原生殖細胞は生殖原基へ移動し、減数分裂を行い、精子、卵子となる。このような流れを生殖細胞系列と呼ぶが、本分野では生殖細胞系列の一連の流れを制御する遺伝子や生理活性物質を同定し、

「受精→初期胚発生→始原生殖細胞→精子／卵子→受精」の全過程を体外で再現できる培養系をつくりたいと考えている。また、生殖細胞系列の操作法（顕微授精、ゲノム改変、凍結保存）の開発や環境化学物質による生殖発生影響解析に努力するとともに、さらには、発生-発達期における化学物質投与による影響解析や、それを利用した動物の機能改変を目指している。

動物栄養生化学研究室

動物栄養生化学は、家畜（動物）と飼料（食料）との相互作用を生理・生化学や分子生物学・免疫学を基礎にして研究する応用生命科学である。

本分野では、家畜・家禽（鶏）をはじめ各種動物における栄養特性を個体レベルで解析し、これに関与する情報伝達や代謝制御の仕組みを遺伝子・オルガネラ・細胞のレベルで総合的に解明している。さらに、種に固有に保存される分子栄養情報や代謝生理の特性と機能を理解し、多様なネットワークで構成される生命維持機構のカギに迫る研究を進めている。このような基礎的な研究を、乳・肉・卵の生産技術に応用し、動物が健康で、安全で高品質な畜産食品を作る応用研究にも発展させている。

これらの研究を通して、持続的な家畜生産性の向上を目指す考え方とプロセスを身につけるための教育を行っている。

動物遺伝育種学研究室

食糧や各種の有用物質を生産する動物（家畜）の能力は、親から受け継いだ遺伝的な能力と環境の効果により決定する。本分野では、動物の遺伝的な能力の改良を通じて生産性の向上を計るための育種理論と育種手法について研究し、教育している。

具体的には、肉牛、乳牛および豚の繁殖能力、泌乳能力、発育能力、産肉能力、肉質などの改良に関する研究と教育を進めている。また、これらの研究と教育を推進するため、肉質分析や遺伝子型判定に関する実験、育種現場で得られたデータの解析、シミュレーションによる新たな育種システムの構築等を行っている。

これらの研究と教育の目的を達成するために用いている主な手法は、計量遺伝学、集団遺伝学、生理遺伝学、分子遺伝学である。また、農業・食品産業技術総合研究機構、家畜改良センター、各県の試験研究機関、民間種畜会社などの共同研究を積極的に進めている。

動物生理科学研究室

本分野では、反芻動物の成長・生産に関わる様々な生理学的な現象や諸問題を生体から細胞レベルまで精査し、健全な家畜生産に必要な基盤技術の構築に関連する教育・研究を行っている。

ウシ、ヒツジ、ヤギなどの反芻動物は、前胃内の微生物との共生関係を確立しており、植物の嫌気的発酵により生産される短鎖脂肪酸を主要なエネルギー源としている。当分野は、肉とミルクなどの良質の食糧を生産する反芻動物の消化・代謝・内分泌などの諸機能の栄養生理学的な特徴を精査し、その生物学的意義を解明するための幅広い研究を体系的

に行っている。現在は、肉用牛や乳牛の生産に関する1)反芻動物の代謝・内分泌ネットワーク調節因子の探索、2)離乳期における消化器系および内分泌機能の変化、3)反芻家畜のルーメン内の恒常性維持、4)体脂肪蓄積と脂肪酸の認識機構と作用機構、5)泌乳と乳腺組織の機能、などに関する研究を行っている。

これらの研究は国内外の大学、研究機関、企業などと連携して進め、基礎から得られた様々な研究成果を畜産産業への応用に繋げることを目標にしています。

動物機能形態学研究室

家畜をはじめとする有用微生物の体は様々な臓器で構成されており、各臓器には、その臓器特有の機能に関わる複数種の細胞が存在している。動物機能形態学研究室では、器官レベル、細胞レベルでの機能と形態を学ぶための講義（動物組織細胞学、動物機能形態学、食品組織学）と、ブタやウシの解剖及び組織標本解析を行う学生実習を担当している。研究面では、家畜や家禽の粘膜組織に備わる免疫機能に関わる組織構造に加え、そこに存在する各種免疫担当細胞の役割について、形態学および免疫学的手法を駆使して解析している。具体的には、消化器に関する研究では、腸管に発達するリンパ組織（パイエル板や鳥類特有の盲腸扁桃）の形態形成および機能成熟機序を理解することで、家畜・家禽の腸管免疫を機能強化させる分子・細胞標的を探索している。また、乳腺に関する研究では、授乳期の母体の乳腺に発達する免疫機能と、母子移行免疫による子の免疫発達への影響を理解するための研究を通して、母子の健全育成を可能にする免疫学的なアプローチを探索している。

動物微生物学研究室

地球は微生物（中でも細菌を含む原核生物）の惑星と言っても過言ではない。個々の微生物の大きさは数マイクロメートルにも満たないが、地球上に存在するすべての微生物に含まれる炭素量は全植物体のもつ炭素量にほぼ匹敵し、窒素とリンの総量は全植物のそれの10倍ほどであると推計されている。種の多様性においても、微生物は動植物の多様性をはるかに凌いでおり、あらゆる環境でそこに適応する種が存在する。この膨大な種類の微生物のうち、いくつかの種は病気を引き起こすこともあるが、ほとんどの種は無害であり、私たちの健康にとって有益な役割を果たしてくれる種も多数存在する。

近年のライフサイエンスは目覚ましい進歩を遂げており、微生物学における研究成果は基礎と応用の両面でその基盤となっている。動物微生物学分野では、動物にとって有害なウイルス、細菌、原虫を主な研究対象とし、それらに起因する感染症に対する新たな防除法の構築を目指した研究を行っている。主な研究課題として、薬剤耐性菌の出現にも関係する細菌の生存戦略である環境ストレスに対する応答システムの解析を行っている。また、人や動物のウイルス、細菌、原虫感染症、それらを媒介する節足動物の制圧に資する基盤研究も行なっている。

動物食品機能学研究室

乳(ミルク)・肉・卵などの動物生産物(畜産物)や乳加工食品である発酵乳(ヨーグルト)、チーズおよび有用菌であるプロバイオティクスやイムノバイオティクスについて、それらの保健生理機能性を詳しく解析して高度利用するための研究を行うのが、本分野の主目的である。動物生産科学の正確な基礎知識の上に、食品微生物学、食品免疫学、食品分析化学、食品加工学、糖質化学、分子生物学などの広範な知識を応用して、「動物食品科学」の研究を行っている。主として、プロバイオティクスやイムノバイオティクスの生理機能性に注目し、機能性成分とその作用機構の解明を通して、新規な高機能性食品や機能性飼料などへの高度有効利用を目指している。具体的には、1)「(ポスト)イムノバイオティクスの分子免疫評価系の構築と粘膜免疫調節機構の解明」2)「新規イムノバイオティック乳酸菌・ビフィズス菌の単離・同定」3)「食品成分・宿主・腸内フローラの相互作用の解明」を主軸研究と微生物学、免疫学、化学、細胞生化学、および遺伝子工学的手法を用いて多岐に渡る研究を行っている。これらの研究成果は、産学官の国内外共同研究から食品および畜産分野における産業利用への展開に発展させている。

草地—動物生産生態学研究室

本分野は、陸上動植物における生物—環境間関係および生物間相互作用について、主に飼料生産、家畜生産あるいは野生動植物管理への応用として展開することを目指している。20世紀は大量生産・大量消費の時代であったが、今世紀には低炭素・循環型・共生型の持続的社会構築というパラダイムシフトが起こっている。家畜生産においても、環境を保全し、植物資源を有効に利用しながら持続的な土地利用を実現する生産システムが求められ、

同時に家畜の健康と福祉に配慮した精密飼養管理が求められている。野生動植物の管理においても、自然生態系の保全はもちろん、野生動物の行動特性を活用した獣害制御や、バイオマス利用を意識した個体群の維持が必要である。

当分野では、草地・草原生態系を中心に、放牧による持続的で福祉的な土地利用型の家畜生産に関する研究を中心に行っている。放牧生態系にはウシやヒツジがおり、それらの動物が食べる草類や樹葉があり、それを支える土壌がある。その中で、家畜同士の関係、家畜と植物の関係、植物同士の関係、植物と土壌の関係、土壌と動物の関係を、生態学、行動学、生理学、栄養学等を駆使し、宮城県大崎市鳴子温泉にある附属複合生態フィールド教育研究センターを主たる舞台にして研究している。

動物環境管理学研究室

ヒトを含めた動物は、微生物との相互作用の中で循環する資源を巧みに利用することで、健全な生活を営んできた。しかし、ひとたびこの資源循環システムが遮断されると、感染症の蔓延、食の安全性の崩壊、環境汚染、エネルギーの枯渇等の諸問題が発生してきた。

本分野では、これらの微生物がもたらす動物の病態や環境衛生の異常等の諸問題に対して、獣医学、微生物学の視点から解決を目指す。具体的には、原虫、ウイルス、人獣共通感染性の病原体の感染、増殖、潜伏感染、重症化、免疫制御細胞による微生物破壊の各機構の解明、糖鎖、ペプチド、金属ナノ粒子を用いた抗感染症薬の開発、原虫及び共生ウイルスを用いた分子疫学解析、有機性廃棄物のコンポスト化・メタン化による資源循環システムの構築、低環境負荷の新たな微生物燃料電池の開発等を行っている。

海洋生物科学コース

海洋生物科学コースには、水圏動物生理学、水産資源生態学、水圏植物生態学、水産資源化学、生物海洋学、海洋生命遺伝情報学、沿岸フィールド生物生産学、国際海洋科学の8研究室がある。

海洋生物科学コースでは、海洋および淡水域の水圏に生活する動植物（プランクトン、海藻、無脊椎動物、魚類等）を対象として、遺伝子レベルから生態系レベル、さらに生物資源の有効活用に至る幅広い分野について、遺伝学、生理学、生態学、生化学等を基礎とした活発な研究と教育が行われている。

また本コースでは、留学生を対象に開講されている国際海洋生物科学コース（AMB）との共修科目を設け、異文化交流を通して国際的な視野を広げることを意図した教育にも力を入れている。

水圏動物生理学研究室

海産無脊椎動物には産業価値の高い有用種が多く含まれ、近年はそれらの増養殖（種苗生産、放流、養殖）に対する要望が高まっている。対象動物の性や成熟を制御する技術があれば、安定して次世代を得られるだけでなく、雌雄や成熟度が商品価値を左右する場合には高品質な個体を生産することにも役立つ。当研究室では、北日本で漁獲量および養殖生産量が多い二枚貝やウニを対象として、生殖機構を組織・細胞・分子のレベルで解き明かし、高度な増養殖技術に応用することを目指している。二枚貝では、生殖機構に關与する遺伝子の機能を解明することで性統御や成熟、産卵を制御する技術の開発を目標としており、遺伝子導入やゲノム編集を用いた生殖工学の研究を実施している。ウニでは、可食部である生殖巣の質と量を向上させる飼育手法の開発を目指し、成熟制御に関する研究を行っている。

水産資源生態学研究室

海の生物資源は、人間が適切に利用すれば永続的に恩恵を与えてくれる更新的资源である。資源の量（生物の個体数）は、自然の要因によって、あるいは人為的な要因によって変動する。資源を有効に利用するためには、その生物の生物学的特性や生物生産過程の理解を通じて個体数の変動機構を把握し、合理的な利用方法を開発する必要がある。

本分野では、河川域、河口域、内湾、沿岸などの水域を対象フィールドとして、水産資源生物種およびそれらの食物生物、競合生物種の生活史、種間関係、群集構造などの調査により、有用水産生物の生産過程、漁業への利用方策、さらには資源の永続的利用を目的とした管理方策、資源水準が低下した要因の解明と資源回復への方策を検討することを目標にした研究、教育を行う。

水圏植物生態学研究室

地球表面積の70%を占める広大な海の中で、わずか0.1%でしかない沿岸岩礁域は、年間生産量では75億トンと海洋全体の10%以上にも及んでいる。この生産力は、単位面積あたりでは熱帯雨林をしのぐ海藻群落が担っており、豊富な生物相をもつ生物社会、岩礁生態系を構成している。このため海藻群落を生産者とする岩礁生態系は、21世紀における食糧生産と環境保全の鍵をにぎる重要な役割を果たすといっても過言ではない。

本分野では、岩礁生態系を構成する海藻、植食動物などの分類・生理・生態から、それらの種間相互を結ぶ食物と化学交信の動的関係、生物生産機構までを総合的に教育・研究する。また、沿岸海洋における生物生産と物質循環の機構を明らかにすることを通して、養殖生産を含めた生産力の向上による水産業の発展と沿岸海域の環境保全に果たす海藻の役割や沿岸海域における人間の社会活動が岩礁生態系に及ぼす影響についても学ぶ。

水産資源化学研究室

魚介類や海藻等の水産生物資源には限りがあり、持続的かつ効率的な利用が求められる。これらの生物は多様性に富んでおり、我々の健康増進や疾病予防に役立つさまざまな機能性物質を含んでいる。本研究室の目標は、有用水産生物の生化学的および食品化学的な特性をあらゆる分析手法によって究明し、それを活用するための教育と研究を行い、当該分野で活躍できる人材を育てることである。

具体的には、魚類、海産無脊椎動物、藻類、海洋微生物等の幅広い水圏生物種を対象に、それらに含まれる成分の分布、消長、代謝機構を解明する。また、栄養機能性成分および生物活性成分の探索による水産生物の新たな利用、加工技術の開発を進め、生物資源の付加価値の向上を図るとともに、未利用や低利用資源の有効利用の道を探る。さらに、水産生物の生理学および栄養学的研究、環境変化や化学物質の水産生物への影響等の研究を通じ、品質や健康な養魚の育成技術の向上も目指している。その他、水産物の品質の保持や測定のための技術開発を通して、食の安全・安心の確立にも貢献する。

生物海洋学研究室

地球表面の2/3を占める海洋は、地球環境の安定に重要な役割を担っている。そこには巨大な三次元空間があり、プランクトンとベントスが複雑に関わり合いながら海洋の生物生産を支え、物質代謝を支配している。それらの生き様には驚くほど巧妙な適応生態がみられる。本研究室は、ミクロなプランクトンやベントスそのものの生物学から出発して、海洋生態系の構造と機能を解き明かすという生物海洋学的興味や、地球温暖化をはじめとするさまざまな攪乱が海洋生態系へ及ぼす影響を評価するという応用的な面から研究を行っている。

海洋生命遺伝情報学研究室

海洋や陸水の生物資源は獲る時代から人間が作り育て、さらに保全して行く時代へと転換し、質の高い増養殖種苗や品種の作成が強く望まれている。一方、魚類がモデル生物として利用されるようになったことから、遺伝子の機能解明研究にも利用されるようになった。本分野では水産生物における遺伝資源の有効利用と持続的利用をめざし、発生や変態を制御している分子調整機構の解明、非モデル生物への効率的な遺伝子導入法の開発、優良形質の遺伝的基盤の解明、遺伝資源の開発と保全方法の確立、遺伝情報の効率的解析法の開発、に関する研究を推進し、それらを通じた教育を行っている。

具体的な研究として、仔稚魚の発生機構の解明、ヒラメ・カレイ類の左右非対称な形態形成と種苗生産で生じる異常の解析、選抜育種による系統育成、形質の遺伝支配の解明、近交弱勢のメカニズム解明、塩基配列の効率的解析法の確立、魚類の自然集団、養殖集団や放流集団の相互関係を含めた遺伝資源の動態の把握等に取組んでいる。

沿岸フィールド生物生産学研究室

本分野は、牡鹿郡女川町の附属複合生態フィールド教育研究センター（通称:女川フィールドセンター）に設置されている。周囲の三陸地方沿岸域は世界有数の漁場で、親潮（寒流）と黒潮（暖流）が混合した生産性の高い生態系が形成されている。この生態系内における沿岸環境の多様性および種や種内の遺伝的多様性を明らかにすることは、沿岸域における

複雑な生産システムを解明するための基礎的知見となり、沿岸環境の保全と有効利用ならびに生物資源の管理方策を考える上での指針となる。本分野は、女川湾を含む様々な沿岸海洋における物質および生物動態ならびに沿岸生物種の進化や集団構造を明らかにし、資源の保全と持続的利用に対して貢献することを目標としている。

国際海洋科学研究室

当研究室は、国内外の大学、政府機関、博物館、水族館、漁業協同組合と連携しながら国際的かつインクルーシブな研究環境を醸成し、グローバルな規模で海洋科学を推進することを目標としている。現在取り組んでいるのは、海産無脊椎動物の多様性と進化に関する研究で、有毒のハコクラゲ類、生物指標となる褐虫藻を持ったクラゲ類、水産業上の重要生物であるタコ類のモニタリングを通じて、有効な管理方策について提言し、さらにこれらの生物の資源量と分布パターンの変化から生じる諸問題について予測・軽減可能とする分子ツールを開発している。具体的な課題を以下に示す。

- 1) ゲノムおよびタンパク質の解析を含んだマルチオミクスアプローチによる種間系統の包括的解明
- 2) 細胞分子生物学的アプローチによる有毒クラゲの配偶子形成や生殖戦略の解明
- 3) 海洋生物の分布をモニターし、将来予測を可能にする環境 DNA 分析ツールの研究開発

応用生物化学科

本学科は生物化学コースと生命化学コースの2コースからなり、バイオサイエンス・バイオテクノロジーを取り入れた基礎研究をもとに、主として生物化学的手法を用い、人類にとって重要な食糧および有用物質の生産に関わる仕組みの解明、生物生産物の化学的・生化学的特性の解明とその利用、それらの環境保全への応用ならびにヒトの健康に関わる学問分野についての教育・研究を行っている。また、近年発展している遺伝子操作、タンパク質工学、組織培養などの手法を教育・研究に積極的に利用しているのも本学科の特徴である。

本学科を卒業した学生の大部分は大学院に進学し、さらに活発な研究活動を行っている。卒業生は各省庁の試験研究機関をはじめ、食品、化学、製薬など、バイオサイエンス・バ

イオテクノロジーの幅広い分野で活躍しその真価が認められており、大学院学生、学部学生ともに就職はきわめて好調である。

生 物 化 学 コース

生物化学コースは植物栄養学，分子生物化学，酵素化学，応用微生物学，生物有機化学，植物細胞生化学，真核微生物機能学の7研究室から構成される。いずれも化学と生物学に基礎を置き，生命現象の制御機構の解明，生物が生産する物質の構造と機能の解明，および，生物の潜在的な生命機能の開発とその応用に関わる幅広い分野の研究と教育を行っている。研究対象は微生物から植物，動物までのあらゆる生物と，生物が作り出す有機化合物に及ぶ。また，バイオテクノロジーの中心的コースとしてゲノム科学，分子生物学，細胞生化学，遺伝子工学，タンパク質工学，有機合成化学，分析化学などにおける新しい手法を積極的に利用している。

本コースは正規の職員の他に多数の大学院学生および博士研究員を擁し，活発な研究が行われている。

植物栄養学研究室

植物に特有の独立栄養に基づく物質生産は，地球上のすべての生物が存在するための基盤を構築している。地球環境の急激な変化，人口急増等の問題は，植物に関する研究の飛躍的な発展を必要としている。

本分野では，イネなどの主要作物やモデル植物を材料に高等植物特有の機能，とくに光合成や窒素の吸収同化，同化産物の体内分配や利用のメカニズム，それらと環境との関係を探ることを主要な研究テーマとしている。研究は，健全な植物を育てることから始まり，様々な手法を用いた研究が展開される。非破壊組織によるクロロフィル蛍光解析・ガス交換測定などの生理学的手法，GFP 蛍光イメージング，電顕観察，細胞小器官の分画などの細胞生物学的手法，タンパク質の分画・精製・免疫学的検出などの生化学的手法，形質転換体の作出や遺伝子発現を調べる分子生物学的手法などである。何を明らかにするかによって研究手段が選ばれ，マニュアルがない場合も多い。作物の生産性の向上と増産を研究の出口目標としている。

分子生物化学研究室

農学研究における三大研究対象である食料、健康、環境のすべてにおいて、生物が中心的な役割を果たしている。したがって、生物の遺伝情報を担う DNA 機能の制御メカニズムの解明は、農学分野の研究や応用においても重要な課題である。DNA 機能制御の分子基盤構造は、DNA とヒストンによって構成されるクロマチンと、クロマチンを取める細胞核である。クロマチン・細胞核によるゲノム機能制御は「エピジェネティクス」とよばれ、発生・分化・老化・疾病などの高次生命現象と密接に関連しており、またエピジェネティクス機構の破綻はガンなどの疾病を引き起こす。また最近では、農畜水産物の生産や育種や、食品機能性評価へのエピジェネティクスの応用も進んでいる。本研究室ではこれまでに、DNA 機能制御におけるヒストンや細胞核タンパク質（アクチンファミリーなど）の新規な機能を発見しており、さらにこれらを人為的に制御する方法を探索することによって、エピジェネティクスを農学・医学・薬学分野への幅広い応用につなげるための研究を行っている。

酵素化学研究室

生物の最も小さな構成単位と考えることができる『タンパク質・酵素』は、私たちの生命・健康を維持し、多様な生物の機能に関わる重要な働きをしています。また、微生物の代謝や発酵過程では、酵素の働きを借りて様々な有用物質を生み出すことができます。その中で、私たち『酵素化学分野』では、特に「生物の特殊機能」や「疾病」に関わる酵素・タンパク質の構造と機能や分子進化に着目して次のような様々な研究をおこなっています。①ベノミクス：新規毒成分の機能と加速進化の分子機構解明、②アルツハイマー病：アミロイド生成機構の解明と治療薬、③バイオミネラライゼーション：真珠形成機構解明と温室効果ガス削減への応用、④根粒菌脱窒関連タンパク質：硝酸イオンプロープの開発、⑤小胞輸送システムの分子機構、⑥レクチンの構造と機能：糖鎖認識を介した細胞制御

例えば、超高齢化社会で問題となる認知症の一つ『アルツハイマー病』について、脳内でアミロイド（A β ）を生成する γ セクレターゼを、酵母に導入して酵素機能を測る独自の評価系を開発して解析しています。また、毒生物の創り出す毒タンパク質・ペプチドは、強力で特異性の高い活性を持ち『薬』にも応用できることから、『アルツハイマー病』など難病・希少疾病の創薬に繋がる新規毒タンパク質成分の機能解明を行っています。また、毒生物のゲノム解読を含めたベノミクス解析から毒タンパク質の進化のメカニズムに迫ろうとしています。さらに、タンパク質・酵素の『X線結晶構造解析』や『次世代放射光』

による構造・機能解析を行っています。

応用微生物学研究室

本分野は、微生物がもつ多彩な代謝系と優れた物質生産能力の生化学的、分子生物学的基盤を究明し、微生物の機能とその生産物を農業、食品、化学、環境、健康分野に応用するための研究と教育を行っている。微生物（特に細菌・真菌）の多様な物質変換は、地球規模の物質循環に多大な影響を与え、さらには、最大の生物産業である農業生産により供給される生体高分子（糖質、タンパク質、核酸、脂質）を変換するプロセス基盤でもある。その点からも、広範な農学領域の中で、周辺学問領域と密接に関連づけた研究教育を図っている。

具体的には、微生物に関する①物質輸送と有用物質生産（アミノ酸・有機酸・生理活性物質）、②バイオポリマー（生分解性プラスチック、キシラン、ポリグルタミン酸など）を分解する酵素システム、③シグナル伝達、④ゲノム解析と細胞表層構造、⑤細菌の膜孔形成毒素の作用機構、⑥ファージおよびファージ様バクテリオシンの標的細菌特異性等の研究課題を通じて、微生物の表層構造、代謝機能、遺伝子発現制御を中心とした基礎的研究と、産業応用に繋がる酵素や生理活性物質の構造や反応・作用機構、物質生産機構の解明を分子、遺伝子レベルで展開している。

生物有機化学研究室

本分野は、生物の生態をコントロールする生態相関物質（セミオケミカル）や各種の抗生物質、植物ホルモン、香料関連物質などの合成を中心的な研究テーマとし、生物活性天然有機化合物の構造決定や構造活性相関などの研究・教育も行っている。

具体的には、農業害虫や衛生害虫などの昆虫が生産するフェロモン類やアレロケミカルの合成研究、植物が生産する昆虫摂食阻害物質（アザジラクチンなど）の合成と構造活性相関、植物が生産する抗生物質の合成、植物毒素の合成と構造活性相関、植物ホルモン類（アブジジン酸およびジャスモン酸関連物質）の合成と生物活性、微生物が生産する抗生物質（アスコクロリン関連物質、ポリナクチン、スピロファンジン類など）の合成と構造活性相関、放線菌の分化誘導物質（パマイシン類）の合成と構造活性相関など、生物間の相互作用や生物のライフサイクルに関わる機能性分子の農業や医薬、香料への応用を目指している。これらの研究を遂行するために、生体触媒（酵素、微生物）の利用を含めたあらゆる有機合成化学的手法を駆使している。

植物細胞生化学研究室

植物は、無機物を有機物に変換する能力（同化能）をもち、光合成により大気中の CO₂ から炭水化物を合成し（炭素同化）、土壌から吸収した無機窒素からアミノ酸を合成する（窒素同化）。人間を含む地球上のほぼすべての生物は、これら植物の同化反応に依存している。これまでの農業は、肥料を大量投与することで収量を増やし、増え続ける人口を支えてきたが、肥料の過剰投与による河川の汚染、開墾による森林破壊等、農業活動自体が地球環境をむしろみつつある。また肥料は、地球上の資源とエネルギー（化石燃料）を消費してつくられている。環境への負荷を最小限に抑え、少ない肥料で十分な収量を確保する「持続可能な農業」の確立が求められている。

本分野では、持続的農業の実現に向け、植物のポテンシャル（能力）を高めるための研究を行っている。具体的には、主に全ゲノム解読が完了したモデル作物のイネとモデル植物のシロイヌナズナおよびダイズ等を材料に、窒素の吸収と同化、同化した窒素のリサイクル、窒素代謝と炭素代謝の相互作用等、窒素同化に関連する諸現象の分子メカニズム（しくみ）を解明する基礎研究と人為的改良のための応用研究を並行して行っている。特定の手法に限定せず、分子生物学的手法、遺伝子組換え、生理生化学的解析、組織化学的解析等、適用可能なテクニックを駆使して研究を行うことで、幅広い知識と応用力を備えた研究者の育成を目指している。

真核微生物機能学研究室

本分野では、主として産業微生物の遺伝子資源ならびにゲノム情報をもとに、有用物質生産に関与する遺伝子発現制御ネットワークを体系的に解明するとともに、グローバルな細胞機能の理解と改変により生産性の向上を目指した基盤的かつ応用的な研究・教育を行っている。さらに、未知または未利用の遺伝子機能を探索・解明して産業に応用するための研究・教育も行っている。

具体的には、わが国の発酵産業で重要な役割を果たしている真核微生物のカビ（特に麹菌）や酵母が示す多様な生命現象を遺伝子レベルで解析するとともに、産業的な有用機能の向上ならびに新たな機能の開発と利用に関する研究・教育を行っている。

主な研究としては、麹菌の有用酵素遺伝子の発現制御機構の解明、真核微生物におけるタンパク質の選別輸送機構の解明と異種タンパク質生産への利用、酵母細胞膜タンパク質の選択的局在化機構の解明、カビの薬剤耐性機構の解明、木質系バイオマスの分解とエタノール生産に適した麹菌と酵母の育種、麹菌における mRNA 品質管理機構の解明、などに取り組んでいる。

生 命 化 学 コース

生命化学コースは、食品化学、栄養学、天然物生命化学、食品機能分析学、テラヘルツ食品工学、生命構造化学*、分子情報化学*、活性分子動態*、応用生命分子解析*の9研究室からなっている（この中で*を付けた4研究室は大学院としては、生命科学研究科に所属している）。主として化学を基盤とした手法により、食品や天然物と、その基となっている生物を構成する分子の構造や特性、さらにこれらがヒトや動物体内に取り込まれたときの栄養生理や機能性についての教育と研究を行っている。タンパク質、脂質、糖質、核酸、ビタミン、自然毒など、多様な生体分子が対象である。生化学実験・遺伝子解析・細胞実験・動物実験というヒトへの応用を想定した取り組みとともに、核磁気共鳴分析や質量分析などの最新の大型分析装置を使用した精密構造解析・化学合成・新分析法開発・タンパク質工学など、生体機能分子の多面的な教育と研究を活発に展開している。

食品化学研究室

食品はヒトにエネルギーや必須の栄養素を供給することから、ヒトが生きていくためには必要不可欠である。飽食の時代を迎えた今日においては、食品の健康機能性が大きな注目を集めている。日本人の平均寿命は世界でもトップレベルとなったが、一方で、動脈硬化症、肥満、高血圧、糖尿病など生活習慣病やがんに罹患するヒトが増加している。また本来は栄養源であるはずの食品の成分に対して、有害な反応が生体に起こる食物アレルギーは大きな社会問題となっている。当分野では、免疫賦活作用や抗炎症作用を持つ脂質や糖、食物繊維などの食品機能性成分を見つけ出し、その作用メカニズムの解析を行い、食物アレルギーや生活習慣病、そしてがんなどの様々な疾患の予防に寄与する食品を開発することを主な目的として研究を行っている。また、今後の超高齢社会を見据えた寿命や老化に対する食事や食品成分の影響についての研究も行っている。

栄養学研究室

栄養学分野では、栄養条件（摂取栄養素および食品中の機能性成分の種類と量など）が生体に及ぼす影響とその作用機作を解明することを通じて、国民の健康の維持・増進に寄与することを目的にした教育と研究が行なわれている。

具体的には、ビタミン欠乏動物、無菌動物、疾患モデル動物（高血圧ラット、糖尿病ラッ

ト、老化促進マウス、腎障害ラット)、遺伝子改変(欠損、ノックイン)動物などを用いて、ビタミンや各種食品成分の新規機能および代謝に関する生理学的、分子生物学的研究を行なっている。すなわち、1) ビタミンの新規機能に関しては、組織内活性型ビタミンK(メナキノン-4)の組織内変換・生成の生理的意義の解明並びにコレステロール代謝(ステロイドホルモン、胆汁酸合成)や抗炎症作用のメカニズムの解明と、ピオチンの認知関連遺伝子発現への影響、ビタミンB6が腎障害に与える影響の解析、2) 食品成分や消化管における腸内細菌代謝物による受容体型転写因子を介した生理機能解析、3) 苦味受容以外の苦味受容体の新規機能の解析、4) 食品に含まれる機能性物質の探索(米糠や小麦ふすまの発酵物やアミノ酸・ペプチドによる生活習慣病予防効果)、5) 腎臓によるナトリウムや糖類の再吸収を介した体液恒常性維持並びに高血圧や腎臓機能障害などの疾病に与える影響の解明、などである。

天然物生命化学研究室

生物毒の多くは、その生物の生体防御や捕食行動に用いられるため、非常に強力で特異性の高い薬理作用を有し、生命現象を探るプローブとして有用である。当分野では、低分子生物毒および天然由来の生物活性物質の化学構造、及び生理作用を明らかにし、化学分析法を確立し、生命科学へ応用することを第一の目標として教育、研究を行う。具体的には、低分子ではフグ毒、貝毒、海藻毒、海綿毒、新規細胞毒性物質を中心に研究を行っている。活性物質を精製した後、物質の同定や化学構造の解析には、質量分析、核磁気共鳴分光法などを主に用いる。また、培養細胞を用いた生物活性発現機構の解明を目指している。さらに、フグ毒の起源、生合成、体内変換、蓄積および耐性機構、海綿毒の結合蛋白質、麻痺性貝毒および記憶喪失性貝毒の生合成に関する研究を展開し、機器分析とともに化学合成、分子生物学的手法や電気生理学的手法を取り入れ、関連遺伝子のクローニング、蛋白質発現、機能解析を行い、食品衛生への応用を試みている。

食品機能分析学研究室

本分野では、生命システムの恒常性維持の機構と、それに役立つ天然分子の探索と機能発現メカニズムについて、生物個体、細胞、遺伝子レベルで、最先端の分析機器を用い、新しい評価解析システムを開発するとともに、分子生物学的手法も取り入れ、その理解のための教育と研究を行っている。具体的には、細胞老化や認知症、動脈硬化、糖尿病、癌

など生体恒常性の攪乱に伴い出現する原因分子（過酸化脂質，糖化脂質，等）の最先端構造科学，食品の健康機能の解明を目指した天然物由来の機能分子（油脂類，ビタミンE，トコトリエノール，カロテノイド，フラボノイド，クルクミノイド，ポリフェノール， γ -オリザノール，アザ糖，ピロロキノリンキノン，等）の精密構造解析，吸収動態，細胞機能の修飾，遺伝子発現の調節など分子機能の基盤的研究を進めている。これらの知見に加えて，社会への応用を目指した食品学・食品機能学研究を推進している。

テラヘルツ食品工学研究室

食品工業は，製品出荷額で全工業生産の10%以上を占めており，大規模プロセスでは，併発する多様な物理的，化学的諸変化を独特の制約条件下で最適化しなければならない。

食品加工は，多成分，不均一な生物資源を原料とし，安全性や感覚特性が重視される世界である。

テラヘルツ生物工学分野では，テラヘルツ波を主とした光センシング技術を使って観察したり（watch），超高圧などのユニークな食品加工技術を使ってものづくりをしたりして（create），ヒトの健康と環境の健康に役立つ研究を目指し，現象の定量的予測と，装置・システム，品質の設計，制御に関する諸問題を，広い視野から取り上げて研究を進めている。

生命構造化学研究室*

自然界から得られる天然有機化合物（天然物）のなかには非常に強力な生物活性や，人智を越えた斬新な化学構造を有するものが多い。しかし，人類にとって有益な生物活性を示す天然有機化合物は自然界からは極微量しか得られない場合が多く，医薬品開発や生命科学などの社会的要求に応えるためにはそれらの化学合成（全合成）による供給は必要不可欠である。

本分野では，複雑な化学構造を有し，強力な生物活性を示す海洋生物由来の天然物の実用的かつ高効率的な全合成法の確立，そのための新しい合成方法論と独創的な合成戦略の開発を中心に研究を行っている。さらに，人工構造類縁体の合成と構造活性相関の解明を通して，新たな生物機能分子（天然物の機能を凌駕する人工活性分子や機能制御分子）の創製へと研究を展開し，それらを活用して生物活性発現の分子機構解明や受容体タンパク質の機能制御などの生命科学研究を目指している。

分子情報化学研究室*

生命現象の深い理解には化学者と生物学者（基礎医学，薬学を含む）の緊密な連携が必要と考えている。本分野は積極的な共同研究を通じてオリジナリティーの高いケミカルバイオロジー研究をおこなう。

現在の主要研究テーマのひとつは，選択的オートファジーを用いる新規創薬手法AUTACである。現在の医薬品はヒトのタンパク質の2割程度にしか効果がない。AUTACは，この現状を変化させる革新的手法として世界的注目を集めている。具体的には疾患標的に結合する小分子とオートファジーを呼び寄せる「分解タグ」を結合したキメラ分子を調製し，疾患原因の選択的分解を行う。

この他に，院内感染症治療の切り札として重要な抗生物質バンコマイシン誘導体，生物活性天然有機分子の全合成などのテーマについて幅広く研究を展開する。

活性分子動態研究室*

有機化学，分子細胞生物学，創薬科学などの専門領域を複数活用するいわゆる学際研究を実施する。具体的には，健康寿命の延長を最終目標にした生体機能分子のケミカルバイオロジー研究を実施し，疾患に関連するタンパク質の存在量を減少させる生体機能分子の開発や，ケミカルバイオロジー的な手法を用いた生体機能分子の作用メカニズム解明，生体機能分子の体内動態を改善する分子設計の提案などを目指す。例えば，難病である神経変性疾患の原因タンパク質を分解誘導する化合物の創製研究などを行っている。

応用生命分子解析研究室*

本分野では，生命現象に深く関わっているタンパク質や核酸などの生体分子，特に疾患に関連する因子（毒素や病原性微生物の病原因子，癌関連蛋白質）また，構造情報を基にした創薬の基盤となる研究（低分子化合物，抗体）に焦点を当て，その分子メカニズムの詳細を立体構造解析を中心とした種々の解析手法（クライオ電子顕微鏡解析，X線結晶構造解析，分光学的解析など）を駆使して明らかにしている。また，解析により明らかになった，各々の生体高分子の特徴を生かし，新たな高次機能を持った分子材料を開発することを目指している。

連携講座・寄附講座・共同研究講座

農業政策学講座（連携講座）

本講座では、我が国唯一の農林水産政策専門研究機関である農林水産政策研究所と締結した教育研究指導等に関する連携協定に基づき、政策・制度の決定過程、国際交渉、政府等の機関の収集する情報等に通暁した研究者等によって、国内外の政策の動向に関する専門的能力の向上を図る視点から、教育・研究を行う。

発酵微生物学講座（寄附講座）

麹菌は日本酒や醤油、味噌などのわが国の伝統的な発酵醸造製品の製造に古くから利用され、わが国を代表する産業微生物として「国菌」とも称されており、わが国のバイオテクノロジーの源流であるとともに、今後も世界をリードしていくべき研究対象である。近年のバイオテクノロジーの目覚ましい発展により、あらゆる生物が解析対象となり、わが国の（微）生物学研究の優位性が低下している現状である。本研究室は、わが国を代表する微生物である麹菌とその近縁系状菌の遺伝子機能の解析と新規機能開拓、遺伝子発現制御に関する先端的研究と有用物質高生産システム構築を通して、わが国の産業微生物学の優位性を高めるとともに、将来の学術・産業を担う学生や若手研究者の育成を図ることを目的として、公益財団法人 野田産業科学研究所の寄附によって設置されたものであり、麹菌が示す多様な生命現象を遺伝子レベルで解析するとともに、有用物質生産などの産業応用への展開を目指した研究教育を実施している。

具体的には、麹菌（日本酒、醤油、味噌製造に利用されている黄麹菌と焼酎製造に利用されている黒麹菌）が生産する有用酵素の遺伝子発現制御機構の解明、有用酵素高生産麹菌の育種、麹菌の転写因子ならびに膜輸送体の制御による有用物質高生産、麹菌ゲノム情報に基づく網羅的遺伝子破壊株ライブラリーの構築とその活用、などに関する研究と教育を行っている。

生殖技術開発講座 Repro-SOLEIL（寄附講座）

ヒト以外の哺乳類の生殖生物学的研究で得られた成果に基づき、主に男性不妊を対象にした高度生殖補助医療技術の発展／改善を目指すとともに、その社会実装を目的とした応

用 / 開発ステージの研究を行う。具体的には、ヒト精子の小分子プロファイリングと制御技術開発、不妊遺伝子の探索と不妊モデル動物作出による対応策の提示、ヒト精子 / 精漿の元素プロファイリングと制御技術開発、ヒト精漿の細菌叢プロファイリングと制御技術開発を行う。

J- オイルミルズ油脂イノベーション共同研究講座

ヒトが食事から摂取した油脂は、細胞膜の構成成分やホルモン等の生理活性物質の前駆体として利用されるため、生物の恒常性維持に不可欠な物質である。油脂は様々な食品に含有されるが、調理加工や保存中に酸化されることで食品に好ましい味や風味を付与する一方で、過度な酸化は食品の品質低下を引き起こす。したがって、油脂の酸化を適切にコントロールすることは食品の品質維持や改良、更には油脂資源の有効活用にも繋がる。しかしながら、油脂の酸化は過酸化脂質を起点とした複雑な反応経路で起こるため、反応の詳細や生成物の機能は十分に理解されていない。

本講座では、最先端の分析機器や新しい評価技術を利用し、油脂の酸化に対する理解を深めること、得られた知見をもとに油脂に新たな価値を見出すことを目的に研究と教育を行う。

動物粘膜免疫学共同研究講座

抗菌剤に頼らない家畜・家禽の健全育成を可能にすべく、家畜・家禽の粘膜組織に備わる免疫機能を向上させるための素材（例：腸内微生物・代謝物）を開発する。また、その社会実装を目的とした応用／開発ステージの研究を遂行する。具体的には、動物の粘膜免疫学研究を通して、家畜・家禽の粘膜感染症（例：下痢症）を予防・治療するための素材を開発する。

附属施設等

放射性同位元素実験室

本施設は、放射線管理区域内で非密封放射性同位元素（RI）を使用した生物実験を行うことのできる、国の使用承認を受けた放射線施設である。施設は放射線取扱者の放射線による障害を防止し安全を確保するために、さまざまな放射線防護設備が整備されている。また、周辺の居住者への安全や、環境への影響に対しても万全の配慮がなされている。放射線管理区域には実験室（7室）、測定室、飼育室、ガラス室、暗室、汚染検査室、RI貯蔵室、保管廃棄室の各室、および排気排水設備がある。放射線管理区域への入退域管理は手のひら静脈を利用した生体認証システムによって行われている。本施設で使用の許可を受けている放射性同位元素は、生物学実験でよく利用されている ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{125}I などの核種の他、 β 、 γ 核種合せて22核種である。これらの核種は測定室に設置されている液体シンチレーションカウンターやガンマカウンターで測定される。また東日本大震災以降は、福島第一原子力発電所事故により放出した放射性物質による汚染の測定などに対応して、ゲルマニウム半導体検出器も導入されている。飼育室は動物実験室に併設されており、マウス、ラットを利用した飼育実験が行えるよう東北大学動物実験委員会による飼養保管施設としての承認を受けているほか、低レベル実験室はP1レベル実験室の承認を受けている。ガラス室は植物・微生物実験室に併設されており、植物の自然光を利用した栽培が可能である。また、水族実験室には対面式のカリフォルニアフードが設置されており、水槽での魚類の飼育実験が可能な専用の実験室になっている。本施設には放射線に関する教育・訓練を受けた多数の教職員および院生・学生が放射線取扱者として登録されており、放射性同位元素を使用した農学分野の幅広い実験に対応できるよう整備がなされている。

動物研究棟

動物実験は、農学、薬学、医学、生命科学等の研究、教育ならびに試験を行うために必要不可欠の手段となっている。動物の命を扱う領域であるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「家畜伝染病予防法」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」などを遵守するとともに、東北大学の「動物実験等の実施に関する基本指針」に従って、国際的に広く普及している3R（Replacement, Reduction, Refinement）の原則を尊

重しつつ、実験動物の飼養および保管ならびに動物実験を行わなければならない。適正な動物実験を行うことによって再現性のある価値の高い成績を得ることができる。

実験動物学とは、研究、試験、教育など科学上の目的に用いられる動物に関する学問で、狭い意味ではマウスやラットを用いた実験動物を対象とする学問であるが、広くは実験動物だけでなく家畜や野生動物の全てを含む実験用動物を対象とする学問である。実験動物学は育種学、遺伝学、繁殖学、生理学、衛生学、比較生物学、感染症学、生命科学および飼育管理や実験手技などを含む実験動物技術から成る複合生命科学の一つである。本施設ではトランスジェニックマウスやノックアウトマウスなどの遺伝子改変動物の研究が数多く行われている。

動物研究棟は、マウス、ラットなどを飼育する小動物実験施設、ヒツジ、ヤギ、ブタ、子牛などを飼育する家禽研究施設、鶏などの鳥類飼育施設および孵卵設備を備えた家禽研究施設がある。そのほか、感染実験室や無菌動物飼育室を有する。これらの遺伝子改変動物は動物個体の発生分化や形態形成、生殖といった、遺伝子-細胞-個体レベルの研究だけでなく、動物行動学などの新しい創造領域の研究に役立っている。

動物研究棟では、飼育、管理に必要な基礎的動物実験技術を学ぶだけでなく、目覚ましい発展が見られるゲノム科学や発生工学などの研究を通じてより高いレベルでの実験動物の利用が可能である。家畜や家禽を用いた実験やモデル動物による感染実験、無菌動物などの実験を行うことのできるユニークな施設でもある。

植物環境応答実験施設

植物はその生活環の中で、多様に変動する地下部や地上部の環境変化に上手に適応し、時にはストレスを受けながらもそれらを回避している。

本施設は、植物と環境との関わりや環境への応答を研究するための教育研究施設として設置された。施設の前身は、高等植物無菌栽培実験施設で、ビニールアイソレーター方式により無菌環境下で高等植物のライフサイクルを日本で初めて完結させた実績を持つ。現在では、植物環境制御室、植物細胞培養装置、光合成測定室、無菌操作台、大型オートクレーブ、大型乾熱滅菌装置等を有し、植物の細胞培養、組織培養、形質転換体植物の作出、植物の環境への応答、馴化等の研究が本施設を利用し行なわれている。

技 術 部

本技術部は、東北大学総合技術部から農学研究科・農学部勤務を命じられる形で配置され、部局の教育・研究をそれぞれの専門知識を活かして、技術的に支援している組織です。

放射性同位元素実験室、植物実験フィールド、動物研究棟、ネットワーク管理室、電子顕微鏡室、植物応答実験施設、大型機器分析室の7つの研究科共通施設は、農学研究科・農学部の多彩な教育・研究には欠かせない専門性を確立しており、各施設を担当する技術職員が施設の運営や技術指導、研究支援を行っています。

植物生命科学、海洋生物科学、生物化学、生命化学の4コースの学生実験を担当する技術職員もおり、研究のみならず、教育の支援にも力を入れています。

主 な 研 究 装 置

共 通

電子顕微鏡室

電子顕微鏡室には、高性能の透過電子顕微鏡（TEM，日立 H-7650）と走査電子顕微鏡（SEM，日立 SU-8000）および各種周辺機器が設置されている。透過電子顕微鏡は、加速電圧100kV，100万倍までの高倍率観察が可能で，細胞の微細構造や生体高分子などの構造観察に利用される。高感度デジタルカメラ Quemesa が搭載されており，撮影した写真は，全てデジタルで保管できる。走査電子顕微鏡は，試料表面の微細構造を観察するもので，生物試料では約10万倍まで観察可能である。走査電子顕微鏡には，エネルギー分散型 X 線分析装置が設置されており，試料の元素組成とその局在状況が解析できる。また，電子顕微鏡観察用の試料作成のために，ウルトラミクロトーム，真空蒸着装置，凍結乾燥装置，カーボンコーター，イオンコーター，オスミウムコーター等の周辺機器が備えられている。

現在は農学研究科の約20の分野が，動物・植物組織，微生物，プランクトン，粘土鉱物，昆虫，タンパク質など多様な試料の観察を行っている。また，農学研究科の全てのコースの学生実習においても，電子顕微鏡を使用する実験・実習が行われている。東北大学テクニカルサポートセンターを通して，農学研究科外の研究科・機関にも利用されている。この他，中学生の職場体験，高校生の大学訪問等の社会貢献事業にも対応している。

大型分析機器

タンパク質の生産，分離と精製，構造と機能解析，遺伝子構造の解析及び低分子有機化合物の構造解析を行うための最新かつ超高性能の機器からなる。主なものは，フローサイトメトリー装置，多機能超速心分離機，高分解能 NMR 多核種観測装置，高分解能 LC/MS 装置，アミノ酸分析装置，プロテインシーケンサー，ペプチド精製装置，DNA シンセサイザー，DNA サーマルサイクラー，紫外・可視分光解析装置，バイオイメージアナライザーである。これらの機器は教員，大学院学生の研究のために日夜使用されているが，卒業論文の実験に際して教員の指導のもとに学部4年生も利用できる。

2. 学部¹の教育課程及び履修方法等

- ・ 教育課程
- ・ 全学教育科目表及び履修方法
- ・ 専門教育科目表及び履修方法
- ・ 履修手続等
- ・ 学科及びコースの定員・所属決定
- ・ 「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づく単位互換制度について

2. 学部の教育課程及び履修方法等

教 育 課 程

I. 授業科目の区分等

(1) セメスター及びクォーター

教育課程は各学年を2つのセメスター（学期）に区切り、1年次から4年次までの8セメスターにわたり編成している。各セメスターはさらに2つのクォーターに分けられ、各クォーターは約8週間で構成されています。

年 次	セメスター
1 年次	第 1 セメスター, 第 2 セメスター
2 年次	第 3 セメスター, 第 4 セメスター
3 年次	第 5 セメスター, 第 6 セメスター
4 年次	第 7 セメスター, 第 8 セメスター

学 期	クォーター
第 1 学期 (前期)	第 1 クォーター, 第 2 クォーター
第 2 学期 (後期)	第 3 クォーター, 第 4 クォーター

(2) 全学教育科目

本学の全学教育は、実社会や高次の研究に生かせる専門的知識をもち、現代的で広い知見と豊かな人間性、国際性をもった学生を養成するという目的のもとに、専門教育及び大学院教育の基礎を形成するための基盤教育を実践し、以下の基本的教養や知識、技能を養うことを使命としています。

- (1) 現代人、国際人として社会生活を送るうえで基盤となる知識と技能
- (2) 人間形成の根幹となる、現代社会にふさわしい基本的教養や技法
- (3) 専攻する専門分野の理解を助けるための幅広い学問分野に関する知識と技能
- (4) 専攻分野を学ぶうえで基礎となる知識と技能

全学教育はその使命を果たすために「基盤科目」「先進科目」「言語科目」「学術基礎科目」の4科目類からなる教育課程を設定し、各類に包摂される科目群毎に構成された授業を実施して、以下の目標を達成します。

基 盤 科目類	・「学問論」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「学際科目」の科目群によって構成する。 ・学問論群では学術研究の在り方の理解を通じて、それに携わる者の基本的姿勢が涵養される。人文・社会・自然の各科学群では、文系学生は理系科目を、理系学生は文系科目をそれぞれ重点履修することで、自然科学の知の背景を備えた文系人材、人文社会科学の知を背景に備えた理系人材に向けた素地が形成される。学際科目群では、各自の専門分野に閉じこもるのではなく様々な分野を受け入れ、各分野の人々との協調により課題を解決する能力の基礎が育成される。
先 進 科目類	・「現代素養科目」「先端学術科目」の科目群によって構成する。 ・現代素養科目群では、教養人が現代に密着した文脈で求められる基本的な知識・技能が獲得され、全地球的な取り組みが必要な課題については、それを自らの課題として生きる態度が育まれる。先端学術科目では、分野を問わず学問の最先端に触れることで研究型総合大学で学ぶことの自覚と、学術研究への動機付けの機会が提供される。
言 語 科目類	・「外国語」「日本語」の各科目群によって構成する。 ・現代人・国際人・教養人として必要な言語運用能力と異文化理解力が育成される。英語では一般学術目的の4技能が、初修語・諸外国語では各語種で複言語運用能力の基礎が、日本語では主に外国人学生の基本的日本語運用能力が、それぞれ獲得される。
学 術 基 礎 科目類	・「基礎人文科学」「基礎社会科学」「基礎数学」「基礎物理学」「基礎化学」「基礎生物学」「基礎宇宙地球科学」の各科目群によって構成する。 ・各学部の専門教育に接続する科目であり、各専門分野の基礎的な知識・技能が獲得される。

(3) 専門教育科目

専門教育科目は、各学科・各コースの学問分野について、高度で専門的な知識を教授し、専門家としての素養を身につけさせるものである。また、将来、研究者を目指す者にとっては、大学院での修学やその後の研究活動の基礎となるものである。「学部共通科目」「学科共通科目」「コース共通科目」「専門領域科目」により構成される。

(4) 教職に関する科目

中学校又は高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者が履修する科目である。

Ⅱ. 授業及び単位

(1) 授業の方法

授業は、その方法により講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、若しくはこれらの併用により行われる。

また、授業は、セメスター制の科目では週1回・2時間、クォーター制の科目では週2回・4時間、セメスターまたはクォーター当たり15回を標準として行いが、授業科目によっては1年間で完結する通年科目、短期間でまとめて実施される連続講義（集中講義）、セメスターの半分で完結する科目などがある。

なお、授業は次の二つの地区でそれぞれ行われる。

キャンパス名	区 分
川内北キャンパス	①1～4セメスター及びそれに対応するクォーター（1，2年次）に配当されている全学教育科目 ②教職に関する科目（教科教育法は除く） ③1～4セメスター及びそれに対応するクォーター（1，2年次）に配当されている専門教育科目の一部
青葉山新キャンパス	①専門教育科目の大部分

(2) 単位の構成

単位は授業科目を履修し、試験に合格することにより修得できる。

1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、その授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により定められている。

授業の方法・種類	授業による学修時間	授業以外の学修時間
講義及び演習	15時間～30時間	15時間～30時間
実験・実習及び実技	30時間～45時間	0時間～15時間

備考1. 卒業研修については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めている。

2. 通常、講義科目2単位を修得するためには、1回2時間の授業に15回出席し、当該授業に関する自学・自習を行うこととする。なお、各授業科目の概要、講義内容等はシラバス（授業内容）に掲載される。

(3) 必修科目、選択科目等の指定

授業科目には、それぞれ科目の重要性や必要性に応じて、次のような履修上の指定や要望がなされ、卒業等のための要件となっている。

必修科目	必ず履修して単位を修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された科目群の中から、指定された単位数以上を選択して修得しなければならない科目
選択科目	必修、選択必修の指定はないが、卒業要件単位となる科目
自由聴講科目	卒業要件単位とはならないが、興味や資格取得の必要に応じて修得する科目

Ⅲ. 履修計画

授業科目は、学習上の効果及びバランスを考慮して各セメスター及びクォーターに配置されている。この配置を一覧表にしたものが後掲の授業科目表である。

履修計画は、①授業科目表、②授業時間割表、③授業内容（シラバス）に基づいて各自が立てることになる。全学教育科目については、この便覧とともに「全学教育科目履修の手引」を熟読し、間違いのないように履修しなければならない。

なお、授業科目表の開講セメスター及びクォーターは、標準的な配置を示したものであり、年度によっては一部変更となることがあるので、毎年度配付する授業時間割表で確認すること。

Ⅳ. 履修の基準

2年次終了までに卒業に必要な全学教育科目48単位中46単位以上（以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目30単位、選択必修科目16単位以上 ②必修科目31単位、選択必修科目15単位以上 ③必修科目32単位、選択必修科目14単位以上）、及び必修専門教育科目のうち各コースで定める必要単位数を修得しなければ、3年次の学生実験（演習）Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。また学生実験（演習）Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は、4年次での卒業研修の履修はできない。

なお、各コースで定める必要単位数は次のとおりである。

植物生命科学コース	必修科目	28単位中	20単位以上
農業経済学コース	必修科目	22単位中	14単位以上
動物生命科学コース	必修科目	18単位中	14単位以上
海洋生物科学コース	必修科目	22単位中	13単位以上
生物化学コース	必修科目	32単位中	24単位以上
生命化学コース	必修科目	30単位中	24単位以上

留学する場合、実験（演習）および卒業研修の履修を認める場合があるので、事前にコース代表に相談すること。

V. 単位の上限

学生が1年次及び2年次において適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、60単位までとする。なお、教職科目は含まないが、不合格（D評価）として単位を落とした分は含める。

VI. 卒業の要件

農学部を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目を履修して、全学教育科目から48単位以上及び専門教育科目から85単位以上の計133単位以上を修得しなければならない。卒業の要件を満たした者には、学士（農学）の学位を授与する。

全学教育科目表及び履修方法

I. 全学教育科目表（各学科・コース共通）

※ 卒業に必要な単位数は、必修科目及び選択必修科目を含め計 48 単位です。

※ 授業開講時期は、変更となる場合があります。

※ セメスター及びクォーター開講科目があるので、注意してください。

※ 複数の年次で履修可能な科目は、最低履修可能年次の記載となっています。

※ 1 セメ：1 年次前期，2 セメ：1 年次後期，3 セメ：2 年次前期，4 セメ：2 年次後期，5 セメ：3 年次前期，

6 セメ：3 年次後期，7 セメ：4 年次前期，8 セメ：4 年次後期です。

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考	
類	群	授業科目名	1 科目当たりの 総授業 時間数 単位数		クォーター (週 1 または週 2)、 セメスターの別						
基盤 科目	学問論	学問論	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	◎ ※	○	2	※国際学土コ ース必修科目	
		学問論演習	30	1	セメスター又は クォーター (2 セメ)	1 年次	◎	○	1		
		展開学問論	15-30	1	セメスター又は クォーター(5セメ又は6セメ)	3・4 年次	△				
	人文科学	論理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○	2	左記科目から 2 単位以上 取得 ※国際学土コ ース必修科目	
		哲学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○			
		倫理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○			
		文学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○			
		宗教学	30	2	セメスター(2・3・4 セメ)	1 年次	○	○			
		芸術	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○			
		教育学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○			
		歴史学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○ ※	○			
		言語学・日本語科学	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○			
		心理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○			
		文化人類学	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○			
		社会学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○			
	社会科学	経済と社会	30	2	セメスター (1・3 セメ)	1・2 年次	○ ※	○	2	左記科目から 2 単位以上 取得 ※国際学土コ ース必修科目	
		日本国憲法	30	2	セメスター (2・3 セメ)	1・2 年次	○	○			
		法学	30	2	セメスター 1・3 セメ	1・2 年次	○	○			
		政治学	30	2	セメスター	1・2 年次	○	○			
		情報社会の政治・経済	30	2	セメスター	2～4 年次	○	○			
		法・政治と社会	30	2	セメスター (3・4 セメ)	2～4 年次	○	○			
	自然科学	数学	線形代数学入門	30	2	セメスター (2 セメ)	1 年次	△	○	※国際学土コ ース必修科目	
			線形代数学概論	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	◎ ※	○		2
			解析学入門	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	△			
			解析学概論	30	2	セメスター (2 セメ)	1 年次	◎ ※	○		2
			数理統計学入門	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 または 2 年次	△			
			数理統計学概論	30	2	セメスター (3 セメ)	1 または 2 年次	◎	○		2

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数 単位数		クォーター (週1または週2)、 セメスターの別					
基盤 科目	自然科学	物理学	物理学入門	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△		
			物理学概論Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	2
			物理学概論Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△		
		化学	化学概論	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△		
		生物学	生命科学入門	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△		
		宇宙地球科学	天文学概論	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△		
			地球環境科学概論	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△		
			地理学概論	30	2	セメスター (1・2セメ)	1年次	△		
	学際科目	社会	インクルージョン社会	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	左記科目から 4単位以上 取得 ※国際学士コ ース必修科目
		エネルギー	エネルギーや資源と 持続可能性	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○	
		生命	生命と自然	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○ ※	○	
		環境	自然と環境	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○	
		情報	情報と人間・社会	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○	
		融合型 理科実験	東北アジア地域研究入門	30	2	セメスターまたはクォーター	1～4年次	△		
			自然科学総合実験	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	◎ ※	○	2
			文科系のための自然 科学総合実験	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	△		※国際学士コ ース必修科目
		保健体育 (実技)	スポーツ A	30	1	セメスター (2セメ)	1・2年次	◎ ※	○	1
			スポーツ B	30	1	セメスター (3・4セメ)	2年次以上	△		※国際学士コ ース必修科目
		保健体育 (講義)	体と健康	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	◎ ※	○	2
			身体の文化と科学	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△		
先進 科目	現代素養 科目	情報教育	情報とデータの基礎	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	◎ ※	○	2
			データ科学・AI 概論	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△		※国際学士コ ース必修科目
			機械学習アルゴリズム概論	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△		
			実践的機械学習Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△		
			実践的機械学習Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△		
			情報教育特別講義 (A Iをめぐる 人間と社会の過去・現在・未来)	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△		
			情報教育特別講義 (AI・データ 科学研究の現場)	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△		
			情報教育特別講義 (統計数理モデリング)	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△		
			情報教育特別講義 (認知量子リソース・創造論)	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△		
		国際教育	国際事情	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	左記科目から 2単位以上 取得
			国際教養 PBL	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	
			国際教養特定課題	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	
			文化理解	30	2	クォーターまたは セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	
			文化と社会の探求	30	2	クォーターまたは セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	
			多文化間コミュニケーション	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数 単位数		クォーター (週1または週2)、 セメスターの別					
先進 科目	現代素養 科目	国際教育	多文化 PBL	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	2 左記科目から 2 単位以上 取得
			多文化特定課題	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル学習	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1・2年次	○	○	
			キャリア関連学習	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル PBL	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル特定課題	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			海外長期研修	15～180	1～6	セメスター	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(基礎A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(基礎B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(展開A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(展開B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(発展A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(発展B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
	現代素 養科目	キャリア 教育	アントレプレナー入門塾	30	2	セメスター (1 セメ)	1～4年次	○	○	
			未来デザイン 思考ワークショップ	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインA	30	2	セメスター (1 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインB	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインC	30	2	セメスター (3 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインD	30	2	セメスター (3 セメ)	2～4年次	○	○	
			キャリア実習準備講座	15	1	クォーター (第1)	1～4年次	○	○	
			キャリア実習 A	15	1	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア実習 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			汎用的技能ワークショップ	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
		地球規 模課題	キャリア教育特別講義 (河 北新報・東北を拓く新聞論)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (読売 新聞・ジャーナリズムと社会)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (専門職キ ャリアのための口腔保健学総論)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (デジタル アントレプレナーシップ研修)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			持続可能性と社会共創	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			SDGs にみるグローバルガ バナンスと持続可能な開発	30	2	セメスター (6 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な社会のレ ジリエントデザイン	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な発展と社会	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な社会実現に 向けたシステム設計	30	2	セメスター (6 セメ)	3・4年次	△		
			ジェンダー共創社会	30	2	セメスター (5 セメまたは 6 セメ)	3・4年次	△		
	先端学 術科目	カレント・ト ピックス科目	カレント・トピックス科目	15～30/ 30～60	1/2	セメスターまたはクォーター	1～4年次	△		
		フロンティア科目	フロンティア科目	30	2	セメスター	1～4年次	△		

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期		履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数		クォーター (週1または週2)、 セメスターの別						
言語 科目	外国語	英語	英語Ⅰ-A	30	1	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅰ-B	30	1	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅱ-A	30	1	セメスター (2セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅱ-B	30	1	セメスター (2セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅲ	30	1	セメスター (3セメ)	2年次	◎	○	1	
			英語Ⅲ (e-learning)	30	1	セメスター (3セメ)	2年次	◎	○	1	
		初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	左記の6言語の 中から1言語に ついて、4単位 以上取得
			基礎ドイツ語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開ドイツ語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開ドイツ語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開ドイツ語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開ドイツ語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			基礎フランス語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎フランス語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開フランス語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開フランス語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開フランス語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開フランス語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			実践フランス語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2～4年次	△			
			実践フランス語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2～4年次	△			
			基礎ロシア語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎ロシア語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開ロシア語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開ロシア語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開ロシア語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開ロシア語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			基礎スペイン語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎スペイン語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開スペイン語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開スペイン語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			実践スペイン語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2～4年次	△			
			実践スペイン語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2～4年次	△			
			基礎中国語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎中国語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考	
類	群	授業科目名	1科目当たりの		クォーター (週1または週2)、 セメスターの別						
			総授業 時間数	単位数							
言語 科目	外国語	初修語	展開中国語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△		左記の6言語の 中から1言語に ついて、4単位 以上取得	
			展開中国語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開中国語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開中国語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			基礎朝鮮語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○		2
			基礎朝鮮語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○		2
			展開朝鮮語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開朝鮮語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開朝鮮語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開朝鮮語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
		諸外国語	ギリシア語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			ギリシア語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
			サンスクリット語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			サンスクリット語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
			ラテン語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			ラテン語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
			イタリア語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			イタリア語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
			チェコ語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			チェコ語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
			アラビア語Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△			
			アラビア語Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△			
	日本語	日本語	Basic JapaneseⅠ	120	4	セメスター (2セメ)	1年次	◎ ※	○	4	※国際士コ ース必修科目
			Basic JapaneseⅡ	90	3	セメスター (3セメ)	1年次	◎ ※	○	3	
			Intermediate Japanese	90	3	セメスター (4セメ)	2年次	○ ※	○	3	
			日本語 A～J	30	1	セメスター (1+2セメ) A/C/E/G/Iが1セメ、 それ以外が2セメ	1年次	○	○	4	外国籍留学生 用科目
学術 基礎 科目	基礎人文科学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)		30	2	開講時期は専門科目の 設定による	△				
	基礎社会科学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)		30	2		△				
	基礎数学	線形代数学A	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
		線形代数学B	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
		解析学A	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
		解析学B	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				

左記の6言語の中から1言語について、4単位以上取得

※国際学士コース必修科目

外国籍留学生用科目

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数	単位数	クォーター (週1または週2), セメスターの別					
学術 基礎 科目	基礎数学	常微分方程式論	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			※国際学士コ ース必修科目
		複素関数論	30	2	セメスター (3・4 セメ)	2年次	△			
		数理統計学	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△ ※			
	基礎物理学	物理学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△ ※			※国際学士コ ース必修科目
		物理学 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		物理学 C	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		基礎物理数学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
	基礎化学	化学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士コ ース必修科目
		化学 B	30	2	セメスター (2・3 セメ)	1・2年次	△			
		化学 C	30	2	セメスター (2 セメ)	1・2年次	◎ ※	○	2	
	基礎生物学	生命科学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士コ ース必修科目
		生命科学 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	
		生命科学 C	30	2	セメスター (1・3 セメ)	1または 2年次	△ ※			
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	○	○	2	左記科目から 2 単位以上 取得 ※国際学士コ ース必修科目
		地球物質科学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	○ ※	○		
		地理学	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	○	○		
		天文学	30	2	セメスター (2 セメ)	1・2年次	○	○		
		地球惑星物理学	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	○	○		
教職 に関 する 科目	教職に関する科目	教育原理	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
		教育の制度と経営	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		特別の支援を必要とする生徒に対する理解	15	1	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育相談・生徒指導Ⅰ (進路指導を含む)	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む)	30	2	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教職論	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
		教育課程論	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		教育心理学Ⅰ	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育の方法と技術	15	1	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教育と ICT 活用	15	1	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教職実践演習 (中・高)	30	2	セメスター (8 セメ)	4年次	△			

Ⅱ. そ の 他

(1) 外国語技能検定試験等による単位認定

外国語技能検定試験（英検，TOEIC，TOEFL，仏検，独検，ZD）において，所定の認定又は得点を得た者は，本学における外国語科目の履修とみなされ，単位が与えられる。この制度の詳細は，全学教育実施係に照会すること。

(2) 留学生対象科目

留学生対象科目は，外国籍留学生が履修する科目で，次のとおりです。

留学生対象科目	日本語 A ～ J	英語以外の外国語の 1 言語として，4 単位まで認める。
	Basic Japanese 1 Basic Japanese 2 Intermediate Japanese	日本語技能検定試験等による単位認定試験制度に関する申し合わせにより，認定基準を満たせば単位が認定される。認定単位数の上限は，7 単位である。 (国際学士コース所属学生)

専門教育科目表及び履修方法

I. 専門教育科目表

生物生産科学科

植物生命科学コース

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年						
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
①学 部 共 通 科 目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	現代における農と農学	2	◎	2									
	生 理 ・ 生 態 学 概 論	2	◎	2									
	資 源 有 機 化 学	2	◎		2								
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2									
	科学英語講読Ⅰ	1	◎				1						
	科学英語講読Ⅱ	1	◎					1					
	専門科学英語基礎	1	○			1							
	バイオインフォマテックス概論	2	○			2							
	臨 海 実 習	1	○	2									
	フィールド環境学	2	○	2									
卒 業 研 修	10	◎											
小 計				12	2	3	1	1			必修22単位を含めて履修すること。		
②学 科 共 通 科 目	植 物 遺 伝 学	2	◎		2								
	植 物 発 生 生 理 学	2	◎		2								
	植物系微生物サイエンス	2	◎			2							
	物 理 化 学	2	○		2								
	分 析 化 学	2	○		2								
	生 物 化 学	2	○		2								
	アグリフードビジネス論	2	○		2								
	生 物 統 計 学	2	○					2					
	生産フィールド実習Ⅰ	1	◎				3						
	生産フィールド実習Ⅱ	1	◎				3						
	学 生 実 験 Ⅰ	4	◎				12						
	学 生 実 験 Ⅱ	6	◎					18					
	基 礎 化 学 実 験	1	◎					3					
	基 礎 生 物 学 実 験	1	◎					3					
小 計					12	2	21	23			必修20単位を含めて22単位以上履修すること。		

授業科目名		単 位	必 選 修 択 ◎○	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
③ コ ー ス 共 通 科 目	フィールド生態学入門	2	○				2						
	植 物 生 産 科 学	2	◎				2						
	食 用 作 物 学	2	◎					2					
	野 菜 園 芸 学	2	◎				2						
	果 樹 園 芸 学	2	○					2					
	基 礎 土 壌 学	2	◎				2						
	応 用 土 壌 学	2	○					2					
	植 物 育 種 学	2	◎				2						
	植物育種学各論	2	○						2				
	植 物 病 理 学	2	◎				2						
	植物感染応答学	2	○					2					
	環境適応植物工学	2	○				2						
	昆 虫 学	2	◎				2						
	昆虫生理生態学	2	○					2					
	栽培植物環境科学	2	◎					2					
森 林 生 態 論	2	○						2					
農 場 実 習 A	2	◎					6						
小 計							16	18	4		必修18単位を含めて30単位以上履修すること。		
④ 専 門 領 域 科 目	植物生命科学入門	2	○			2							
	観 賞 園 芸 学	2	○						2				
	広域資源調査学	2	○					2					
	植物生産学実習Ⅰ	1	○					3					
	植物生産学実習Ⅱ	1	○						3				
	森林生態論実習	1	○					3					
	酵 素 化 学	2	○			2							
	植 物 分 子 生 理 学	2	○				2						
	植 物 栄 養 学	2	○					2					
	植 物 細 胞 生 化 学	2	○					2					
	分 子 生 物 学	2	○				2						
	遺 伝 子 工 学	2	○				2						
	生 物 制 御 化 学	2	○							2			
	生 物 有 機 化 学	2	○						2				
	農 業 政 策 学	2	○								2		
ミ ク ロ 経 済 学	2	○							2				
経 営 学	2	○								2			
比 較 農 業 論	1	○								2			
復 興 ・ I T 農 学	2	○	2										
関 連 科 目	4	○											
小 計				2		4	6	12	7	4	6	11 単位以上履修すること。	
合 計				14		18	27	52	35	4	6		

(履修の基準)

2 年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 28 単位のうち 20 単位以上修得しなければ, 3 年次の学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。

また, 学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は, 4 年次での卒業研修の履修はできない。
留学する場合, 実験および卒業研修の履修を認める場合があるので, 事前にコース代表に相談すること。

農業経済学コース

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
① 学 部 共 通 科 目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	現代における農と農学	2	◎	2									
	生 理 ・ 生 態 学 概 論	2	◎	2									
	資 源 有 機 化 学	2	◎		2								
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2									
	科 学 英 語 講 読 I	1	◎					1					
	科 学 英 語 講 読 II	1	◎						1				
	専 門 科 学 英 語 基 礎	1	○				1						
	バイオインフォマテックス概論	2	○			2							
	臨 海 実 習	1	○	2									
	フ ィ ー ル ド 環 境 学	2	○	2									
	卒 業 研 修	10	◎										
小 計				12	2	3	1	1		必修22単位を含めて履修すること。			
② 学 科 共 通 科 目	アグリフードビジネス論	2	◎		2								
	植 物 遺 伝 学	2	○		2								
	水 産 遺 伝 育 種 学	2	○		2								
	植 物 発 生 生 理 学	2	○		2								
	生 物 化 学	2	○		2								
	資 源 動 物 生 態 学	2	○		2								
	植物系微生物サイエンス	2	○			2							
	資源環境経済学演習Ⅰ	2	◎					4					
	資源環境経済学演習Ⅱ	2	◎						4				
	生産フィールド実習Ⅰ	1	◎					3					
	生産フィールド実習Ⅱ	1	◎					3					
小 計					12	2	10	4		必修8単位を含めて履修すること。			

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
③ コ ー ス 共 通 科 目	政 治 経 済 学	2	◎				2						
	ミ ク ロ 経 済 学	2	◎			2							
	マ ク ロ 経 済 学	2	◎				2						
	経 営 学	2	◎			2							
	経 済 統 計 学	2	◎				2						
	農 業 経 営 学	2	○					2					
	環 境 経 済 学	2	○					2					
	環 境 評 価 学	2	○						2				
	フィールド生態学入門	2	○				2						
	広域資源調査学	2	○					2					
	農 業 政 策 学	2	○						2				
	開 発 経 済 学	2	○					2					
	フードシステム論	2	○					2					
	日 本 農 業 史	2	○			2							
比 較 農 業 論	2	○						2					
農 村 調 査 実 習	1	◎					2						
農 場 実 習 A	2	◎					6						
小 計						6	8	16	8			必修13単位を含めて29単位以上履修すること。	
④ 専 門 領 域 科 目	資源環境経済学特別講義Ⅰ	1	○					1					
	資源環境経済学特別講義Ⅱ	1	○						1				
	水 産 経 済 学	1	○						1				
	基 礎 土 壌 学	2	○				2						
	植 物 生 産 科 学	2	○				2						
	食 用 作 物 学	2	○					2					
	森 林 生 態 論	2	○						2				
	観 賞 園 芸 学	2	○						2				
	栽培植物環境科学	2	○							2			
	動物資源開発学	2	○				2						
	動物食品機能学Ⅰ	2	○							2			
	環境・動物福祉学	2	○						2				
	生 物 海 洋 学	2	○							2			
	水産資源生態学	2	○						2				
水 圏 植 物 学	2	○						2					
復興・IT農学	2	○	2										
関 連 科 目	4	○											
小 計				2			6	3	12	6		17単位以上を履修すること。	
合 計				14	20	19	30	25	6				

(履修の基準)

2年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 22 単位のうち 14 単位以上修得しなければ, 3 年次の演習は履修できない。

また, 資源環境経済学演習Ⅰ・Ⅱを修得しなければ, 4 年次での卒業研修の履修はできない。

留学する場合, 演習および卒業研修の履修を認める場合があるので, 事前にコース代表に相談すること。

動物生命科学コース

	授業科目名	単 位	必 選 修 ◎ ○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年					
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	
① 学部 共通 科目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1								
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1								
	現代における農と農学	2	◎	2								
	生理・生態学概論	2	◎	2								
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2								
	資源有機化学	2	◎		2							
	科学英語講読Ⅰ	1	◎					1				
	科学英語講読Ⅱ	1	◎						1			
	専門科学英語基礎	1	○				1					
	バイオインフォマテックス概論	2	○				2					
② 学科 共通 科目	臨海実習	1	○	2								
	フィールド環境学	2	○	2								
	卒業研修	10	◎									
	小計			12		2	3	1	1			必修22単位を含めて履修すること。
	生物化学	2	◎			2						
	動物代謝生理学	2	◎				2					
	生産フィールド実習Ⅰ	1	◎					3				
	生産フィールド実習Ⅱ	1	◎						3			
	学生実験Ⅰ	4	◎					12				
	学生実験Ⅱ	6	◎						18			
③ コー ス 共 通 科目	基礎化学実験	1	◎					3				
	基礎生物学実験	1	◎					3				
	アグリフードビジネス論	2	○			2						
	物理化学	2	○			2						
	分析化学	2	○			2						
	生物統計学	2	○						2			コース推奨
	小計					8	2	21	23			必修18単位を含めて22単位以上履修すること。
	動物生命科学	2	◎			2						
	動物組織細胞学	2	◎				2					
	動物機能形態学	2	◎					2				
動物生理科学	2	◎					2					
動物栄養生化学	2	◎					2					
動物遺伝育種学	2	◎					2					
動物食品機能学Ⅰ	2	◎					2					
草地科学	2	◎					2					
動物生殖科学	2	◎					2					
動物環境管理学	2	◎					2					
動物微生物科学	2	◎					2					
畜産調査及び見学	1	◎					1					
環境・動物福祉学	2	◎						2				
動物資源開発学	2	○				2						
分子生物学	2	○				2						
動物食品機能学Ⅱ	2	○						2				
小計					2	6	19	4				必修25単位を含めて27単位以上履修すること。

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				1 ㉮	2 ㉮	3 ㉮	4 ㉮	5 ㉮	6 ㉮	7 ㉮	8 ㉮		
④ 専 門 領 域 科 目	免 疫 科 学	2	○				2					コース推奨	
	生 物 有 機 化 学	2	○				2					コース推奨	
	飼 料 科 学	1	○					1				コース推奨	
	食 品 組 織 学	1	○						1			コース推奨	
	動 物 発 生 工 学	1	○						1			コース推奨	
	家 畜 人 工 授 精 論	1	○						1			コース推奨	
	家 畜 人 工 授 精 実 習	1	○					3				コース推奨	
	畜 産 経 営 学	1	○						1			コース推奨	
	動物生産科学フロンティア講義	1	○						1			コース推奨	
	酵 素 化 学	2	○			2							
	食 品 化 学	2	○				2						
	食 品 加 工 学	2	○				2						
	遺 伝 子 工 学	2	○				2						
	栄 養 化 学	2	○				2						
	基 礎 土 壌 学	2	○				2						
	水 産 化 学	2	○				2						
	栽培植物環境科学	2	○					2					
	食 品 衛 生 化 学	2	○					2					
	微 生 物 生 化 学	2	○					2					
	水 産 利 用 学	2	○					2					
	生 命 工 学	2	○					2					
	分 析 有 機 化 学	2	○					2					
	森 林 生 態 論	2	○						2				
	公 衆 衛 生 学	1	○							1			
	生 命 情 報 解 析 学	2	○						2				
	比 較 農 業 論	2	○						2				
	水 質 浄 化 学	1	○							1			
	藻 類 機 能 学	1	○							1			
	科学英語講読Ⅲ	1	○								1		
	科学英語講読Ⅳ	1	○									1	
	復 興 ・ IT 農 学	2	○	2									
	関 連 科 目	4	○										
小 計				2		2	16	16	14	1	1	14 単位以上履修すること。	
合 計				14		14	27	57	42	1	1		

(履修の基準)

2 年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 18 単位のうち 14 単位以上修得しなければ、3 年次の学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。

また、学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は、4 年次での卒業研修の履修はできない。
留学する場合、実験および卒業研修の履修を認める場合があるので、事前にコース代表に相談すること。

海洋生物科学コース

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時			
① 学 部 共 通 科 目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1										
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1										
	現代における農と農学	2	◎	2										
	生 理 ・ 生 態 学 概 論	2	◎	2										
	資 源 有 機 化 学	2	◎		2									
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2										
	科 学 英 語 講 読 Ⅰ	1	◎				1							
	科 学 英 語 講 読 Ⅱ	1	◎					1						
	専 門 科 学 英 語 基 礎	1	○			1								
	バイオインフォマテックス概論	2	○			2								
	臨 海 実 習	1	○	2										
	フ ィ ル ド 環 境 学	2	○	2										
	卒 業 研 修	10	◎											
小 計				12	2	3	1	1		必修22単位を含めて履修すること。				
② 学 科 共 通 科 目	資 源 生 物 生 理 学	2	◎				2							
	資 源 動 物 生 態 学	2	◎		2									
	生 物 統 計 学	2	◎					2						
	生 物 化 学	2	○		2									
	分 析 化 学	2	○		2									
	植物系微生物サイエンス	2	○			2								
	アグリフードビジネス論	2	○		2									
	物 理 化 学	2	○		2									
	生産フィールド実習Ⅰ	1	◎		3									
	生産フィールド実習Ⅱ	1	◎				3							
	学 生 実 験 Ⅰ	4	◎				12							
	学 生 実 験 Ⅱ	6	◎					18						
	基 礎 化 学 実 験	1	◎				3							
基 礎 生 物 学 実 験	1	◎				3								
小 計					13	2	23	20		必修20単位を含めて26単位以上履修すること。				

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎週授業時間数								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
③ コ ー ス 共 通 科 目	水産増殖学	2	◎						2				
	水産資源生態学	2	◎						2				
	水圏植物生態学	2	◎					2					
	藻類機能学	1	◎				1						
	水産化学	2	◎				2						
	海洋生物工学	2	◎					2					
	生物海洋学	2	◎					2					
	沿岸生物学	2	◎					2					
小計							3	8	4		必修15単位を履修すること。		
④ 専 門 領 域 科 目	水圏無脊椎動物学	2	◎				2						
	魚類学	2	◎					2					
	水圏植物学	2	◎						2				
	水産利用学	2	◎					2					
	プランクトン学	2	◎				2						
	沿岸環境学	2	◎				2						
	漁具漁法学	1	○					1					
	水産経済学	1	○					1					
	海洋応用生物化学	1	○					1					
	水質浄化学	1	○						1				
	森林生態論	2	○						2				
	草地科学	2	○							2			
	比較農業論	2	○						2				
	動物微生物科学	2	○							2			
	動物食品機能学Ⅱ	2	○						2				
	動物組織細胞学	2	○				2						
	動物遺伝育種学	2	○					2					
	微生物学	2	○			2							
	栄養化学	2	○				2						
	公衆衛生学	1	○						1				
食品衛生化学	2	○							2				
分子生物学	2	○				2							
食品化学	2	○				2							
遺伝子工学	2	○				2							
復興・IT農学	2	○	2										
関連科目	4	○											
小計				2		2	16	6	13	6	必修12単位を含めて22単位以上履修すること。		
合計				14		17	24	38	38	6			

(履修の基準)

2 年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 22 単位のうち 13 単位以上履修しなければ, 3 年次の学生実験 I・II・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。

また, 学生実験 I・II・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は, 4 年次での卒業研修の履修はできない。
留学する場合, 実験および卒業研修の履修を認める場合があるので, 事前にコース代表に相談すること。

応用生物化学科
生物化学コース

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
① 学 部 共 通 科 目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	現代における農と農学	2	◎	2									
	生 理 ・ 生 態 学 概 論	2	◎	2									
	資 源 有 機 化 学	2	◎			2							
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2									
	科 学 英 語 講 読 I	1	◎					1					
	科 学 英 語 講 読 II	1	◎						1				
	専 門 科 学 英 語 基 礎	1	○				1						
	バイオインフォマテックス概論	2	○				2						
	臨 海 実 習	1	○	2									
	フ ィ ー ル ド 環 境 学	2	○	2									
	卒 業 研 修	10	◎										
小 計				12	2	3	1	1			必修 22 単位を含めて履修すること。		
② 学 科 共 通 科 目	物 理 化 学	2	◎			2							
	生 物 有 機 化 学	2	◎				2						
	分 析 化 学	2	◎			2							
	微 生 物 学	2	◎			2							
	栄 養 化 学	2	◎				2						
	生 物 化 学	2	◎			2							
	学 生 実 験 I	4	◎					12					
	学 生 実 験 II	6	◎						18				
	基 礎 化 学 実 験	1	◎					3					
基 礎 生 物 学 実 験	1	◎					3						
小 計					8	4	18	18			必修 24 単位を履修すること。		

	授業科目名	単 位	必 選 修 科 目 ◎○	毎週授業時間数								備 考
				1 年		2 年		3 年		4 年		
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	
③ コ ー ス 共 通 科 目	分 子 生 物 学	2	◎				2					
	微 生 物 生 化 学	2	◎					2				
	酵 素 化 学	2	◎			2						
	生 物 制 御 化 学	2	◎					2				
	植 物 細 胞 生 化 学	2	◎					2				
	植 物 栄 養 学	2	◎					2				
	応 用 酵 素 学	2	◎				2					
	植 物 分 子 生 理 学	2	◎				2					
	生 命 工 学	2	◎					2				
	遺 伝 子 工 学	2	◎				2					
	分 析 有 機 化 学	2	○						2			
	栄 養 生 理 学	2	○						2			
	食 品 加 工 学	2	○				2					
	食 品 化 学	2	○				2					
動物微生物科学	2	○							2			
水 産 化 学	2	○				2						
農 場 実 習 B	2	○					6					
小 計						2	14	20		2	必修20単位を含めて履修すること。	
④ 専 門 領 域 科 目	水 質 浄 化 学	1	○						1			
	公 衆 衛 生 学	1	○						1			
	食 品 衛 生 化 学	2	○					2				
	免 疫 科 学	2	○				2					
	生物工学特別講義	1	○						1			
	醸造学特別講義	1	○						1			
	植 物 育 種 学	2	○				2					
	動物食品機能学Ⅰ	2	○					2				
	植 物 病 理 学	2	○								2	
	生 理 活 性 化 学	2	○					2				
	食 品 機 能 分 析 学	2	○						2			
	動物食品機能学Ⅱ	2	○						2			
	科学英語講読Ⅲ	1	○							1		
	生 物 統 計 学	2	○						2			
復興・IT農学	2	○	2									
関 連 科 目	4	○										
小 計				2			4	6	10	1	2	
合 計				14		12	25	45	29	3	2	

(履修の基準)

2 年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 32 単位のうち 24 単位以上修得しなければ, 3 年次の学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。

また, 学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は, 4 年次での卒業研修の履修はできない。

留学する場合, 実験および卒業研修の履修を認める場合があるので, 事前にコース代表に相談すること。

生命化学コース

授業科目名		単 位	必 選 修 ◎ ○	毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
① 学 部 共 通 科 目	陸園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	水園環境コミュニケーション論	1	◎	1									
	現代における農と農学	2	◎	2									
	生 理 ・ 生 態 学 概 論	2	◎	2									
	資 源 有 機 化 学	2	◎			2							
	農学と社会・環境・倫理	2	◎	2									
	科 学 英 語 講 読 I	1	◎					1					
	科 学 英 語 講 読 II	1	◎						1				
	専 門 科 学 英 語 基 礎	1	○				1						
	バイオインフォマテックス概論	2	○				2						
	臨 海 実 習	1	○	2									
	フ ィ ー ル ド 環 境 学	2	○	2									
	卒 業 研 修	10	◎										
小 計				12		2	3	1	1			必修 22 単位を含めて履修すること。	
② 学 科 共 通 科 目	物 理 化 学	2	◎			2							
	生 物 有 機 化 学	2	◎				2						
	微 生 物 学	2	◎			2							
	生 物 化 学	2	◎			2							
	分 析 化 学	2	◎			2							
	栄 養 化 学	2	◎				2						
	学 生 実 験 I	4	◎					12					
	学 生 実 験 II	6	◎						18				
	基 礎 化 学 実 験	1	◎					3					
小 計						8	4	18	18			必修 24 単位を履修すること。	

	授業科目名	単 位	必 選 修 ◎ ○	毎週授業時間数								備 考
				1年		2年		3年		4年		
				1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	
③ コ ー ス 共 通 科 目	分 子 生 物 学	2	◎				2					
	酵 素 化 学	2	◎			2						
	生 理 活 性 化 学	2	◎					2				
	分 析 有 機 化 学	2	◎					2				
	栄 養 生 理 学	2	◎				2					
	食品タンパク質化学	2	◎					2				
	食 品 加 工 学	2	◎				2					
	食 品 化 学	2	◎				2					
	食 品 機 能 分 析 学	2	◎						2			
	生 命 有 機 化 学	2	◎					2				
	生 命 情 報 解 析 学	2	◎						2			
	生 物 制 御 化 学	2	○					2				
	食 品 衛 生 化 学	2	◎					2				
農 場 実 習 C	1	○					3					
食 品 機 能 工 学	2	◎					2					
小 計						2	6	17	6			必修26単位を含めて履修すること。
④ 専 門 領 域 科 目	水 質 浄 化 学	1	○						1			
	公 衆 衛 生 学	1	○						1			
	微 生 物 生 化 学	2	○					2				
	遺 伝 子 工 学	2	○				2					
	応 用 酵 素 学	2	○				2					
	生 命 工 学	2	○					2				
	免 疫 科 学	2	○				2					
	水 産 化 学	2	○								2	
	水 産 利 用 学	2	○							2		
	生物工学特別講義	1	○						1			
	醸造学特別講義	1	○						1			
	動物食品機能学Ⅱ	2	○						2			
	動物食品機能学Ⅰ	2	○							2		
	科学英語講読Ⅲ	1	○							1		
	科学英語講読Ⅳ	1	○								1	
生 物 統 計 学	2	○						2				
復興・IT農学	2	○	2									
関 連 科 目	4	○										
小 計				2			6	4	8	5	3	
合 計				14		12	19	40	33	5	3	

(履修の基準)

2 年次終了までに卒業に必要な全学教育科目 46 単位以上 (以下①～③いずれかの条件を満たすこと。①必修科目 30 単位, 選択必修科目 16 単位以上 ②必修科目 31 単位, 選択必修科目 15 単位以上 ③必修科目 32 単位, 選択必修科目 14 単位以上), 及び専門教育科目の必修科目 30 単位のうち 24 単位以上修得しなければ, 3 年次の学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験は履修できない。

また, 学生実験Ⅰ・Ⅱ・基礎化学実験・基礎生物学実験の単位未修得者は, 4 年次での卒業研修の履修はできない。

留学する場合, 実験および卒業研修の履修を認める場合があるので, 事前にコース代表に相談すること。

Ⅱ. 履修方法

専門教育科目は、「学部共通科目」「学科共通科目」「コース共通科目」「専門領域科目」に分かれ、さらに講義、実験、実習演習等に分かれている。専門教育科目表に従って必要な単位を修得すること。

なお、専門教育科目の授業は、1セメスター（1年次1学期）から実施するので注意すること。

また、履修の基準が定められているので、履修計画どおりに単位を修得すること。

Ⅲ. 履修の特例（再受験制度）

前年度に受講した必修科目（食品衛生管理者等任用資格コース及び教育職員免許状取得のための教職・教科に関する科目の必修科目を含む。）のうち試験の結果、不合格となった授業科目の単位を修得しようとする時は、当該年度においてもその授業科目を受講することを原則とするが、当該年度に他の必修科目（食品衛生管理者等任用資格コース及び教育職員免許状取得のための教職・教科に関する科目の必修科目を含む。）と重複し、やむを得ず受講できない場合は、担当教員の承諾を受けて、担当教員が指示する学修を経た場合に限り、再び試験を受けることができます。その場合の手続きは以下のとおりです。

ただし、農学部の専門教育科目に限り適用します。

① 担当教員の承認

昨年度不合格となった科目の担当教員に事情を説明し、再受験申請の承諾を得てください。

② 履修手続き

農学部学部教務系の案内に従い、再受験のオンライン申請を期日までに完了してください。

Ⅳ. 卒業論文

- ① 4年次は、全員卒業論文を提出しなければならない。
- ② 卒業論文作成のため、所属分野の教員の指導を受けるものとする。
- ③ 卒業論文の様式は、所属分野の教員の指示による。

履 修 手 続 等

I. 履修手続

授業を受けるに先立ち、学務情報システムで履修登録手続きをする必要があります。卒業に必要な授業科目及び単位数等を十分考慮し、各自履修計画を立て履修登録を完了してください。履修登録は第1学期（前期）分は4月上旬、第2学期（後期）分は10月上旬に行うことになります。通年科目は第1学期分と同時期に履修登録を行ってください。履修登録期間や手続きの詳細は、学務情報システム等を通して周知しますので、情報を見落とすことがないように注意してください。

(1) 全学教育科目

教育・学生支援部教務課の指示によりますが、詳細については「全学教育科目履修の手引き」及び全学教育ウェブサイトをご確認ください。

(2) 専門教育科目

① オンライン履修登録

履修登録期間中に学務情報システムにて当該学期に履修する予定の授業科目を全て登録してください。登録完了後は、登録科目に間違いがないか慎重に確認してください。修正が必要な場合は履修登録期間内であれば何度でも修正が可能です。

② 履修科目の取消

オンライン履修登録後、登録した授業科目の履修取消を希望する場合、各学期で定められた期限までにオンラインで取消申請を行ってください。詳細については学務情報システムで周知しますので情報を見落とすことがないように注意してください。

③ 他学部等の授業科目の履修

他学部の授業科目等を履修する場合、当該学部等の所定の手続きを必要する場合がありますので、履修登録期限間際にならないよう早めに農学部・農学研究科教室にご相談ください。

(3) 履修に関する注意事項

① 履修登録期間外は原則追加履修登録不可です。履修登録期間中は慎重に履修登録科目の確認を行い、必要に応じてクラス担任・コース代表・指導教員・教務室に確

認をして履修登録を完了してください。

- ② 履修登録をしないで授業を受けることができません。履修登録を忘れた又は間違えた場合、履修しても単位を認めないことがあり、留年・卒業延期に繋がることもありますので十分ご注意ください。
- ③ 同一時間の重複履修は認めません。(授業がオンデマンド方式でも不可)
- ④ 単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。
- ⑤ 授業科目表に指定されている開講セメスター及びクォーター前に履修することは、単位の先取りになり認めません。

Ⅱ. 試 験

(1) 全学教育科目

教育・学生支援部教務課の指示によるが、詳細については「全学教育科目履修の手引」を参照のこと。

(2) 専門教育科目

- ① 試験は、各学期末に行う。
ただし、実験、実習、演習等は平常の成績により代えることがある。
- ② 病気その他やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を認めることがある。この場合、医師の診断書又は事故証明書等を添付して当該試験から7日以内に願出しなければならない。
- ③ 再試験は原則として行わない。
- ④ 試験開始後15分を経過しないうちは、試験室からの退室はできない。
- ⑤ 試験開始後15分を経過した場合は、試験室への入室はできない。
- ⑥ 答案は必ず提出しなければならない。白紙答案であっても持ち帰ってはならない。
- ⑦ 受験の際は、必ず「学生証」を持参すること。
- ⑧ 他学部の授業科目の試験を受験する場合は、それぞれ当該学部等の指示によること。

Ⅲ. 成績及び成績表（履修簿）

(1) 全学教育科目

全学教育科目の成績評価区分は、次の表のとおりとする。

成績評価区分	評価の内容	点数としての目安	到達目標の達成水準としての目安
A A	成績が特に優秀であるもの	90 点～ 100 点	到達目標を極めて優れた水準で達成している
A	成績が優秀であるもの	80 点～ 89 点	到達目標を優れた水準で達成している
B	成績が良好であるもの	70 点～ 79 点	到達目標を標準的な水準で達成している
C	成績が可であるもの	60 点～ 69 点	到達目標を達成している
D	成績が不可であるもの又は履修を放棄したもの	59 点以下	到達目標に達していない
E	所定の手続きを経て履修登録を取消したもの	—	—

(2) 専門教育科目

専門教育科目の成績評価等については、下記の「学部成績評価等の取扱について」のとおり定められています。

学部成績評価等の取扱について

(成績評価区分)

- 1 農学部専門教育科目の成績は、100点満点とし、60点以上のものに所定の単位を与える。
- 2 農学部専門教育科目の成績評価区分は、次のとおりとする。

成績評価区分	点数	評価の内容	到達目標の達成水準としての目安
AA	100 点～ 90 点	成績が特に優秀であるもの	到達目標を極めて優れた水準で達成している
A	89 点～ 80 点	成績が優秀であるもの	到達目標を優れた水準で達成している
B	79 点～ 70 点	成績が良好であるもの	到達目標を標準的な水準で達成している
C	69 点～ 60 点	成績が可であるもの	到達目標を達成している
D	59 点以下	成績が不可であるもの又は履修を放棄したもの	到達目標に達していない
E	—	所定の手続きを経て履修登録を取消したもの	—

備 考

- 1 成績評価は、試験の他、提出レポート、出席状況及び履修状況等を勘案して行うことがある。
- 2 成績評価区分欄の E 表記は、以下の場合に適用する。
 - ① 学生が、年度ごとに定められた期間に、農学部学部教務係に履修取消しの手続きを行った場合

② 学期途中で休学若しくは退学をした場合

(成績評価方法)

- 3 シラバスには、授業科目ごとの教育目標（学習到達目標）及び具体的な成績評価の方法を記載するものとし、成績の評価は、原則として、授業科目ごとに設定した教育目標に対する達成度を基準とした絶対評価で行う。

(疑問の受け付け)

- 4 学生は、成績評価について授業担当教員に問い合わせ（疑問・質問等を含む）をしたい場合は、当該授業科目の履修年度内に農学部学部教務係に申し出ることにより、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

農学部学部教務係は、当該授業担当教員へ連絡し、問い合わせへの回答を依頼する。

当該授業担当教員は問い合わせへの回答を準備し、農学部学部教務係及び学生本人へ回答する。回答にあたっては、可能な限り、学生に対面で説明をする機会を設け、丁寧な対応を行うものとする。

なお、履修年度内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の答案等保存期間に限り、履修年度経過後も説明を受けることができる。

(不服申立)

- 5 学生は、成績評価について不服がある場合には、当該授業科目の履修年度内に限り、農学部学部教務係への申し出により、学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）の委員長に不服の申立をすることができる。

なお、履修年度内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の答案等保存期間に限り、履修年度経過後も不服の申立をすることができる。

- 6 教務委員会委員長は、教務委員会の委員若干名で構成する審査委員会を設置し、不服の申立内容を審査する。

- 7 審査委員会は、成績評価を分析し、農学部学部教務係を通じて、審査結果を授業担当教員及び学生に通知する。

(答案等保存期間)

- 8 授業担当教員は、答案は試験実施期日から、レポート等は提出期限からそれぞれ1年間、成績評価の根拠及び学生からの開示請求の対応として保存する。

ただし、レポート等に評価・コメントを付して学生に返却する場合には保存を要しないものとし、答案の場合は原本を保管しておき、そのコピーを返却することが望ましい。

(3) 成績の確認

成績は学期ごとに学務情報システムから確認することができます。第1学期（前期）科目は8月～9月，第2学期（後期）科目・通年科目は2月～3月に成績公開となります。

学科及びコースの定員・所属決定

I. 学科及び定員

本学部に次の学科を置き、年次当たりの収容定員は次のとおりです。

生物生産科学科 90名

応用生物化学科 60名

II. コース及び定員

学科に次のコースを置き、年次当たりの収容定員は次のとおりです。

生物生産科学科

植物生命科学コース 27名

農業経済学コース 9名

動物生命科学コース 27名

海洋生物科学コース 27名

応用生物化学科

生物化学コース 30名

生命化学コース 30名

III. 学科及びコースの決定

学科及びコースの決定は、1年次終了後に本人の志望・1年次成績・TOEFL スコアに基づいて次のとおり行います。

(1) 希望コース調査の回答提出

1年次の学生は、定められた期日までに希望コース調査の回答を提出することが求められます。日程等の詳細については、オリエンテーション、学務情報システム等でお知らせしますが、概要は以下のとおりです。

11月上旬	所属学科・コース決定オリエンテーション開催 第1回予備調査実施
11月中旬	第1回予備調査結果発表
11月中旬～下旬	各クラス担任・コース代表への相談期間
1月下旬	TOEFL スコア提出
2月下旬	総合成績評点の公表 第2回予備調査実施
3月上旬	第2回予備調査結果発表 本調査（最終希望調査）実施
3月下旬	所属学科・コース決定（発表）
4月上旬	所属学科・コース別オリエンテーション開催

(2) 決定の方法

- ① 第1志望の学生数が、その学科・コースの収容定員に満たない場合は、その全員を決定する。
- ② 第1志望の学生数がその学科・コースの収容定員を超過した場合は、成績にもとづいて、その学科・コースの収容定員まで決定する。
- ③ 前項で未決定の学生については、第2志望の学科・コースを調べ前項と同じ方法で決定する。ただし、第2志望の学科・コースが、すでに第1志望で収容定員を満たしている場合は、その学生の第3志望を繰り上げて第2志望とみなす。
- ④ 以下同様に繰り上げて学科・コースを決定する。

(3) コース決定のための成績評価点の算出方法

- ① 成績評価点は、GPA (Grade Point Average) と TOEFL-ITP/1000の合計点とする。
- ② 成績評価点の算出の対象とするのは、1年次(1, 2セメ)に履修した全学教育科目及び専門教育科目学部共通科目とする。なお、入学前修得単位、語学能力検定試験等による単位認定、他大学修学科目の単位認定など、本学以外における学習成果を認定したものについても、成績(GPA)算出に含む。教職科目、自由聴講科目の成績は含まない。
- ③ 成績評価点は次のように算出する。

1) 成績の評価に与えられる GP(Grade Point) は、下の表のとおり数値化される。

成績の評価		GP
5段階評価	素点	
AA	100～90	4
A	89～80	3
B	79～70	2
C	69～60	1
D	59～0	0

履修放棄科目はD評価に含まれる。

2) GPA は以下の計算式により履修単位数で加重平均する。

(ただし、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。)

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目の GP})] \text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

3) GPA に TOEFL-ITP スコア (310～677点) の1000分の1を加算する。

- 4) ただし、履修登録単位数の総和が46単位に満たない場合は、GPA に履修単位数を46で除した数値を乗じる。また、TOEFL-ITP スコアは東北大学において実施されたもののみに限り、複数回受験したものはその最高点をあてることができる。

④ 総合評点が同点の場合

- 1) 上位の成績評価の多い者を優先する。
- 2) 履修登録単位数の多い者を優先する。

(4) 学科・コース決定の対象とならない者

1年次に休学した者

(5) 学科・コース決定の発表

3月下旬に学務情報システムで発表します。

(6) その他

外国人留学生は、収容定員外として取り扱う。

「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」 に基づく単位互換制度について

この制度は、仙台圏の国公立大学・短期大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習の機会を提供することを目的として、2001年4月からスタートしました。

- ・ 仙台圏の以下の大学、短期大学、高等専門学校が参加しています。(2022年4月1日現在)

石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学、宮城大学、聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、仙台青葉学院短期大学、宮城誠真短期大学、放送大学、仙台高等専門学校、仙台赤門短期大学

- ・ 申込み方法及び許可

農学部教務室にお申込みください。受入の許可は、受入先大学において選考の上、決定し通知されます。

- ・ 申込み時期

第1学期（前期）：3月下旬～4月上旬

第2学期（後期）：7月下旬～9月上旬

※第1学期・第2学期ともに、4月を申込み期限としている学校があるので注意してください。

- ・ 履修期間

1年以内とし、履修する授業科目の開講期間とします。

- ・ 科目履修及び単位修得の方法

受入先大学の学生の取り扱いと同じです。

- ・ 単位の認定

受入先大学からの成績通知に基づき、本学部で認定します。単位認定を希望する場合、農学部・農学研究科教務室にご連絡ください。

- ・ 授業料等費用について

原則授業料等は必要がありません。ただし、実習等の授業科目によっては実費を徴収される場合があります。

- ・ その他、履修上必要な図書館や食堂等の施設を利用することができます。

3. 大学院の教育課程及び履修方法等

- ・ 大学院（農学研究科）の授業科目，単位数及び履修方法
- ・ 前期課程及び後期課程の修了要件
- ・ 履修手続等
- ・ 修士論文
- ・ 博士論文
- ・ 大学院共通科目
- ・ 研究科横断科目
- ・ 学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する博士前期2年の課程の1年次学生の皆さんへ
- ・ 学際高等研究教育院における学生等に対する支援について
- ・ 国際共同大学院プログラムについて

3. 大学院の教育課程及び履修方法等

大学院（農学研究科）の授業科目、単位数及び履修方法

前期2年の課程

研究科共通

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
基盤科目	生命圏倫理学	講義又は演習	2	必修	2 必修
	大学院農学研究科で学ぶ	〃	1	必修	1 必修
総合基礎 科目	生命機能物質分析特論	講義又は演習	2	4 単位以上 を選択履修 すること。	—
	生物資源利用学	〃	2		—
	生態学合同講義	〃	2		—
	生化学合同講義	〃	4		—
	植物生命科学合同講義	〃	2		—
	水圏生物生産科学合同講義	〃	2		—
	微生物科学合同講義	〃	2		—
	農学データサイエンス演習	〃	2		—
	International Development Studies（国際開発学）	〃	2		2 必修
	Food Economics （食料経済学）	〃	2		2 必修
先端農学 実践科目	食の安全	講義又は演習	2	5 単位以上 を選択履修 すること。	—
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2		2 必修
	災害復興合同講義	〃	1		—
	スマート農業入門	〃	1		—
	生物多様性共生学	〃	2		—
	知財と産業開発	〃	2		—
	Human Security and Global Health（ヒューマンセキュリティ とグローバルヘルス）	〃	—		2 必修
	Environmental Security and Energy Security（環境と エネルギーの安全保障問題）	〃	—		2 必修
学術実践 活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2		—
	国際活動実習	実習	2		—
	インターンシップ実習	〃	2		—

生物生産科学専攻

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	森林生態学特論	講義又は演習	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	—
	作物生産学特論	〃	2		—
	園芸生産システム学特論	〃	2		—
	土壌学特論	〃	2		—
	栽培植物環境科学特論	〃	2		—
	環境適応植物工学特論	〃	2		—
	応用昆虫学特論	〃	2		—
	植物育種学特論	〃	2		—
	植物病理学特論	〃	2		—
	動物環境管理微生物学特論	〃	2		—
	動物遺伝育種学特論	〃	2		—
	動物生理科学特論	〃	2		—
	草地科学特論	〃	2		—
	動物生殖科学特論	〃	2		—
	動物機能形態学特論	〃	2		—
	動物栄養化学特論	〃	2		—
	動物微生物学特論	〃	2		—
	動物食品機能学特論	〃	2		—
	水圏動物生理学特論	〃	2		—
	水圏資源生態学特論	〃	2		—
	水圏植物生態学特論	〃	2		—
	水産資源化学特論	〃	2		—
	沿岸環境生物学特論	〃	2		—
	生物海洋学特論	〃	2		—
	海洋生命遺伝情報学特論	〃	2		—
	環境経済学特論	〃	2		—
	地域資源計画学特論	〃	2		—
	複合生態フィールド制御学特論	〃	1		—
	国際開発学特論	〃	2		—
	農業経営学特論	〃	2		—
	農林水産政策学特論	〃	2		—
	資源環境経済学特別演習Ⅰ	演習	1		—
	資源環境経済学特別演習Ⅱ	〃	1		—
	複合生態フィールド科学専門演習	〃	2		—
	Advanced Lecture on Plant Science	講義又は演習	2		2 選択
	Advanced Lecture on Animal Science	〃	2		2 選択

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	Advanced Lecture on Marine Biology	〃	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	2 選択
	Advanced Lecture on Agricultural Economics	〃	2		2 選択
	Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	〃	—		2 選択
	Hydro-Environmental Studies (水環境論)	〃	—		2 選択
	Energy and Resource Strategies (国際資源エネルギー戦略論)	〃	—		2 選択
	Disaster Control System (防災システム論)	〃	—		2 選択
	Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)	〃	—		2 選択
	International Society II (国際社会論Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Science I (災害科学・安全学基礎Ⅰ)	〃	—		2 選択
	(Basics of Disaster and Safety Sciences II (災害科学・安全学基礎Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (持続可能な開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum) (持続可能な開発に資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修	10 必修

農芸化学専攻

	授業科目	講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	植物機能科学特論	講義又は演習	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	—
	分子細胞生物学特論	〃	2		—
	微生物学特論	〃	2		—
	生物有機化学特論	〃	2		—
	天然物合成化学特論	〃	2		—
	食品化学特論	〃	2		—
	栄養生理学特論	〃	2		—
	食品機能分析学特論	〃	2		—
	天然物生命化学特論	〃	2		—
	食品機能開発学特論	〃	2		—
	Advanced Lecture on Biological Chemistry	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Food Science	〃	2		2 選択
	Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と 社会のレジリエンス)	〃	—		2 選択
	Hydro-Environmental Studies (水環境論)	〃	—		2 選択
	Energy and Resource Strategies (国際資源エネ ルギー戦略論)	〃	—		2 選択
	Disaster Control System (防災システム論)	〃	—		2 選択
	Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)	〃	—		2 選択
	International Society II (国際社会論 II)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Science I (災害科学・安全学基礎 I)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Sciences II (災害科学・安全学基礎 II)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (持続可能な 開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum) (持続可能な開発に 資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修	10 必修

後期3年の課程

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ	
基盤科目	研究倫理学	講義又は演習	1	必修	1 必修	
総合基礎科目	農学データサイエンス演習	講義又は演習	2	2 単位以上 を選択履修 すること。	—	
先端農学 実践科目	食の安全	講義又は演習	2		—	
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2		—	
	災害復興合同講義	〃	1		—	
	スマート農業入門	〃	1		—	
	生物多様性共生学	〃	2		—	
	知財と産業開発	〃	2		—	
	実践科学英語	講義又は演習	2		—	
学術実践 活動科目	国際活動実習	実習	2		—	
	インターンシップ実習	〃	2		—	
	生体分子化学	講義又は演習	2		—	
専門科目	International Food & Agricultural Immunology Lecture (食と農免疫国際講義)	〃	2		2 必修	
	Advanced Lecture on Plant Science	〃	2		2 選択	
	Advanced Lecture on Animal Science	〃	2		2 選択	
	Advanced Lecture on Marine Biology	〃	2		2 選択	
	Advanced Lecture on Agricultural Economics	〃	2		2 選択	
	Advanced Lecture on Biological Chemistry	〃	2		2 選択	
	Advanced Lecture on Food Science	〃	2		2 選択	
	Human Security Advanced Subjects (ヒューマンセキュリティ先進科目)	Advanced Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス特論)	講義又は演習	—	2	ヒューマンセキュリティ先進科目から 8 単位以上を選択履修すること。
		Advanced Global Health (グローバルヘルス特論)	〃	—	2	
		Advanced International Development Studies (応用国際開発学)	〃	—	2	
		Advanced Food Economics (応用食料経済学)	〃	—	2	

授業科目			講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専 門 科 目	Human Security Advanced Subjects (ヒューマンセキュリティ先進科目)	Advanced Environmental Security and Energy Security (環境とエネルギーの安全保障問題特論)	〃	—		2
		Advanced Hydro-Environment Studies (水環境論)	〃	—		2
		Advanced Energy and Resource Resilience Strategies (国際資源エネルギー戦略論特論)	〃	—		2
		Advanced Disaster Control System (防災システム論特論)	〃	—		2
		Advanced Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全特論)	〃	—		2
		Advanced International Society II (国際社会論Ⅱ)	〃	—		2
	Human Security Major Subjects (ヒューマンセキュリティ専門科目)	Special Lectures on Human Security A (Basics of Disaster and Safety Science I) (災害科学・安全学基礎Ⅰ)	講義又は演習	—		1 選択
		Special Lectures on Human Security B(Basics of Disaster and Safety Sciences Ⅱ) (災害科学・安全学基礎Ⅱ)	〃	—		1 選択
		Special Lectures on Human Security C(Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development) (持続可能な開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
		Special Lectures on Human Security D(Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum)) (持続可能な開発に資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目	基幹講座研修		演習	6	必修	6 必修
	博士論文研修		演習	6	必修	6 必修

前期課程及び後期課程の修了要件

前期課程

前期課程に2年以上在学し、基盤科目3単位、総合基礎科目4単位以上、先端農学実践科目及び学術実践活動科目を合わせて5単位以上、専門科目8単位以上並びに研修科目10単位の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

上記にかかわらず、ヒューマンセキュリティ連携国際教育プログラムの受講者は、必修科目23単位及び選択科目8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

後期課程

後期課程に3年以上在学し、基盤科目1単位、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目及び専門科目を合わせて2単位以上並びに研修科目12単位の計15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

上記にかかわらず、ヒューマンセキュリティ連携国際教育プログラムの受講者は、必修科目15単位、Human Security Advanced Subjects（ヒューマンセキュリティ先進科目）から8単位以上、及びその他の科目から2単位以上の合計25単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

履 修 手 続 等

1. 履 修 手 続

- (1) 年度初めにカリキュラム（教育課程表）及び授業時間割表をよく検討して、学務情報システムにより履修登録をすること。

履修登録は、当該学期に履修する全科目について行うこと。

ただし、通年開講科目は第1学期に履修登録すること。

- (2) 学務情報システムによる登録後、登録した授業科目、教員名等が正確に登録されているかの確認をし、訂正を必要とする場合は、農学研究科大学院教務係に急いで申し出ること。
- (3) 学生は指導教員の指示に従って履修すること。
- (4) 履修登録期間は、年度初めの授業開始日から14日以内とするが、掲示等で周知する。
- (5) 履修登録をせずに授業を受けることはできない。また、履修しても単位は認めない。
- (6) 同一時間に重複履修は認めない。
- (7) 履修科目の取消し

Web による登録後、登録した授業科目の履修を取り消す場合は、第1学期にあっては5月末日まで、第2学期にあっては11月末日まで、集中講義にあっては授業初回の日の14日前までに農学研究科大学院教務係へ申し出ること。

- (8) 他研究科、学部又は全学教育科目の授業科目を履修する場合は、農学研究科大学院教務係に問い合わせること。

2. 「専門科目」として修了要件に含めることのできる授業科目について

「専門科目」として各課程の修了要件に含めることのできる科目は次の通りである。詳細は学期の初めに掲示等で周知する。

- (1) 農学研究科博士課程前期2年の課程で開講している所属専攻以外の専攻の授業科目
- (2) 他の研究科が開講している前期課程（または後期課程）の授業科目
- (3) 国際共同大学院プログラム等、各種大学院プログラムにおいて開講している授業科目
- (4) 農学研究科規程第10条の3第2項に定める大学院共通科目
- (5) 学部の授業科目（全学教育科目を含む）

大学院教務委員会及び研究科委員会において、当該授業科目を履修することがどのように申請者の研究内容を深めることになるのかの説明を求めるなど、十分に審査を行う。

3. 試 験

- (1) 試験は、適宜実施する。
- (2) 試験開始後15分を経過しないうちは、試験室からの退室を許さない。
- (3) 試験開始後15分を経過した場合は、試験室への入室を許さない。
- (4) 答案は必ず提出しなければならない。なお、白紙答案であっても、持ち帰ってはならない。
- (5) 受験の際は、必ず「学生証」を持参すること。
- (6) 他研究科（他学部、全学教育科目も含む。）の科目を受験する場合は、それぞれ関係教務係の指示によること。

4. 大学院成績評価等の取扱について

大学院授業科目の成績評価等については、下記の「大学院成績評価等の取扱について」とおり定められています。

大学院成績評価等の取扱について

(成績評価区分)

- 1 農学研究科授業科目の成績は、100点満点とし、60点以上のものに所定の単位を与える。
- 2 農学研究科授業科目の成績評価区分は、次のとおりとする。

成績評価区分	点数	評価の内容	到達目標の達成水準としての目安
AA	100点～90点	成績が特に優秀であるもの	到達目標を極めて優れた水準で達成している
A	89点～80点	成績が優秀であるもの	到達目標を優れた水準で達成している
B	79点～70点	成績が良好であるもの	到達目標を標準的な水準で達成している
C	69点～60点	成績が可であるもの	到達目標を達成している
D	59点以下	成績が不可であるもの又は履修を放棄したもの	到達目標に達していない
E	—	所定の手続きを経て履修登録を取消したもの	—

備考

- 1 成績評価は、試験の他、提出レポート、出席状況及び履修状況等を勘案して行うことがある。
- 2 成績評価区分欄のE表記は、以下の場合に適用する。
 - ① 学生が、年度ごとに定められた期間に、教務係に履修取消しの手続きを行った場合
 - ② 学期途中で休学若しくは退学をした場合

(成績評価方法)

- 3 シラバスには、授業科目ごとの教育目標（学習到達目標）及び具体的な成績評価の方法を記載するものとし、成績の評価は、原則として、授業科目ごとに設定した教育目標に対する達成度を基準とした絶対評価で行う。

(疑問の受け付け)

- 4 学生は、成績評価について授業担当教員に問い合わせ（疑問・質問等を含む）をしたい場合は、当該授業科目の履修年度内に教務係に申し出ることにより、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

教務係は、当該授業担当教員へ連絡し、問い合わせへの回答を依頼する。

当該授業担当教員は問い合わせへの回答を準備し、教務係及び学生本人へ回答する。回答にあたっては、可能な限り、学生に対面で説明をする機会を設け、丁寧な対応を行うものとする。

なお、履修年度内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の答案等保存期間に限り、履修年度経過後も説明を受けることができる。

(不服申立)

- 5 学生は、成績評価について不服がある場合には、当該授業科目の履修年度内に限り、教務係への申し出により、大学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）の委員長に不服の申立をすることができる。

なお、履修年度内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の答案等保存期間に限り、履修年度経過後も不服の申立をすることができる。

- 6 教務委員会委員長は、教務委員会の委員若干名で構成する審査委員会を設置し、不服の申立内容を審査する。

- 7 審査委員会は、成績評価を分析し、教務係を通じて、審査結果を授業担当教員及び学生に通知する。

(答案等保存期間)

- 8 授業担当教員は、答案は試験実施期日から、レポート等は提出期限からそれぞれ1年間、成績評価の根拠及び学生からの開示請求の対応として保存する。

ただし、レポート等に評価・コメントを付して学生に返却する場合には保存を要しないものとし、答案の場合は原本を保管しておき、そのコピーを返却することが望ましい。

5. 複数指導制について

本研究科は、大学院学生の指導にあたっては、指導教員、副指導教員の複数指導制としている。指導教員は、当該分野の分野主任もしくはこれに代わる者が当たり、副指導教員は、主指導教員が学生と相談の上、学生1名につき少なくとも2名を選出する。副指導教員になることができる教員は、他専攻も含めた農学研究科全体とする（特任教授／特任准教授／特任助教も可）が、他研究科や他大学の教員も副指導教員として認める。その場合、2名の副指導教員を農学研究科内から選出した上で、他研究科や他大学の教員を副指導教員として追加する。

複数指導体制による具体的な指導方法は、以下の通りとする。

- (1) 学生は副指導教員に「農学研究科 大学院学生 研究記録簿」を提出し、副指導教員はその内容を確認し、指導する。
- (2) 講座ごとに、ポスターによる中間報告会を実施する。
- (3) 中間報告会は前期2年の課程1年次、2年次、及び後期3年の課程1年次、2年次とも同日に行う。実施時期については講座ごとに、年度始めに決定する。後期3年の課程3年次学生のみ「博士論文予備審査会」を中間報告会とする。
- (4) 後期3年の課程2年次の中間報告会と3年次の博士論文予備審査は「基幹講座研修」(6単位)を兼ねる。
- (5) 副指導教員は、指導している学生の中間報告会に参加し、指導所見を提出する。
- (6) 副指導教員のうち少なくとも1名は、修士論文審査会および博士論文最終審査会において副査を担当する。

修 士 論 文

前期課程を3月に修了しようとする者は、毎年1月上旬までに「修士論文題目届・研究指導認定書」を提出し、1月中旬までに「修士論文」1部を農学研究科長あて提出しなければならない。

なお、詳しい期日等は、その都度掲示する。

- (1) 修士論文 1部
 - (ア) A4判とし、黒色綴込表紙左とじとする。
 - (イ) 修士論文の表紙には、論文題目、専攻、学籍番号、氏名を記入すること。

- (ウ) 論文題目が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- (2) その他、農学研究科規程第18条を参照すること。

博 士 論 文

後期課程を3月に修了しようとする者は、毎年11月下旬～12月上旬までに「博士論文題目届」を提出し、翌年1月初旬まで下記の「博士論文」等書類一式を、農学研究科長あて提出しなければならない。

なお、詳しい期日等は、その都度掲示する。

- (1) 博士論文 1部
- (ア) A4判に上製本し、表紙の色は濃紺とする。
- (イ) 論文の表紙（背表紙を含む。）には、論文題目、氏名を記入すること。
- (ウ) 論文題目が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- (2) 博士論文全文の電子データ
- (3) 研究指導報告書
- (4) 履歴書、公表論文目録、論文内容要旨
- (5) (4)の内容を1つのPDFファイルとして統合したもの
- (6) 申告書
- (7) 学位論文複写許諾書

(注) 上記期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

この期間を超えた時は、課程博士の取扱いではなく、論文博士（課程を経ないもの）の取扱いとなるので注意すること。

大学院共通科目

東北大学大学院では、あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成するため、深い教養の涵養、現代的社会課題の学修、移転可能スキルの修得を図ることを目的として、「大学院共通科目」を開設しています。

大学院共通科目は、「修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程（修士課程等）」向け科目、「後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程（博士課程等）」向け科目を開設します。

履修登録方法は科目によって異なりますので、ウェブサイト（<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>）を確認してください。

【2025 年度開講 大学院共通科目】

科目名	単位数	対象課程
AI・XR で拓くグローバル・コミュニケーション	2	修士課程等
AI・XR グローバル PBL	2	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 A	1	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 B	2	修士課程等
融合領域研究合同講義	2	修士課程等
大学教授法開発論	2	博士課程等
学際研究特別講義 I	1	博士課程等
学際研究特別講義 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 I	1	博士課程等
学際研究特別研修 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 III	1	博士課程等
学際研究特別研修 IV	1	博士課程等
学際フロンティア特別研修	1	博士課程等
博士リテラシーの基礎	2	博士課程等
博士インターンシップ研修	1～2	博士課程等
知的財産セミナー I	2	修士課程等, 博士課程等
知的財産セミナー II	2	修士課程等, 博士課程等
再生可能エネルギー・バイオマス循環	2	修士課程等, 博士課程等
カーボンニュートラル基礎論	2	修士課程等, 博士課程等
カーボンニュートラル特論	2	修士課程等, 博士課程等
大学教員のための ICT 活用演習	2	修士課程等, 博士課程等
国際教育演習	2	修士課程等, 博士課程等

科目名	単位数	対象課程
多文化理解 PBL 特別演習	2	修士課程等，博士課程等
グローバル・コミュニケーション協働演習	2	修士課程等，博士課程等
異文化交流演習	2	修士課程等，博士課程等
キャリア・スキル開発特別演習	2	修士課程等，博士課程等
英語によるプレゼンテーション演習	2	修士課程等，博士課程等
AI 応用学習方法論演習	2	修士課程等，博士課程等
科学リテラシー養成基礎	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 A	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 B	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 C	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別演習	2	修士課程等，博士課程等

研究科横断科目

大学院学生に対する共通性の高い科目の履修機会拡大のため，大学院共通科目と同様に各研究科で開講する科目で，共通性が高く，他研究科学生の履修を推奨する科目を「研究科横断科目」として取りまとめました。

開講科目はウェブサイト（<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>）を確認してください。

学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する 博士前期2年の課程の1年次学生の皆さんへ

学際高等研究教育院（以下「研究教育院」という。）とは、既存の研究科・教育部や学術領域にとらわれず、新しいタイプの異分野融合による新領域の学際的研究を創造して、将来のアカデミアを担う世界的な研究者を目指そうとする若手研究者を養成するための支援組織です。

研究教育院には、現在、博士前期課程2年次の修士研究教育院生と博士後期課程の博士研究教育院生が合わせて110名ほど在籍しています。

修士研究教育院生になるには、研究教育院指定授業科目（以下「指定授業科目」という。）から前期の1年次に6単位以上（ただし、他専攻又は他研究科等の指定授業科目を4単位以上）を履修した上で、農学研究科に申請し、その推薦に基づき研究教育院の審査を受け、合格しなければなりません。

具体的には、前期1年次の3月までに指定授業科目を6単位以上修得し、指導教員の意見書を添え農学研究科の教務係に申請します。農学研究科で審査のうえで研究科の推薦書や成績表を添えて研究教育院へ推薦します。研究教育院では申請書を基に審査をして合格すれば前期課程2年次に修士研究教育院生として、奨学金、論文投稿費用や学会参加費用等の経済的支援や研究環境支援を受けるとともに、学際科学フロンティア研究所等の若手研究者などとの研究会やセミナーを通して、融合研究の視点の醸成や他分野研究者とのネットワーク形成などが可能となります。

また、修士研究教育院生であったものや修士研究教育院生以外で特に成績優秀な博士後期課程1年次生（医学、歯学、薬学履修課程は2年次生）から選抜される「博士研究教育院生」は、3年間にわたり上記の支援のほか、その研究に見合った研究費の支援を受け、国際学会や海外での研究費用の助成なども受けることができます。

学際高等研究教育院の詳しい内容や指定授業科目については、ホームページやパンフレットをご覧ください。

学際高等研究教育院ホームページ <http://www.iiare.tohoku.ac.jp/>

学際高等研究教育院における学生等に対する支援について

- 学際高等研究教育院とは、既存の研究科・教育部の枠にとらわれず、新しいタイプの異分野融合からなる新領域の学際的研究を創造し世界トップレベルの研究者を目指そうとする若手研究者養成のための支援組織です。

- いま、学問の領域は広がり、新しい研究分野がめざましい成果を挙げ始めています。新しい研究分野や融合領域を開拓しうる視野と発想の醸成を支援します。具体的には、既成の学術領域のディシプリンにとらわれない、複眼的で幅広い視野と発想を育て、独創的な問題解決能力の育成を重視した実践的研究教育を支援します。

- 学際高等研究教育院の審査に合格した大学院学生は、農学研究科に在籍したまま、「研究教育院生」と呼ばれます。

博士課程前期2年の課程の1年次に、農学研究科所定の授業科目のほかに、学際高等研究教育院の指定する授業科目（6単位以上）を履修し、その修了時に、農学研究科に申請し、その推薦を受け、学際高等研究教育院の審査に合格した者は2年次への進級時に「修士研究教育院生」となります。（専門職学位課程は含みません。）

また、博士課程後期3年の課程への進学時に、農学研究科に申請し、その推薦を受け、提出する研究計画書及び成績が学際高等研究教育院の審査に合格した者は「博士研究教育院生」となります。例外的に修士研究教育院生以外の学生であって特に成績が優秀な者についても、申請を受け付けます。この場合、農学研究科所定の単位のほかに研究テーマの達成度に応じ4単位を履修することとなります。（農学研究科では「特別研修B」で読替えることとなります。）

なお、所属は、あくまで研究科・教育部にあることから、学位はそれぞれの研究科・教育部において授与されます。ただし、本機構の予算が認められた場合に実施するもので、詳しい内容は本機構のホームページをご覧ください。

- 「修士・博士研究教育院生」においては、奨学金の支給、論文投稿諸費用や国際会議出席費用等の各種支援が受けられるようになります。

- 特に、「博士研究教育院生」においては、融合分野のプログラム研究リーダーとして研究活動を展開しつつ成長できるよう、奨学金の支給等のほかに、研究計画に見合った研究費や研究環境又は国際インターンシップのための助成等が提供されるよう検討しています。

- 最先端の6つの研究領域で世界的に卓越した研究者群による研究教育支援が受けられます。

1 物質材料・エネルギー領域基盤

この領域では、機械工学・化学工学・電気／電子工学・土木／建築工学など材料が関わる多くの研究分野を横断的に融合することにより、新たな材料科学を開拓するとともに、最先端のエネルギー工学で求められる優れた新物質材料の開発及び機能の創出に必要な設計、合成、評価を先導できる人材を育てます。

2 生命・環境領域基盤

この領域では、生命・生物・環境を対象とした領域です。医学・歯学・薬学・農学・生命科学・環境科学・医工学等を専攻する大学院生の中で、従来の研究科の枠にとらわれず、生命・生物・環境の新しい展開を行える人材、また上記以外の研究科の大学院生で、この領域の新展開を行える人材を育てます。

3 情報・システム領域基盤

この領域では、ナノエレクトロニクス、半導体、メモリ、ワイヤレスネットワーク、超広帯域伝送、画像認識・処理・圧縮・表示、言語・情報認識、生命及び生体に関する情報科学などを扱い、高度情報工学・先端材料・デバイス科学の融合を図ると共に、ネットワークを基盤とした高度で高範な情報化社会の構築を企画、担当、指導できる人材を育てます。

4 デバイス・テクノロジー領域基盤

この領域では、実世界の情報をセンシングし、それを入力として処理を行い、処理結果により実世界に働きかけるために必須の要素である、半導体デバイス、化学デバイス、ナノデバイス、光デバイス、有機デバイス、MEMS デバイス等による、センサ、処理装置、プロセッサ、記憶装置、表示装置、アクチュエータなどの個々の新規デバイス技術の開拓や、高度な機能が統合された情報機器・装置の研究・開発やそれらの応用展開を図ることができ、未来情報社会の技術牽引力となり得るリーダーを育成します。

5 人間・社会領域基盤

この領域では、人文科学・社会科学全般を射程に入れながら、人間と社会に関する融合的な研究を推進します。このような融合的な広い視野に立って①人間と社会の本質を

深く理解でき、②人間と社会の複雑な関係を丹念に解きほぐせる人材を育てます。このために、人文科学内部や社会科内部だけの融合的研究のみならず、人文科学と社会科学を横断するような研究も奨励します。

6 先端基礎科学領域基盤

この領域では、素粒子から原子・分子の世界、それらから構成される物質、さらに地球及び宇宙の神秘にまたがる普遍的物理及び化学の概念の理解と、それに基づくサイエンスとテクノロジーについて幅広い自然科学的視野をもち、実践的応用まで見据えることができる人材を育てます。

国際共同大学院プログラムについて

東北大学は、2015年に「東北大学学位プログラム推進機構」を設置し、2021年には、更に発展した「東北大学高等大学院機構」に改組し、「国際共同大学院プログラム」は、本学の強みを生かし世界を牽引できる分野や、今後重要になり人類の発展に貢献できる分野を選択し、部局の枠を超えてグローバル人材を育成しています。

◎食科学国際共同大学院プログラム

(Graduate Program in Food Science: GP-Food)

地球温暖化や人口増加といった問題が世界レベルで山積する今日において、食生産は、今まさに転換期を迎えている。2023年7月に国連世界食糧計画（World Food Program: WFP）から出されたレポートでは、2019年に6億1300万人であった飢餓人口は、その後の4年間で1億2200万人増加し7億3500万人に達していると報告されている。一方で、国連食糧農業機関（The Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）からは、世界で生産される食料（年間約40億トン）の内の13億トン（全体の約1/3）が廃棄されていることが報告されており、それらが処理される際に発生する二酸化炭素排出量は、全体の8-10%を占めると推定されている。これらの問題は、農畜水産業にも多大なる影響を与えており、それを解決するための「食科学」に関する科学技術の革新は極めて重要である。中でも、食の安定供給を永続的に可能にするための学術基盤を構築することは、農学領域における最重要課題と言っても過言ではなく、そのための学際的視点からの教育・研究の進展が必要とされている。

このような背景のもと、人口増加や気候変動といった人類を取り巻く様々な諸問題を学際的に解決すべく、国際共同大学院プログラム「食科学」を通して、世界の食料問題を克服するための教育・研究環境を国際的に構築すると同時に、次世代の食科学研究に関わるグローバル感覚を有した若手人材（食のエキスパート）を育成する。

1. 養成する人材像

- ・「食」に関する学術理解に基づき、未来の食を科学的にデザインできる能力を有した研究者
- ・食料・健康・環境に関与する課題を自ら探索・提起できる能力を有した研究者
- ・深い専門性に加えて、多様な価値観や文化を理解し、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用でき、独創的な研究を行う卓越した能力を有した研究者

- ・社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、常に高い目的意識と責任を持って、社会の発展に貢献できる者
- ・国際的視野と高度なコミュニケーション力を有し、食科学研究を世界的水準で先導的に推進できる者

2. 応募資格（2025 年度）

本プログラムに出願できるのは、本プログラムの趣旨を十分に理解し、海外の連携大学・部局との食科学に関連する国際共同指導による博士学位取得に向けて意欲のある者で、かつ指導教員の強い推薦があり、下記のいずれかに該当する者です。

- （1）表1の研究科・専攻の博士課程前期2年の課程、修士課程の2年次に在籍する者
- （2）表1の研究科・専攻の医・歯・薬学履修課程（4年制）の1年次に在籍する者
- （3）表1の研究科・専攻の博士課程後期3年の課程の1年次に在籍する者
- （4）表1の研究科・専攻の医・歯・薬学履修課程（4年制）の2年次に在籍する者

表1. 食科学国際共同大学院プログラムに参画している研究科・専攻

研究科	専 攻
農学研究科	生物生産科学専攻 農芸化学専攻
文学研究科	総合人間学専攻 日本学専攻 広域文化学専攻
医学系研究科	医科学専攻 保健学専攻 障害科学専攻 公衆衛生学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	分子薬科学専攻 生命薬科学専攻 医療薬学専攻

【出願資格のある学生の所属専攻以外に、本プログラムに教員が参画する本学の研究所等】
国際放射光イノベーション・スマート研究センター

3. 経済サポート

本プログラムに選抜された優秀な大学院学生には、経済的サポートを行う。支給金額は年度ごとに決定する。また、本プログラムに選抜された学生は、原則として日本学術振興会特別研究員（DC）へ申請することとする。

4. GP-Food のカリキュラム

1. 博士前期・修士2年次から博士後期課程3年次まで、医歯薬学履修課程は1年次から4年次までの4年一貫教育とする。
2. 未来の食を学術的にデザインするための創造力を培うべく、本プログラムでは、「ヒトを取り巻く環境変動」や「ヒトの心理」にも着眼した食科学基盤科目を開講する。具体的には、「食科学Ⅰ（食と生産・環境）」、「食科学Ⅱ（食と機能・栄養）」、「食科学Ⅲ（食と免疫・健康）」、「食科学Ⅳ（食と心理・経済）」の4科目を通じて、食に関する幅広い知識を体系的に学ぶ機会を提供する。

さらに、食科学演習科目として「食科学スキルアップ演習導入」および「食科学スキルアップ演習応用」を開講し、食科学に関する最先端の分析技術を修得できるカリキュラムを構築している。これにより、実践的なスキルと専門知識の深化を図る。

また、本プログラムの修了要件には、海外教育拠点での海外研修科目の履修に加え、各研究科での修士もしくは博士研修の完了が含まれる。海外研修科目では、修士課程と博士課程でそれぞれ異なる要件を設けている。修士課程では、海外教育機関を中心とした大学や研究機関での留学や国際学会での口頭／ポスター発表を通じて単位を認定する。一方、博士課程では、海外教育機関を中心とした大学で6カ月以上の研究活動に参加することが求められ、さらに海外教育拠点との共同研究の成果として、英文原著論文を少なくとも1報共著で公表することが必須となる。

博士前期課程・修士課程

科目群	授業科目	単位と履修方法		備考
		必修	選択必修	
基幹科目	食科学Ⅰ（食と生産・環境）		2	左記の科目群から1科目2単位以上を選択して履修すること。
	食科学Ⅱ（食と機能・栄養）		2	
	食科学Ⅲ（食と免疫・健康）		2	
	食科学Ⅳ（食と心理・経済）		2	
演習科目	食科学スキルアップ演習導入	1		
海外研修科目	食科学短期海外研修	1		海外連携機関等への海外研修，または海外における国際学会・セミナー・ワークショップ等への参加等 ※1
修士研修	修士研修	10-16		修士研修は，在籍する各専攻の合格要件を満たすことで認定する。

※1 海外研修は，博士前期課程・修士課程在学中に修得できない場合は，博士後期課程・医歯薬学履修課程進学後に修得すること。

博士後期課程・医歯薬学履修課程

科目群	授業科目	単位と履修方法		備考
		必修	選択必修	
基幹科目	食科学Ⅰ（食と生産・環境）	2		左記の必修4科目8単位を履修すること（なお，前期課程・修士課程で修得した科目を含めて計上すること）。
	食科学Ⅱ（食と機能・栄養）	2		
	食科学Ⅲ（食と免疫・健康）	2		
	食科学Ⅳ（食と心理・経済）	2		
演習科目	食科学スキルアップ演習応用	1		※1
海外研修科目	食科学特別海外研修	8		海外連携機関等への6ヶ月以上の海外研修 ※1，※2
博士研修	博士研修	10-16		博士研修は，在籍する各専攻の合格要件を満たすことで認定する。

※1 博士後期課程から編入した学生ならびに医歯薬学履修課程の学生は，博士前期課程・修士課程の演習科目，海外研修も修得すること。

※2 海外研修は，複数機関における通算6ヶ月以上の研修も可とする。

5. 進級及び修了要件

(1) 博士後期課程への進級条件

- ①在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ②基幹科目群から、「食科学Ⅰ～Ⅳ」のいずれか1科目2単位以上を修得すること。
- ③演習科目「食科学スキルアップ演習導入（1単位）」を修得すること。
- ④海外研修「食科学短期海外研修（1単位）」を修得すること（ただし、博士前期課程・修士課程在学中に修得できない場合は、博士後期課程・医歯薬学履修課程進学後に修得すること）。
- ⑤修士研修の単位を修得すること。
- ⑥本プログラムが実施する博士基礎能力審査 (Qualifying Examination 2: QE2) に合格すること。

(2) 修了要件

- ①在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ②基幹科目群から、「食科学Ⅰ～Ⅳ」の4科目8単位を修得すること（前期課程・修士課程で修得した科目を含める）。
- ③演習科目「食科学スキルアップ演習応用（1単位）」を修得すること（前期課程・修士課程における「食科学スキルアップ演習導入（1単位）」を修得済みであること）。
- ④海外研修「食科学特別海外研修（8単位）」を修得すること（前期課程・修士課程における「食科学短期海外研修（1単位）」を修得済みであること）。
- ⑤博士研修の単位を修得すること。
- ⑥本プログラムが実施する総合審査 (Qualifying Examination 3: QE3) に合格すること。
- ⑦必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査および最終試験に合格すること。

◎災害科学・安全学 国際共同大学院プログラム

(The International Joint Graduate Program in Resilience and Safety Studies: GP-RSS)

1. プログラム概要

現在、世界を取り巻く不確実性の中、安全・安心な社会を構築していく上で、しなやかな対応力のあるレジリエントな研究の国際化と研究者の育成は急務となっています。

災害科学・安全学国際共同大学院プログラム（以下「GP-RSS」）では、本分野において成果をあげている世界トップクラスの教員を配置し、海外トップレベル研究者の招聘、海

外連携教育研究機関との積極的な研究・学生交流を行うことにより、学術的分野からフィールドに至る広域的な分野において、高い専門性を有し国際的に活躍できる人材の育成を目指した実践的国際教育を行います。

講義は英語により行われ、QE（Qualifying Examination）の導入による教育の質の保証を行います。また、プログラムに所属する学生が、自己の学習と研究に専念できるよう、学生へのサポート（経済的サポート、留学支援など）を行います。

プログラムを修了した場合には、学位記にその旨が付記されるとともに、海外連携先との協定が整っている場合には国際共同学位を証明する証書を授与します。

2. ディプロマポリシー

本プログラムでは、国際的な教育研究環境を整備することにより、以下の能力を有する人材育成を目的としています。

- ・災害科学・安全学分野における基礎基盤知識とそれを応用する能力
- ・災害科学・安全学分野における既存の枠組みを踏まえつつ、幅広い視野から多角的に捉える能力
- ・災害科学・安全学分野における対話型協働能力の習得と実践課題解決の能力
- ・国際的視座と現地密着滞在型の研究交流の経験を有し、その知見に立脚しながら研究成果を発信し、国際的に活躍できる能力

3. 応募資格（2025 年度）

- (1) 下記部局の博士前期課程・修士課程の1年次、または医学履修課程1年次に在籍している者。

参画部局：医学系研究科，工学研究科，農学研究科，国際文化研究科，環境科学研究科，災害科学国際研究所

※災害科学国際研究所の場合は当該研究所教員による研究指導を受けている者を対象とします。

- (2) 海外の連携大学・部局との災害科学・安全学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、GP-RSSに所属することが相応しいと判断される者。

※本プログラムは博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程へつながる一貫教育を原則としているので、博士後期課程・医学履修課程への進学を希望しない者は本プログラムへ出願することはできません。

※特例として、博士後期課程1年次に編入学・進学を予定し、本プログラム運営委

員会の承認がある者も出願を認める場合があります。

※海外の連携教育研究機関には、国連大学環境・人間の安全保障研究所（UNU-EHS）（ドイツ）、国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）（日本）、（マレーシア）、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所（アメリカ）、ソウル大学（SNU）（韓国）、シンガポール国立大学（NUS）（シンガポール）、清華大学（中国）、マレーシア工科大学（UTM）（マレーシア）、韓国科学技術院（KAIST）（韓国）、バンドン工科大学（ITB）（インドネシア）、ブラウィジャヤ大学（インドネシア）、クィーンズランド大学（オーストラリア）、ワーゲニンゲン大学（WUR）（オランダ）、ユトレヒト大学（オランダ）、南開大学経済社会発展研究院（中国）、国立ノボシビルスク大学（ロシア）他を予定しています。
博士海外研修先はこれら連携機関以外も可能です。

4. 学生へのサポート

(1) 経済的サポート

GP-RSS に選抜された優秀な学生については、RA として雇用し、給与を支給します。RA の採用は、博士前期課程・修士課程の2年次以降（医学履修課程から所属の学生は1年次以降）のプログラム生を対象に実施します。海外での長期研修期間中は、同等のサポートとして奨学金を支給します。なお、支給額は東北大学国際共同学位取得支援制度に基づき GP-RSS プログラム運営委員会で決定された額となります（開始年度等で変動する可能性もあり、事務局や説明会等で必ず事前に確認ください）。

なお、他の経済的支援を受けている場合は事前にご相談ください。既存の支援形態によっては差額支援も可能ですが、二重支給はできません。

(2) 日本学術振興会特別研究員（DC1/DC2）採用に向けたサポート

GP-RSS ではプログラム生に対して、日本学術振興会特別研究員（DC1/DC2）への申請を推奨しており、教員による採用のための指導等のサポートを実施します。採用された優秀な学生には、留学支援などが含まれる奨励金が授与されます。

5. GP-RSS のカリキュラム

(1) 基本カリキュラム構成

GP-RSS のカリキュラムは、博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程の一貫教育となっており、すべて英語により実施されます。カリキュラムは、大きく、①災害科学・安全学分野における基礎基盤知識、応用能力、多角的な視野に立脚し課題を捉え

る能力の修得を目的とするインプット科目と、②修得した基盤的知識の実践・活用，対話型協働，実践課題解決能力の修得・研鑽を目的とするアウトプット科目（連携教育研究機関で開催されるサマースクール，国際セミナー等への参画等），国際的視座の形成，研究成果の発信能力，対話型国際協働等の実践的能力の修得，定着を目的とする現地密着滞在型の海外研修（通算6ヶ月以上の海外連携教育研究機関での研究）により構成されています。

(2) GP-RSS において開設する授業科目，単位数及び履修方法

GP-RSSでは，災害科学・安全学基礎(2単位)，学際基幹科目(6単位)，グローバルリーダー実践演習（2単位），災害科学・安全学実践研修（2単位），災害科学・安全学発展講義（2単位），学際発展科目（4単位），海外研修（8単位・通算6ヶ月以上）の履修が必要となります。

なお，学際基幹科目についてはプログラム所属前の履修，単位取得が可能です（プレ履修）。その場合，選抜試験合格後，GP-RSS 教務委員会へ申請することにより GP-RSS の単位として認定されます。詳細は表1を参照ください。

(3) Qualifying Examination (QE)

GP-RSS の博士前期課程・修士課程及び博士後期課程・医学履修課程修了時には，Qualifying Examination (QE1, QE2) を行い，ディプロマポリシーに基づき，研究能力のみならず，グローバルに活躍できる能力を審査します。GP-RSS の博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程に進学するためには，所属する各研究科における修士論文の審査に加え，QE1 に合格する必要があります。また GP-RSS の博士後期課程・医学履修課程修了のためには，所属する研究科で実施される論文審査に合格するとともに，QE2 に合格することが条件となります。

※医学履修課程から GP-RSS に所属した場合の QE1 は，所属後，半年から1年後に実施します。

(4) プログラム修了と学位授与

学位は，所属する研究科の審査基準に基づき，当該研究科より授与されます。GP-RSS のプログラム修了には，全学組織である東北大学学位プログラム推進機構に設置された学位審査会における審査，及び GP-RSS で実施する最終試験に合格することが必要となります。合格した場合には災害科学・安全学国際共同大学院を修了したことが学位記に付記されます。また，共同教育協定（覚書）のある大学との共同教育に関しては，両大学で共同教育が行われたことを示す証書が授与されます。

6. プログラム Web サイト

GP-RSS の詳細や学生募集などの最新情報については以下の Web サイトを参照してください。

<http://gp-rss.tohoku.ac.jp/>

表 1 「災害科学・安全学国際共同大学院プログラム」

1 授業科目、単位数及び履修方法

(1) 博士前期課程・修士課程

科目群	授 業 科 目	単位と履修方法			備 考
		必修	選択 必修	選択	
基幹基礎 科目	災害科学・安全学基礎 I Basics of Disaster and Safety Sciences I	1			
	災害科学・安全学基礎 II Basics of Disaster and Safety Sciences II	1			
学際基幹 科目	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス Human Security and Global Health		2		左記のうち、所属する研究科が開講する科目から2単位以上、他研究科が開講する科目から4単位以上、計6単位以上を履修すること。
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス Health and Social Resilience for large-scale Disaster		2		
	水循環システム論 Hydrology		2		
	防災システム論 Disaster Control System		2		
	国際開発学 International Development Studies		2		
	食料経済学 Food Economics		2		
	グローバルガバナンスと安全 Global Governance and Safety		2		
	国際社会論 II International Society II		2		
	環境とエネルギーの安全保障問題 Environmental Resilience and Energy Security		2		
	国際資源エネルギー戦略論 Energy and Resource Resilience Strategies		2		
国際実践 科目	グローバルリーダー実践演習 I Global Leadership I	1			環境科学研究科サマースクールにて履修
	グローバルリーダー実践演習 II Global Leadership II	1			
研修科目	災害科学・安全学実践研修 Master's Practicum	2			連携校サマースクール等にて1～2週間の海外派遣

(2) 医学履修課程・博士後期課程

科目群	授 業 科 目	単位と履修方法			備 考
		必修	選択 必修	選択	
基幹発展 科目	災害科学・安全学発展講義 Disaster and Safety Sciences Doctoral Seminar	2			APRU サマースクール参加 にて履修
学際発展 科目	グローバルヘルス 特論 Advanced Global Health		2		学際基幹科目のうち、 未履修科目の応用・ 特論を4単位以上履 修すること。
	巨大災害に対する健康と社会のレジ リエンス特論 Advanced Health and Social Resilience for large-scale Disaster		2		
	水循環システム論 特論 Advanced Hydrology		2		
	防災システム論 特論 Advanced Disaster Control System		2		
	応用 国際開発学 Advanced International Development Studies		2		
	応用 食料経済学 Advanced Food Economics		2		
	グローバルガバナンスと安全 特論 Advanced Global Governance and Safety		2		
	国際社会論Ⅱ 特論 Advanced International Society II		2		
	環境とエネルギーの安全保障問題 特論 Advanced Environmental Resilience and Energy Security		2		
研修科目	国際資源エネルギー戦略論 特論 Advanced Energy and Resource Resilience Strategies		2		
	博士海外研修 Doctoral Research Residency	8			海外連携教育研究機関 での共同研究(6ヶ月 以上)

注 1. 医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は、上記(2)に示す科目に加え、(1) 博士前期課程・修士課程の学際基幹科目から6単位以上を備考欄の規定に従い履修すること。

2 修了要件

(1) 医学履修課程又は博士後期課程への進級要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹基礎科目を2単位修得すること。
- ③ 学際基幹科目のうち所属する研究科が開講する科目から2単位、他研究科が開講する科目から4単位、計6単位以上修得すること。
- ④ 国際実践科目を2単位修得すること。
- ⑤ 研修科目を2単位修得すること。
- ⑥ プログラムが実施する資格審査試験（Qualifying Examination 1: QE1）に合格すること。

(2) 修了要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹発展科目を2単位修得すること。
- ③ 学際発展科目（学際基幹科目のうち、未修得科目の応用・特論）を4単位以上履修すること。なお、医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は、学際基幹科目6単位以上を修得すること。
- ④ 研修科目を8単位修得すること。
- ⑤ 本プログラムが実施する総合審査（Qualifying Examination 2: QE2）に合格すること。
- ⑥ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査及び最終試験に合格すること。

◎統合化学国際共同大学院プログラム

(Graduate Program in Integrated Chemistry: GP-Chem)

「化学」は、分子が関与しているおおよそすべての事象を研究対象とする。本プログラムでは、波及効果の大きい以下の未踏領域 (Unexplored Frontier)

- (i) 分子の自在合成
- (ii) 分子集積化の自在制御・新機能発現（物理，マテリアルサイエンスとの融合）
- (iii) 化学とインフォマティクスの融合（情報科学との融合）
- (iv) 分子の生体内反応の解析と生体反応の自在制御（生物，薬学，農学との融合）

を挑戦すべき重点課題として取りあげる。これら4つの重点課題の解決を促進させるためには、既成の概念や枠組みを超えた化学の「総合知」の深化と展開が急務である。4つのうち、(ii)～(iv)の3つは、物理、情報科学、生物学との融合領域でもある。提案する本プログラムでは、多数の部局にまたがる様々なバックグラウンドを有する教員・学生を有機的に束ね、本学の化学のダイバーシティを最大限活用して、目的遂行にあたる。教員を部局横断的に4つの領域を網羅するように配置し、学際的な教育・研究を推進する。また、海外先進中核大学との協働教育により世界トップレベルの教育と世界規模での共同研究を行う。これらの研究・教育を通じて、新たな研究領域を切り開いてイノベーションを牽引し、世界が直面している問題を解決できる能力を有する世界的な研究者や技術者を育成・輩出する。

1. 養成する人材像

以下のような能力をもつ研究者の育成を目指す。

- ・分子に関する深い理解のもと、化学の関与する課題・問題を自ら探索する能力を有する研究者。
- ・研究課題を、分子レベルで解決できる力量を有する研究者。
- ・深い専門性に加えて多様な価値観や文化を理解でき、学術に立脚した確かな知識をもとに、自ら考え決断できるリーダー。
- ・化学のみならず、物理、情報、生物等の周辺領域に関しても広い専門性を有し、学際的な学問領域を構築できる研究者。
- ・世界の研究者や技術者と連携し、大型プロジェクトの中核として活躍でき、アカデミアやグローバル企業などにおいて、我が国そして世界規模のイノベーションを牽引できる構想力・実行力を持つリーダー。

2. 応募資格（2025 年度）

本プログラムに参画している下記の研究科・専攻の大学院に所属する大学院生であり、次の2要件をいずれも満たすものであること。

1. 2025 年度に原則として当該研究科の博士課程前期2年の課程の2年次に在籍又は在籍予定の者。また、以下に該当する者も対象とする。
 - (a) 博士課程後期3年の課程の1年次に在籍予定で、3年以上の在籍期間を予定している者
 - (b) 薬学履修課程の1年次にすでに在籍している者
2. 化学関連の分野において、海外の連携大学・部局との国際共同指導による博士論文研究を行うことを希望し、指導教員の強い推薦があり、本プログラムに所属することが相応しいと判断される者。

【本プログラムに参画している研究科・専攻】

理学研究科：化学専攻

工学研究科：応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻

薬学研究科・農学研究科・情報科学研究科・生命科学研究所・環境科学研究科：全専攻

3. 経済サポート

国内外の優秀な学生を獲得し、主体的に独創的な研究を計画・実践させ、国際的に活躍する博士人材を養成するため、本プログラムに選抜された大学院生への経済的サポートを行う。

他の経済的支援を受けている場合は相談すること。本プログラムの他に、複数の学位プログラムへ重複して出願することも可能であるが、重複履修を希望する場合は個別に検討するものとする。ただし、学位プログラムからの経済支援を重複して受給することはできない。

なお、原則として日本学術振興会特別研究員（DC）への申請を行うこと。

4. GP-Chem のカリキュラム

概要、目標、カリキュラム構造など

本プログラムでは各専攻で通常履修する科目に加え、英語で先端的化学を学ぶ先進化学国際講義、アカデミックリーダーシップを育成する先進化学実践、短期プログラムによる国際的な学生交流や海外での研究活動を促進する先進化学特別研修等を実施することによって、世界レベルの人材育成を図る。

本プログラムでは博士課程前期と後期の一貫教育（博士課程前期 2 年次からの 4 年間）を想定する。国際的なレベルでの化学分野の教育を実現するために、博士課程前期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、未踏領域を横断して相互に関連付ける最先端化学の英語講義を先進化学国際講義Ⅰとして実施し、広い視野・幅広い知識を有し、境界領域の研究に挑戦することのできる人材の育成を行う。加えてプログラム受講生は、先進化学実践Ⅰとして国際サマースクールや本プログラム主催・共催の国際シンポジウムの企画運営の補助を行いつつ参加する。さらに、先進化学特別研修Ⅰにおいて、海外での短期の研究室生活など、国際的な学術活動の礎になる経験を積む。具体的には、海外連携大学の研究室訪問、海外短期プログラム等への参加などを行い、それらの実績を単位修得の条件とする。また、英語による優れたプレゼンテーション能力を習得するための Practical English PresentationⅠを履修する。博士課程後期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、海外連携大学などの教授を招聘して行う先進化学国際講義Ⅱにて未踏領域の最先端の進展を学ぶ。また英語による十全なプレゼンテーション能力を修得するための Practical English PresentationⅡを履修する。海外連携大学などと共同して複数の領域を横断的に対象とする国際サマースクールを企画・運営する先進化学実践Ⅱを履修する。さらに先進化学特別研修Ⅱとして、国際共同研究に参加し、東北大学の指導教員に加え、海外連携大学にて連携校教員からも 6 ヶ月以上研究指導を受けることを必修とする。

博士課程前期

科目群	授業科目	単位	
		必修	選択
先進化学国際科目群Ⅰ	先進化学国際講義Ⅰ	2	
	先進化学実践Ⅰ	1	
	先進化学特別研修Ⅰ		1
総合プレゼンテーション科目	Practical English PresentationⅠ	2	
修士研修	セミナー，特別研修，課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16	

博士課程後期

科目群	授業科目	単位 (必修)
先進化学国際科目群Ⅱ	先進化学国際講義Ⅱ	1
	先進化学実践Ⅱ	1
	先進化学特別研修Ⅱ	4
総合プレゼンテーション科目	Practical English PresentationⅡ	2
博士研修	特別研修，博士研修，セミナー，課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16

◎環境・地球科学国際共同大学院プログラム

(The International Joint Graduate Program in Earth and Environmental Sciences: GP-EES)

本プログラムは、環境・地球科学分野において、実績のある海外教育研究機関と連携した世界最高水準の大学院国際共同教育を実施するものです。このため理学研究科・環境科学研究科・農学研究科・生命科学研究科・情報科学研究科・工学研究科等から、本分野の研究で成果をあげている世界トップクラスの教員を配置すると共に、海外トップレベル研究者等を積極的に集めて、博士課程学生を中心とした大学院教育を行います。

環境・地球科学分野では学問の伸展に伴い新しい学術領域が次々に創生されており、研究方法も著しく発達しています。本プログラムは、そのような状況に適応して世界をリードできる、広い視野と先端的な手法を持った国際的な若手研究者を育成することを目指しています。共同する海外研究機関とは学生の積極的交流を行い、英語による授業、QE (Qualifying Examination) の導入による教育の質の保証、学習と研究に専念できる学生へのサポート（経済的サポート、留学支援）などを行います。実質的な国際共同教育を実践し、海外連携先との協定が整っている場合には国際共同指導を証明する証書を授与します。

1. 養成する人材像

環境科学・地球惑星科学は、地球表層環境・地球内部・大気海洋から惑星間空間まで非常に多様な研究対象を扱い、その研究方法も、物理学・化学・生物学の幅広い基礎の上に成り立つ典型的な学際科学です。地球・惑星の諸現象はシステムとして連動しており、それを研究する科学は本来“Seamless”であるべきです。21世紀に入り、各ディシプリンにおいて高度に発展した研究は、再び研究分野の垣根を越えて融合されることが必要不可欠となっており、またそれが可能な時代を迎えています。このような背景のもと、本プログラムでは、『地球を丸ごと理解する』意欲と能力を身に付けた人材の教育に力を入れます。国際レベルの学位論文の作成などを通じて、本分野における国際的なリーダーを育成します。

2. 応募資格（2025年度）

2025年4月時点で、原則として下記専攻の前期課程の2年次に在籍予定で、海外の連携大学・部局との環境・地球科学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、GP-EESに所属することが相応しいと判断されるもの。

【本プログラムに参画している専攻】

理学研究科地球物理学専攻および地学専攻環境科学研究科，農学研究科生物生産科学専攻，生命科学研究科，情報科学研究科，工学研究科土木工学専攻

※本プログラムは前期課程から後期課程につながる一貫教育を原則としているので，後期課程への進学を希望しない者は本プログラムへ申請することはできません。

※特例として，後期課程の1年次に在籍予定で，環境・地球科学国際共同大学院運営委員会の承認がある者も認める場合があります。

※海外の連携大学・部局は，当面，パイロイト大学，ハワイ大学マノア校，ソルボンヌ大学，フィレンツェ大学，韓国極地研究所，アーヘン工科大学，グルノーブル・アルプ大学，国立台湾大学，ヴィクトリア大学ウェリントン，メリーランド大学カレッジパーク校，カリフォルニア大学サンタバーバラ校，マッセー大学，ユトレヒト大学，ルーバンカトリック大学，クレルモン・オーベルニュ大学，ペンシルベニア州立大学，ミシガン大学，パリ天文台，ゲーテ大学，フランス国立自然史博物館，ワルシャワ大学，コロラド鉱山大学，ノボシビルスク大学，カールスルーエ工科大学，カリフォルニア大学パークレー校など，本プログラム運営委員会で認める大学・研究機関の中で，博士論文研究の国際共同指導（ジョイントリー・スーパーバイズド・ディグリーまたはダブル・ディグリー）に関する協定をすでに締結している，または協定締結を具体的に進める予定のあるものとします。

3. 経済サポート

GP-EES に選抜された優秀な学生を RA として雇用し，給与を支給します。雇用期間は当該年度です。標準修業年限に限り，毎年審査のうえ後期課程修了まで雇用することができます。海外の研究機関等での研究中については同等のサポートを奨学金として支給します。なお，支給額は学生の能力に応じて差をつける場合があります。

4. GP-EES のカリキュラム

(1) 学習教育到達目標

本籍の所属専攻で設定されている学習到達目標は，環境・地球科学分野の国際研究を遂行するにあたり基礎知識となるものであり，これを修得します。これに加えて，GP-EES では下記のような能力を獲得することを目標としています。

- A) 環境・地球科学の諸問題を，既存の学問分野の枠組みに囚われず，幅広い視野から多角的に捉える能力
- B) 国際的視座から課題を発見し解決する能力

- C) 学位取得後に世界をリードする研究を行っていくための基盤となる高い基礎学力・技術力・コミュニケーション能力
- D) 国際学術誌等の査読・編集プロセスを通じて学問の発展に寄与できる幅広い知識とマネジメント能力
- E) 国際学会・シンポジウム等において、コンピナーとしてセッション提案を行うなどに必要な、学問領域を俯瞰する能力、企画・運営・調整能力、英語によるコミュニケーション能力

(2) 基本カリキュラム構造

上記の目標を達成するため、GP-EES のカリキュラムでは、国際・学際研究力を涵養する英語による講義、専攻・国境横断型の実験や演習を設定しています。特に環境・地球科学特別実験は、海外教育研究機関に原則としてのべ6か月以上滞在し、研修することを義務付けています。GP-EES の学生が、所属専攻でのカリキュラムに加えて追加で修得する必要があるカリキュラム（必修科目）は、前期課程（修士相当）では、環境・地球科学基礎講義Ⅰ、Ⅱの4単位、後期課程（博士相当）では、環境・地球科学特殊講義Ⅰ、Ⅱ、環境・地球科学特別実験Ⅰ、環境・地球科学実践演習Ⅰの8単位になります。

(3) GP-EES の科目群と追加修了要件単位数

前期課程（修士相当）

国際・学際研究力涵養プログラム科目群

環境・地球科学基礎講義Ⅰ、Ⅱ（各2単位、必修）よりなり、海外連携機関教員、GP-EES の外国人教員、本プログラム教員が英語により環境・地球科学の基礎教育を行います。

後期課程（博士相当）

国際・学際研究力涵養プログラム科目群

環境・地球科学特殊講義Ⅰ、Ⅱ（各2単位、必修）、環境・地球科学特殊講義Ⅲ（1単位、選択）よりなり、海外連携機関教員、GP-EES の外国人教員、本プログラム教員が英語により環境・地球科学の発展的教育を行います。

専攻・国境横断型コアプログラム科目群

環境・地球科学特別実験Ⅰ（2単位、必修）は、所属する専攻にて実施する特別研

究の延長として実施するもので、海外機関における原則としてのべ6か月以上の研究実施を含みます。

環境・地球科学特別実験Ⅱは、原則として海外の大学からこのプログラムに参加する学生が6か月以上本学に滞在し研究した場合に与える科目です。

環境・地球科学実践演習Ⅰ（2単位、必修）、環境・地球科学実践演習Ⅱ、Ⅲ（各2単位、選択）は、海外野外巡検や実習、自主企画による国際スクールなどの実践的国際教育を行います。

(4) Qualifying Examination (QE)

前期課程及び後期課程修了時には、Qualifying Examination（それぞれQE1、QE2）を行い、外国人教員を含めて、研究能力のみならずグローバルに活躍できる能力を審査します。GP-EESの前期課程から後期課程に進学するためには、本籍の所属専攻における修士論文の審査に加えてQE1に合格する必要があります。またGP-EESの博士授与には、本籍の所属専攻において最終試験に合格し、英語による博士論文を提出し、QE2に合格することが条件となります。なお、選択科目の履修状況は、QEの成績評価に反映されます。

(5) 学位授与

GP-EESでは、学位として所属する研究科の博士を授与します。審査基準は、各研究科の審査基準を基本とします。また、GP-EESはこれまでの大学院教育と大きく異なり、環境・地球科学の基礎から応用までを修得し、十分な国際性を持った博士を教育するものであることから、全学組織である東北大学高等大学院機構に設置された学位審査会において審査を行い、合格した学生については、環境・地球科学国際共同大学院を修了したことを学位記に付記します。特に、共同教育協定（覚書）のある大学との共同教育に関しては、両大学で共同教育が行われたことを示す証書を授与します。

5. プログラムホームページ

GP-EESの詳細や学生募集などの最新情報については以下のホームページを参照してください。

<https://gp-ees.tohoku.ac.jp/>

【環境・地球科学国際共同大学院プログラム（GP-EES）において開設する授業科目、単位数及び履修方法】

1 前期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
国際・学際研究力 涵養プログラム	環境・地球科学基礎講義Ⅰ	2			
	環境・地球科学基礎講義Ⅱ	2			

2 後期課程

区分	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
国際・学際研究力 涵養プログラム	環境・地球科学特殊講義Ⅰ	2			
	環境・地球科学特殊講義Ⅱ	2			
	環境・地球科学特殊講義Ⅲ			1	
専攻・国境横断型 コアプログラム	環境・地球科学特別実験Ⅰ	2			環境・地球科学特別実験Ⅰは、海外機関における、のべ6か月以上の研究実施を含む。環境・地球科学特別実験Ⅱは、原則として海外の大学からこのプログラムに参加する学生が6か月以上本学に滞在し研究した場合に受講する科目である。
	環境・地球科学特別実験Ⅱ			2	
	環境・地球科学実践演習Ⅰ	2			
	環境・地球科学実践演習Ⅱ			2	
	環境・地球科学実践演習Ⅲ			2	

後期課程から編入したもので、本来、前期課程の必修科目である環境・地球科学基礎講義Ⅰ・Ⅱが未履修の場合は、この4単位も修得することを修了要件とします。

3 修了要件等

(1) 後期課程への進級要件

- ① 環境・地球科学基礎講義Ⅰ・Ⅱの4単位を修得すること。
- ② 本プログラムが実施する博士基礎能力審査（Qualifying Examination 1：QE 1）に合格すること。

(2) 修了要件

- ① 環境・地球科学特殊講義Ⅰ・Ⅱ，環境・地球科学特別実験Ⅰ，環境・地球科学実践演習Ⅰの計8単位を修得すること。
- ② 本プログラムが実施する総合審査（Qualifying Examination 2：QE 2）に合格すること。
- ③ 必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出し，高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査および最終試験に合格すること。

4. 学生生活

- ・ クラス担任, コース代表及び専攻長
- ・ 農学部・農学研究科学生心得
- ・ 学生支援関係
- ・ 国際交流支援室
- ・ 海外留学について

4. 学 生 生 活

クラス担任，コース代表及び専攻長

学生生活等に関する相談がある場合，学部1年次学生はクラス担任教員，2年次と3年次学生は所属コースの代表教員，4年次学生は所属研究室の指導教員，大学院生は指導教員や専攻長に相談することができます。学年問わず農学部・農学研究科教務室に相談することも可能です。学習上のことはもとより，個人的な問題についても遠慮なく相談することができます。

I. クラス担任

(1) 令和7年度（2025年度）のクラス担任は以下のとおりです。

クラス	担任	所属分野	連絡先
A クラス	石川大太郎 准教授	テラヘルツ食品工学分野	daitaro.ishikawa.e3@tohoku.ac.jp
B クラス	山本 雅也 准教授	植物遺伝育種学分野	masaya.yamamoto.d3@tohoku.ac.jp
C クラス	マゲジ フランシス 助教	地域資源計画学分野	magezi.eustadius.francis.d5@tohoku.ac.jp
D クラス	多田 千佳 准教授	動物環境管理学分野	chika.tada.e1@tohoku.ac.jp
E クラス	西谷 豪 准教授	生物海洋学分野	goh.nishitani.e5@tohoku.ac.jp
F クラス	金子 淳 教授	応用微生物学分野	jun.kaneko.b6@tohoku.ac.jp

(2) 所属クラスの担任に連絡がつかない場合，学生委員会1年生委員会委員長又は副委員長に連絡してください。

	教員名	所属分野	連絡先
委員長	西谷 豪 准教授	生物海洋学分野	goh.nishitani.e5@tohoku.ac.jp
副委員長	多田 千佳 准教授	動物環境管理学分野	chika.tada.e1@tohoku.ac.jp

Ⅱ. コース代表

- (1) 令和7年度（2025年度）のコース代表は以下のとおりです。
- (2) コース代表は1年単位で変更となり，最新の学生便覧で当該年度の代表を公開します。

コース	コース代表	所属分野	連絡先
植物生命科学	堀 雅敏 教授	応用昆虫学分野	masatoshi.hori.a3@tohoku.ac.jp
農業経済学	関根 久子 教授	農業経営学分野	hisako.sekine.d7@tohoku.ac.jp
動物生命科学	種村健太郎 教授	動物生殖科学分野	kentaro.tanemura.e4@tohoku.ac.jp
海洋生物科学	鷗沼 辰哉 教授	水圏動物生理学分野	tatsuya.unuma.b8@tohoku.ac.jp
生物化学	金子 淳 教授	応用微生物学分野	jun.kaneko.b6@tohoku.ac.jp
生命化学	藤井 智幸 教授	テラヘルツ食品工学分野	tomoyuki.fujii.d8@tohoku.ac.jp

Ⅲ. 専攻長

- (1) 学部にコース代表等を置くと同時に，研究科に専攻長を置きます。
- (2) 専攻長は専攻内各講座の連絡・調整等を行い，専攻を代表します。
- (3) 令和7年度（2025年度）の専攻長は以下のとおりです。
- (4) 専攻長は1年単位で変更となり，最新の学生便覧で当該年度の専攻長を公開します。

専攻	専攻長	所属分野	連絡先
生物生産科学	片山 知史 教授	水産資源生態学分野	satoshi.katayama.c5@tohoku.ac.jp
農芸化学	白川 仁 教授	栄養学分野	hitoshi.shirakawa.b7@tohoku.ac.jp

Ⅳ. 農学部・農学研究科教務室

教務室への相談事項は，教務室窓口・電話・メール・オンラインで相談可能です。
2025年4月1日現在の情報は以下のとおりです。なお，臨時閉室や予告なく時間を変更する可能性がありますのでご了承ください。

窓口時間	電話番号	メールアドレス	所在地
平日 10:00-12:30 13:30-16:00	022-757-4007	agr-kyom@grp.tohoku.ac.jp	青葉山新キャンパス 農学系総合研究棟 1 階

農学部・農学研究科学生心得

1 諸連絡・手続等

- (1) 学生に対する連絡事項は、東北大学メールアドレス・学務情報システム・Google Classroom、掲示板を通して行うので定期的に確認してください。掲示板の場所は主に川内北キャンパス A 棟南側の掲示板及び青葉山新キャンパス農学系総合研究棟1階にあります。
- (2) 学務情報システム等、各種媒体で配信される情報の見落とし、締切期日の誤読は、取返しのつかない事態を生ずることがありますので、十分に注意してください。
- (3) 諸手続等についての不明な点は、川内北キャンパスについては、全学教育実施係又は教育・学生支援部学生支援課支援企画係、青葉山新キャンパスについては農学部・農学研究科教務室に照会すること。
- (4) 呼び出しの掲示があった者は、遅滞のないよう窓口に応じ出ること。
- (5) 農学部及び農学研究科以外の授業については、その担当学部・研究科の掲示による。
- (6) 学生窓口の受付時間は、次のとおりです。なお、窓口時間は急遽変更及び臨時休業を行うことがありますのでご了承ください。

① 川内北キャンパス

○教務課全学教育実施係窓口 平日 8:30～17:15

② 青葉山新キャンパス

○農学部教務室窓口 平日 10:00～12:30 13:30～16:00

○農学部経理係窓口 平日 9:00～12:00 13:00～16:00

2 表彰

東北大学では本大学の教育目標にかない、かつ、学業成績が優秀である学部学生2名及び大学院学生2名を選考の上、卒業（修了）時に総長賞として表彰する。

また、農学部では学業成績、研究発表及び学生生活等が優秀な者を各コースから1名、農学研究科においては学業成績及び研究発表等が優秀な者を各専攻から合計6名を選考し、それぞれ農学部長賞又は農学研究科長賞を授与している。

3 休学・復学・退学等

休学・復学・退学等をする時は、学部長（又は研究科長）に願い出て、その許可を受けなければならないので、休学・復学・退学等を希望する開始日の前々月末までに、農学部・農学研究科教務室に申し出てください。指定期日までに手続きをしない場合は、次の学期の授業料納付義務が生じる等の影響がありますので、期限を厳守してください。

4 学生記録の届出

入学（進学・編入学を含む）の際に学務情報システムにて学生記録の届出（入力）が必要となります。

在学中において、住所・電話番号・保護者・本籍地等に変更がありましたら、必ず学務情報システムにて届出（入力）してください。

5 身上事項

入学（進学・編入学を含む）の際に届け出た事項（氏名）に変更が生じた場合は、その都度農学部・農学研究科教務室に届け出ること。

6 諸証明書

成績証明書、退学証明書等を必要とする場合は、所定の用紙に必要事項を記入して農学部・農学研究科教務室に申し込むこと。

なお、証明書の交付は、原則として願い出のあった翌日の午後とするが、証明書の種類によっては、3～4日を要するものもあるので早めに申し込むこと。

在学証明書、現課程の成績証明書、卒業（修了）見込証明書は、各キャンパスに設置してある証明書自動発行機により発行する。

7 学籍番号

- (1) 学籍番号は、各種証明書交付、諸願届、学生証等に用いる学生固有の番号である。
- (2) 学籍番号は、学部・大学院博士課程前期2年の課程・大学院博士課程後期3年の課程毎に入学（進学・編入学を含む）する際に通知し、在学期間中変更しない。

8 学生証

- (1) 本学在学学生に対して学生証を交付するので、常時携帯し、本学の教職員から要求があった場合には、提示すること。
- (2) 学生証を紛失したときには、直ちに4cm×3cmの写真を添えて、1,2年次学生は全学教育実施係へ、3,4年次学生及び大学院学生については農学部・農学研究科教務室に届け、「再交付」の申請手続きをとること。
- (3) 学生証は、卒業（修了）、退学又は除籍された場合には、直ちに農学部・農学研究科教務室へ返却すること。
- (4) 学生証の取り扱いについては、特に注意すること。

学生証注意事項

○学生証について

学生証は、あなたが東北大学の学生であることを証明する大切な身分証明書です。

常に学生証を携帯し、各窓口などで本学教職員及びその他の者からの要求があるときは、提示しなければなりません。

また、証明書自動発行機、図書館などの利用にも必要となりますので、学生証を常に携帯する習慣をつけましょう。

○学生証の紛失について

落としたり他人に貸したりした学生証が悪用されると、あなたになりすまして学生ローンなどで借金をしたり、各種の学生割引を利用されたりなどあなたの知らないうちに学生証が悪用され損害を受けることにもなりかねません。

本学及びあなたが迷惑をこうむることになりますから、特に注意してください。

また、紛失した場合は、すみやかに所属学部・研究科等の指示に従って、再交付の手続きを行ってください。

○学生証の返却について

再交付を受けてから、前の学生証が見つかった場合、卒業・修了時、または退学・除籍などにより学籍を失った（学生の身分がなくなった）場合には、すみやかに所属学部・研究科等へ学生証を返却してください。

9 授業料納付

授業料の納付は、指定銀行の預金口座からの自動引落しにより大学へ納付していただくことになっています。詳細は、「入学者の手引」に同封されている「授業料の口座振替について」を参照すること。

なお、前期分は5月、後期分は11月に引落しとなる。

10 授業料徴収猶予・分納

授業料を納付期限までに納付することが困難な場合には、各学期の所定期限までに徴収猶予・分納の許可を学生支援課経済支援係まで願い出ること。

願い出の詳細については、その都度掲示する。

11 授業料免除

真にやむを得ない事由により授業料の納付が困難な者に対し、願い出により授業料の全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額を免除することがあるので、学生

支援課経済支援係まで願い出ること。

願い出の詳細については、その都度掲示する。

12 入学科徴収猶予

大学院に入学を許可された者で、経済的理由によって入学科の納付が困難であり、かつ学業優秀である者には、願い出により、入学科の徴収猶予を許可することがある。

願い出の詳細については、入学手続通知時に指示する。

13 入学科免除

大学院に入学を許可された者で、経済的理由によって入学科の納付が困難であり、かつ学業優秀である者には、願い出により選考の上、全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額を免除することがある。

上記のほかにも特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象となる。

願い出の詳細については、入学手続通知時に指示する。

14 農学部・農学研究科構内における学生集会及び学生掲示

農学部・農学研究科構内において、集会又は掲示をしようとする場合の手続については、「学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規」によるほか、次の点に注意すること。

集 会

- (1) 集会を行う場合は、その責任者は「農学部・農学研究科所定用紙」に必要事項を記入し、その期日の3日前までに学部長（又は研究科長）あて願い出てその許可を受けること。
- (2) 集会のために講義室等を使用した場合は、特に次の事項を厳守すること。
 - (ア) 集会終了後は、使用した備品等の整理、戸締りを厳重にし、授業等に差し支えないようにすること。
 - (イ) 火気の取扱いについては、特に注意すること。

掲 示

- (1) 掲示をしようとする時は、学部長（又は研究科長）あて願い出て、その許可を受けること。
- (2) 掲示する場所は、農学系総合研究棟1階、青葉山コモンズ内(2階)の「掲示板」とする。それ以外の場所は許可しない。
- (3) これらの掲示板は、共用するものであるから、一部の学生が独占しないようにすること。

- (4) 掲示物の大きさは、B3判（新聞紙1頁大）を限度とし、団体名、責任者名を必ず記入すること。
- (5) 掲示期間は、5日以内とし、期間経過後は責任者の責任において速やかに撤去すること。

15 東北大学農学部・農学研究科講義室使用について

農学部・農学研究科の講義室を使用する場合は、以下の点に留意してください。

- (1) 農学部・農学研究科講義室は、原則として、講義又は教育研究を目的とする場合に限り使用を許可します。
- (2) 講義室を使用しようとする者は、「講義室等使用願」を使用する1週間前までに農学部・農学研究科教務室に提出してください。（使用願は農学部・農学研究科教務室でお渡しいたします）
- (3) 使用責任者は、農学部・農学研究科教員とします。
- (4) 講義室の使用可能日時は、原則平日の午前8時30分から午後5時までの間です。

16 定期健康診断

- (1) 定期健康診断は5月に実施するので、必ず受診すること。
- (2) やむを得ない理由により受診できない時は、事前に申し出ること。
- (3) 理由なく受診しない者には、就職等に必要ない「健康診断証明書」が発行されないから注意すること。

17 放射線研究作業従事学生の登録及び特別健康診断

放射線研究作業に従事しようとする学生は、指導教員等の指示により、あらかじめ従事しようとする施設を管理する部局に登録することを義務づけられており、この登録を行わない学生は、放射線研究作業に従事できない。

この作業に従事している学生に対しては、年2回の特別健康診断を実施するから、必ず受診すること。

18 農学部・農学研究科保健室の使用

学生の健康保持のため、保健室（青葉山コモンズ1階）を設置していますので、実験実習等で生じた傷病の応急処置に利用できます。

19 学生の正課教育中に起きた研究災害治療処置について

学生が正課教育中に起きた事故等により東北大学病院で治療を受ける場合、指導教員（4年・大学院学生）、コース代表（2・3年）又はクラス担任（1年）の証明により、

学部長（又は研究科長）が発行する「学生の研究災害診療証明書」によって、治療に要した費用は無料になる。

事故が起った場合は、直ちに教務室に申し出ること。

20 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険

学生教育研究災害傷害保険は、通学中、正課中、課外活動中、教室の移動中等に障害を受けた場合に保険金が支払われるが、近年、実験中や課外活動中のケガが増加しているので、全員、必ず加入すること。なお、標準修業年限で卒業（又は修了）できなかった場合は、保険期間が切れるので、教務室で再加入の手続きをすること。

また、正課、学校行事、ボランティアクラブ等での課外活動及びその往復で他人にケガをさせたり他人の財物を損壊した事により被る法律上の損害賠償を補償する保険として、学研災付帯賠償責任保険があります。インターンシップ、教育実習等の際に受入れ先から学研賠への加入を求められることがありますので、学生教育研究災害傷害保険と合わせて加入すること。

21 農学部・農学研究科への自家用車による通学及び事故防止等について

(1) 学部学生、大学院前期課程学生並びに研究生及び科目等履修生には、原則として駐車許可証を交付しない。

ただし、通学距離が2km以上あって、卒業論文作成等及び身体上等の理由で、自家用車によらなければ、通学に著しく支障をきたすと指導教員が認め、指導教員の申請に基づき学部長、又は研究科長が事情やむを得ないと認定した場合に限り、許可証を交付することがある。

(2) 大学院後期課程学生については、通学距離が2km以上ある者について、本人の申請に基づき許可証を交付する。

(3) 駐車許可証は、申請用紙に車検証及び免許証の写しを添えて用度係に申請すること。
なお、駐車許可証の交付を受けた者は、次の事項を厳守すること。

- ① 自家用車は、所定の駐車場以外に駐車しないこと。
- ② 許可証は、外部から容易に識別できる前部座席に表示すること。
- ③ 構内での交通安全及び秩序を守ること。

(4) 自家用車・バイク等で通学する者は、交通ルールを守り交通事故防止に努めると共に構内を通行する場合は、教育研究の環境を阻害しないよう注意して運転すること。

また、実習等に参加する場合は、公共交通機関を利用し、自家用車・バイク等は使用しないこと。やむを得ない事情で自家用車・バイク等を利用する場合は、安全運転に徹し、交通事故防止に万全を期すること。

- (5) バイク・自転車は、指定された自転車置場に整然と置くこと。

なお、自転車置場は共同で使用するところなので、自転車を長期間放置しておかないこと。

22 奨学生及び奨学金の交付について

- (1) 日本学生支援機構の奨学生募集については、その都度掲示する。
(2) 日本学生支援機構の奨学金は、奨学生の届け出ている口座に直接振込むことによって交付する。

- (ア) 毎月の奨学金の払出可能日は、次のとおりである。

4, 5月分 5月15日以降

6～3月分 毎月11日以降

- (イ) 適格認定

毎年1月から2月に適格認定を行う。

日本学生支援機構から大学を経由して各奨学生に「継続願」提出に必要な識別番号（ユーザID：パスワード）が記載された「貸与額通知書」が送付されるので、インターネットにより「継続願」を入力し、所定の期限までに直接機構へ提出すること。

期限までに「継続願」を提出しない者や、「継続願」の内容と学業成績等により、経済状況、生活の状況、学修の状況、学業成績を総合的に考慮し奨学生として不適格と判断される者については奨学金の貸与が打ち切られることがある。

- (3) 日本学生支援機構のほか、地方公共団体、民間会社、財団法人等の奨学生募集があった場合は、その都度掲示（農学系総合研究棟1階）により周知するので希望者は見落しのないように注意すること。

なお、詳細については、1, 2年次学生は、教育・学生支援部学生支援課経済支援係、3, 4年次学生及び大学院学生は、農学部・農学研究科教務室の指示によること。

23 就職について

- (1) 就職を希望する者は、志望する企業をあらかじめ調査・研究し、指導教員及び父母などと相談の上で、就職先を決めておくことが望ましい。
(2) キャリア形成支援コーナー（農学系総合研究棟1階エントランスホール）に求人関係書類及び参考資料等を準備しているので希望者は随時閲覧することができる。

24 学生旅客運賃割引証

- (1) 学割の制度は、JRが学生の経済的負担を軽くし、勉学を容易にするために与える特典であるから、使用に当たっては、不正に使用したり、又は誤って使用することの

ないように、注意すること。

- (2) 割当枚数は、学生1人に対し年間20枚であり、証明書自動発行機により発行する。
- (3) 科目等履修生及び研究生には、学割を発行しない。

25 国民年金への加入

日本国内に住む20歳以上の人は、全員が国民年金に加入することになっているので20歳になったら、速やかに住民登録をしてある市区町村の国民年金担当窓口で加入手続きをとること。

なお、保険料を納めるのが困難な場合は、免除制度がある。国民年金・免除制度等の詳細については市区町村の国民年金課又は社会保険事務所に問い合わせること。

26 遠隔地被扶養者保険証

家族と離れて寮・下宿又は間借生活をする場合は、「遠隔地被扶養者保険証」を手元におくことが必要である。ケガや病気のとき病院の診断を受ける際に、これを提示すると医療費の軽減がうけられる。

諸君の家族は、共済組合関係、健康保険組合、国民健康保険組合のいずれかの保険組合に加入しているはずであるから、それぞれの組合から交付を受けること。

なお、手続きに必要な「在学証明書」は証明書自動発行機により手続きをすること。

27 そ の 他

農学部・農学研究科エリアでの拾得物は、教務室に届け出ること。

学 生 支 援 関 係

- 学生委員会, 1年生委員会, そしてキャリア形成支援委員会の三つの委員会が設置され, 学生の抱える様々な問題の解決に向けて支援していく体制がつくられています。

進路や将来のこと, 人間関係, 各種ハラスメント, 不正通報などについて悩み事や相談事項がある場合は, 下記に連絡をください。それぞれの委員会が, プライバシー等に十分注意しながら丁寧に問題の解決に向けて対応します。なお, 履修, 単位, 授業, 進級関連など一般的な問い合わせは農学部・農学研究科教務室 (agr-kyom@grp.tohoku.ac.jp) に連絡をください。

記

学生相談連絡用メールアドレス:

so-call@grp.tohoku.ac.jp

- また, 様々な悩み事等について東北大学学生相談所の専門カウンセラーによるカウンセリングを受けることが出来ます。カウンセリングを受けたい場合は, 下記の電話かメールで相談所に連絡し, 予約をとってから訪ねましょう。

学生相談所 電 話 : 022-795-7833

メールアドレス : gakuso@ihe.tohoku.ac.jp

国際交流支援室

- 留学生の生活を支援し, 国内外の学生さんとの交流を促進するため, 国際交流支援室が農学系総合研究棟 2 階に設けられています。仙台での生活についてのパンフレットや各国語の辞書 (中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語・モンゴル語・英語・スペイン語等) も置いてありますので, 海外からの研究者・留学生及び日本人学生も利用してください。
- 利用可能時間は, 原則として月曜から金曜の午前 9 時から午後 5 時までです。

海外留学について

本学では、海外の大学と学術交流協定を締結し、積極的に交流を進めています。協定校への留学及び留学計画については、教務室又は教育・学生支援部留学生課（川内キャンパス、電話795-7820）に問い合わせてください。

留学が決定した場合は、教務室で「留学」の手続きをしてください。

【大学間交流協定による留学】

本学の学生が海外の大学で教育を受けることは、将来、本学の研究教育の向上と活性化を促進するためのみならず、国際理解と友好親善を図り、我が国の国際的地位を維持する上で、重要となります。

このことから本学では、海外の大学と大学間交流協定を締結し、それぞれの大学へ毎年学生を派遣しています。

- (1) 派遣大学（下記の大学の他大学間交流協定校及び部局間交流協定校への応募も可能です。）

36の国と地域、243大学・機関（2025年1月現在）があります。

詳細は、下記ウェブサイトをご覧ください。

東北大学H P→国際交流→学術交流協定締結校（協定校）

- (2) 応募資格

応募資格は、次の全てを満たす者とします。

- ① 本学の学部学生又は大学院学生（外国人留学生を除く。）で、学業、人物ともに優秀な者
- ② 専門分野に関し、派遣先大学において教育を受けるに十分な語学能力がある者
- ③ 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者

- (3) 派遣期間

1年以内を原則とします。なお、派遣大学によって派遣期間が異なります。

- (4) 募集時期

派遣予定年の前年の4月・9月頃に募集しますので、掲示等に注意してください。

- (5) 留学経費

渡航費、滞在費等は自己負担となります。

派遣先大学での検定料、入学科及び授業料は協定に基づき徴収されません。

ただし、一部の大学については徴収されますので、教務室で確認してください。

(6) 奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣）に基づく派遣留学生には、次のとおり奨学金が支給されます。

- ・奨学金：月額8～12万円
- ・支給期間：12ヶ月以内
- ・採用人数：本学全体で若干名

② その他の奨学金

上記①以外に、各種奨学団体等による奨学金制度を利用することができます。
募集要項は随時学務情報システムで周知します。

(7) 留学中の本学における学籍上の身分

大学間協定校への留学は、派遣留学生の所属学部（研究科）の認定により、学籍上原則として「留学」の身分によるものとします。派遣先大学で修得した単位の認定、本学における在学年数、授業料等の取り扱いについては、教務室で説明を受けてください。

(8) その他

派遣先大学では、TOEFL（Test of English Foreign Language）の成績に最低基準を設定していることがあります。特に、欧米の派遣先大学は、入学許可の条件として、TOEFL iBT：79～80点（PBT/ITP 550点相当）以上とすることが多いので、各自志望大学の入学許可条件を確認してください。

大学院学生で、アメリカ合衆国の大学の大学院課程に入学を希望する場合は、GRE（Graduate Record Examinations）の受験が義務づけられています。

【その他の留学制度】

(1) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～は、海外での「異文化体験」や「実践活動」を焦点とした留学を推奨することにより、学生時代により多彩な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供しています。

採用された場合は、月々6～16万円（留学地域によって異なる）の奨学金のほかに、留学準備金及び授業料が支給されます。

(2) 東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞について

東北大学または本学各部局との学生の相互交流を締結している海外の大学に留学する学生に、賞を授与することにより、国際的な人材の輩出及び教育の国際化の促進を

目的としています。

授与された場合は、留学先への渡航に必要な準備金や、月々6～10万円（留学地域によって異なる）の範囲で奨学金が支給されます。

5. 資格等

- ・教育職員免許状の取得について
- ・食品衛生監視員並びに食品衛生管理者の資格取得について

5. 資 格 等

教育職員免許状の取得について

1. 教育職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2. 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

本学では、中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修免許状を取得することができます。

3. 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

4. 取得できる免許状の種類及び教科

本学部・研究科で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については、他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学部・研究科の学生便覧をご覧の上、教務室で相談してください。

免許状の種類 (普通免許状)		中学校教諭 一種免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 専修免許状
学部・研究科等					
本学部	生物生産科学科	理科		理科, 農業	
	応用生物化学科	理科		理科, 農業	
本研究科	生物生産科学専攻		理科		理科, 農業
	農芸化学専攻		理科		理科

5. 基礎資格及び最低修得単位数

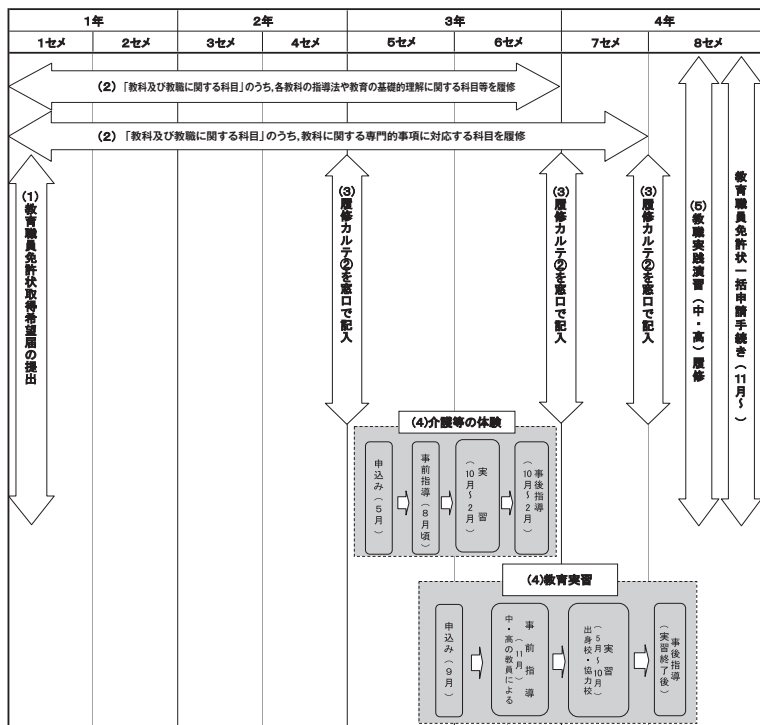
本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「9. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

所定資格 免許状の種類 (普通免許状)	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			合 計
		教 科 及 び 教 職 に 関 する 科 目			
		教科に関する 専門的事項	各教科の指導 法、教育の基 礎的理解に関 する科目等	※注	
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	学士の学位を 有すること	20	36	4	60
中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	修士の学位を 有すること	20	36	4(学部で取得) 24(大学院で取得)	84
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	学士の学位を 有すること	20	28	12	60
高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	修士の学位を 有すること	20	28	12(学部で取得) 24(大学院で取得)	84

この表は、平成31年4月1日入学者から適用します。

※注「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法, 教育の基礎的理解に関する科目等」の必要単位数より多く修得した単位数を充当

6. 一種免許状取得までのプロセス



(1) 教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習 (中・高)」を履修することはできません。

(2) 「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただし、「教育実習」及び「教職実践演習 (中・高)」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教科に関する専門的事項」「教育実習」及び「教職実践演習 (中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もあり、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

(3) 履修カルテの「自己評価シート」の記入について

教職実践演習 (中・高) の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテの自己評価シート」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものと取り扱うことがあります。

(4) 「教育実習」及び「介護等の体験」について

- 教育実習は、仙台市内及び近郊の協力校又は本人の出身校等において行います。
- 教育実習の参加資格は4年次の学部学生又は大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目専履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- 中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- 教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- 教育実習及び介護等の体験の時期、又は学生の実習校 (施設等) の配属については、掲示等でお知らせします。

(5) 「教職実践演習 (中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として「教職実践演習 (中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習 (中・高)」の履修前 (7セメスタ) までに、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者のみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄～第四欄の「教科及び教職に関する科目」「教科に関する専門的事項」を除くについては、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

7. 教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項）

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

一種免許状（理科）〈生物生産科学科〉

教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項						
免許法上の科目	対 応 す る 開 設 科 目			最低修得単位		免許状を取得するために必要な修得単位数
	授 業 科 目	単位	開設学科等	中学校	高等学校	
物 理 学	物理学概論Ⅰ 物理学概論Ⅱ※1	2 2	全学教育科目 〃	1 以上	1 以上	左記最低修得単位数を各々満たし、計20単位以上修得すること。
化 学	物 理 化 学	2	農 学 部	1 以上	1 以上	
	分 析 化 学	2	〃			
	生 物 化 学	2	〃			
	生 物 有 機 化 学	2	〃			
生 物 学	動物代謝生理学	2	農 学 部	1 以上	1 以上	
	資源生物生理学	2	〃			
	植物発生生理学	2	〃			
	資源動物生態学	2	〃			
	動物遺伝育種学	2	〃			
	植物遺伝学	2	〃			
	動物組織細胞学	2	〃			
	生理生態学概論	2	〃			
	植物系微生物サイエンス	2	〃			
	植物生産科学	2	〃			
	植物育種学各論	2	〃			
	海洋生物工学	2	〃			
	沿岸生物学	2	〃			
	生物海洋学	2	〃			
	バイオインフォマティクス概論	2	〃			
地 学	○地球システム科学	2	全学教育科目	1 以上	1 以上	
	地 球 物 質 科 学	2	〃	1 以上	1 以上	
物理学実験	○基礎物理学実験	1	理 学 部	1 以上	※2 1 以上	
	自然科学総合実験	2	全学教育科目	1 以上		
化学実験	○基礎化学実験	1	農 学 部	1 以上		
生物学実験	○基礎生物学実験	1	農 学 部	1 以上		
地学実験 ※3	○基礎地学実験	1	理 学 部	1 以上		
合 計				20	20	

備考：○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

※1 「物理学概論Ⅱ」は農学部卒業要件（本学生便覧 p.55参照）には含まれないため注意すること。

※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、物理学実験、化学実験、生物学実験及び地学実験から必修科目を1科目以上取得すればよい。

※3 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。

一種免許状（農業）〈生物生産科学科〉

教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項				
免許法上の科目	対 応 す る 開 設 科 目			免許状を取得するために必要な修得単位数
	授 業 科 目	単位	開設学科等	
農業の関係科目	※動物 遺 伝 育 種 学 （動物生命科学コース）	2	農 学 部	左記科目の中から職業指導 4 単位を含め20単位以上を修得すること。
	※植 物 遺 伝 学 （植物生命科学コース）	2	〃	
	○生 物 化 学	2	〃	
	○食 用 作 物 学	2	〃	
	果 樹 園 芸 学	2	〃	
	○野 菜 園 芸 学	2	〃	
	○基 礎 土 壌 学	2	〃	
	○植 物 育 種 学	2	〃	
	○植 物 病 理 学	2	〃	
	○昆 虫 学	2	〃	
	開 発 経 済 学	2	〃	
	○農 業 政 策 学	2	〃	
	経 営 学	2	〃	
	草 地 科 学	2	〃	
	○動 物 環 境 管 理 学	2	〃	
	○動 物 生 殖 科 学	2	〃	
	○動 物 栄 養 生 化 学	2	〃	
	○動 物 食 品 機 能 学 I	2	〃	
	栽培植物環境科学	2	〃	
職 業 指 導	○職業指導（農業）	4	農 学 部	
合 計			20	

備考：○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

※印は、2科目から1科目選択必修。

一種免許状（理科）〈応用生物化学科〉

教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項						
免許法上の科目	対 応 す る 開 設 科 目			最低修得単位		免許状を取得するため に必要な修得単位数
	授 業 科 目	単位	開設学科等	中学校	高等学校	
物 理 学	物理学概論Ⅰ 物理学概論Ⅱ※1	2 2	全学教育科目 〃	1 以上	1 以上	左記最低修得単 位数を各々満た し、計20単位以 上を修得するこ と。
化 学	物 理 化 学	2	農 学 部	1 以上	1 以上	
	生 物 化 学	2	〃			
	生 物 有 機 化 学	2	〃			
	分 析 化 学	2	〃			
	植 物 細 胞 生 化 学	2	〃			
	分 析 有 機 化 学	2	〃			
生 物 学	分 子 生 物 学	2	農 学 部	1 以上	1 以上	
	微 生 物 学	2	〃			
	栄 養 生 理 学	2	〃			
	酵 素 化 学	2	〃			
	植 物 栄 養 学	2	〃			
	生 理 生 態 学 概 論	2	〃			
	バイオインフォマテックス概論	2	〃			
地 学	○地球システム科学	2	全学教育科目	1	1	
	地 球 物 質 科 学	2	〃	以上	以上	
物理学実験 化学実験 生物学実験 地学実験 ※3	○基礎物理学実験 自然科学総合実験	1 2	理 学 部 全学教育科目	1 以上	※2 1 以上	
	○基礎化学実験	1	農 学 部	1 以上		
	○基礎生物学実験	1	農 学 部	1 以上		
	○基礎地学実験	1	理 学 部	1 以上		
合 計				20	20	

備考：○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

※1 「物理学概論Ⅱ」は農学部卒業要件（本学生便覧 p.55参照）には含まれないため注意すること。

※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、物理学実験、化学実験、生物学実験及び地学実験から必修科目を1科目以上取得すればよい。

※3 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。

一種免許状（農業）〈応用生物化学科〉

教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項				
免許法上の科目	対 応 す る 開 設 科 目			免許状を取得するために必要な修得単位数
	授 業 科 目	単位	開設学科等	
農業の関係科目	資 源 有 機 化 学	2	農 学 部	左記科目の中から職業指導4単位を含め20単位以上を修得すること。
	生 物 有 機 化 学	2	〃	
	微 生 物 学	2	〃	
	栄 養 化 学	2	〃	
	○生 物 化 学	2	〃	
	○分 子 生 物 学	2	〃	
	微 生 物 生 化 学	2	〃	
	酵 素 化 学	2	〃	
	生 物 制 御 化 学	2	〃	
	植 物 分 子 生 理 学	2	〃	
	生 命 有 機 化 学	2	〃	
	○食 品 加 工 学	2	〃	
	○食 品 化 学	2	〃	
	○植 物 遺 伝 学	2	〃	
	○観 賞 園 芸 学	2	〃	
	○応 用 土 壌 学	2	〃	
	○植 物 病 理 学	2	〃	
	○果 樹 園 芸 学	2	〃	
	○野 菜 園 芸 学	2	〃	
	○基 礎 土 壌 学	2	〃	
	○農 業 政 策 学	2	〃	
	経 営 学	2	〃	
	開 発 経 済 学	2	〃	
	○食 品 機 能 工 学	2	〃	
職 業 指 導	○職業指導（農業）	4	農 学 部	
合 計				20

備考：○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

8. 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法，教育の基礎的理解に関する科目等）

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（各教科の指導法，教育の基礎的理解に関する科目等）の単位及び履修方法は次のとおりです。

施行規則において規定されている科目の内容		本学において開講する授業科目と単位				
施行規則第4条及び第5条に定める教科及び教職に関する科目（「教科に関する専門的事項」を除く）	左項の各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低修得単位数		開設部局等	備考
			必修	選択		
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育論Ⅰ 国語科教育論Ⅱ 社会科教育論Ⅰ 社会科教育論Ⅱ 地理歴史科教育法Ⅰ 地理歴史科教育法Ⅱ 公民科教育論 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 情報科教育法 農業科教育法Ⅰ 農業科教育法Ⅱ 英語科教育論Ⅰ 英語科教育論Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅲ 宗教科教育法Ⅳ	中8 高4	各学部	該当教科の指導法について必修 他教科の指導法は「大学が独自に設定する科目」に充当できない
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育学概論	2	2	全学教育 教育学部
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		全学教育
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度と経営 教育制度論	2	2	全学教育 教育学部
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ 学習・発達論	2	2	全学教育 教育学部
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする生徒に対する理解	1		全学教育
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論 教育課程総論	2	2	全学教育 教育学部
		道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法 A 道徳の理論及び指導法 B	2 2		教育学部
		総合的な学習の時間の指導法（中学校） 総合的な探究の時間の指導法（高等学校）	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2		全学教育
		特別活動の指導法	教育実践論義Ⅰ		2	教育学部
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術 教育方法・技術論（ICT活用含む）	1		全学教育 教育学部
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1		全学教育
		生徒指導の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅰ（進路指導を含む）	2		全学教育
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ（進路指導を含む）	2		全学教育
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談（教育・学校心理学）		2	教育学部
		教育実践に関する科目	教育実習（中）	5		教育学部
		教育実習（高）	3		教育学部	
		教職実践演習	2		全学教育	
		大学が独自に設定する科目				
合計		合計	中36 高28			

備考 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
 2 教職実践演習（中・高）以外に全学教育において開設する科目は、1, 2年次に在籍中に履修することが望ましい。
 3 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。
 7 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。

9. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の 6 に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開設する授業科目	単位数		開設学部等	履修方法	備 考
		必修	選択			
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育		
体 育	スポーツ A		1	全学教育	2単位 以上選 択必修	
	スポーツ B		1	全学教育		
	体と健康		2	全学教育		
外国語コミュニケーション	英語 I - A		1	全学教育	2 単位 以上 選択必修	英語 I - A ～ 英語 II - B は、卒業に必要な必修科目
	英語 II - A		1	全学教育		
	英語 I - B		1	全学教育		
	英語 II - B		1	全学教育		
	英語Ⅲ		1	全学教育		
	基礎ドイツ語 I		2	全学教育		
	基礎ドイツ語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎フランス語 I		2	全学教育		
	基礎フランス語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎ロシア語 I		2	全学教育		
	基礎ロシア語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎スペイン語 I		2	全学教育		
	基礎スペイン語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎中国語 I		2	全学教育		
	基礎中国語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎朝鮮語 I		2	全学教育		
	基礎朝鮮語Ⅱ		2	全学教育		
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	情報とデータの基礎		2	全学教育	2 単位 以上 選択必修	
	人文情報処理		2	文 学 部		

10. 専修免許状の取得について

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学（学部）での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目（単位）が異なると考えられますので、教務係に相談してください。

11. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

専修免許状（理科）

免許種類	専攻名	科目名	単位	最低修得単位数
中高等学校専修免許状（理科）	生物生産科学	生命圏倫理学	2	24
		生命機能物質分析特論	2	
		生態学合同講義	2	
		植物生命科学合同講義	2	
		水圏生物生産科学合同講義	2	
		微生物科学合同講義	2	
		農学データサイエンス演習	2	
		知財と産業開発	2	
		森林生態学特論	2	
		環境適応植物工学特論	2	
		応用昆虫学特論	2	
		動物環境管理微生物学特論	2	
		動物遺伝育種学特論	2	
		動物生理学特論	2	
		草地科学特論	2	
		動物生殖科学特論	2	
		動物機能形態学特論	2	
		動物栄養生化学特論	2	
		動物微生物学特論	2	
		動物資源化学特論	2	
		水圏動物生理学特論	2	
		水圏資源生態学特論	2	
		水圏植物生態学特論	2	
		水産資源化学特論	2	
		沿岸環境生物学特論	2	
		生物海洋学特論	2	
		海洋生命遺伝情報学特論	2	
		複合生態フィールド制御学特論	1	
		複合生態フィールド科学専門演習	2	

免許 種類	専 攻 名	科 目 名	単 位	最低修得 単 位 数
中高等 学校 学校 専修 免許 状 (理科)	農 芸 化 学	生 命 圏 倫 理 学	2	24
		生命機能物質分析特論	2	
		生 態 学 合 同 講 義	2	
		植物生命科学合同講義	2	
		水圏生物生産科学合同講義	2	
		微生物科学合同講義	2	
		農学データサイエンス演習	2	
		知 財 と 産 業 開 発	2	
		植物機能科学特論	2	
		分子細胞生物学特論	2	
		微生物学特論	2	
		生物有機化学特論	2	
		天然物合成化学特論	2	
		食 品 化 学 特 論	2	
		栄養生理学特論	2	
		食品機能分析学特論	2	
		天然物生命化学特論	2	
		食品機能開発学特論	2	

専修免許状（農業）

免許種類	専攻名	科目名	単位	最低修得単位数
高等学校専修免許状（農業）	生物生産科学	生物資源利用学	2	24
		食の安全	2	
		生物多様性共生学	2	
		作物生産学特論	2	
		園芸生産システム学特論	2	
		土壌学特論	2	
		環境経済学特論	2	
		地域資源計画学特論	2	
		国際開発学特論	2	
		農業経営学特論	2	
		農林水産政策学特論	2	
		資源環境経済学特別演習Ⅰ	1	
		資源環境経済学特別演習Ⅱ	1	
		植物育種学特論	2	
		植物病理学特論	2	
		栽培植物環境科学特論	2	

12. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

13. その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務室で確認してください。

食品衛生監視員並びに食品衛生管理者の資格取得について

生物生産科学科及び応用生物化学科に食品衛生管理者並びに食品衛生監視員の資格取得のための「食品衛生管理者等任用資格コース」を置いている。指定された授業科目を修得した者は、専門教育科目の卒業の要件を満たすとともに上記資格（任用資格）を取得することができる。

〈食品衛生監視員〉

食品衛生に関する監視、指導などの職務を行うものである。国、都道府県などの職員になった場合、食品衛生監視員に任命される資格がある。

〈食品衛生管理者〉

食品添加物、乳製品などの製造業や食用油脂精製工場などは、その製造、加工を衛生的に管理するために、食品衛生管理者を置かなければならない。これらの工場での食品衛生管理者として届け出る資格がある。

注) 学部卒業後に不足している授業科目を修得しても上記資格は得られないので、注意すること。

生物生産科学科

(動物生命科学コース)

区 分	授 業 科 目	単位
A群 化 学 系	○分 析 化 学	2
	資 源 有 機 化 学	2
	化 学 C	2
	分 析 有 機 化 学	2
	物 理 化 学	2
	化 学 A	2
B群 生 物 系	生 物 化 学	2
	分 子 生 物 学	2
	○食 品 化 学	2
	動 物 代 謝 生 理 学	2
C群 微 生 物 学 系	動 物 微 生 物 科 学	2
	○食 品 加 工 学	2
D群 公 衆 衛 生 学 系	公 衆 衛 生 学	1
	○食 品 衛 生 化 学	2
	水 質 浄 化 学	1
E群 その他関連科目	動 物 生 理 科 学	2
	微 生 物 生 化 学	2
	動 物 機 能 形 態 学	2
	動 物 遺 伝 育 種 学	2
	動 物 食 品 機 能 学 I	2
	動 物 食 品 機 能 学 II	2
	動 物 栄 養 生 化 学	2
	飼 料 科 学	1
	生 物 有 機 化 学	2
	遺 伝 子 工 学	2
	栄 養 化 学	2
	水 産 利 用 学	2
	酵 素 化 学	2
	食 品 機 能 工 学	2

○印の食品衛生管理者等任用資格コース必修科目を含め、
A群からD群まで合計22単位以上、かつE群の科目を含めて
総単位数40単位以上を修得すること。

(海洋生物科学コース)

区 分	授 業 科 目	単 位
A群 化 学 系	○分 析 化 学	2
	資 源 有 機 化 学	2
	化 学 C	2
	分 析 有 機 化 学	2
	物 理 化 学 化 学 A	2 2
B群 生 物 系	生 物 化 学	2
	分 子 生 物 学	2
	海 洋 応 用 生 物 化 学	1
	○食 品 化 学	2
C群 微 生 物 学 系	微 生 物 学	2
	○水 産 利 用 学	2
	植 物 系 微 生 物 サ イ エ ンス	2
D群 公 衆 衛 生 学 系	公 衆 衛 生 学	1
	○食 品 衛 生 化 学	2
	水 質 浄 化 学	1
E群 その他関連科目	水 産 化 学	2
	酵 素 化 学	2
	応 用 酵 素 学	2
	資 源 生 物 生 理 学	2
	水 産 増 殖 学	2
	水 圏 植 物 学	2
	海 洋 生 物 工 学	2
	遺 伝 子 工 学	2
	栄 養 化 学	2
	動 物 食 品 機 能 学 II	2
	動 物 食 品 機 能 学 I	2
	食 品 機 能 工 学	2

○印の食品衛生管理者等任用資格コース必修科目を含め、
A群からD群まで合計22単位以上、かつE群の科目を含めて
総単位数40単位以上を修得すること。

応用生物化学科
(生物化学コース)

区 分	授 業 科 目	単位
A群 化 学 系	○分 析 化 学	2
	資 源 有 機 化 学	2
	化 学 C	2
	分 析 有 機 化 学	2
	物 理 化 学	2
	化 学 A	2
B群 生 物 系	生 物 化 学	2
	分 子 生 物 学	2
	○食 品 化 学	2
C群 微 生 物 学 系	生 理 活 性 化 学	2
	微 生 物 学	2
	微 生 物 生 化 学	2
D群 公 衆 衛 生 学 系	○食 品 加 工 学	2
	公 衆 衛 生 学	1
	○食 品 衛 生 化 学	2
E群 その他関連科目	水 質 浄 化 学	1
	生 物 有 機 化 学	2
	酵 素 化 学	2
	植 物 分 子 生 理 学	2
	遺 伝 子 工 学	2
	栄 養 化 学	2
	栄 養 生 理 学	2
	応 用 酵 素 学	2
	動 物 食 品 機 能 学Ⅱ	2
	動 物 食 品 機 能 学Ⅰ	2
	生 命 工 学	2
	水 産 化 学	2
	食 品 機 能 工 学	2

○印の食品衛生管理者等任用資格コース必修科目を含め、
A群からD群まで合計22単位以上、かつE群の科目を含めて
総単位数40単位以上を修得すること。

(生命化学コース)

区 分	授 業 科 目	単位
A群 化 学 系	○分 析 化 学	2
	資 源 有 機 化 学	2
	化 学 C	2
	分 析 有 機 化 学	2
	生 命 有 機 化 学	2
	物 理 化 学	2
B群 生 物 系	化 学 A	2
	生 物 化 学	2
	分 子 生 物 学	2
	○食 品 化 学	2
C群 微 生 物 学 系	生 理 活 性 化 学	2
	微 生 物 学	2
	微 生 物 生 化 学	2
D群 公 衆 衛 生 学 系	○食 品 加 工 学	2
	公 衆 衛 生 学	1
	○食 品 衛 生 化 学	2
	水 質 浄 化 学	1
E群 その他関連科目	生 物 有 機 化 学	2
	酵 素 化 学	2
	植 物 分 子 生 理 学	2
	遺 伝 子 工 学	2
	栄 養 化 学	2
	栄 養 生 理 学	2
	応 用 酵 素 学	2
	動 物 食 品 機 能 学Ⅱ	2
	動 物 食 品 機 能 学Ⅰ	2
	生 命 工 学	2
	食 品 タ ン パ ク 質 化 学	2
	水 産 化 学	2
	食 品 機 能 工 学	2

○印の食品衛生管理者等任用資格コース必修科目を含め、
A群からD群まで合計22単位以上、かつE群の科目を含めて
総単位数40単位以上を修得すること。

6. 諸規程等

(学 部 関 係)

(大 学 院 関 係)

(共 通)

(学 位 関 係)

(そ の 他)

6. 諸 規 程 等

(学 部 関 係)

東 北 大 学 学 部 通 則

制 定 昭和27年12月18日
改 正 令和7年1月23日規第1号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
 - 第2章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学（第6条－第17条）
 - 第3章 休学（第18条－第20条）
 - 第4章 転学，退学及び除籍（第21条－第23条）
 - 第5章 教育課程及び履修方法（第24条－第26条の2）
 - 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3－第26条の5）
 - 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
 - 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
 - 第7章 懲戒（第29条）
 - 第8章 授業料（第30条－第35条の2）
 - 第9章 科目等履修生（第36条－第43条）
 - 第10章 特別聴講学生（第44条－第48条）
 - 第11章 学部入学前教育受講生（第49条－第52条）
 - 第12章 外国学生（第53条・第54条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文社会学科

教 育 学 部 教育科学科

法 学 部 法学科

経 済 学 部 経済学科，経営学科

理 学 部 数学科, 物理学科, 宇宙地球物理学科, 化学科, 地圏環境科学科,
地球惑星物質科学科, 生物学科

医 学 部 医学科, 保健学科

歯 学 部 歯学科

薬 学 部 創薬科学科, 薬学科

工 学 部 機械知能・航空工学科, 電気情報理工学科, 化学・バイオ工学科,
材料科学総合学科, 建築・社会環境工学科

農 学 部 生物生産科学科, 応用生物化学科

2 学部の実員は、別表第1のとおりとする。

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

第2条 修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、4年とする。

2 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

3 在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で、各学部が定める。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第2章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学

第6条 入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず，入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は，その都度定める。

第7条 本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

第8条 入学を志願する者に対しては，入学試験の上，入学を許可する。

2 入学試験については，別に定める。

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で，再び入学を志願するものがあるときは，前条の規定にかかわらず，選考の上，再入学を許可することがある。

第10条 転学科を志願する者があるときは，特別の理由がある場合に限り，別に定めるところにより，選考の上，転学科を許可することがある。

第11条 次の各号の一に該当する者は，別に定めるところにより，選考の上，転学部，転入学又は編入学を許可することがある。

一 本学の学生で，転学部を志願するもの

二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十 前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目

について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）

を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

- 3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

- 4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

- 5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第19条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

- 2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育課程及び履修方法

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
 - 二 専門教育科目
 - 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するものの以外のものをいう。）
 - 四 前三号に掲げる以外の科目
- 2 前項第1号に定める全学教育科目及び第2号に定める専門教育科目のうち、大学設置基準第8条第1項に規定する主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となるものについては、各学部が定める。
- 3 主要授業科目は、原則として、大学設置基準第8条第1項に規定する基幹教員に担当させるものとする。

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもつ

て1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第24条の5 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条 授業科目を履修した者には、試験その他の各学部が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第6章 卒業及び学位授与

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。ただし、卒業に必要な単位数が124単位（医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位）を超える場合は、その超える単位数に相当する単位数を60単位に加えた単位数を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部 学士（文学）

教 育 学 部 学士（教育学）

法 学 部 学士（法学）

経 済 学 部 学士（経済学）

理 学 部 学士（理学）

医 学 部 学士（医学、看護学又は保健学）

歯 学 部 学士（歯学）

薬 学 部 学士（創薬科学、薬学）

工 学 部 学士（工学）

農 学 部 学士（農学）

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の

手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては5月、第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に卒業する見込みの者にあっては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に卒業する見込みの者にあっては、10月）に納付しなければならない。

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第35条 納付した授業料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に

係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりにまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

第10章 特別聴講学生

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講

学生として受入れを許可することがある。

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

- 2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学科は、徴収しない。

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校 of 学生
- 二 大学間相互単位互換協定(大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。)により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- 三 大学間交流協定(大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。)により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

第47条 特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

第11章 学部入学前教育受講生

第49条 各学部の入学前教育(第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。)の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学科及び授業料は、徴収しない。

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

第12章 外国学生

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することができる。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第54条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

1 この通則は、昭和27年12月18日から施行し、昭和24年6月1日から適用する。ただし、第30条、第31条第3項、第32条第4項、第39条、第40条、第41条、第46条、第48条および第50条の規定は、昭和27年4月1日から適用する。

（省 略）

附 則（平成31年3月26日規第28号改正）

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第24条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月28日規第39号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月7日規第64号改正）

この通則は、令和2年7月7日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第17号改正）

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第38号改正）

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規第52号改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第3号改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月23日規第1号改正）

この通則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（平16規85・追加，平17規29・平18規59・平18規179・平20規65・平21規54・
平23規38・平26規33・平27規26・令6規3・令7規1・一部改正）

学 部	学 科	収容定員	入学定員
文 学 部	人文社会学科	840人	210人
教 育 学 部	教育科学科	280人	70人
法 学 部	法学科	640人	160人
経 済 学 部	経済学科	540人	130人 (10人)
	経営学科	540人	130人 (10人)
理 学 部	数学科	180人	45人
	物理学科	312人	78人
	宇宙地球物理学科	164人	41人
	化学科	280人	70人
	地圏環境科学科	120人	30人
	地球惑星物質科学科	80人	20人
	生物学科	160人	40人
医 学 部	医学科	630人	105人
	保健学科	576人	144人
歯 学 部	歯学科	318人	53人
薬 学 部	創薬科学科	240人	60人
	薬学科	120人	20人
工 学 部	機械知能・航空工学科	988人	247人
	電気情報物理工学科	1,052人	263人
	化学・バイオ工学科	452人	113人
	材料科学総合学科	452人	113人
	建築・社会環境工学科	428人	107人
農 学 部	生物生産科学科	360人	90人
	応用生物化学科	240人	60人

備考：入学定員の欄中括弧を付したものは，編入学定員である。

別表第2（第14条，第15条，第30条，第39条，第40条，第41条，第47条関係）

区 分	検 定 料	入学科	授業料
学 部 学 生	入 学 17,000円 再入学，転入学及び編入学 30,000円	282,000円	535,800円
科目等履修生	9,800円	28,200円	14,800円
特別聴講学生			14,800円

備考

- (1) 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は，入学試験における第1段階目の選抜にあつては4,000円，第2段階目の選抜にあつては13,000円とし，再入学，転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあつては7,000円，第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。ただし，国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし，第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。
- (2) 学部学生の授業料は，年額である。
- (3) 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1単位に相当する授業についての額である。

東北大学学部通則細則

制 定 昭和39年3月17日規第22号
東北大学学部通則細則（昭和29年2月23日制定）の全部を改正する。

第1条 入学の許可は、入学試験委員会の議を経て、総長が行う。

第2条 再入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第3条 所属する学科の決定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条の2 転学科の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第4条 転学部、転入学及び編入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第5条 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学の許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第6条 休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 休学及び復学を命ずる場合は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条 転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第7条の2 除籍は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条の3 授業科目の履修に関する他の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、学部長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第7条の4 他の大学等における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8条 懲戒は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条の2 停学の解除は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第9条 学士の学位の授与は、学部長の証明により総長が行う。

第10条 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学部における科目等履修生及び学部入学前教育受講生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「教授会の議を経て、学部長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

2 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学務審議会における科目等履修生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「学務審議会の議を経て、学務審議会委員長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と読み替えるものとする。

第11条 学部における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第12条 削除

第13条 学部における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員

長が行う。

第14条 学部長は、第3条の規定による決定をし、第3条の2、第6条第1項、第7条若しくは第7条の4の規定による許可をし、又は第7条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和39年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則 (平成29年1月24日規第4号改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規第53号改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

東北大学全学教育科目等規程

制 定 平成5年4月1日
改 正 令和7年1月23日 規第2号

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）

第26条の2の規定に基づき、全学教育科目及び教職に関する科目（学部において開設するものを除く。以下「全学教育科目等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学教育科目)

第2条 全学教育科目の種類は、次の表とおりとする。

類	群	
基盤科目	学問論 人文科学 社会科学	
	自然科学	数学 物理学 化学 生物学 宇宙地球科学
	学際科目	社会 エネルギー 生命 環境 情報 融合型理科実験 保健体育（実技） 保健体育（講義）
先進科目	現代素養科目	情報教育 国際教育 キャリア教育 地球規模課題
	先端学術科目	カレント・トピックス科目 フロンティア科目
言語科目	外国語	英語 初修語 諸外国語
	日本語	
学術基礎科目	基礎人文科学 基礎社会科学 基礎数学 基礎物理学 基礎化学 基礎生物学 基礎宇宙地球科学	

(授業科目及び単位数)

第3条 全学教育科目等の授業科目、単位数等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 全学教育科目等の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長（以下「委員長」という。）に届け出なければならない。

(試験等)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験等を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験等及び再試験等)

第7条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかった者は、追試験等を受けることができる。

- 2 不合格となった授業科目については、再試験等を行わない。

(成績区分)

第8条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

A A 成績が特に優秀であるもの

A 成績が優秀であるもの

B 成績が良好であるもの

C 成績が可であるもの

D 成績が不可であるもの

- 2 前項による評価A A、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

(特別聴講学生の受入れ)

- 3 第5条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の授業科目の成績は、Dの区分とみなす。

第9条 他の大学、短期大学又は高等専門学校の学生で、全学教育科目等の履修を志願す

るものがあるときは、当該他の大学、短期大学又は高等専門学校と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、全学教育科目等に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

(省 略)

附 則 (平成30年1月30日規第6号改正)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1全学教育科目の表共通科目外国語初修語実践スペイン語 I-1、実践スペイン語 I-2、実践スペイン語 II-1及び実践スペイン語 II-2の項の規定は、平成29年度の入学者（入学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者を含む。以下同じ。）から、改正後の第2条及び同表展開科目総合科学国際教育科目の項の規定は、平成30年度の入学者から適用する。

附 則 (平成31年1月30日規第9号改正)

- 1 この規程中第1条の規定は平成31年1月30日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第1全学教育科目の表展開科目総合科学国際教育科目海外研修（展開）の項の規定は、平成30年度の入学者（入学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者を含む。以下同じ。）から、第2条の規定による改正後の同表展開科目自然科学数学数学概論 D の項、同表展開科目総合科学国際教育科目海外研修（展開1）及び海外研修（展開2）の項並びに別表第2の規定は、令和元年度の入学者から適用する。

附 則 (令和2年3月24日規第12号改正)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年3月24日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の授業科目、毎週授業時間数及び単位数については、第1条の規定による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日規第16号改正）

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者の授業科目，総授業時間数及び単位数については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日規第78号改正）

改正 令和4年3月29日規第39号

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者（以下「令和3年度以前入学者等」という。）の全学教育科目の種類，授業科目，総授業時間数及び単位数については，改正後の第2条，別表第1（先進科目先端学術科目カレント・トピックス科目の項を除く。）及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1 先進科目先端学術科目カレント・トピックス科目の項の規定は，令和3年度以前入学者等については，同項類欄中「先進科目」とあるのは「展開科目」と，同項群欄中「先端学術科目」とあるのは「総合科学」と，同欄中「カレント・トピックス科目」とあるのは「カレントトピックス科目」と読み替えて，同項の規定を適用する。

附 則（令和4年3月29日規第39号改正）

この規程は，令和4年3月29日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規第53号改正）

- 1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者の授業科目，総授業時間数及び単位数については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和6年1月30日規第4号改正）

- 1 この規程は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者の授業科目，総授業時間数及び単位数については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和7年1月23日規第2号改正）

- 1 この規程は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者の授業科目，総授業時間数及び単位数については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

東 北 大 学 農 学 部 規 程

制 定 平成 5 年 4 月 1 日
改 正 令和 6 年 1 月 30 日規第14号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条の2）
- 第2章 入学，転学科，転学部，転入学，編入学及び再入学（第3条－第8条）
- 第3章 教育課程の編成（第9条）
- 第4章 全学教育科目等の授業，履修方法，試験等（第10条）
- 第5章 専門教育科目等の授業，履修方法，試験等（第11条－第17条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第18条－第20条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第20条の2－第20条の4）
- 第7章 卒業（第21条）
- 第8章 科目等履修生（第22条－第27条）
- 第9章 特別聴講学生（第28条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学農学部（以下「本学部」という。）における入学，転学科，転学部，転入学，編入学，再入学，教育課程，履修方法，試験，卒業等については，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか，この規程による。ただし，学部長は，この規程にかかわらず，必要に応じ教授会の議を経て，特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は，食料，健康及び環境に関する広範な知識及び技術を理解し，及び習得し，豊かな農学的思考を基礎として，資源生物の生産及び活用，食料の生産，健康増進，生物遺伝資源の保護並びに環境の保全及び修復に貢献することができる指導的かつ中核的な人材を養成することを目的とする。

第2条 本学部に，次の学科を置く。

生物生産科学科
応用生物化学科

第2条の2 学生の在学年限は、8年とする。

第2章 入学、転学科、転学部、転入学、編入学及び再入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第4条 学生の所属する学科の決定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

第5条 収容定員に余裕がある場合は、選考の上、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。この場合の応募資格、選考方法等は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第6条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再入学を志願するものがあるときは、選考の上、許可することがある。この場合の応募資格、選考方法等は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第7条 第5条又は第6条の規定により転学科、転学部、転入学、編入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところにより、その一部又は全部を認める。

第8条 本学部に入学者を許可された者が、本学部に入学者の前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、本学部において修得したものと認めることができる。

2 前項の規定により本学部において修得したものと認めることができる単位数は、第19条第1項、第20条の2第1項及び第20条の3第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第9条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するものの以外のものをいう。）（以下「教職科目」という。）

第4章 全学教育科目等の授業、履修方法、試験等

第10条 全学教育科目及び教職科目（学部において開設するものを除く。）の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号）第3条の定めるところによる。

- 2 前項の授業科目の履修方法、試験等については、東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会の議を経て、学部長が別に定める。
- 3 全学教育科目のうち通則第24条第2項に定める主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となる授業科目については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第5章 専門教育科目等の授業、履修方法、試験等

第11条 専門教育科目の区分は、専門科目及び関連科目とする。

- 2 専門教育科目及び教職科目（本学部において開設するものに限る。）の授業科目、及び単位数及び履修方法は、教授会の議を経て、学部長が別に定める
- 3 専門教育科目（専門科目に限る。）のうち主要授業科目となる授業科目は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第12条 学生は、各学期の初めに履修しようとする授業科目について、所定の手続により、学部長に届け出なければならない。

第13条 学生は、学部長の許可を得て、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合において履修しようとする当該学部所定の手続によらなければならない。

第14条 他の学部の学生は、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところにより、本学部長の許可を得て、本学部の授業科目を履修することができる。

第15条 授業科目の履修の認定は、試験等による。

- 2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 試験等は、所定の時期に行う。

第16条 やむを得ない理由により、試験等を受けることができなかった者は、追試験等を受けることができる。

2 追試験等を受けようとする者は、試験等終了後所定の期日までに、願書に次の書類を添えて、学部長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 一 病気により試験を受けることができなかった者は、医師の診断書
- 二 事故により試験を受けることができなかった者は、その証明書

第17条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

- A A 90点～100点
- A 80点～89点
- B 70点～79点
- C 60点～69点
- D 59点以下

2 前項による評価A A, A, B, Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第18条 学生が、他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第18条の2 学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）において修学することが教育上有益であると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合につ

いて準用する。

第19条 第18条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位及び前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の議を経て、学部長の定めるところにより、本学部において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本学部において修得したものとみなすことができる単位数は、第8条第1項、第20条の2第1項及び第20条の3第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第20条 この章に規定するもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修、外国の大学等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第20条の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第8条第1項、第19条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第20条の3 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学の場合を除き、第8条第1項、第19条第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第20条の4 この章に規定するもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第7章 卒業

第21条 本学部を卒業するためには、本学部に4年以上在学し、教授会の議を経て、学部

長が別に定めるところにより、所定の授業科目を履修し、全学教育科目から48単位以上及び専門教育科目から85単位以上の計133単位以上を修得しなければならない。

第8章 科目等履修生

第22条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として入学を許可することができる。

第23条 科目等履修生として入学できる者は、教授会の議を経て、学部長が別に定める資格を有する者とする。

第24条 科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て、所定の期日までに所定の願書を学部長に提出しなければならない。

第25条 科目等履修生の在学期間は、1年とする。ただし、教授会の承認を得て、学部長が認めたときは、引き続き在学することができる。

2 科目等履修生は、2年を超えて在学することができない。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験等を受けて単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、学部長の単位修得証明書を交付することがある。

第9章 特別聴講学生

第28条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度以前に入学した者の教育課程は、改正後の第9条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規第16号改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、転学科、転学部、転入学、編入学及び再入学した者の卒業に必要な単位数については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日規第62号改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第14号改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東北大学農学部履修内規

制 定 平成17年12月27日

改 正 令和 7 年 3 月 6 日

(趣 旨)

第1条 この内規は、東北大学農学部規程（平成5年規第120号。以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、東北大学農学部（以下「本学部」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第2条 本学部において開設する専門教育科目及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教職に関する科目（以下「教職科目」という。）の授業科目及び単位数は、別表による。なお、履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(略)

附 則（令和3年3月4日改正）

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月3日改正）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月2日改正）

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月7日改正）

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月6日改正）

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表
専門教育科目

区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位	区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位
専 門 科 目	アグリフードビジネス論	○	2	専 門 科 目	植物栄養学	○	2
	海洋生物工学	○	2		植物病理学	○	2
	遺伝子工学	○	2		植物感染応答学	○	2
	栄養生理学	○	2		植物細胞生化学	○	2
	栄養化学	○	2		植物生産科学	○	2
	飼料科学	○	1		植物生産学実習Ⅰ	○	1
	沿岸生物学	○	2		植物生産学実習Ⅱ	○	1
	応用土壌学	○	2		植物生命科学入門	○	2
	応用酵素学	○	2		環境適応植物工学	○	2
	水質浄化学	○	1		植物分子生理学	○	2
	学生実験Ⅰ	○	4		水産資源生態学	○	2
	学生実験Ⅱ	○	6		水圏植物学	○	2
	環境・動物福祉学	○	1		水圏植物生態学	○	2
	環境経済学	○	2		水圏無脊椎動物学	○	2
	基礎土壌学	○	2		広域資源調査学	○	2
	漁具漁法学	○	1		水産経済学	○	1
	食品機能分析学	○	2		水産増殖学	○	2
	食品タンパク質化学	○	2		水産利用学	○	2
	バイオインフォマテックス概論	○	2		生産フィールド実習Ⅰ	○	1
	開発経済学	○	2		生産フィールド実習Ⅱ	○	1
	海洋応用生物化学	○	1		生物海洋学	○	2
	環境評価学	○	2		生物化学	○	2
	現代における農と農学	○	2		生物工学特別講義	○	1
	公衆衛生学	○	1		生物制御化学	○	2
	比較農業論	○	2		生物統計学	○	2
	昆虫生理生態学	○	2		生物有機化学	○	2
	栽培植物環境科学	○	2		生命有機化学	○	2
	魚類学	○	2		生命工学	○	2
	酵素化学	○	2		生命情報解析学	○	2
	醸造学特別講義	○	1		生理活性化学	○	2
	食品衛生化学	○	2		生理・生態学概論	○	2
	食品化学	○	2		卒業研修	○	10
	食品加工学	○	2		畜産経営学	○	1
	食品機能工学	○	2		動物資源開発学	○	2
	食品組織学	○	1		動物生命科学	○	2
	植物育種学	○	2		動物組織細胞学	○	2
	植物育種学各論	○	2		動物発生工学	○	1

区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位	区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位
専 門 科 目	動物微生物科学	○	2	専 門 科 目	農村社会学	○	2
	資源環境経済学演習Ⅰ	○	2		農村調査実習	○	1
	資源環境経済学演習Ⅱ	○	2		食用作物学	○	2
	資源環境経済学特別講義Ⅰ	○	1		森林生態論	○	2
	資源環境経済学特別講義Ⅱ	○	1		森林生態論実習	○	1
	日本農業史	○	2		水圏環境コミュニケーション論	○	1
	水産化学	○	2		沿岸環境学	○	2
	微生物生化学	○	2		草地科学	○	2
	物理化学	○	2		藻類機能学	○	1
	フィールド生態学入門	○	2		畜産調査及び見学	○	1
	プランクトン学	○	2		動物遺伝育種学	○	2
	分子生物学	○	2		動物栄養生化学	○	2
	分析化学	○	2		動物環境管理学	○	2
	分析有機化学	○	2		動物機能形態学	○	2
	動物食品機能学Ⅰ	○	2		動物食品機能学Ⅱ	○	2
	植物遺伝学	○	2		動物生殖科学	○	2
	家畜人工授精実習	○	1		動物生理科学	○	2
	家畜人工授精論	○	1		農学と社会・環境・倫理	○	2
	科学英語講読Ⅰ	○	1		農業政策学	○	2
	科学英語講読Ⅱ	○	1		農場実習 A	○	2
	科学英語講読Ⅲ	○	1		農場実習 B	○	2
	科学英語講読Ⅳ	○	1		農場実習 C	○	1
	専門科学英語基礎	○	1		植物系微生物サイエンス	○	2
	果樹園芸学	○	2		免疫科学	○	2
	観賞園芸学	○	2		野菜園芸学	○	2
	フードシステム論	○	2		ミクロ経済学	○	2
	経営学	○	2		マクロ経済学	○	2
	経済統計学	○	2		臨海実習	○	1
	政治経済学	○	2		陸圏環境コミュニケーション論	○	1
	昆虫学	○	2		フィールド環境学	○	2
	動物代謝生理学	○	2		基礎化学実験	○	1
	資源生物生理学	○	2		基礎生物学実験	○	1
	植物発生生理学	○	2		復興・IT 農学	○	2
	資源動物生態学	○	2		動物生産科学フロンティア講義	○	1
	資源有機化学	○	2		農業経営学	○	2
	微生物学	○	2		職業指導（農業）	—	4

区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位	区分	授 業 科 目	主要 授業 科目	単位
専門科目（国際学士コース）	水圏環境コミュニケーション論	○	1	専門科目（国際学士コース）	水産利用学	○	2
	陸圏環境コミュニケーション論	○	1		水産食品管理学	○	2
	現代における農と農学	○	2		プランクトン学	○	2
	生理・生態学概論	○	2		沿岸環境学	○	2
	生物生産情報処理概論	○	2		海洋応用生物化学	○	1
	科学論文講読Ⅰ	○	1		水産科学概論	○	2
	科学論文講読Ⅱ	○	1		実地研修	○	1
	臨海実習	○	1		海洋生物学	○	2
	卒業論文	○	10		先端植物生命科学	○	2
	資源生物生理学	○	2		資源環境経済学概論	○	2
	資源動物生態学	○	2		応用動物・酪農科学概論	○	2
	水産遺伝育種学	○	2		応用生物化学	○	2
	生産フィールド実習Ⅰ	○	1		食糧と化学	○	2
	生産フィールド実習Ⅱ	○	1		先端海洋生物生理学	○	1
	学生実験Ⅰ	○	4		先端海洋生物生態学	○	1
	学生実験Ⅱ	○	6		先端海洋生物工学	○	1
	基礎化学実験	○	1		先端地球海洋生態学	○	1
	基礎生物学実験	○	1		先端沿岸生態学	○	1
	水産増殖学	○	2		先端海洋分子生物学	○	1
	水産資源生態学	○	2		先端プランクトン学	○	1
	水圏植物生態学	○	2		学際インターンシップ	○	1
	水産化学	○	2		日本の産業と科学技術	○	1
	生物海洋学	○	2	関連科目	教授会において関連科目として認めたもの （上限を4単位とする）	—	4
	沿岸生物学	○	2				
	水圏無脊椎動物学	○	2				
	水圏植物学	○	2				

教職科目

授 業 科 目	主要 授業 科目	単位
農 業 科 教 育 法 Ⅰ	—	2
農 業 科 教 育 法 Ⅱ	—	2

農学部における全学教育科目等の履修に関する申し合わせ

- 1 東北大学農学部規定（平成5年規第120号）第10条第2項の規定に基づき，全学教育科目及び教職科目（以下「全学教育科目等」）の授業科目，履修方法等を定めるものとする。
- 2 全学教育科目等の単位数の計算，履修手続き，試験及び成績区分については，東北大学全学教育科目等の定めるところによる。
- 3 全学教育科目等の授業科目，履修方法等は，別表による。

附 則

- 1 この申し合わせは，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学，再入学，転入学及び編入学した者の全学教育科目等の授業科目名及び履修方法については，改正後の別表にかかわらず，なお，従前の例による。

附 則

この申し合わせは，令和5年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは，令和6年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは，令和7年4月1日から施行する。

全学教育科目表及び履修方法

I. 全学教育科目表（各学科・コース共通）

※ 卒業に必要な単位数は、必修科目及び選択必修科目を含め計 48 単位です。

※ 授業開講時期は、変更となる場合があります。

※ セメスター及びクォーター開講科目があるので、注意してください。

※ 複数の年次で履修可能な科目は、最低履修可能年次の記載となっています。

※ 1 セメ：1 年次前期，2 セメ：1 年次後期，3 セメ：2 年次前期，4 セメ：2 年次後期，5 セメ：3 年次前期，

6 セメ：3 年次後期，7 セメ：4 年次前期，8 セメ：4 年次後期です。

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1 科目当たりの 総授業 時間数	単位数	クォーター (週 1 または週 2)， セメスターの別					
基盤 科目	学問論	学問論	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	◎ ※	○	2	※国際学士 コース 必修科目
		学問論演習	30	1	セメスター又は クォーター (2 セメ)	1 年次	◎	○	1	
		展開学問論	15-30	1	セメスター又は クォーター(5セメ又は6セメ)	3・4 年次	△			
	人文科学	論理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○	2	左記科目から 2 単位以上 取得 ※国際学士 コース 必修科目
		哲学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○		
		倫理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○		
		文学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○		
		宗教学	30	2	セメスター(2・3・4 セメ)	1 年次	○	○		
		芸術	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○		
		教育学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○		
		歴史学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○ ※	○		
		言語学・日本語科学	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○		
		心理学	30	2	セメスター(1・2・3 セメ)	1 年次	○	○		
		文化人類学	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 年次	○	○		
		社会学	30	2	セメスター(1・2・3・4 セメ)	1 年次	○	○		
	社会科学	経済と社会	30	2	セメスター (1・3 セメ)	1・2 年次	○ ※	○	2	左記科目から 2 単位以上 取得 ※国際学士 コース 必修科目
		日本国憲法	30	2	セメスター (2・3 セメ)	1・2 年次	○	○		
		法学	30	2	セメスター 1・3 セメ	1・2 年次	○	○		
		政治学	30	2	セメスター	1・2 年次	○	○		
		情報社会の政治・経済	30	2	セメスター	2～4 年次	○	○		
		法・政治と社会	30	2	セメスター (3・4 セメ)	2～4 年次	○	○		
	自然科学	数学	線形代数学入門	30	2	セメスター (2 セメ)	1 年次	△	○	※国際学士 コース 必修科目
			線形代数学概論	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	◎ ※	○	2
			解析学入門	30	2	セメスター (1 セメ)	1 年次	△		
			解析学概論	30	2	セメスター (2 セメ)	1 年次	◎ ※	○	2
			数理統計学入門	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1 または 2 年次	△		
			数理統計学概論	30	2	セメスター (3 セメ)	1 または 2 年次	◎	○	2

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期		履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考	
類	群	授業科目名	1科目当たりの		クォーター (週1または週2)・ セメスターの別							
			総授業 時間数	単位数								
基盤 科目	自然科学	物理学	物理学入門	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
			物理学概論Ⅰ	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	2		
			物理学概論Ⅱ	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
		化学	化学概論	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
		生物学	生命科学入門	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
		宇宙地 球科学	天文学概論	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
			地球環境科学概論	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
			地理学概論	30	2	セメスター (1・2セメ)	1年次	△				
		学際科目	社会	インクルージョン社会	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	4	左記科目から 4単位以上 取得 ※国際学士 コース 必修科目
	エネルギー		エネルギーや資源と 持続可能性	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○			
	生命		生命と自然	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○ ※	○			
	環境		自然と環境	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○			
	情報		情報と人間・社会	30	2	セメスターまたは クォーター (1・2セメ)	1年次	○	○			
			東北アジア地域研究入門	30	2	セメスターまたは クォーター	1～4年次	△				
	融合型 理科実験		自然科学総合実験	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士 コース 必修科目	
			文科系のための自然 科学総合実験	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	△				
	保健体育 (実技)		スポーツ A	30	1	セメスター (2セメ)	1・2年次	◎ ※	○	1	※国際学士 コース 必修科目	
			スポーツ B	30	1	セメスター (3・4セメ)	2年次以上	△				
	保健体育 (講義)		体と健康	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	◎ ※	○	2		
			身体の文化と科学	30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
	先進 科目	現代素養 科目	情報教育	情報とデータの基礎	30	2	セメスター (1セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士 コース 必修科目
データ科学・AI 概論				30	2	セメスター (2セメ)	1年次	△				
機械学習アルゴリズム概論				30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△				
実践的機械学習Ⅰ				30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△				
実践的機械学習Ⅱ				30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△				
情報教育特別講義 (AIをめぐる 人間と社会の過去・現在・未来)				30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△				
情報教育特別講義 (AI・データ 科学研究の現況)				30	2	セメスター (1セメ)	1～4年次	△				
情報教育特別講義 (統計数理モデリング)				30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△				
情報教育特別講義 (認知量子リユージョン部論)				30	2	セメスター (2セメ)	1～4年次	△				
国際教育			国際事情	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○	2	左記科目から 2単位以上 取得	
			国際教養 PBL	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○			
			国際教養特定課題	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○			
			文化理解	30	2	クォーターまたは セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○			
			文化と社会の探求	30	2	クォーターまたは セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○			
			多文化間コミュニケーション	30	2	セメスター (1・2セメ)	1～4年次	○	○			

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数 単位数		クォーター (週1または週2)、 セメスターの別					
先進 科目	現代素養 科目	国際教育	多文化 PBL	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	2 左記科目から 2 単位以上 取得
			多文化特定課題	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル学習	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1・2年次	○	○	
			キャリア関連学習	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル PBL	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			グローバル特定課題	30	2	セメスター (1・2 セメ)	1～4年次	○	○	
			海外長期研修	15～180	1～6	セメスター	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(基礎A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(基礎B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(展開A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(展開B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(発展A)	45	1	短期集中	1～4年次	○	○	
			海外短期研修(発展B)	90	2	短期集中	1～4年次	○	○	
	現代素 養科目	キャリア 教育	アントレプレナー入門塾	30	2	セメスター (1 セメ)	1～4年次	○	○	
			未来デザイン 思考ワークショップ	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインA	30	2	セメスター (1 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインB	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインC	30	2	セメスター (3 セメ)	1～4年次	○	○	
			ライフ・キャリアデザインD	30	2	セメスター (3 セメ)	2～4年次	○	○	
			キャリア実習準備講座	15	1	クォーター (第1)	1～4年次	○	○	
			キャリア実習 A	15	1	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア実習 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			汎用的技能ワークショップ	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
		地球規 模課題	キャリア教育特別講義 (河 北新報・東北を拓く新聞論)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (読売 新聞・ジャーナリズムと社会)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (専門職キ ャリアのための口腔保健学総論)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			キャリア教育特別講義 (デジタル アントレプレナーシップ研修)	30	2	セメスター (2 セメ)	1～4年次	○	○	
			持続可能性と社会共創	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			SDGs にみるグローバルガ バナンスと持続可能な開発	30	2	セメスター (6 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な社会のレ ジリエントデザイン	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な発展と社会	30	2	セメスター (5 セメ)	3・4年次	△		
			持続可能な社会実現に 向けたシステム設計	30	2	セメスター (6 セメ)	3・4年次	△		
			ジェンダー共創社会	30	2	セメスター (5 セメまたは 6 セメ)	3・4年次	△		
	先端学 術科目	カレント・ト ピックス科目	カレント・トピックス科目	15～30/ 30～60	1/2	セメスターまたはクォーター	1～4年次	△		
		フロンティア科目	フロンティア科目	30	2	セメスター	1～4年次	△		

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考	
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数	単位数	クォーター (週1または週2)、 セメスターの別						
言語 科目	外国語	英語	英語Ⅰ-A	30	1	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅰ-B	30	1	セメスター (1セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅱ-A	30	1	セメスター (2セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅱ-B	30	1	セメスター (2セメ)	1年次	◎	○	1	
			英語Ⅲ	30	1	セメスター (3セメ)	2年次	◎	○	1	
			英語Ⅲ (e-learning)	30	1	セメスター (3セメ)	2年次	◎	○	1	
		初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	左記の6言語の 中から1言語に ついて、4単位 以上取得
			基礎ドイツ語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開ドイツ語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開ドイツ語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開ドイツ語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開ドイツ語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			基礎フランス語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎フランス語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開フランス語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開フランス語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開フランス語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開フランス語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			実践フランス語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2～4年次	△			
			実践フランス語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2～4年次	△			
			基礎ロシア語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎ロシア語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開ロシア語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開ロシア語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			展開ロシア語Ⅲ	30	2	セメスター (5セメ)	3・4年次	△			
			展開ロシア語Ⅳ	30	2	セメスター (6セメ)	3・4年次	△			
			基礎スペイン語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎スペイン語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	
			展開スペイン語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2年次	△			
			展開スペイン語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2年次	△			
			実践スペイン語Ⅰ	30	2	セメスター (3セメ)	2～4年次	△			
			実践スペイン語Ⅱ	30	2	セメスター (4セメ)	2～4年次	△			
			基礎中国語Ⅰ	60	2	セメスター (1セメ)	1年次	○	○	2	
			基礎中国語Ⅱ	60	2	セメスター (2セメ)	1年次	○	○	2	

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考	
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数 単位数								
言語 科目	外国語	初修語	展開中国語Ⅰ	30	2	セメスター（3セメ）	2年次	△		左記の6言語の 中から1言語に ついて、4単位 以上取得	
			展開中国語Ⅱ	30	2	セメスター（4セメ）	2年次	△			
			展開中国語Ⅲ	30	2	セメスター（5セメ）	3・4年次				
			展開中国語Ⅳ	30	2	セメスター（6セメ）	3・4年次	△			
			基礎朝鮮語Ⅰ	60	2	セメスター（1セメ）	1年次	○	○		2
			基礎朝鮮語Ⅱ	60	2	セメスター（2セメ）	1年次	○	○		2
			展開朝鮮語Ⅰ	30	2	セメスター（3セメ）	2年次	△			
			展開朝鮮語Ⅱ	30	2	セメスター（4セメ）	2年次	△			
		諸外国語	展開朝鮮語Ⅲ	30	2	セメスター（5セメ）	3・4年次	△			
			展開朝鮮語Ⅳ	30	2	セメスター（6セメ）	3・4年次	△			
			ギリシア語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△			
			ギリシア語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△			
			サンスクリット語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△			
			サンスクリット語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△			
			ラテン語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△			
			ラテン語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△			
			イタリア語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△			
			イタリア語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△			
			チェコ語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△			
			チェコ語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△			
		アラビア語Ⅰ	30	2	セメスター（1セメ）	1～4年次	△				
		アラビア語Ⅱ	30	2	セメスター（2セメ）	1～4年次	△				
日本語	日本語	Basic JapaneseⅠ	120	4	セメスター（2セメ）	1年次	◎ ※	○	4	※国際士コ ース必修科目	
		Basic JapaneseⅡ	90	3	セメスター（3セメ）	1年次	◎ ※	○	3		
		Intermediate Japanese	90	3	セメスター（4セメ）	2年次	○ ※	○	3		
		日本語 A～J	30	1	セメスター（1・2セメ）A/ C/E/G/Iが1セメ、それ 以外が2セメ	1年次	○	○	4	外国籍留学生 用科目	
学術 基礎 科目	基礎人文科学	(学都仙台ネットに開放の 専門教育科目を中心に編成)		30	2	開講時期は専門科目の 設定による	△				
	基礎社会科学	(学都仙台ネットに開放の 専門教育科目を中心に編成)		30	2		△				
	基礎数学	線形代数学A	30	2	セメスター（1セメ）	1年次	△				
		線形代数学B	30	2	セメスター（2セメ）	1年次	△				
		解析学A	30	2	セメスター（1セメ）	1年次	△				
		解析学B	30	2	セメスター（2セメ）	1年次	△				

左記の6言語の
中から1言語に
ついて、4単位
以上取得

※国際学土コ
ース必修科目

外国籍留学生
用科目

授業科目			授業時間数 単位数		開講方法 開講時期	履修 年次	農学部 履修要件 ◎必修 ○選択必修 △自由聴講	主要 授業 科目	必要 単位数	備 考
類	群	授業科目名	1科目当たりの 総授業 時間数	単位数	クォーター (週1または週2), セメスターの別					
学術 基礎 科目	基礎数学	常微分方程式論	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			※国際学士 コース必修科目
		複素関数論	30	2	セメスター (3・4 セメ)	2年次	△			
		数理統計学	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△ ※			
	基礎物理学	物理学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△ ※			※国際学士 コース必修科目
		物理学 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		物理学 C	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		基礎物理数学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
	基礎化学	化学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士 コース必修科目
		化学 B	30	2	セメスター (2・3 セメ)	1・2年次	△			
		化学 C	30	2	セメスター (2 セメ)	1・2年次	◎ ※	○	2	
	基礎生物学	生命科学 A	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	※国際学士 コース必修科目
		生命科学 B	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	◎ ※	○	2	
		生命科学 C	30	2	セメスター (1・3 セメ)	1または 2年次	△ ※			
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	○	○		左記科目から 2単位以上取得 ※国際学士 コース 必修科目
		地球物質科学	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	○ ※	○		
		地理学	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	○	○	2	
		天文学	30	2	セメスター (2 セメ)	1・2年次	○	○		
		地球惑星物理学	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	○	○		
教職 に関 する 科目	教職に関する科目	教育原理	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
		教育の制度と経営	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		特別の支援を必要とする生徒に対する理解	15	1	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育相談・生徒指導Ⅰ (進路指導を含む)	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む)	30	2	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教職論	30	2	セメスター (1 セメ)	1年次	△			
		教育課程論	30	2	セメスター (2 セメ)	1年次	△			
		教育心理学Ⅰ	30	2	セメスター (3 セメ)	2年次	△			
		教育の方法と技術	15	1	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教育と ICT 活用	15	1	セメスター (4 セメ)	2年次	△			
		教職実践演習 (中・高)	30	2	セメスター (8 セメ)	4年次	△			

(大学院関係)

東北大学大学院通則

制 定 昭和28年11月16日

改 正 令和6年1月30日規第15号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻（第10条－第21条）
- 第3章 休学（第22条－第24条）
- 第4章 転学，退学及び除籍（第25条－第27条）
- 第5章 教育方法等（第28条－第30条）
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条－第31条の5）
- 第6章 課程修了及び学位授与（第32条－第37条）
- 第7章 懲戒（第38条）
- 第8章 授業料（第39条－第44条の2）
- 第9章 科目等履修生（第44条の3－第44条の10）
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11－第44条の17）
- 第10章 外国学生（第45条・第46条の2）
- 第11章 インターネット・スクール（第47条）
- 附 則

第1章 総 則

- 第1条** 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定

めるところによる。

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文 学 研 究 科	日本学専攻，広域文化学専攻，総合人間学専攻
教 育 学 研 究 科	総合教育科学専攻
法 学 研 究 科	総合法制専攻，公共法政策専攻，法政理論研究専攻
経 済 学 研 究 科	経済経営学専攻，会計専門職専攻
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，天文学専攻，地球物理学専攻，化学専攻，地学専攻
医 学 系 研 究 科	医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻，公衆衛生学専攻
歯 学 研 究 科	歯科学専攻
薬 学 研 究 科	分子薬科学専攻，生命薬科学専攻，医療薬学専攻
工 学 研 究 科	機械機能創成専攻，ファインメカニクス専攻，ロボティクス専攻，航空宇宙工学専攻，量子エネルギー工学専攻，電気エネルギーシステム専攻，通信工学専攻，通信工学専攻，電子工学専攻，応用物理学専攻，応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻，金属フロンティア工学専攻，知能デバイス材料学専攻，材料システム工学専攻，土木工学専攻，都市・建築学専攻，技術社会システム専攻
農 学 研 究 科	生物生産科学専攻，農芸化学専攻
国際文化研究科	国際文化研究専攻
情報科学研究科	情報基礎科学専攻，システム情報科学専攻，人間社会情報科学専攻，応用情報科学専攻
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻，生態発生適応科学専攻，分子化学生物学専攻
環境科学研究科	先進社会環境学専攻，先端環境創成学専攻
医 工 学 研 究 科	医工学専攻

2 研究科の定員は，別表第1のとおりとする。

第2条の2 前条に定めるもののほか，本大学院の次条に定める博士課程に，履修上の区分として，学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第3条 本大学院に，別表第1のとおり修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は

学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年末満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年末満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年末満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすること

がある。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願ひ出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願ひ出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻

第10条 入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻の時期は、

第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、

本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、

文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

- 2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 入学，再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。），編入学又は転入学を許可された者で，経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるものに対しては，入学料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する者のほか，特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては，入学料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は，返付しない。

2 前項の規定にかかわらず，出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において，第1段階目の選抜に合格しなかった者については，その者の申出により，第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学，再入学，編入学又は転入学を許可された者は，所定の期日までに，東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては，入学，再入学，編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は，所定の手続を経て，休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は，修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生

の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあっては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育方法等

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、

学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、第16条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

第6章 課程修了及び学位授与

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定

める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，研究科規程の定めるところにより，授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程等の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において，博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，研究科規程の定めるところにより，修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて，次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

第32条の2 修士課程等においては，第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，研究科規程の定めるところにより，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第33条 修士論文等は，第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は，在学期間中に，所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の2 区分課程の博士課程又は後期課程のみの博士課程を修了するためには，後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限とし，法科大学院の課程を修了した者にあっては，2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し，研究科規程の定めるところにより，必要な研究指導を受けた上，博士論文

を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者
1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者
又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者
当該課程における在学期間を含めて3年以上
- 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学

し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあっては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の

名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士（文 学）
教育学研究科	修士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科	修士（法 学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	修士（理 学）
医学系研究科	修士（医科学，障害科学，看護学，保健学又は公衆衛生学）
歯 学 研 究 科	修士（口 腔 科 学）
薬 学 研 究 科	修士（薬 科 学）
工 学 研 究 科	修士（工 学）
農 学 研 究 科	修士（農 学）
国際文化研究科	修士（国 際 文 化）
情報科学研究科	修士（情 報 科 学）
生命科学研究科	修士（生 命 科 学）
環境科学研究科	修士（環 境 科 学）
医工学研究科	修士（医 工 学）

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	博士（文 学）
教育学研究科	博士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科	博士（法 学）
経 済 学 研 究 科	博士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	博士（理 学）
医学系研究科	博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯 学 研 究 科	博士（歯 学）
薬 学 研 究 科	博士（薬科学又は薬学）
工 学 研 究 科	博士（工 学）
農 学 研 究 科	博士（農 学）
国際文化研究科	博士（国 際 文 化）
情報科学研究科	博士（情 報 科 学）
生命科学研究科	博士（生 命 科 学）

環境科学研究科 博士（環境科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数に乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

- 3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

- 4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては5月、第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の

年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりにまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第10章 外国学生

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第46条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料，入学科及び授業料（実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき，実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学科を除く。）は，それぞれ第18条第1項，第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず，徴収しない。

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料，入学科及び授業料は，それぞれ第18条第1項，第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず，徴収しない。

第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に，インターネットを利用した遠隔教育を行うため，東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては，別に定める。

附 則

この通則は，昭和28年11月16日から施行し，昭和28年4月1日から適用する。

（省 略）

附 則（平成30年3月29日規第54号改正）

1 この通則は，平成30年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の教育設計評価専攻，生命科学研究科の分子生命科学専攻，生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻，教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成30年3月31日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定）の規定は，教育情報学教育部が存続する間，なおその効力を有する。

4 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学，進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は，改正後の第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規第60号改正）

1 この通則は，平成31年4月1日から施行する。

- 2 文学研究科の文化科学専攻，言語科学専攻，歴史科学専攻及び人間科学専攻は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（令和2年3月28日規第40号改正）

- 1 この通則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第18号改正）

- 1 この通則は，令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第40号改正）

- 1 この通則は，令和4年4月1日から施行する。

- 2 農学研究科の資源生物科学専攻，応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は，改正後の第2条の規程にかかわらず，令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（令和5年1月27日規第1号改正）

この通則は，令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第15号改正）

この通則は，令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条，第3条関係）

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	日本学専攻	58	42	29	14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
理学研究科	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	80	—	40	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
歯学研究科	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	30	32	10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程
工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	33	54	11	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	24	43	8	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	36	49	12	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程

情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	33	53	11	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条，第19条，第39条，第44条の6，第44条の7，第44条の8，第44条の16関係）

区 分		検定料（円）	入学料（円）	授業料（円）
大学院学生	法科大学院の課程	30,000	282,000	804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
	科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考：1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は，第1段階目の選抜にあっては7,000円，第2段階目の選抜にあっては23,000円とする。

2 大学院学生の授業料は，年額である。

3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1単位に相当する授業についての額である。

4 特別研究学生の授業料は，月額である。

東北大学大学院通則細則

制 定 昭和29年4月27日

平成30年3月29日規第55号

第1条 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可は，研究科長の申請により総長が行う。この場合には，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第1条の2 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可の取消しは，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第2条 休学及び復学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条 転学及び退学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の2 除籍は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の3 次の各号に掲げる協議は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法

(昭和51年法律第72号) 第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第3条の4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。

この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則（平成30年3月29日規第55号改正）

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則（昭和29年4月27日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院共通科目規程

令和4年3月29日

規第41号

改正 令和7年1月23日規第3号

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。)

第30条の規定に基づき、大学院共通科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開 設)

第2条 東北大学大学院は、通則第28条第1項及び第2項の授業科目として、大学院共通科目を開設する。

(授業科目及び単位数)

第3条 大学院共通科目の授業科目、単位数等は、修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程にあっては別表第1のとおりとし、後期3年の課程、医学を履修する課程、歯学を履修する課程及び薬学を履修する課程にあっては別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 大学院共通科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実習は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長に届け出なければならない。

(試験等)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験等及び再試験等)

第7条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかった者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験等を行うことがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験等を行わない。

(成績区分)

第8条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

AA 成績が特に優秀であるもの

A 成績が優秀であるもの

B 成績が良好であるもの

C 成績が可であるもの

D 成績が不可であるもの

2 前項による評価 AA, A, B 及び C は合格とし、評価 D は不合格とする。

3 第4条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の授業科目の成績は、D の区分とみなす。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月27日規第2号改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月30日規第16号改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月23日規第3号改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナーⅠ	30	2	
知的財産セミナーⅡ	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教員のための ICT 活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
AI・XRで拓くグローバル・コミュニケーション	30	2	
AI・XR グローバル PBL	30	2	
異文化交流演習	30	2	

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
修士インターンシップ・キャリア実習 A	30 ～ 45	1	
修士インターンシップ・キャリア実習 B	60 ～ 90	2	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI 応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別講義 C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
融合領域研究合同講義	30	2	

別表第 2

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナー I	30	2	
知的財産セミナー II	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教授法開発論	30	2	
大学教員のための ICT 活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
異文化交流演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI 応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別講義 C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
学際研究特別講義 I	15	1	
学際研究特別講義 II	15	1	
学際研究特別研修 I	15	1	
学際研究特別研修 II	15	1	
学際研究特別研修 III	15	1	
学際研究特別研修 IV	15	1	
学際フロンティア特別研修	15	1	
博士リテラシーの基礎	30	2	
博士インターンシップ研修	30 ～ 45	1	
	60 ～ 90	2	

東北大学大学院農学研究科規程

制 定 昭和30年1月1日
改 正 令和5年2月7日規第15号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 入学，進学，再入学，編入学，転科，転入学及び転専攻（第3条—第6条の2）
- 第3章 教育方法等（第7条—第12条）
- 第4章 他の大学院等における修学及び留学（第13条—第17条）
- 第5章 課程修了（第18条—第25条）
- 第6章 科目等履修生（第26条—第32条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第33条—第35条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）における入学，教育方法，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるところのほか，この規程による。ただし，農学研究科長（以下「本研究科長」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ，農学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の議を経て，特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は，食料，健康及び環境に関する高度な専門的知識及び学識を備え，バイオサイエンス，バイオテクノロジー等の先端技術を活用し，農林水産業及び食品産業の発展並びに新しい生物産業の創成を国際的視野から先導的に推進することができる人材を養成することを目的とする。

第2条 本研究科に次の専攻を置く。

生物生産科学専攻

農芸化学専攻

第2章 入学，進学，再入学，編入学，転科，転入学及び転専攻

第3条 通則第11条又は第15条の規定により入学又は編入学を志願した者に対する選考は，学力試験及び面接試験によって行う。

第4条 通則第14条の規定により進学を志願した者並びに通則第16条第1項及び第2項の規定により転科，転入学及び転専攻を志願した者に対する選考の方法は，本研究科委員会の議を経て，本研究科長が別に定める。

第5条 通則第13条の規定により再入学を願い出た者があるときは，同一専攻への再入学に限り，選考の上，許可することがある。

2 前項の選考方法は，本研究科委員会の議を経て，本研究科長がその都度定める。

第6条 入学又は編入学を許可された者が，本研究科に入学し，又は編入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は，教育上有益と認めるときは，本研究科において修得した単位とみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

2 前項の規定により本研究科の前期2年の課程（以下「前期課程」という。）において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし，同項及び第16条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 第1項の規定により本研究科の後期3年の課程（以下「後期課程」という。）において修得したものとみなすことができる単位数は，2単位とする。

第6条の2 再入学，転科，転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間の認定は，本研究科委員会の議を経て，本研究科長がその都度定める。

第3章 教育方法等

第7条 本研究科の前期課程及び後期課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 授業科目の区分は、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目とする。

3 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

4 授業科目は、講義、演習、実験又は実習により行う。

5 履修上必要があると本研究科長が認めたときは、本研究科委員会の議を経て、実験又は研究をもって、その講義の全部又は一部に代えることができる。

第8条 前期課程においては、教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第9条 本研究科長は、学生の履修及び研究を指導するために、本研究科委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

第10条 学生は、指導教員の指示に従って履修するものとする。

第10条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することができる。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することができる。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第10条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあっては所属する専攻以外の専攻、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあっては前期課程、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科又は学部の所定の手続によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程（令和 年規第 号）に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）について、前期課程にあっては同規程別表第1に定めるものを、後期課程にあっ

ては同規程別表第1又は別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

3 前二項の規定により履修した授業科目で、専門科目として第18条第1項本文及び第22条本文又は第19条本文及び第23条本文の合計単位数に含めることのできるもの及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

4 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、許可することができる。

第11条 授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等は、所定の時期において授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めた他の教員が行う。

3 試験等を受けることのできる授業科目は、授業を受けた授業科目に限る。

4 本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要があると認めたときは、追試験等を行うことがある。

第12条 履修授業科目の成績の表示は、AA, A, B, C, Dとし、AA, A, B, Cを合格とする。成績は、公表しない。

第4章 他の大学院等における修学及び留学

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第15条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学院等と協議

の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導及び前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により、本研究科の前期課程において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第6条第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。
- 3 第1項の規定により、本研究科の後期課程において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとする。

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

第18条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目及び学術実践活動科目並びに専門科目を合わせて16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。

- 2 前項の修士論文は、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日までに提出しないときは、その学期内に審査を行わない。

第19条 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目を合わせて9単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認

を得た場合には、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第20条 最終試験は、前期課程又は後期課程を修了するのに必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について、口頭試問によって行う。

第21条 その年の3月又は9月に前期課程を修了すべき者で修了できなかったものに対して、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要があると認めた場合は、学位論文の追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験は、第18条及び第20条の規定を準用する。

3 追審査及び追試験の時期は、本研究科委員会において、その都度定める。

第22条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、基盤科目3単位、総合基礎科目4単位以上、先端農学実践科目及び学術実践活動科目を合わせて5単位以上、専門科目8単位以上並びに研修科目10単位の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

第22条の2 前期課程においては、第6条第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第23条 本研究科の博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、基盤科目1単位、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目及び専門科目を合わせて2単位以上並びに研修科目12単位の計15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

第24条 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

第25条 学位論文の成績の表示は、AA、A、B、C、Dとし、AA、A、B、Cを合格とする。成績は、公表しない。

2 最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

第6章 科目等履修生

第26条 大学院の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

第27条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 前号と同等以上の学力があると認められた者

第28条 科目等履修生として入学を志願する者は、履修しようとする授業科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて、本研究科長に提出しなければならない。

第29条 科目等履修生として入学を志願した者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第30条 科目等履修生の在学期間は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第31条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験等を受けて、単位を修得することができる。

第32条 科目等履修生が証明を願い出たときは、本研究科長は、単位修得証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第33条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第34条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第35条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

附 則

(省 略)

附 則（平成29年3月28日規第18号改正）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目の区分並びに論文提出及び課程修了の要件については、改正後の第7条第2項、第18条第1項、第19条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に後期課程に進学、再入学、編入学及び転専攻した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第6条第3項及び第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日規第72号改正）

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻した者の授業科目、修士論文及び博士論文の提出要件並びに前期課程及び後期課程の修了要件については、改正後の第2条、第7条第2項、第10条の3第3項（「前項」を「前二項」に改める部分を除く。）、第18条第1項、第19条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月7日規第15号改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東北大学大学院農学研究科履修内規

制 定 平成17年12月27日
改 正 令和7年2月6日

(趣 旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院農学研究科規程(昭和30年1月1日制定。以下「規程」という。)第7条第3項の規定に基づき、東北大学大学院農学研究科(以下「本研究科」という。)において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)にあつては別表第1に、後期3年の課程(以下「後期課程」という。)にあつては別表第2による。

(省 略)

附 則 (令和4年2月10日改正)

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月2日改正)

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月7日改正)

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年2月6日改正)

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 (前期課程)

研究科共通

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
基盤科目	生命圏倫理学	講義又は演習	2	必修	2 必修
	大学院農学研究科で学ぶ	〃	1	必修	1 必修
総合基礎 科目	生命機能物質分析特論	講義又は演習	2	4 単位以上 を選択履修 すること。	—
	生物資源利用学	〃	2		—
	生態学合同講義	〃	2		—
	生化学合同講義	〃	4		—
	植物生命科学合同講義	〃	2		—
	水圏生物生産科学合同講義	〃	2		—
	微生物科学合同講義	〃	2		—
	農学データサイエンス演習	〃	2		—
	International Development Studies (国際開発学)	〃	2		2 必修
	Food Economics (食料経済学)	〃	2		2 必修
先端農学 実践科目	食の安全	講義又は演習	2	5 単位以上 を選択履修 すること。	—
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2		2 必修
	災害復興合同講義	〃	1		—
	スマート農業入門	〃	1		—
	生物多様性共生学	〃	2		—
	知財と産業開発	〃	2		—
	Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティ とグローバルヘルス)	〃	—		2 必修
	Environmental Security and Energy Security (環境と エネルギーの安全保障問題)	〃	—		2 必修
学術実践 活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2		—
	国際活動実習	実習	2		—
	インターンシップ実習	〃	2		—

生物生産科学専攻

	授業科目	講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	森林生態学特論	講義又は演習	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	—
	作物生産学特論	〃	2		—
	園芸生産システム学特論	〃	2		—
	土壌学特論	〃	2		—
	栽培植物環境科学特論	〃	2		—
	環境適応植物工学特論	〃	2		—
	応用昆虫学特論	〃	2		—
	植物育種学特論	〃	2		—
	植物病理学特論	〃	2		—
	動物環境管理微生物学特論	〃	2		—
	動物遺伝育種学特論	〃	2		—
	動物生理科学特論	〃	2		—
	草地科学特論	〃	2		—
	動物生殖科学特論	〃	2		—
	動物機能形態学特論	〃	2		—
	動物栄養生化学特論	〃	2		—
	動物微生物学特論	〃	2		—
	動物食品機能学特論	〃	2		—
	水圏動物生理学特論	〃	2		—
	水圏資源生態学特論	〃	2		—
	水圏植物生態学特論	〃	2		—
	水産資源化学特論	〃	2		—
	沿岸環境生物学特論	〃	2		—
	生物海洋学特論	〃	2		—
	海洋生命遺伝情報学特論	〃	2		—
	環境経済学特論	〃	2		—
	地域資源計画学特論	〃	2		—
	複合生態フィールド制御学特論	〃	1		—
	国際開発学特論	〃	2		—
	農業経営学特論	〃	2		—
	農林水産政策学特論	〃	2		—
	資源環境経済学特別演習Ⅰ	演習	1		—
	資源環境経済学特別演習Ⅱ	〃	1		—
	複合生態フィールド科学専門演習	〃	2		—
	Advanced Lecture on Plant Science	講義又は演習	2		2 選択
	Advanced Lecture on Animal Science	〃	2		2 選択

	授業科目	講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	Advanced Lecture on Marine Biology	〃	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	2 選択
	Advanced Lecture on Agricultural Economics	〃	2		2 選択
	Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	〃	—		2 選択
	Hydro-Environmental Studies (水環境論)	〃	—		2 選択
	Energy and Resource Strategies (国際資源エネルギー戦略論)	〃	—		2 選択
	Disaster Control System (防災システム論)	〃	—		2 選択
	Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)	〃	—		2 選択
	International Society II (国際社会論Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Science I (災害科学・安全学基礎Ⅰ)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Sciences II (災害科学・安全学基礎Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (持続可能な開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum) (持続可能な開発に資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修	10 必修

農芸化学専攻

	授業科目	講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専門科目	植物機能科学特論	講義又は演習	2	8 単位以上 を選択履修 すること。	—
	分子細胞生物学特論	〃	2		—
	微生物学特論	〃	2		—
	生物有機化学特論	〃	2		—
	天然物合成化学特論	〃	2		—
	食品化学特論	〃	2		—
	栄養生理学特論	〃	2		—
	食品機能分析学特論	〃	2		—
	天然物生命化学特論	〃	2		—
	食品機能開発学特論	〃	2		—
	Advanced Lecture on Biological Chemistry	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Food Science	〃	2		2 選択
	Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と 社会のレジリエンス)	〃	—		2 選択
	Hydro-Environmental Studies (水環境論)	〃	—		2 選択
	Energy and Resource Strategies (国際資源エネ ルギー戦略論)	〃	—		2 選択
	Disaster Control System (防災システム論)	〃	—		2 選択
	Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)	〃	—		2 選択
	International Society II (国際社会論Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Science I (災害科学・安全学基礎Ⅰ)	〃	—		2 選択
	Basics of Disaster and Safety Sciences II (災害科学・安全学基礎Ⅱ)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (持続可能な 開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
	Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum) (持続可能な開発に 資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修	10 必修

基盤科目 3 単位，総合基礎科目 4 単位以上，先端農学実践科目及び学術実践活動科目を合わせて 5 単位以上，専門科目 8 単位以上並びに研修科目 10 単位の計 30 単位以上を修得すること。

上記にかかわらず，ヒューマンセキュリティ連携国際教育プログラムの受講者は，必修科目 23 単位及び選択科目 8 単位以上を修得すること。

別表第 2（後期課程）

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
基盤科目	研究倫理学	講義又は演習	1	必修	1 必修
総合基礎 科目	農学データサイエンス演習	講義又は演習	2	2 単位以上 を選択履修 すること。	—
先端農学 実践科目	食の安全	講義又は演習	2		—
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2		—
	災害復興合同講義	〃	1		—
	スマート農業入門	〃	1		—
	生物多様性共生学	〃	2		—
	知財と産業開発	〃	2		—
学術実践 活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2		—
	国際活動実習	実習	2		—
	インターンシップ実習	〃	2		—
専門科目	生体分子化学	講義又は演習	2		—
	International Food & Agricultural Immunology Lecture (食と農免疫国際講義)	〃	2		2 必修
	Advanced Lecture on Plant Science	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Animal Science	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Marine Biology	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Agricultural Economics	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Biological Chemistry	〃	2		2 選択
	Advanced Lecture on Food Science	〃	2		2 選択

授業科目		講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ	
専 門 科 目	Human Security Advanced Subjects (ヒューマンセキュリティ先進科目)	Advanced Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス特論)	講義又は演習	—	2	ヒューマンセキュリティ先進科目から8単位以上を選択履修すること。
		Advanced Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス特論)	〃	—	2	
		Advanced International Development Studies (応用国際開発学)	〃	—	2	
		Advanced Food Economics (応用食料経済学)	〃	—	2	
		Advanced Environmental Security and Energy Security (環境とエネルギーの安全保障問題特論)	〃	—	2	
		Advanced Hydro-Environment Studies (水環境論)	〃	—	2	
		Advanced Energy and Resource Resilience Strategies (国際資源エネルギー戦略論特論)	〃	—	2	
		Advanced Disaster Control System (防災システム論特論)	〃	—	2	
		Advanced Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全特論)	〃	—	2	
		Advanced International Society II (国際社会論Ⅱ)	〃	—	2	
	Human Security Major Subjects (ヒューマンセキュリティ専門科目)	Special Lectures on Human Security A (Basics of Disaster and Safety Science I) (災害科学・安全学基礎Ⅰ)	講義又は演習	—	1 選択	
		Special Lectures on Human Security B(Basics of Disaster and Safety Sciences II) (災害科学・安全学基礎Ⅱ)	〃	—	1 選択	

授業科目			講義 その他	単位数	備考	ヒューマン セキュリティ
専 門 科 目	(ヒューマンセキュリティ専門科目)	Special Lectures on Human Security C(Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development) (持続可能な開発に資する事前防災投資)	〃	—		2 選択
		Special Lectures on Human Security D(Pre-disaster DRR Investment for Sustainable Development (Practicum)) (持続可能な開発に資する事前防災投資 (実践))	〃	—		2 選択
研修科目		基幹講座研修	演習	6	必修	6 必修
		博士論文研修	演習	6	必修	6 必修

基盤科目 1 単位，総合基礎科目，先端農学実践科目，学術実践活動科目及び専門科目を合わせて 2 単位以上並びに研修科目 12 単位の計 15 単位以上を修得すること。

上記にかかわらず，ヒューマンセキュリティ連携国際教育プログラムの受講者は，必修科目 15 単位，Human Security Advanced Subjects（ヒューマンセキュリティ先進科目）から 8 単位以上，及びその他の科目から 2 単位以上の合計 25 単位以上を修得すること。

農学部・農学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ

制 定 令和5年10月5日
学部教授会・研究科委員会

- 1 農学部・農学研究科において開設する授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次のとおりとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作及び学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

(学位関係)

東北大学学位規程

制 定 昭和30年1月1日

平成30年3月29日規第56号

(趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士（文 学）
教 育 学 部	学士（教 育 学）
法 学 部	学士（法 学）
経 済 学 部	学士（経 済 学）
理 学 部	学士（理 学）
医 学 部	学士（医学、看護学又は保健学）
歯 学 部	学士（歯 学）
薬 学 部	学士（創薬科学、薬学）
工 学 部	学士（工 学）
農 学 部	学士（農 学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士（文 学）
教 育 学 研 究 科	修士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科	修士（法 学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	修士（理 学）
医 学 系 研 究 科	修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）
歯 学 研 究 科	修士（口腔科学）

薬学研究科	修士（薬科学）
工学研究科	修士（工学）
農学研究科	修士（農学）
国際文化研究科	修士（国際文化）
情報科学研究科	修士（情報科学）
生命科学研究科	修士（生命科学）
環境科学研究科	修士（環境科学）
医工学研究科	修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	博士（文学）
教育学研究科	博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科	博士（法学）
経済学研究科	博士（経済学又は経営学）
理学研究科	博士（理学）
医学系研究科	博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯学研究科	博士（歯学）
薬学研究科	博士（薬科学又は薬学）
工学研究科	博士（工学）
農学研究科	博士（農学）
国際文化研究科	博士（国際文化）
情報科学研究科	博士（情報科学）
生命科学研究科	博士（生命科学）
環境科学研究科	博士（環境科学）
医工学研究科	博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。
- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科	公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科	会計修士（専門職）

(学士の学位授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定定期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第2条に規定する特定定期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料

料の額は、1件につき75,000円とする。

- 3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

- 2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。
- 3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の

結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。
- 4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文（博士）」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - 二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

附 則（平成30年3月29日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規定による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第1～第5号（省略）

別記様式第6号（第6条第1項の規定による学位申請書の様式）

年 月 日

東北大学総長

〇〇〇〇 殿

現住所

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

博士の学位授与について（申請）

貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士（〇〇）の学位の授与を申請します。

提出論文及び添付書類

- | | |
|-----------|------|
| 1 博士論文 | 1 部 |
| (ほかに参考論文) | (部) |
| 2 履歴書 | 1 部 |
| 3 論文目録 | 1 部 |
| 4 論文内容要旨 | 1 部 |

備考 博士（〇〇）の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。（記入例 博士（文学）、博士（理学））

別記様式第7号（第6条第1項の規定による論文目録の様式）

論文目録

氏 名			
博士論文			
(冊)			
題 名	公表の方法	公表の年月日	
参考文献 題 名	公表の方法	公表年月日	冊数

備考

- 1 論文題名（博士論文、参考論文）が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文（博士論文、参考論文）が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号（第6条第1項の規定による履歴書の様式）

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男 ・ 女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道府県	(郵便番号)		
学 歴 年 月 日 卒業 ----- ----- ----- 研究歴 年 月 日 ----- ----- ----- 職 歴 年 月 日 ----- ----- -----			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後（大学を卒業していない場合には、最終出身学校）について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

東北大学大学院農学研究科修士学位論文審査内規

制 定 平成18年 6 月 8 日 研究科委員会

最新改正 平成22年11月11日 研究科委員会

(趣 旨)

第1条 東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）における東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定。以下「学位規程」という。）第5条第2項の規定による学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(審査会)

第2条 東北大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、学位論文の審査及び最終試験を行わせるため、審査会を設置する。

(組織及び委嘱)

第3条 審査会は、研究科委員会構成員2人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員は、2分野以上から選出し、委嘱するものとする。

2 前項に規定する者のほか、研究科委員会が必要と認めたときは、学位規程第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。

なお、同条2項により審査委員に委嘱できる教員等は、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 寄附講座の教授及び准教授
- 二 連携講座の客員教授及び客員准教授

(主 査)

第4条 審査会に、主査を置く。

(論文審査及び最終試験)

第5条 学位論文の審査及び最終試験の実施方法は、各専攻に委ねる。

(論文審査及び最終試験の成績表示)

第6条 学位論文の審査の成績は、A A, A, B, C又はDで表示し、A A, A, B及びCを合格とする。成績は公表しない。

2 最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成18年6月8日から施行する。
- 2 修士学位論文の審査委員についての申し合わせ（昭和62年3月12日制定）は廃止する。

附 則（平成19年11月8日改正）

この内規は、平成19年11月8日から施行する。

附 則（平成20年1月10日改正）

この内規は、平成20年1月10日から施行する。

附 則（平成22年11月11日改正）

この内規は、平成22年11月11日から施行する。

東北大学大学院農学研究科課程博士審査内規

制 定 平成18年9月14日 研究科委員会
最新改正 令和5年2月9日 研究科委員会

(趣 旨)

第1条 東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）における東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定。以下「学位規程」という。）第5条第2項の規定による学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(審査会)

第2条 東北大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、学位論文の審査及び最終試験を行わせるため、審査会を設置する。

(組織及び委嘱)

第3条 審査会は、研究科委員会構成員3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員は、学位論文提出者の副指導教員のうち少なくとも1名を含めて3分野以上から選出し、委嘱するものとする。

2 前項に規定する者のほか、研究科委員会が必要と認めたときは、学位規程第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。

なお、同条2項により審査委員に委嘱できる教員等は、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 寄附講座の教授及び准教授
- 二 連携講座の客員教授及び客員准教授

(主 査)

第4条 審査会に、主査を置く。

(論文審査)

第5条 学位論文の審査は、学位規程第5条第2項の規定により行う。

(最終試験)

第6条 最終試験は、学位論文に関連のある科目について行うものとする。

2 最終試験委員は、次により構成する。

- (1) 審査委員 全員
- (2) 研究科担当教員3人以上（1人以上は、当該講座以外の委員とし、審査委員と重複することはできない。）

(3) 1人以上は、異なる専門分野から選出するものとする。

3 最終試験の成立要件は、次のとおりとする。

(1) 審査委員については、全員出席するものとする。

ただし、やむを得ない理由があるときは、主査を除いて1人に限り、文書による報告を認める。

(2) 審査委員以外の委員については、1人に限り代理出席を認める。

4 最終試験の方法は、次のとおりとする。

論文発表（本人） 約40分

質疑応答
一般質問

約40分

(学位論文の審査等の成績表示)

第7条 学位論文の審査の成績は、AA、A、B、C又はDで表示し、AA、A、B及びCを合格とする。成績は公表しない。

2 最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

1 この内規は、平成18年9月14日から施行する。

2 農学研究科博士課程学位論文審査についての申合せ事項（昭和33年3月制定）は廃止する。

附 則（平成19年11月8日改正）

この内規は、平成19年11月8日から施行する。

附 則（平成20年6月12日改正）

この内規は、平成20年6月12日から施行する。

附 則（平成22年11月11日改正）

この内規は、平成22年11月11日から施行する。

附 則（令和5年2月9日改正）

この内規は、令和5年2月9日から施行する。

東北大学大学院農学研究科論文博士審査内規

制 定 昭和37年5月24日 研究科委員会

最新改正 令和5年2月9日 研究科委員会

(趣 旨)

第1条 東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）における東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定。以下「学位規程」という。）第6条第3項の規定による博士論文の審査及び学力の確認については、大学院通則・学位規程等に関する了解事項（昭和50年3月1日制定。以下「了解事項」という。）の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(審査会)

第2条 東北大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、博士論文の審査及び学力の確認を行わせるため、審査会を設置する。

(組 織)

第3条 審査会は、研究科委員会構成員3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員は、3分野以上から選出するものとする。

2 前項に規定する者のほか、研究科委員会が必要と認めたときは、学位規程第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。

なお、同2条により審査委員に委嘱できる教員等は、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 寄附講座の教授及び准教授
- 二 連携講座の客員教授及び客員准教授

(主 査)

第4条 審査会に、主査を置く。

(論文審査)

第5条 博士論文の審査は、本研究科において行う学位規程第5条第2項の規定による学位論文の審査と同一の方法により行う。

(学力の確認)

第6条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

なお、専攻分野の学力の確認には、本研究科が行う学位規程第11条の規定による最終

試験に準ずる審査（以下「最終試験」という。）を含むものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、博士論文に関連のある専攻分野の科目についてのみ行い、又は了解事項の定めるところにより行うことができる。ただし、学力の確認は必ず行うものとする。

3 学力の確認委員は、次により構成する。

(1) 審査委員 全員

(2) 研究科担当教員3人以上（1人以上は、当該講座以外の委員とし、審査委員と重複することはできない。）

(3) 1人以上は、異なる専門分野から選出するものとする。

4 学力の確認の成立要件は、次のとおりとする。

(1) 審査委員については、全員出席するものとする。

ただし、やむを得ない理由があるときは、主査を除いて1人に限り、文書による報告を認める。

(2) 審査委員以外の委員については、1人に限り代理出席を認める。

5 学力の確認の方法は、次のとおりとする。

論文発表（本人） 約40分

質疑応答
一般質問 } 約40分

（学力の確認を行う場合の研究歴の認定）

第7条 了解事項（学位規程）6の(2)又は(3)による学力の確認は、「大学院博士課程修了者と同等以上の研究歴」について、次の各号に掲げる研究歴の合計が、了解事項（学位規程）6の(2)による場合にあっては3年以上、了解事項（学位規程）6の(3)による場合にあっては5年以上となる者に対して行うものとする。

(1) 大学又は研究機関等において研究に従事した期間

(2) 旧制大学院に在学した期間

(3) 前各号と同等以上の内容を有する研究期間

2 前項の規定による研究歴の認定は、研究科委員会が行う。

（博士論文の審査等の成績表示）

第8条 博士論文の審査の成績は、AA、A、B、C又はDで表示し、AA、A、B及びCを合格とする。成績は公表しない。

- 2 学力の確認の成績は、合格又は不合格とする。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、昭和60年3月14日から施行する。
- 2 農学研究科学位論文審査に関する内規（大学院の課程を経ない者について）（昭和37年5月24日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年9月14日から施行する。

附 則（平成19年11月8日改正）

この内規は、平成19年11月8日から施行する。

附 則（平成20年6月12日改正）

この内規は、平成20年6月12日から施行する。

附 則（平成24年3月8日改正）

この内規は、平成24年3月8日から施行する。

附 則（令和5年2月9日改正）

この内規は、令和5年2月9日から施行する。

学位論文等予備審査会に関する申合せ

制 定 平成11年3月10日 研究科委員会
最新改正 平成20年1月10日 研究科委員会

東北大学大学院農学研究科課程博士審査内規第2条及び東北大学大学院農学研究科論文博士審査内規第2条の規定による学位論文及び博士論文（以下「学位論文等」という。）の審査会に先立ち、学位論文等予備審査会（以下「予備審査会」という。）を開催する。また、予備審査会は、以下のとおり行うものとする。

1. 予備審査会は、専攻長の了解の基に研究科委員会構成員3人以上の審査委員をもって組織する。
ただし、審査委員は、3分野以上から選出すること。
2. 予備審査会は、指導教員（主査予定教員）が開催するものとする。
3. 予備審査会は、学位論文等としての研究内容を点検するとともに、学位論文等の提出に関する指導及び助言を与えるものとする。
4. 指導教員は、予備審査会の審査結果に基づき、専攻長と協議し、その提出時期（予備審査会から1年以内）を決定するものとする。

学位論文提出に係る公表論文に関する申合せ

制 定 平成23年11月10日 研究科委員会
最新改正 令和4年9月8日 研究科委員会

学位論文を提出する者は、東北大学大学院農学研究科課程博士審査内規第2条の規定による審査会の設置に先立ち、学術雑誌等に第一著者として査読を受けた公表論文（学位論文の内容に関連があるもの）が1報以上掲載（印刷中のものも含む）されていること。

付帯事項

1. 第一著者とは、第一著者相当であることが公表論文に明記されているものも含まれる。ただし、執筆に際しての貢献度が筆頭著者と同等 (equal contribution) である旨の記載がある場合も公表論文として認める。なお、その場合は、論文提出者とは別の筆頭著者に、論文提出者が当該論文を学位論文（公表論文）として使用することに対する「承諾書」（所定様式）を作成してもらい、農学研究科に提出すること。
2. 公表論文は、自然科学系では原著論文（プロシーディング等は含めない）を指し、社会科学系では総説および著書を含むものとして、原則として英語で発表されたものとする。ただし、学問分野の特性を考慮し、大学院教務委員会の議を経て研究科委員会の承認により、英語以外の言語で発表されたものも認める。

大学院の課程を経ない者の論文博士審査に係る 公表論文に関する申合せ

制 定 平成24年6月14日 研究科委員会

大学院の課程を経ないで、博士論文の審査を受ける者は、東北大学大学院農学研究科論文博士審査内規第2条の規定による審査会の設置に先立ち、学術雑誌等に第一著者として査読を受けた公表論文（博士論文の内容に関連があるもの）が**5報以上**（印刷中を含む）あること。

付帯事項

1. 第一著者とは、第一著者相当であることが公表論文に明記されているものも含まれる。
2. 公表論文は、自然科学系では原著論文（プロシーディング、アジェンダ等は含めない）を指し、社会科学系では総説および著書・著作を含むものとして、原則として英語で発表されたものとする。ただし、学問分野の特性を考慮し、大学院教務委員会の議を経て研究科委員会の承認により、英語以外の言語で発表されたものも認める。
3. 社会科学系においては、著書・著作を、複数報の公表論文相当とみなす場合があり、これについては、予備審査会に諮り決めるものとする。ただし、既公表論文の再録を含む場合は、既公表論文をカウントしない。
4. JSPS-RONPAKU 制度による論文博士審査を受ける者は、この申合せは該当しない。

附 則

この申合せは平成26年4月1日から施行する。

農学研究科 学位論文に係る評価に当たっての基準

制 定 令和2年1月9日 研究科委員会

最新改正 令和5年2月9日 研究科委員会

○ 博士論文（課程修了によるもの）の評価基準

（ア） 満たすべき水準

- ① 食料，健康，環境に関する高度な専門的知識と学識を備え，バイオサイエンス，バイオテクノロジーなどの先端技術を活用し，専攻分野において，自立して独創的な農学研究を行う卓越した能力を有することを証明するに足るものであること。
- ② 社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ，常に高い目的意識と責任の下で，社会の発展に貢献することができるものであること。
- ③ 国際的視野と高度なコミュニケーション能力を有し，新しい農林水産業及び生物産業の創成を世界的水準で先導的に推進できるものであること。

（イ） 評価項目

- ① 論文の主題の背景にある社会的及び学術的な意義が認められること。
- ② 研究内容に新規性，創造性及び食料，健康，環境に関する応用的価値が認められること。
- ③ 論文の構成及び論述が適切であり，論理展開に整合性が認められること。
- ④ 独創的な農学研究を企画し，それを先導的に推進する能力が認められること。
- ⑤ 専攻分野に関連する先行研究を踏まえた広範な専門知識を網羅し，身につけていることが認められること。
- ⑥ 高い倫理性を持って研究に臨んでいたことが認められること。
- ⑦ 博士論文の研究内容を公表論文として公表していることが認められていること。

（ウ） 審査委員の体制

審査会は，研究科委員会構成員3人以上の審査委員をもって組織する。ただし，審査委員は，学位論文提出者の副指導教員のうち少なくとも1名を含めて3分野以上から選出し，委嘱するものとする。研究科委員会が必要と認めたときは，学位規定第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。なお，同条2項により審査委員に委嘱できる教員等は，寄附講座の教員及び准教授，連携講座の客員教授および客員准教授を含むものとする。

最終試験委員は，審査委員全員に加え，研究科担当教員3人以上（1人以上は

当該講座以外から、1人以上は異なる専門分野から選出する。また、審査委員と重複することは出来ない。)で組織する。

(エ) 審査の方法

- ▶ 博士論文を提出した者に対して、論文審査及び最終試験を行い、上記の評価項目により総合的に評価する。
- ▶ 最終試験は、論文発表(約40分)および質疑応答・一般質問(約40分)により行う。

○ 博士論文(論文提出によるもの)の評価基準

(ア) 満たすべき水準

- ① 食料、健康、環境に関する高度な専門的知識と学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用し、専攻分野において、自立して独創的な農学研究を行う卓越した能力を有することを証明するに足るものであること。
- ② 社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、常に高い目的意識と責任の下で、社会の発展に貢献することができるものであること。
- ③ 国際的視野と高度なコミュニケーション能力を有し、新しい農林水産業及び生物産業の創成を世界的水準で先導的に推進できるものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題の背景にある社会的及び学術的な意義が認められること。
- ② 研究内容に新規性、創造性及び食料、健康、環境に関する応用的価値が認められること。
- ③ 論文の構成及び論述が適切であり、論理展開に整合性が認められること。
- ④ 独創的な農学研究を企画し、それを先導的に推進する能力が認められること。
- ⑤ 専攻分野に関連する先行研究を踏まえた広範な専門知識を網羅し、身につけていることが認められること。
- ⑥ 高い倫理性を持って研究に臨んでいたことが認められること。
- ⑦ 博士論文の研究内容を公表論文として公表していることが認められていること。

(ウ) 審査委員の体制

審査会は、研究科委員会構成員3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員は、3分野以上から選出し、委嘱するものとする。研究科委員会が必要と認めたときは、学位規定第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。なお、同条2項により審査委員に委嘱できる教員等は、寄附講座の教員及び准教授、連携講座の客員教授および客員准教授を含むものとする。

(エ) 審査の方法

- 論文を提出した者に対して、論文審査及び学力の確認を行い、上記の評価項目により総合的に評価する。
- 論文審査は、本研究科において行う学位規定第5条第2項の規定に寄る学位論文の審査と同一の方法により行う。
- 学力の確認には、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。なお、専攻分野の学力の確認には、本研究科が行う学位規程第11条の規定による最終試験に準ずる審査を含むものとする。特別の理由があると認めるときは、博士論文に関連のある専攻分野の科目についてののみ行い、又は了解事項の定めるところにより行なうことができる。ただし、学力の確認は必ず行うものとする。
- 学力の確認委員は、審査委員全員に加え、研究科担当教員3人以上（1人以上は当該講座以外から、1人以上は異なる専門分野から選出する。また、審査委員と重複することは出来ない。）で組織する。
- 最終試験は、論文発表（約40分）および質疑応答・一般質問（約40分）により行う。

○ 修士論文の評価基準

(ア) 満たすべき水準

- ① 食料、健康、環境に関する高度な専門的知識と学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用し、専攻分野において、独創的な農学研究を行う能力を有することを証明するに足るものであること。
- ② 社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、常に高い目的意識と責任の下で、社会の発展に貢献することができるものであること。
- ③ 新しい生物産業の創成を国際的な視野を持って発信できるものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題の背景にある社会的及び学術的な意義が認められること。
- ② 研究内容に新規性、創造性及び食料、健康、環境に関する応用的価値が認められること。
- ③ 論文の構成及び論述が適切であり、論理展開に整合性が認められること。
- ④ 独創的な農学研究を推進する能力が認められること。
- ⑤ 専攻分野に関連する先行研究を踏まえた広範な専門知識を身につけていることが認められること。
- ⑥ 倫理性を持って研究に臨んでいたことが認められること。

(ウ) 審査委員の体制

審査会は、研究科委員会構成員2人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員は、2分野以上から選出し、委嘱するものとする。研究科委員会が必要と認めたときは、学位規定第9条に定める教員等に審査委員を委嘱することができる。なお、同条2項により審査委員に委嘱できる教員等は、寄附講座の教員及び准教授、連携講座の客員教授および客員准教授を含むものとする。

(エ) 審査の方法

- 修士論文を提出した者に対して、論文審査及び最終試験を行い、上記の評価項目により総合的に評価する。
- 論文審査及び最終試験の実施方法は、各専攻にゆだねる。

(その他)

東 北 大 学 研 究 生 規 程

制 定 昭和38年5月15日規第49号

改 正 令和元年11月26日規第77号

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学 部 研 究 生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの

三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、

同条第3項に規定する研究組織，組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において，前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
 - 二 大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 三 大学院の研究科において，前二号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項に定めるもののほか，外国人であって，大学院研究生を志願できるものの資格は，研究科の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は，別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は，所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学の許可を取り消す。
- 3 第1項の入学料の額は，別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は，返還しない。

第11条 研究生の在学期間は，1年以内とする。ただし，引き続き在学を願い出たときは，在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で，大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち，その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは，学生の履修に妨げのない場合に限り，選考の上，聴講を許可することがある。

- 2 前項の規定により聴講を許可された者は，聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。
- 3 第1項の規定により聴講を許可された者が，聴講単位の増減を願い出たときは，許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは，研究証明書を交付することがある。

- 2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が，聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは，聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則，命令に違反し，又は研究生の本分に反する行為のあった者は，懲戒する。

- 2 懲戒の種類は，戒告及び退学とする。

第15条 在学期間途中で退学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額、は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第13条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学科及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この規程は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

（省 略）

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

区 分	金 額	備 考
検 定 料	9,800円	
入 学 料	84,600円	
第16条第1項に定める授業料	29,700円	
第16条第3項に定める授業料	14,800円	

東 北 大 学 研 究 生 規 程 細 則

制 定 昭和38年 5月15日規第50号

改 正 令和元年11月26日規第78号

(入学の許可, 除籍等)

第1条 入学, 在学期間の延長若しくは退学の許可, 入学の許可の取消し又は除籍は, 教授会(教授会が置かれていない場合は, これに相当する組織。以下同じ。)又は研究科委員会の議を経て, 大学院の研究科, 学部, 附置研究所, 国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する機構, 同条第3項に規定する研究組織, 組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長(以下「部局長」という。)が行う。

(懲戒)

第2条 懲戒は, 教授会又は研究科委員会の議を経て, 部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第3条 研究証明書の交付は, 部局長が行う。

(聴講の許可等)

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は, 教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は, 研究科長等が行う。

附 則

この細則は, 昭和38年 5月15日から施行し, 昭和38年 4月1日から適用する。

(省 略)

附 則 (令和元年11月26日規第78号改正)

この細則は, 令和元年11月26日から施行し, 改正後の第1条の規定は, 令和元年10月1日から適用する。

東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

制 定 昭和52年3月15日
改 正 和令6年1月30日規第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學，再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。），転入學又は編入學（以下この条及び第6条において「入學」という。）を許可された者で，次の各号の一に該当するものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することがある。

- (1) 特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の特に優れた者をいう。）であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの
- (2) 入學前1年以内において，入學を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は入學を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により，入學料を納付することが著しく困難であると認められる者

第3条 本学の大学院の研究科に入學，再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。），転入學又は編入學（以下次項及び第6条において「大学院入學」という。）を許可された者で，経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することがある。

- 2 前項に規定する者のほか，大学院入學を許可された者で，前条第2号に該当するものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入学料の免除の額は、全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。
(免除の許可の願い出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入学料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- (1) 入学料免除願書
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- (4) 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- (5) その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学への入学又は大学院入学を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- (2) 入学又は大学院入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学若しくは大学院入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に入学料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(入学料の返付)

第11条 入学料の免除を許可された者のうち、既に入学料を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学料の免除を願い出た者のうち、既に入学料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学料のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

(死亡による免除等)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第2項の規定により入学料を返付される者は、第9条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第17条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則 (令和6年1月30日規第17号改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収 猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制 定 昭和48年5月15日
改 正 令和6年1月30日規第18号

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条—第7条の2）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条—第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条—第17条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第18条—第27条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第28条—第31条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第32条—第34条）

第6章 雑則（第35条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第43条第2項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第2条 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除願書
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相

当する額，第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額，又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡，災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し，授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては，その願い出により，授業料の免除を許可することがある。

- (1) 各学期の授業料の納期前6月以内(入学し，再入学し，転入学し，又は編入学した日(以下単に「入学した日」という。)の属する学期分の授業料の免除に係る場合は，入学した日前1年以内)において，学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって，相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は，当該事由が生じた日の属する学期の翌学期(入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは，入学した日の属する学期)に納付すべき授業料について行う。ただし，当該事由の生じた時期が，当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には，当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は，一の学期に納付すべき授業料について，その全額，3分の2の額，半額，3分の1の額又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を，総長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除願書
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- (4) 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。)

(5) その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願ひ出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第12条 授業料の免除の許可を願ひ出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願ひ出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であつて、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

(死亡等による免除)

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となつたことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(除籍による免除)

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生（当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者）の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- (2) 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- (3) 行方不明の者
- (4) その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第19条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第20条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第21条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第23条 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第24条 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第25条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第26条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第27条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第28条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額

に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第29条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。
- 3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。
- 4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第30条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第31条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が

行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科若しくは教育部の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑 則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和48年5月15日から施行する。

(省 略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

学生団体・集会・掲示・印刷物配布等の内規

制 定 昭和26年5月18日
最新改正 平成18年11月22日規第152号

学生団体, 集会, 掲示, 印刷物配布等の内規（昭和26年5月18日制定）の全部を改正する。

学生は、相互の敬愛と協力、知性と常識に従い、大学としてふさわしい環境の醸成と維持に努めなければならない。ゆえに学生は、次の行為を行うに当たっては、この内規の定めに従い行わなければならない。

一 学生団体

- 1 本学の学生が団体を組織し、その活動に当たって本学より部室の使用等の供与を受ける場合には、当該団体を組織しようとする学生の代表者は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者（以下「管理運営責任者」という。）に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 2 登録の申請に当たっては、所定の学生団体登録申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 設立年月日
 - (3) 目的
 - (4) 活動内容
 - (5) 規約
 - (6) 顧問教員、役員及び会員の氏名
 - (7) 前年度の活動内容
- 3 管理運営責任者は、第1項の申請が次に掲げる要件を充たす場合に限り、登録を許可するものとする。
 - (1) 本学の学生5名以上の会員で組織されていること。
 - (2) 本学の専任教員が、顧問教員として当該団体の運営と活動の指導に当たっていること。ただし、顧問教員が他の団体の顧問教員を兼任する場合、当該申請団体を含め、その数が3団体以内であること。
 - (3) 過去1年間に当該団体の目的に即した相当の活動実績があること。
- 4 前項の規定により登録の許可を得た団体（以下「登録学生団体」という。）の登録の有効期間は、1年とする。ただし、登録学生団体が、毎年5月31日までに所定の学生団体登録継続届に第2項に掲げる事項を記載の上、管理運営責任者に提出し、

前項に掲げる要件を充たす場合に限り、登録の更新を受けることができる。

- 5 登録学生団体が、学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届の記載事項を変更したとき又は解散したときは、速やかに管理運営責任者に届け出なければならない。
- 6 学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届に虚偽の記載があった場合又は登録学生団体が本学の規則に違反し、その他本学の秩序を乱すような行為を行った場合には、管理運営責任者は、当該団体の登録を抹消することができる。
- 7 登録申請若しくは登録継続の届出の結果不許可となった場合又は登録を抹消された場合は、当該通知のあった日から14日以内に限り、管理運営責任者に異議申立てを行うことができる。

二 集 会

- 1 登録学生団体その他の学生団体（以下「学生団体」という。）が学内において集会をしようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、所属の学部長、研究科長、教育部長又は管理運営責任者に届け出なければならない。ただし、次項の規定により施設の使用許可を申請する場合又は登録学生団体が平常使用している場所で活動内容の範囲内で集会をする場合はこの限りでない。
- 2 学生団体が集会のために施設を使用しようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、体育施設及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する施設にあっては管理運営責任者、その他の施設にあっては当該施設を管理する部局長に、所定の許可申請書を提出し、使用許可を受けなければならない。
- 3 集会をしようとする学生団体は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 建物又は諸器具を破損又は滅失した場合には弁償すること。
 - (2) 当該施設の使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。
 - (3) 学生の本分に反すること又は営利のために使用しないこと。
 - (4) 集会は午後9時以降に行わないこと。
 - (5) 拡声器を使用するときは講義の時間帯を避けるとともに、研究教育活動に支障のある場所での使用を避けること。
- 4 所管の部局長又は管理運営責任者は、業務上必要が生じたときは集会の場所若しくは使用期日の変更を求め、又は使用許可を撤回することができる。
- 5 所管の部局長又は管理運営責任者は、集会が学内の秩序を乱すおそれがあると判断したときは、その解散を命ずることができる。

三 掲 示

- 1 文書又はポスターを掲示しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、その文書又はポスターを添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理

運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者，その他の場所にあつては当該掲示場所を管理する部局長に届け出なければならない。

- 2 立て看板による掲示をしようとするときは，所定の用紙に必要事項を記載の上，片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者，その他の場所にあつては掲示場所を管理する部局長に申し出て，その許可を得なければならない。
- 3 掲示物には団体名及び責任者名を記載しなければならない。
- 4 掲示の内容は，虚偽のもの，他人の名誉を毀損するもの又は風紀を乱すものであってはならない。
- 5 文書又はポスターの掲示に当たっては所定の掲示板を使用するとともに，その用紙の大きさは，原則として日本工業規格A2判（新聞紙1ページ大）以内としなければならない。
- 6 立て看板は，通行の妨害及び人身に危険の及ばない場所に設置するとともに，その大きさを小さくするよう努めるものとする。
- 7 掲示期間は原則として2週間とし，その期間を超えた場合は，責任者は速やかにこれを取り除くものとする。
- 8 前各項に違反した場合には，管理者がこれを撤去するものとする。

四 印刷物配布その他

- 1 本学構内及び各門付近で印刷物，物品等を配布又は販売しようとするときは，その印刷物，物品等を添えて，片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者，その他の場所にあつては当該場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 署名運動，募金運動及び世論調査を行う場合も前項に準ずる。

附 則（平成16年10月19日規第287号）

- 1 この内規は，平成16年10月19日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に改正前の学生団体，集会，掲示，印刷物配布等の内規の規定により受理され，又は許可された学生団体の結成若しくは継続，集会，掲示又は印刷物配布等は，それぞれ改正後の内規の相当規定により受理され，又は許可されたものとみなす。

附 則

この内規は，平成18年11月22日から施行する。

農学部・農学研究科国際交流室使用内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、農学部・農学研究科国際交流室（以下「交流室」という。）の使用について定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 交流室は、学生及び教職員等の国際交流の促進に資するために使用するものとする。

(休室日)

第3条 交流室の休室日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日及び祝日
- 二 12月28日から翌年1月4日まで
- 三 その他農学研究科長が必要と認める日

(使用時間)

第4条 交流室の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(遵守事項)

第5条 交流室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 交流室の施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）の保全に努めること。
- 二 使用する者は、目的以外に使用しないこと。
- 三 使用する者は、施設等に特別の工作をし、又は許可なく原状を変更しないこと。
- 四 その他農学研究科長が指示する事項

(損害賠償)

第6条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、交流室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年10月15日から施行する。

東北大学附属図書館農学分館利用規則

制 定 昭和55年3月13日
最新改正 令和5年1月31日

(総 則)

第1条 この規則は、東北大学附属図書館農学分館（以下「分館」という。）の利用について定めるものとする。

第2条 分館の利用は、館内閲覧、館外貸出、文献複写、相互利用、参考調査及び文献情報サービスとする。

第3条 分館を利用することができる者は、東北大学（以下「本学」という。）の学内者（教職員、研究員、学生、研究生、研修員、科目等履修生等）及び農学分館の利用を申し出た学外者とする。

第4条 分館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、分館長が必要と認めたときは、これを変更することがある。

平日 午前9時から午後8時まで

第5条 分館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (5) その他分館長が必要と認めた日

第6条 分館の利用を希望する者は、あらかじめ利用証（東北大学が発行する学生証又は身分証明書等を含む）の交付を受けるものとする。入館に際しては利用証を携帯し、係員の請求に応じてこれを提示しなければならない。一時利用の学外者については一時利用証を交付するものとする。

(館内閲覧)

第7条 利用者は、次に定める場合を除き、自由に館内閲覧することができる。

- (1) 図書に独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関

する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の汚損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

(4) 学位論文

(5) 分館長が特に定めるもの

2 学位論文及び分館長が特に定める図書の館内閲覧を希望する場合は、その旨申し出ることにより、館内閲覧することができる。

3 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(館外貸出)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる図書を除き、館外貸出を受けることができる。

(1) 未製本の学術雑誌

(2) 学位論文

(3) 索引誌、抄録誌及び文献目録

(4) 辞書、辞典、便覧、数表、人名録、地図等の参考図書

(5) 視聴覚資料

(6) 分館の業務上欠くことのできない資料

(7) その他分館長が館外貸出しを不適当と認めた図書

2 前項各号に掲げる図書であっても、分館長が特に認めたときは、館外貸出をすることがある。

第9条 第8条による館外貸出期間は、2週間とする。

館外貸出を受ける図書について第12条で定める館外貸出の予約がない場合には、申請により、その図書の館外貸出期間を更新することができる。ただし、更新は1回を限度とする。

第10条 第8条により館外貸出を受けることができる図書の冊数は、1人につき、同時数次の別なく教員、大学院学生、事務等職員、その他研究に従事する者にあつては10冊以内、学部学生等にあつては5冊以内、学外者にあつては2冊以内とする。

2 農学部における講義に特に必要があるとみとめるときは、前項の規定にかかわらず、

館外貸出冊数を増加する。

第11条 館外貸出を受ける場合は、所定の手続きにより係員に申込むものとする。

第12条 館外貸出中、製本中等の理由により館外貸出を受けることができなかった図書については、館外貸出の予約をすることができる。

第13条 農学部各分野等の図書使用主任者（以下「使用主任者」という）が研究上の必要から購入請求または寄贈した図書については、第9条の規定にかかわらず、使用主任者は、受入れと同時に長期にその図書の館外貸出しを受けることができる。

2 長期館外貸出中の図書について他の利用者からの閲覧及び館外貸出の申込みがあった場合は、支障がない限りこれに応ずるものとする。

3 長期館外貸出中の図書については、使用主任者がその保管についての責任を負い、毎年1回、長期館外貸出を受けた図書を点検し、その結果を分館長に報告しなければならない。

第14条 分館の業務上必要があるとき、又は館外貸出を受けた者が第26条の規定による制裁を受けたときは、分館長は、館外貸出中の図書の返納を求めるものとする。

第15条 館外貸出を受けた者は、その図書を他人に転貸してはならない。

（文献複写）

第16条 教育と研究のため、文献の複写を希望する者は、複写を申込むことができる。

2 著作権法に抵触する複写及び分館長が複写することを不適当と認めた文献の複写については、申込みに応じない。

第17条 複写の申込手続料金については、「東北大学附属図書館文献複写内規」の定めるところによる。

第18条 複写機械を持参し、自ら複写をしようとする場合は、あらかじめ、分館長の許可を得なければならない。

（相互利用）

第19条 学内者が分館が所蔵する図書以外の本学が所蔵する図書の利用を希望する場合は、別に定める手続きにより、これを利用することができる。

第20条 学内者は前条の学内相互利用のほか、学外の他の機関が所蔵する図書の利用（文献複写、閲覧許可証等）を希望する場合は、分館にその斡旋を依頼することができる。

（参考調査）

第21条 教育と研究のため、必要がある場合には、文書、口頭、電話等により参考調査

を依頼することができる。

2 郵便による回答を要する場合には、利用者は返信料を添えるものとする。

第22条 参考調査の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) 研究者及び研究機関についての調査
- (2) 文献の所在についての調査
- (3) 文献の書誌的事項についての調査
- (4) 特定主題の文献についての調査
- (5) その他教育と研究に必要な事項についての調査

第23条 次の各号に該当する事項については、参考調査に応じない。

- (1) 特に経費又は時間を要し他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査又は文献目録の作成
- (2) 学生が自ら行うべき学習課題又は卒業論文に関する調査
- (3) 資料の鑑定と評価
- (4) その他分館長が回答することを不適当と認めた事項

(文献情報サービス)

第24条 学内者は、文献情報サービスを受けることができる。

2 情報検索サービスに要する経費は、情報検索サービスを受ける者が負担しその料金については、別に定める。

(制 裁)

第25条 利用中の図書を汚損し、破損し、又は紛失した場合は、直ちに届けでなければならない。

- 2 紛失した場合には、現物による弁済を求める。
- 3 修復不可能な汚損、破損については特に宥恕すべき理由がない限り、同一の図書又は相当額を弁済しなければならない。
- 4 汚損、破損した場合には、その修復費用の弁済を求める。

第26条 この規則に違反した者及び係員の指示に従わなかった者に対しては、一定の期間分館の利用を制限し、又は禁止することがある。

(個人情報漏えい防止のための措置)

第27条 図書に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照

合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 分館の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

（雑 則）

第28条 この規定に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 東北大学附属図書館農学分館利用規則（昭和49年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月31日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東北大学大学院農学研究科・農学部学生事故処理指針

最新改正 平成13年10月11日

(目的及び運用上の注意)

- 第1条** この指針は、農学研究科・農学部構内で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が学部学生、大学院学生、研究生（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。
- 2 学生は、本研究科・本学部構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針（平成13年9月10日学生生活協議会承認）に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。
- 3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先にするとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来すことのないよう留意しなければならない。

(火 災)

- 第2条** 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近隣の研究室等到大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体、の安全確保が可能となときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るとともに、速やかに、農学部・農学研究科事務室に通報するものとする。

(人の死傷)

- 第3条** 学生が人の死傷にかかわる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るとともに、農学部・農学研究科事務室に通報するものとする。

(物損事故)

- 第4条** 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに教職員又は農学部・農学研究科事務室に通報するものとする。

(盗 難)

- 第5条** 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに農学部・農学研究科事務室に通報するものとする。

(警察への通報)

- 第6条** 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら、警察に通報するものとする。

附 則

この指針は、平成13年10月11日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

国立大学法人東北大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程

平成18年1月25日 規第1号

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）におけるハラスメント等の防止・排除及びハラスメント等に関する問題の対応（以下「ハラスメント等の防止等」という。）に関し、必要な事項を定め、もって健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 セクシュアル・ハラスメント 他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為（本学の職員、学生その他本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）の間において、他者の人権を侵害する行為をいう。以下同じ。）

二 パワー・ハラスメント 優越的な地位等を利用した不適切な言動であって、業務を行う上で必要かつ相当な範囲を超えたものによる人権侵害行為（次号に掲げるものを除く。）

三 アカデミック・ハラスメント 教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為

四 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント 妊娠、出産、産前休暇、産後休暇その他の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）に定める妊娠又は出産に関する事由及び育児休業、介護休業その他の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）に定める子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する言動による人権侵害行為

2 この規程において「性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項各号に掲げる行為と同等の人権侵害行為をいう。

3 この規程において「ハラスメント等」とは、ハラスメント及び性暴力等をいう。

4 この規程において「部局」とは、総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以

下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等、組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等、本部事務機構及び監査室をいう。

(総長及び本学構成員の責務)

第3条 総長は、ハラスメント等のない健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持するため、本学におけるハラスメント等の防止等のために必要な施策を講じなければならない。

2 本学構成員は、ハラスメント等を行い、又は他者が行うハラスメント等を容認してはならない。

3 職務上管理監督する立場にある者は、健全で快適なキャンパス環境を確保するため、その職務の一環としてハラスメント等の防止・排除に努めるとともに、ハラスメント等に関する問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(ハラスメント等全学防止対策委員会)

第4条 本学に、本学におけるハラスメント等の防止等のための施策を統括させるため、ハラスメント等全学防止対策委員会（以下「全学防止対策委員会」という。）を置く。

(全学防止対策委員会の所掌事項)

第5条 全学防止対策委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ハラスメント等の防止・排除に関する対策について、企画立案し、及び実施すること。
- 二 部局のハラスメント等に係る問題の対応に関し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。
- 三 第14条に規定する全学相談窓口の運営等に関すること。
- 四 ハラスメント等に係る問題の解決に関すること。
- 五 その他ハラスメント等の防止等に関すること。

(組 織)

第6条 全学防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科又は国際文化研究科の教授 2人
- 三 理学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科又は医工学研究科の教授 2人
- 四 医学系研究科、歯学研究科又は薬学研究科の教授 1人
- 五 附置研究所（東北アジア研究センターを含む。）の教授 1人

六 高度教養教育・学生支援機構学生相談・特別支援センター長

七 高度教養教育・学生支援機構保健管理センター長

八 総務企画部長

九 人事企画部長

十 教育・学生支援部長

十一 その他全学防止対策委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第7条 全学防止対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、全学防止対策委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長は、ハラスメント等に係る問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(委 嘱)

第8条 第6条第2号から第5号まで及び第11号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任 期)

第9条 第6条第2号から第5号まで及び第11号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 全学防止対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者（学外者を含む。）を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(ハラスメント等全学調査委員会)

第11条 全学防止対策委員会は、本学構成員からハラスメント等の申立てがあり、必要と認めたときは、その事実関係の調査に当たらせるため、事案ごとにハラスメント等全学調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を置くことができる。

2 前項の全学調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント等全学調停委員会)

第12条 全学防止対策委員会は、本学構成員からハラスメント等の申立てがあり、その相手方となる当事者が応諾したときは、その調停に当たらせるため、事案ごとにハラス

メント等全学調停委員会（以下「全学調停委員会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の全学調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（専門委員会）

第13条 全学防止対策委員会は、第5条第1号に掲げる所掌事項を行わせるためその他ハラスメント等に関する特定の事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者（学外者を含む。）を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（全学相談窓口）

第14条 本学に、本学に係るハラスメント等に関する相談に対応させるため、全学相談窓口を設け、全学相談員を置く。

- 2 全学相談員は、全学防止対策委員会の委員長（以下「全学防止対策委員長」という。）の指名により、総長が委嘱する。
- 3 全学相談窓口におけるハラスメント等に関する相談は、面談によるほか、電話その他の方法で受け付けるものとする。
- 4 全学相談員は、相談に対し、その内容、状況等に応じ適切に対応するとともに、ハラスメント等に関する問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行う。
- 5 全学相談員は、前項の職務の遂行に当たっては、適宜、全学防止対策委員長又は第19条に規定するハラスメント等相談顧問に相談し、必要な助言を受けるとともに、必要に応じ関係部署と連携を図るものとする。
- 6 全学相談員は、ハラスメント等に関する相談内容を記録し、別に定める方法により、その概要を全学防止対策委員長に報告するものとする。
- 7 全学相談窓口の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（部局相談窓口）

第15条 部局に、当該部局に係るハラスメント等に関する相談に対応させるため、部局相談窓口を設け、部局相談員を置く。ただし、部局の事情を勘案し、全学防止対策委員会の定めるところにより、複数の部局が合同で部局相談窓口を設置することができる。

- 2 部局相談員は、当該部局の長（以下「部局長」という。）が委嘱する。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、部局相談員の職務等について準用する。この場合において、同条第5項中「全学防止対策委員長」とあるのは「当該部局長、全学防止対策委員長」と、同条第6項中「全学防止対策委員長」とあるのは「当該部局長及び全学防止

対策委員長」と読み替えるものとする。

- 4 部局相談窓口の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。

(部局の防止対策組織)

第16条 部局に、当該部局におけるハラスメント等の防止等に当たる組織（以下「部局の防止対策組織」という。）を置く。

- 2 前条第1項ただし書きの規定は、部局の防止対策組織の設置について準用する。
- 3 部局の防止対策組織の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。

(部局長の責務)

第17条 部局長は、当該部局におけるハラスメント等の防止等のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 部局長は、当該部局の部局相談窓口及び防止対策組織の運営等に関する規則を定め、又はこれを改めた場合は、全学防止対策委員長にその内容を報告しなければならない。
- 3 部局長は、ハラスメント等に関する問題への対処に当たり、全学防止対策委員長と必要な連携をとり、適切かつ迅速な問題解決に努めなければならない。
- 4 部局長は、全学防止対策委員長から助言又は勧告等があった場合は、これに従い適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(部局長に対する改善勧告)

第18条 全学防止対策委員長は、前条に規定する部局長の責務が十分に果たされていないと判断したときは、役員会の議を経て、当該部局長に対し、ハラスメント等の防止等に関する管理運営の改善を図るよう勧告することができる。

(ハラスメント等相談顧問)

第19条 本学に、ハラスメント等相談顧問（以下「相談顧問」という。）若干人を置く。

- 2 相談顧問は、全学相談員、部局相談員及びハラスメント等に関する問題に対処する部局長等の求めに応じ、専門的見地から助言を行う。
- 3 相談顧問は、全学防止対策委員長の指名により、総長が委嘱する。

(相談、申立て及び問題解決の手続き)

第20条 ハラスメント等に関する相談、申立て及び問題解決の手続きについては、別に定めるガイドラインに即して取扱うものとする。

(プライバシー等への配慮及び守秘義務)

第21条 ハラスメント等に関する問題解決に当たり、その手続きに関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密

を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 本学構成員は、ハラスメント等に関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメント等の防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事 務)

第23条 ハラスメント等の防止等に関する事務は、人事企画部及び教育・学生支援部と連携して、総務企画部において処理する。

(特定受託事業者に対するこの規程の適用)

第24条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項に規定する特定受託事業者（本学から特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第3項に規定する業務委託を受けた者に限る。）は、本学構成員とみなして、この規程の規定を適用する。

(雑 則)

第25条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省 略)

附 則（令和6年11月29日規第93号改正）

この規程は、令和6年11月29日から施行し、改正後の第24条の規定は、令和6年11月1日以降に本学から特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第3項に規定する業務委託を受けた特定受託事業者から適用する。

東北大学大学院農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館におけるハラスメントの防止等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年規第1号）（以下「規程」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、農学研究科・農学部（附属複合生態フィールド教育研究センターを含む。以下同じ。）及び附属図書館農学分館における相談窓口の設置及びハラスメントの防止等の対策等に関する審議組織の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この内規において、「ハラスメント」とは、規程第2条に規定するものをいう。

(相談窓口)

第3条 農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館の教職員、学生等に係るハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応させるため、合同の相談窓口を置く。

2 相談窓口に相談員を若干人置き、農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館の教職員のうちから、農学研究科長が指名する者をもって充てる。

3 前項による相談員は、男性及び女性各1人以上とする。

4 相談員は、必要があるときは、次条に規定するハラスメント防止委員会と連携し、問題の対応にあたるものとする。

(ハラスメント防止委員会)

第4条 農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館におけるハラスメントの防止等の対策等について審議するため、合同の審議組織として、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメントの防止、排除に関する対策についての企画立案に関する事項
- (2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関する事項
- (3) 相談窓口の運営等に関する事項
- (4) その他ハラスメントの防止等に関する事項

(組 織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農学研究科・農学部及び附属図書館農学分館の教職員のうちから農学研究科長が指名する者 5人
- (2) その他委員会が必要と認めた者 若干人
- (3) 事務長
(委員長及び副委員長)

第7条 委員長は、研究科長をもって充てる。

- 2 副委員長は、研究科長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(構成員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によって定める。
- 4 専門委員会の委員長は、専門委員会の会務を掌理する。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者をその組織に加えることができる。

(任期)

第10条 第6条各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(事案の対応)

第11条 研究科長は、ハラスメントの連絡及び報告を受けたときは、必要に応じて委員会を招集し、同委員会の下に研究科長が指名する委員で構成する調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、調査終了後、速やかに調査報告書を研究科長に提出するものとする。
- 3 委員会は、ハラスメントに起因する問題に対処しようとするときは、学部学生委員会及び大学院学生委員会に必要な応じて相談するものとする。

(庶務)

第12条 相談窓口及び委員会の庶務は、事務部総務係及び教務係が連携協力して処理する。

(雑 則)

第13条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月13日から施行し、平成18年2月1日から適用する。
- 2 東北大学大学院農学研究科・農学部、農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター及び附属図書館農学分館におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規（平成11年5月13日）は、廃止する。

東 北 大 学 農 学 部 翠 生 会 会 則

制 定 昭和37年 5月25日

最新改正 令和 3年 4月27日

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は東北大学農学部翠生会と称する。

第 2 条 本会は農学部職員及び学生の交誼を厚くし、会員相互の文化的向上、体育の増進を図ることを目的とする。

第 3 条 本会の紹介を年度始めに実施し、本会則に理解を示す農学部・農学研究科職員及び学生、生命科学研究科の一部教職員・学生を本会の会員とする。

第 2 章 組 織

第 4 条 本会には翠生会総会及び運営委員会を置く。

第 5 条 本会の事業は総会の決議に基づいて行う。

第 6 条 総会及びその他の会を開く場合、その日時、場所及び必要な議事は通常 3 日前までに提示する。

第 7 条 本会の役員は次のように定める。

- (1) 会 長 学部長を推す。会長は本会を統轄する。
- (2) 運 営 委 員 長 本会団体の代表者より 1 名を選出し、この任にあたる。運営委員長は会長を補佐し、会務を代行する。
- (3) 総務および会計 総務および会計係は年度毎にコース持ち回りとし、各係は原則 2 名より構成されるものとする。また、総務係はコチレドンの発刊にも携わるものとする。
- (4) 運 営 委 員 運営委員長を除く、本会団体の各代表者より構成されるものとする。
- (5) 会 計 監 査 職員及び学生会員中より各 1 名を総会において選ぶ。但し、上記 (1)～(4)の役員がこれを兼ねることはできない。

第 8 条 本会役員の任期は会長を除き 1 年とし、4 月末までに改選する。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 総会は会員をもって組織し、本会の目的達成に必要な諸般の事項を決議する。

第 10 条 総会は運営委員会が必要と認める時、及び会員の 3 分の 1 以上の要求がある時、

第6条の規定によって、会長がこれを開く。

第11条 総会における議事は、出席者の2分の1以上をもって決議する。なお、会長、運営委員長、総務・会計委員、会計監査は決議に参加することができない。

第12条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

第13条 運営委員会は本会運営に関する事項を討議し、総会の決議を執行する。

第14条 協議会には第2条の目的を達成するため次の部を設ける。

(1) 総 務 部

(2) 運 動 部

(3) 文化厚生部

第15条 運営委員会は会長又は運営委員長又は運営委員の5分の1以上の要求がある時、運営委員長がこれを開く。

第16条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の2分の1以上をもって決議する。

第3章 会 計

第17条 本会の経費は基金、寄附金及びその他の収入をもって行う。

第18条 本会の事業年度は原則5月1日をもって始まり、翌年度の4月末日をもって終わる。
前年度決算は4月末日までに終わる。

第19条 (削除)

附 則

第20条 本会則の改正は、総会の決議によって行う。

第21条 各役員の改選は、会員の5分の1以上の要求によって行うことができる。

第22条 会計に関しては、別の内規を設ける。

第23条 (削除)

第24条 第3条への統合にともない削除

第25条 この会則は令和3年4月27日から施行する。

第26条 令和3年度より、団体への補助金は廃止する。但し、留学生交流支援などの団体には補助を検討する。

第27条 会員より、運動会、福家杯、コチレドン、文化行事等の開催希望があった場合は、準備・実行委員会を設け、運営委員会が管理する。

第28条 コチレドンについて、令和2年度までの発刊形式は廃止する。令和3年度以降は、

新コチレドンとして、新任教職員の自己紹介文を4, 5月に学内限定閲覧で web 発刊する。

第29条 令和2年度からの繰越金は基金として管理し、公益性の高い事業への補助金として活用する。補助の要望は全会員から要望書を随時受け付け、本会総務係が取りまとめた後、本会運営委員会および翠生会会長の判断により補助の可否を決定する。

第30条 団体の設立および廃部にあたっては、運営委員会に届けを出し、総会の議決で認められる必要がある。

東 北 大 学 農 学 部 同 窓 会 会 則

制 定 昭和38年11月2日

最新改正 令和6年10月19日

(名 称)

第1条 本会は、東北大学農学部同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて東北大学農学部の発展に寄与することを目的とする。

(本部及び支部)

第3条 本会の本部は、東北大学大学院農学研究科内に置く。必要に応じ、支部を設けることができる。支部を結成する際は、代表者は本部に連絡し、常任代表幹事会の承認を得るものとする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 東北大学農学部卒業生、大学院農学研究科出身者、農学部在職教員及び旧教官・教員。農学部の現職員、旧職員で正会員になることを希望するもの。
- 2 準会員 東北大学農学部学生及び他大学出身の大学院農学研究科に属する院生。
- 3 名誉会員 農学部もしくは同窓会に貢献した正会員で、幹事会において推薦され、総会で承認されたもの。

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員名簿の管理
- 3 本会の決議に基づいて設立した財団法人翠生農学振興会との恒常的連携
- 4 その他必要と認めた事業

(役 員)

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名（うち1名を学部長とする。）
- 3 幹 事 24名

4 各支部の支部長

5 会計監査 2名

第7条 会長、副会長及び会計監査は、正会員の中から代表幹事会が選出する。

第8条 会長は、本会を代表する。副会長は、実務を総括し、会長に事故あるときは、会長の代理をするものとする。

第9条 幹事は、農学科（植物・経済）、畜産学科（動物）、水産学科（海洋）、農芸化学科（生化）、食糧化学科（生命）、生活科学科の正会員の中から15名、さらに学内より在職教職員のうち生物生産科学専攻から4名、農芸化学専攻（応用生物化学科より変更）から2名を選出する。常任幹事は学内選出の幹事が務める。幹事長と事務局長は、幹事の中から会長が指名する。幹事は本会の事業並びに庶務会計事務を処理する。会計監査は、本会の会計を監査する。

第10条 支部長は、本部と支部との連絡にあたる。

第11条 役員の任期は、2年とし、重任を妨げない。欠員により選出された者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、会長は1回に限り重任を妨げない。

（会 議）

第12条 本会には、次の会議を置く。

1 幹事会及び常任幹事会 会長は、必要に応じて、随時、会議を開き、本会の会務の円滑な遂行に努める。会員から、会の運営等に関する具申があった場合には、幹事会で検討し、必要な処理をする。

2 総会 この会の最高決議機関であり、1年に1回開催することを原則とする。

（会 計）

第13条 本会の経費は、会費並びに寄付金及びその他の費用をもってあてる。

第14条 本会の会計年度は、6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第15条 本会の予算及び決算は、毎年、会報によって、会員に報告しなければならない。

第16条 正会員の会費は年額2,000円、準会員の会費は年額1,000円とする。ただし、名誉会員については会費を免除する。

（申し合わせ事項）令和6年度の会費より、5年分一括納入制度を利用することができる。

1）会費を5年分（2,000×5年間＝10,000円）の分割引きとする。

2）死亡や退会希望の場合でも返金には応じない。

3）該当年度中は払込票の送付はしない。

第17条 会則の変更は、総会の決議により行うものとする。緊急の場合は、代表幹事の3分の2以上の同意を得て、暫定的に行うことができるが、総会の承認を得るものとする。ただし、会則の変更は事後において会員に通知し、その了承を得るものとする。

附 則

本会則は、令和6年4月1日より施行する。

7. 教職員一覽

- ・ 東北大学大学院農学研究科・農学部教職員一覽

東北大学大学院農学研究科・農学部教職員一覧

農学研究科長 教授 北澤 春樹
農学部長

大学院農学研究科

生物生産科学専攻

植物生命科学講座

(作物学分野)

教 授	本 間 香 貴	☎ (757) 4083
准教授	亀 岡 笑	
助 教	中 嶋 孝 幸	

(園芸学分野)

教 授	金 山 喜 則	☎ (757) 4091
准教授	加 藤 一 幾	
助 教	西 山 学	

(土壌立地学分野)

教 授	牧 野 知 之	☎ (757) 4099
助 教	濱 本 亨	

(植物遺伝育種学分野)

教 授	北 柴 大 泰	☎ (757) 4268
准教授	山 本 雅 也	

(植物病理学分野)

教 授	高 橋 英 樹	☎ (757) 4296
助 教	宮 下 脩 平	

(応用昆虫学分野)

教 授	堀 雅 敏	☎ (757) 4254
助 教	長 澤 淳 彦	
助 教	Shahenda AbuElEla Ali AbuElEla	

(環境適応植物工学分野)

教 授	鳥 山 欽 哉	☎ (757) 4231
准教授	伊 藤 幸 博	
助 教	五十嵐 圭 介	
特任助教	桑 原 康 介	

(森林生態学分野)

教 授 陶 山 佳 久
准 教 授 深 澤 遊
特任准教授 石 川 直 子

☎0229 (84) 7359

動物生命科学講座

(動物生殖科学分野)

教 授 種 村 健太郎
准 教 授 原 健士朗
助 教 菅 原 淳 史

☎ (757) 4305

(動物栄養生化学分野)

教 授 佐 藤 幹
准 教 授 喜久里 基

☎ (757) 4322

(動物遺伝育種学分野)

教 授 上 本 吉 伸

☎ (757) 4112

(動物生理科学分野)

教 授 盧 尚 建
准 教 授 芳 賀 聡

☎ (757) 4121

(動物機能形態学分野)

教 授 野 地 智 法
助 教 古 川 陸 実
助 教 庄 涛
助 教 ISLAM JAHIDUL
特任助教 (兼) 平 川 良 太

☎ (757) 4312

(動物微生物学分野)

教 授 田 仲 哲 也
准 教 授 戸 部 隆 太

☎ (757) 4364

(動物食品機能学分野)

教 授 北 澤 春 樹
准 教 授 西 山 啓 太
助 教 大 坪 和香子
特任助教 生 井 楓
特任助教 GONG WEICHEN

☎ (757) 4372

(草地—動物生産生態学)

教 授 小 倉 振一郎
助 教 乾 日 格

☎0229 (84) 7378

(動物環境管理学分野)

教 授 加 藤 健太郎
准教授 多 田 千 佳
助 教 福 田 康 弘
助 教 IQRA ZAFAR

☎0229 (84) 7391

水圏生産科学講座

(水圏動物生理学分野)

教 授 鵜 沼 辰 哉
准教授 長 澤 一 衛

☎ (757) 4131

(水産資源生態学分野)

教 授 片 山 知 史
助 教 村 上 弘 章

☎ (757) 4141

(水圏植物生態学分野)

教 授 青 木 優 和
助 教 鈴 木 はるか

☎ (757) 4152

(水産資源化学分野)

教 授 中 野 俊 樹
准教授 横 山 雄 彦

☎ (757) 4166

(生物海洋学分野)

教 授 大 越 和 加
准教授 西 谷 豪

☎ (757) 4243

(海洋生命遺伝情報学)

教 授 横 井 勇 人
准教授 中 嶋 正 道
准教授 酒 井 義 文

☎ (757) 4452/4457

(国際海洋科学)

教 授 (兼) Cheryl Lynn Ames

☎ (757) 4178

農業経済学講座

(環境経済学分野)

教 授 石 井 圭 一
准教授 井 元 智 子

☎ (757) 4182

(地域資源計画学分野)

教 授 角 田 毅 ☎ (757) 4191
准 教 授 米 澤 千 夏
助 教 MAGEZI EUSTADIUS FRANCIS

(国際開発学分野)

教 授 冬 木 勝 仁 ☎ (757) 4200
助 教 KEENI MINAKSHI

(農業経営学分野)

教 授 関 根 久 子 ☎ (757) 4207
准 教 授 水 木 麻 人
助 教 HAN SHUYU

栽培植物環境科学講座（協力講座）

(栽培植物環境科学分野)

教 授 (兼) 西 田 瑞 彦
(附属複合生態フィールド教育研究センター) ☎0229 (84) 7374
准 教 授 (兼) 田 島 亮 介
(附属複合生態フィールド教育研究センター)

沿岸フィールド生物生産学講座（協力講座）

(沿岸フィールド生物生産学分野)

教 授 (兼) 池 田 実
(附属複合生態フィールド教育研究センター) ☎0225 (53) 2436
准 教 授 (兼) 藤 井 豊 展
(附属複合生態フィールド教育研究センター)

農業政策学講座（連携講座）

(農業政策学分野)

教 授 (併) 小 泉 達 治 (農林水産省農林水産政策研究所)
准 教 授 (併) 若 松 宏 樹 (農林水産省農林水産政策研究所)

動物粘膜免疫学講座（共同研究講座）

教 授 (兼) 野 地 智 法 ☎ (757) 4312
客員教授 秋 山 元 英
助 教 (兼) 古 川 睦 実
特任助教 平 川 良 太

生殖技術開発講座 Repro-SOLEIL (寄附講座)

教授(兼) 種村 健太郎
教授 米山 裕
客員教授 村川 晴生
客員准教授 山田 健市
教授(兼) 野地 智法
准教授(兼) 原 健士朗

農芸化学専攻

生物化学講座

(植物栄養学分野)

教授 石田 宏幸
准教授 和田 慎也

☎ (757) 4287

(分子生物化学分野)

教授 原田 昌彦
准教授 堀籠 智洋

☎ (757) 4333

(酵素化学分野)

教授 小川 智久
准教授 二井 勇人
助教 日高 將文
助教 Khadija DAOUDI

☎ (757) 4341

(応用微生物学分野)

教授 金子 淳
助手 阿部 直樹

☎ (757) 4355

(生物有機化学分野)

教授 榎本 賢
助教 目黒 康洋

☎ (757) 4435

(植物細胞生化学分野)

教授 早川 俊彦
助教 小島 創一

☎ (757) 4276

(真核微生物機能学分野)

教授 新谷 尚弘
助教 渡部 昭
助教 張 斯来

☎ (757) 4445

食品天然物化学講座

(食品化学分野)

教 授 戸 田 雅 子

☎ (757) 4390

助 教 服 部 浩 之

(栄養学分野)

教 授 白 川 仁

☎ (757) 4402

准教授 大 崎 雄 介

(天然物生命化学分野)

教 授 山 下 ま り

☎ (757) 4425

准教授 此 木 敬 一

准教授 (兼) 工 藤 雄 大 (学際科学フロンティア研究所)

助 教 長 由 扶 子

(食品機能分析学分野)

教 授 仲 川 清 隆

☎ (757) 4416

准教授 永 塚 貴 弘

准教授 (兼) 加 藤 俊 治

助 教 伊 藤 隼 哉

助 教 乙 木 百 合 香

(テラヘルツ食品工学分野)

教 授 藤 井 智 幸

☎ (757) 4408

准教授 石 川 大 太 郎

助 教 楊 嘉 敏

発酵微生物学講座 (寄附講座)

教 授 阿 部 敬 悦

助 教 藤 田 翔 貴

助 教 渡 嘉 敷 直 杏

J-オイルミルズ油脂イノベーション講座 (共同研究講座)

教 授 (兼) 仲 川 清 隆

客員教授 佐 藤 俊 郎

准教授 加 藤 俊 治

グローバル農学教育 (ユニット)

教 授 Cheryl Lynn Ames

☎ (757) 4178

協力教員

教授 (兼) 佐々木 誠 (生命科学研究科)
〃 (兼) 有 本 博 一 (生命科学研究科)
〃 (兼) 石 川 稔 (生命科学研究科)
〃 (兼) 田 中 良 和 (生命科学研究科)
助教 (兼) 梅 原 厚 志 (生命科学研究科)
〃 (兼) 横 山 武 司 (生命科学研究科)
〃 (兼) 友 重 秀 介 (生命科学研究科)
〃 (兼) 高 橋 大 輝 (生命科学研究科)

技術部職員

部長・教授 (兼) 北 澤 春 樹
技術長・総括
技術専門員 伊 東 久美子
技術専門員 一 條 肇
技術専門職員 庄 司 こずえ
技術専門職員 佐々木 三 智
技術専門職員 近 藤 依 里
技術専門職員 岡 田 夏 美
技術専門職員 日 尾 彰 宏
技術一般職員 鈴 木 晶 子
技術一般職員 田 口 優 佳
技術一般職員 児 玉 孝 憲

東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター

技術部職員

部長(兼) 西田 瑞彦

川渡陸域部

技術専門員	千葉 孝
技術専門職員	佐藤 和也
技術専門職員	鈴木 和美
技術専門職員	赤坂 臣智
技術専門職員	佐々木 貴子
技術専門職員	加納 研一
技術専門職員	穴戸 哲郎
技術専門職員	高橋 佳代
技術専門職員	佐藤 理恵
技術専門職員	宇野 亨
技術専門職員	伊藤 俊
技術一般職員	藤田 典弘
技術一般職員	中山 拓也
技術一般職員	鈴木 政紀
技術一般職員	鈴木 貴恵

女川水域部

技術専門職員	鈴木 善幸
再雇用職員	平塚 豊一

農 学 部

生物生産科学科

作物学分野

教 授 (兼) 本 間 香 貴 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 亀 岡 笑 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 中 嶋 孝 幸 (生物生産科学専攻)

園芸学分野

教 授 (兼) 金 山 喜 則 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 加 藤 一 幾 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 西 山 学 (生物生産科学専攻)

土壤立地学分野

教 授 (兼) 牧 野 知 之 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 濱 本 亨 (生物生産科学専攻)

植物遺伝育種学分野

教 授 (兼) 北 柴 大 泰 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 山 本 雅 也 (生物生産科学専攻)

植物病理学分野

教 授 (兼) 高 橋 英 樹 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 宮 下 脩 平 (生物生産科学専攻)

応用昆虫学分野

教 授 (兼) 堀 雅 敏 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 長 澤 淳 彦 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) Shahenda AbuElEla Ali AbuElEla (生物生産科学専攻)

環境適応植物工学分野

教 授 (兼) 鳥 山 欽 哉 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 伊 藤 幸 博 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 五十嵐 圭 介 (生物生産科学専攻)

特任助教 (兼) 桑 原 康 介 (生物生産科学専攻)

森林生態学分野

- 教 授 (兼) 陶 山 佳 久 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 深 澤 遊 (生物生産科学専攻)
特任准教授 (兼) 石 川 直 子 (生物生産科学専攻)

栽培植物環境科学分野

- 教 授 (兼) 西 田 瑞 彦 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 田 島 亮 介 (生物生産科学専攻)

環境経済学分野

- 教 授 (兼) 石 井 圭 一 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 井 元 智 子 (生物生産科学専攻)

地域資源計画学分野

- 教 授 (兼) 角 田 毅 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 米 澤 千 夏 (生物生産科学専攻)
助 教 (兼) MAGEZI EUSTADIUS FRANCIS (生物生産科学専攻)

国際開発学分野

- 教 授 (兼) 冬 木 勝 仁 (生物生産科学専攻)
助 教 (兼) KEENI MINAKSHI (生物生産科学専攻)

農業経営学分野

- 教 授 (兼) 関 根 久 子 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 水 木 麻 人 (生物生産科学専攻)
助 教 (兼) HAN SHUYU (生物生産科学専攻)

動物生殖科学分野

- 教 授 (兼) 種 村 健太郎 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 原 健士朗 (生物生産科学専攻)
助 教 (兼) 菅 原 淳 史 (生物生産科学専攻)

動物栄養生化学分野

- 教 授 (兼) 佐 藤 幹 (生物生産科学専攻)
准教授 (兼) 喜久里 基 (生物生産科学専攻)

動物遺伝育種学分野

- 教 授 (兼) 上 本 吉 伸 (生物生産科学専攻)

動物生理科学分野

教 授 (兼) 盧 尚 建 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 芳 賀 聡 (生物生産科学専攻)

動物機能形態学分野

教 授 (兼) 野 地 智 法 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 古 川 睦 実 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 庄 涛 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) ISLAM JAHIDUL (生物生産科学専攻)

特任助教 (兼) 平 川 良 太 (生物生産科学専攻)

動物微生物学分野

教 授 (兼) 田 仲 哲 也 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 戸 部 隆 太 (生物生産科学専攻)

動物食品機能学分野

教 授 (兼) 北 澤 春 樹 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 西 山 啓 太 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 大 坪 和香子 (生物生産科学専攻)

特任助教 (兼) 生 井 楓 (生物生産科学専攻)

特任助教 (兼) GONG WEICHEN (生物生産科学専攻)

草地—動物生産生態学

教 授 (兼) 小 倉 振一郎 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 乾 日 格 (生物生産科学専攻)

動物環境管理学

教 授 (兼) 加 藤 健太郎 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 多 田 千 佳 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 福 田 康 弘 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) IQRA ZAFAR (生物生産科学専攻)

水圏動物生理学分野

教 授 (兼) 鷺 沼 辰 哉 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 長 澤 一 衛 (生物生産科学専攻)

水産資源生態学分野

教 授 (兼) 片 山 知 史 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 村 上 弘 章 (生物生産科学専攻)

水圏植物生態学分野

教 授 (兼) 青 木 優 和 (生物生産科学専攻)

助 教 (兼) 鈴 木 はるか (生物生産科学専攻)

水産資源化学分野

教 授 (兼) 中 野 俊 樹 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 横 山 雄 彦 (生物生産科学専攻)

生物海洋学分野

教 授 (兼) 大 越 和 加 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 西 谷 豪 (生物生産科学専攻)

海洋生命遺伝情報学

教 授 (兼) 横 井 勇 人 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 中 嶋 正 道 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 酒 井 義 文 (生物生産科学専攻)

国際海洋科学

教 授 (兼) Cheryl Lynn Ames (生物生産科学専攻)

沿岸フィールド生物生産学

教 授 (兼) 池 田 実 (生物生産科学専攻)

准教授 (兼) 藤 井 豊 展 (生物生産科学専攻)

応用生物化学科

植物栄養学分野

教授 (兼) 石 田 宏 幸 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 和 田 慎 也 (農芸化学専攻)

分子生物化学分野

教授 (兼) 原 田 昌 彦 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 堀 籠 智 洋 (農芸化学専攻)

酵素化学分野

教授 (兼) 小 川 智 久 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 二 井 勇 人 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 日 高 將 文 (農芸化学専攻)

助教 (兼) Khadija DAOUDI (農芸化学専攻)

応用微生物学分野

教授 (兼) 金 子 淳 (農芸化学専攻)

助手 (兼) 阿 部 直 樹 (農芸化学専攻)

生物有機化学分野

教授 (兼) 榎 本 賢 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 目 黒 康 洋 (農芸化学専攻)

植物細胞生化学分野

教授 (兼) 早 川 俊 彦 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 小 島 創 一 (農芸化学専攻)

真核微生物機能学分野

教授 (兼) 新 谷 尚 弘 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 渡 部 昭 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 張 斯 来 (農芸化学専攻)

食品化学分野

教授 (兼) 戸 田 雅 子 (農芸化学専攻)

助教 (兼) 服 部 浩 之 (農芸化学専攻)

栄養学分野

教 授 (兼) 白 川 仁 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 大 崎 雄 介 (農芸化学専攻)

天然物生命化学分野

教 授 (兼) 山 下 ま り (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 此 木 敬 一 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 工 藤 雄 大 (農芸化学専攻)

助 教 (兼) 長 由 扶 子 (農芸化学専攻)

食品機能分析学分野

教 授 (兼) 仲 川 清 隆 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 永 塚 貴 弘 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 加 藤 俊 治 (農芸化学専攻)

助 教 (兼) 伊 藤 隼 哉 (農芸化学専攻)

助 教 (兼) 乙 木 百合香 (農芸化学専攻)

テラヘルツ食品工学分野

教 授 (兼) 藤 井 智 幸 (農芸化学専攻)

准教授 (兼) 石 川 大 太 郎 (農芸化学専攻)

助 教 (兼) 楊 嘉 敏 (農芸化学専攻)

応用生命分子解析分野

教 授 (兼) 田 中 良 和 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

助 教 (兼) 横 山 武 司 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

活性分子動態分野

教 授 (兼) 石 川 稔 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

助 教 (兼) 友 重 秀 介 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

分子情報化学分野

教 授 (兼) 有 本 博 一 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

助 教 (兼) 高 橋 大 輝 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

生命構造化学分野

教 授 (兼) 佐々木 誠 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

助 教 (兼) 梅 原 厚 志 (生命科学研究科分子化学生物学専攻)

農学研究科・農学部非常勤講師

- 小 島 庸 平（東京大学大学院経済学研究科 准教授）
中 川 恵（山形県立米沢女子短期大学社会情報学科 准教授）
川 名 晶 子（NOSAI 宮城 家畜診療研修所 所長）
矢 野 智 樹（慶應義塾大学医学部 特任講師）
杉 村 智 史（東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院 教授）
西 川 正 純（宮城大学食産業学群 特任教授）
秋 山 清 二（東京海洋大学海洋生物資源学部 准教授）
織 田 健（酒類総合研究所醸造微生物研究部門 主任研究員）
寶 澤 篤（東北大学大学院医学系研究科 教授）
田 淵 貴 大（東北大学大学院医学系研究科 准教授）
中 谷 久 美（東北大学大学院医学系研究科 助教）
大 竹 博 行（宮城県柴田農林高等学校 教頭）
岩 佐 浩（仙台高等専門学校 特命教授）
渋谷 義 博（トライポッドワークス株式会社 IoT 技術部部长）
高 岸 且（株式会社パスコ東北事業部技術センター 上級主任技師）
竹之内 裕 文（静岡大学農学部 教授）
小山田 晋（東京農業大学生物産業学部 准教授）
豆 野 皓 太（北海道大学農学研究院 助教）
郷 古 雅 春（宮城大学事業構想学群 教授）
関 谷 直 也（東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 教授）
河 野 菜摘子（明治大学農学部 准教授）
藤 井 渉（東京大学大学院農学生命科学研究科 助教）
難 波 陽 介（一般社団法人家畜改良事業団）
鈴 木 伸之介（自然科学研究機構基礎生物学研究所 助教）
間世田 英 明（国立研究開発法人産業技術総合研究所 上級主任研究員）
筏 井 宏 美（北里大学獣医学部 教授）
山 崎 渉（京都大学東南アジア研究所 教授）
好 井 健太郎（長崎大学感染症共同研究拠点（現高度感染症研究センター）教授）
戸 次 一 夫（東北大学大学院法学研究科 教授）
泉 谷 謙二郎（東北大学産学連携機構知的財産部 特任准教授）
土 岐 和 雅（東北大学産学連携機構知的財産部 特任助教）
水 田 貴 信（株式会社東北テクノアーチ 代表取締役社長）
佐 藤 俊 郎（株式会社オイルフードデザインセンター 次長）
小 澤 壮 行（日本獣医生命科学大学 動物科学科 教授）

共 通 施 設

植物実験フィールド

技術専門職員 庄 司 こずえ

動物研究棟

特任助教 鈴 木 充 子

技術一般職員 児 玉 孝 憲

放射性同位元素実験施設

(管理事務室)

技術専門職員 日 尾 彰 宏

☎ (757) 4551

植物環境応答実験施設

技術専門職員 近 藤 依 里

☎ (717) 8795

附属複合生態フィールド教育研究センター

センター長
(併) 教 授 西 田 瑞 彦

副センター長
(総務情報担当)
(併) 教 授 加 藤 健太郎

副センター長
(教育研究担当)
(併) 教 授 池 田 実

I 複合生態フィールド制御部

(基幹分野 フィールド社会技術学 (協力分野))

教 授 (兼) 角 田 毅

准 教 授 (兼) 米 澤 千 夏

II 複合陸域生産システム部

(基幹分野 栽培植物環境科学)

教 授 西 田 瑞 彦

助 教 田 島 亮 介

(基幹分野 フィールド陸圏生態学)

教 授 (兼) 小 倉 振一郎

助 教 (兼) 乾 日 格

(基幹分野 フィールド環境システム生物学)

教 授 (兼) 加 藤 健太郎

准 教 授 (兼) 多 田 千 佳

助 教 (兼) 福 田 康 弘

(基幹分野 フィールド生物共生科学)

教 授 (兼) 陶 山 佳 久

准 教 授 (兼) 深 澤 遊

Ⅲ 複合水域生産システム部

(基幹分野 沿岸生物生産システム学)

教 授 池 田 実

准 教 授 藤 井 豊 展

食と農免疫国際教育研究センター

センター長
(併) 教 授 白 川 仁

副センター長
(研究)
(併) 教 授 原 田 昌 彦

副センター長
(教 育)
(併) 教 授 戸 田 雅 子

副センター長
(海 外)
(併) 教 授 野 地 智 法

次世代食産業創造センター

センター長
(併) 教 授 本 間 香 貴

副センター長
(併) 教 授 池 田 実

副センター長
(併) 教 授 仲 川 清 隆

教 授 大 谷 隆 二

特任准教授 (兼) 竹 岡 芳 成

特任准教授 (兼) 清 水 直 紀

放射光生命農学センター

センター長
（併）教授 原 田 昌 彦

副センター長
（併）教授 白 川 仁

広報情報室

食科学国際共同大学院推進室（GP-Food）

助 教 AFIFAH ZAHRA AGISTA ☎（757）4491

助 教 小 山 紗江佳

事 務 部

総 務 係 ☎（757）4003

教 務 室 ☎（757）4007

研究推進係 ☎（757）4002

経 理 係 ☎（757）4011

用 度 係 ☎（757）4014

施 設 係 ☎（757）4018

複合生態フィールド教育研究センター

総 務 係 ☎ 0229（84）7312

業 務 係 ☎ 0229（84）7356

附属図書館農学分館

分 館 長 戸 田 雅 子（農芸化学専攻）
（併）教授

図 書 係 ☎（757）4026

農学部・農学研究科所在地・電話番号

部 局 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
農学部・農学研究科教務室	〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 TEL 757-4007・4008
複合生態フィールド教育研究センター 複合陸域生産システム部	〒989-6711 宮城県大崎市鳴子温泉蓬田232-3 TEL 0229-84-7311
複合生態フィールド教育研究センター 複合水域生産システム部	〒986-2248 宮城県牡鹿郡女川町小乗2丁目10-1 TEL 0225-53-2436
食と農疫国際教育研究センター	〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 TEL 757-4003 (総務係)
次世代食産業創造センター	〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 TEL 757-4003 (総務係)
放射光生命農学センター	〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 TEL 757-4003 (総務係)

主 な 役 職 者

農学研究科長・農学部長	北 澤 春 樹 教授	動物食品機能学分野	757-4372
農学研究科副研究科長	仲 川 清 隆 教授	食品機能分析学分野	757-4416
農学研究科副研究科長	本 間 香 貴 教授	作物学分野	757-4083

コース代表

植物生命科学コース	堀 雅 敏 教授	応用昆虫学分野	757-4254/4255
農業経済学コース	関 根 久 子 教授	農業経営学分野	757-4183
動物生命科学コース	種 村 健太郎 教授	動物生殖科学分野	757-4305
海洋生物科学コース	鶴 沼 辰 哉 教授	水圏動物生理学分野	757-4131
生物化学コース	金 子 淳 教授	応用微生物学分野	757-4356
生命化学コース	藤 井 智 幸 教授	テラヘルツ食品工学分野	757-4408

専 攻 長

専 攻	専 攻 長	所 属	電話番号
生物生産科学専攻	片 山 知 史 教授	水産資源生態学分野	757-4141
農芸化学専攻	白 川 仁 教授	栄養学分野	757-4402

学 科 長

学 科	学 科 長	所 属	電話番号
生物生産科学科	冬 木 勝 仁 教授	国際開発学分野	757-4200
応用生物化学科	小 川 智 久 教授	酵素化学分野	757-4341

[MEMO]